

# 一宮町地域防災計画

一宮町防災会議



# 目次

## 第1編 総則

<b>第1章 総論</b> .....	<b>3</b>
第1節 計画の目的、構成及び範囲.....	3
第2節 計画の基本的な考え方.....	5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
<b>第2章 町の防災環境</b> .....	<b>15</b>
第1節 地勢概要.....	15
第2節 社会環境.....	20
第3節 過去の災害.....	21

## 第2編 地震・津波編

<b>第1章 総論</b> .....	<b>27</b>
第1節 地震・津波対策の基本方針.....	27
第2節 被害想定.....	30
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>34</b>
第1節 防災意識の向上.....	34
第2節 津波災害予防対策.....	41
第3節 火災等予防対策.....	47
第4節 建築物の耐震化等の推進.....	51
第5節 液状化災害予防対策.....	59
第6節 土砂災害等予防対策.....	61
第7節 要配慮者等の安全確保のための体制の整備.....	64
第8節 情報連絡体制の整備.....	70
第9節 備蓄・物流計画.....	72
第10節 防災施設の整備.....	75
第11節 帰宅困難者等対策.....	77
第12節 防災体制の整備.....	80
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>82</b>
第1節 災害対策本部活動.....	82
第2節 情報収集・伝達計画.....	107
第3節 地震・火災避難計画.....	128
第4節 津波避難計画.....	138
第5節 要配慮者等の安全確保対策.....	140
第6節 消防・水防、救助・救急及び医療救護活動.....	144
第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策.....	156

第8節	救援物資供給活動 .....	162
第9節	広域応援の要請及び相互応援 .....	168
第10節	自衛隊への災害派遣要請 .....	173
第11節	学校等における児童生徒の安全対策 .....	177
第12節	帰宅困難者等対策 .....	181
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策 .....	184
第14節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画 .....	194
第15節	ライフライン関連施設等の応急対策計画 .....	198
第16節	ボランティア活動支援計画 .....	208
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興計画 .....</b>	<b>212</b>
第1節	基本方針 .....	212
第2節	激甚災害の指定 .....	214
第3節	被災者生活安定のための支援 .....	215
第4節	津波災害復旧対策 .....	227
第5節	ライフライン関連施設等の復旧対策 .....	229
第6節	改良復旧及び災害復興 .....	235
<b>地震・津波編附編</b>		
<b>第1章</b>	<b>総論 .....</b>	<b>241</b>
第1節	計画策定の趣旨 .....	241
第2節	地震・津波編の附編としての位置付け .....	242
<b>第2章</b>	<b>事前の措置 .....</b>	<b>243</b>
第1節	東海地震に備え事前に促進すべき事項 .....	243
第2節	事業所に対する指導、要請 .....	245
第3節	広報及び教育並びに地震防災訓練 .....	247
<b>第3章</b>	<b>東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 .....</b>	<b>250</b>
第1節	東海地震に関連する情報の種類 .....	250
第2節	東海地震注意情報の伝達 .....	251
第3節	活動体制の準備等 .....	252
第4節	広報及び混乱防止の措置 .....	253
<b>第4章</b>	<b>警戒宣言発令に伴う対応措置 .....</b>	<b>254</b>
第1節	活動体制 .....	254
第2節	警戒宣言の伝達及び広報 .....	255
第3節	水防・消防等対策 .....	258
第4節	交通対策 .....	259
第5節	上水道、電気、通信等対策 .....	262
第6節	学校・病院・社会福祉施設等対策 .....	264
第7節	避難対策 .....	266

第8節	救護救援・防疫対策・保健活動対策	268
第9節	その他の対策	269
<b>第5章</b>	<b>住民等のとるべき措置</b>	<b>270</b>
第1節	住民のとるべき措置	270
第2節	自主防災組織のとるべき措置	273
第3節	事業所のとるべき措置	274
<b>第3編</b>	<b>風水害等編</b>	
<b>第1章</b>	<b>総論</b>	<b>279</b>
第1節	風水害等対策の基本方針	279
第2節	町土の保全	280
<b>第2章</b>	<b>災害予防計画</b>	<b>282</b>
第1節	防災意識の向上	282
第2節	水害予防対策	289
第3節	土砂災害予防対策	294
第4節	風害予防対策	299
第5節	雪害予防対策	302
第6節	火災予防対策	305
第7節	要配慮者等の安全確保のための体制の整備	308
第8節	情報連絡体制の整備	314
第9節	備蓄・物流計画	316
第10節	防災施設の整備	319
第11節	帰宅困難者等対策	321
第12節	防災体制の整備	323
<b>第3章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>325</b>
第1節	災害応急活動体制	325
第2節	情報収集・伝達計画	344
第3節	水防計画	366
第4節	避難計画	377
第5節	要配慮者等の安全確保対策	388
第6節	救助・救急及び医療救護活動	392
第7節	災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策	401
第8節	救援物資供給活動	407
第9節	広域応援の要請及び相互応援	413
第10節	自衛隊への災害派遣要請	418
第11節	学校等における児童生徒の安全対策	422
第12節	帰宅困難者等対策	426
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	428

第14節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	438
第15節	ライフライン関連施設等の応急復旧計画	442
第16節	ボランティア活動支援計画	452
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	<b>456</b>
第1節	基本方針	456
第2節	激甚災害の指定	458
第3節	被災者生活安定のための支援	459
第4節	ライフライン関連施設等の復旧対策	471
第5節	改良復旧及び災害復興	477
<b>第4編</b>	<b>大規模事故編</b>	
<b>第1章</b>	<b>総論</b>	<b>483</b>
第1節	大規模事故対策の基本方針	483
第2節	配備基準等	484
<b>第2章</b>	<b>大規模火災等対策計画</b>	<b>485</b>
第1節	大規模火災対策計画	485
第2節	林野火災対策計画	490
第3節	危険物災害対策計画	494
第4節	油等海上流出災害対策計画	500
<b>第3章</b>	<b>公共交通等事故対策計画</b>	<b>506</b>
第1節	海上災害対策計画	506
第2節	鉄道災害対策計画	510
第3節	道路災害対策計画	514
<b>第4章</b>	<b>放射性物質事故対策計画</b>	<b>518</b>
第1節	基本方針等	518
第2節	放射性物質事故予防対策	520
第3節	放射性物質事故応急対策	523
第4節	放射性物質復旧対策	528

# 第1編 総則





# 第1章 総論

## 第1節 計画の目的、構成及び範囲

### 1 計画の目的

一宮町地域防災計画（以下本計画において「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、一宮町防災会議が策定する災害対策に関する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本町においても、津波による床上浸水やアスファルトの損壊などにより大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、住民や事業所等の役割を明らかにし、地震・津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る必要な対策の基本について定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

### 2 計画の構成

町防災計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を策定しており、次の4編をもって構成している。

第1編	総則
第2編	地震・津波編
附編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編	風水害等編
第4編	大規模事故編

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成25年修正において新設したものである。

第2編 地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものであり、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、津波対策の充実を期するため、平成25年修正において従来の震災編を改称したものである。

第2編 地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編 大規模事故編は、林野火災、海難事故、油流出事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故など、大規模な事故災害特有の予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編 風水害等編の規定に準ずるものとする。

### 3 計画の範囲

町防災計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき知事から町長に委任された場合の計画、又は知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画、その他防災に関する各種の計画を包含するものとする。

なお、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関しては、この計画によるものとする。

## 第2節 計画の基本的な考え方

### 1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な災害を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。

また、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

### 2 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識されている。

大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応にはある程度の限界があり、また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応するには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておく必要があるため、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識した上で、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図るものとする。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、住民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努めるものとする。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながりによる力が大きく貢献しているところである。

町では少子高齢化や核家族化が進む中、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みを行うものとする。

さらに、民間団体等と町及び県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体や企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町においても、小売店との物資の確保や町社会福祉協議会とのボランティア活動支援、一時避難場所に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪を広げていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町や県をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

### 3 要配慮者や女性の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きく、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展により、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立を図るものとする。

### 4 計画に基づく施策の推進及び見直し

町防災計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画（以下本計画において「県防災計画」という。）の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

なお、見直しに当たっては、県防災計画及び各機関が策定する防災業務計画と矛盾又は抵触するものであってはならない。

## 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、町、県、その他防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図るものとする。

### 1 一宮町

- ア 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること。
- エ 災害の防除と拡大防止に関すること。
- オ 救助、防疫等、り災者の保護及び保健衛生に関すること。
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- ク 被災町営施設の応急対策に関すること。
- ケ 災害時における文教対策に関すること。
- コ 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること。
- サ 災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 被災施設の復旧に関すること。
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- セ 被災者の生活再建支援に関すること。

### 2 県

#### (1) 千葉県

- ア 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること。
- ケ 災害時における文教対策に関すること。
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- サ 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること。
- シ 災害時における交通及び輸送の確保に関すること。
- ス 被災施設の復旧に関すること。
- セ 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示、あっせん等に関すること。
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請及び国への派遣要請並びに隣接都県市間の相互応援協力に関すること。

- タ 災害救助法に基づく被災者の救助及び保護に関すること。
- チ 被災者の生活再建支援に関すること。
- ツ 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。

**(2) 長生地域振興事務所**

- ア 県災害対策本部長生支部（総務班・協力班）に関すること。
- イ 町の処理する事務及び事業の指導、あっせん等に関すること。
- ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。
- エ 災害救助に係る連絡及び調整に関すること。
- オ その他災害の防除と拡大の防止に関すること。

**(3) 長生健康福祉センター（長生保健所）**

- ア 県災害対策本部長生支部（健康福祉班）に関すること。
- イ 医療助産に関すること。
- ウ 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること。
- エ 防疫に関すること。
- オ 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること。
- カ 災害救助に係る連絡及び調整に関すること。
- キ その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
- ク 災害救助についての応援に関すること。

**(4) 長生土木事務所**

- ア 県災害対策本部長生支部（土木班）に関すること。
- イ 水防の全般に関すること。
- ウ 県管理の河川、道路、橋梁等の被災状況の調査及びその応急対策に関すること。
- エ その他土木関係の災害対策に関すること。
- オ 災害救助についての応援に関すること。

**(5) 長生農業事務所**

- ア 県災害対策本部長生支部（農業班）に関すること。
- イ 農業関係（土地改良事業を含む）の災害対策に関すること。
- ウ 災害救助についての応援に関すること。

**(6) 勝浦水産事務所**

- ア 県災害対策本部長生支部（水産班）に関すること。
- イ 水産関係の災害対策に関すること。
- ウ 災害救助についての応援に関すること。

**(7) 北部林業事務所**

- ア 県災害対策本部長生支部（林業班）に関すること。
- イ 林業関係の災害対策に関すること。
- ウ 災害救助についての応援に関すること。

**(8) 東部家畜保健衛生所**

- ア 畜産関係の災害対策（家畜伝染病の発生予防、まん延防止等）に関すること。

イ 災害救助についての応援に関すること。

(9) 県警察茂原警察署

- ア 避難の指示又は警告及び避難者の誘導に関すること。
- イ 被災者の救出・救助に関すること。
- ウ 死体（行方不明者）の捜索及び検視（見分）に関すること。
- エ 交通規制及び緊急輸送車両の確認に関すること。
- オ 被災地における犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること。
- カ 危険物の保全に関すること。
- キ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 第三管区海上保安本部銚子海上保安部

- ア 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。
- イ 船舶交通の安全及び危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。
- ウ 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。
- エ 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

(2) 関東農政局

- ア 災害予防対策
  - (ア) ダム、堤防、ひ門等防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関すること。
  - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
- イ 応急対策
  - (ア) 農業に関する被害状況のとりまとめ及び報告に関すること。
  - (イ) 災害時における種もみその他営農資材の確保に関すること。
  - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
  - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
  - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- ウ 復旧対策
  - (ア) 災害発生後の速やかな査定の実施及び農地の保全に係る海岸施設、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。
  - (イ) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること。
- エ その他
  - (ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
  - (イ) 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）。

(3) 東京管区気象台銚子地方気象台

- ア 気象、地象及び水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。

- イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関する事。
- ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関する事。

#### （4）関東総合通信局

- ア 電波及び有線電気通信の監理に関する事。
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設及び整備についての指導に関する事。
- ウ 災害時における非常通信の確保に関する事。
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事。
- オ 関東地方非常通信協議会の運営に関する事。
- カ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出しに関する事。

#### （5）千葉労働局

- ア 工場及び事業所における労働災害の防止に関する事。
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。

### 4 陸上自衛隊

#### ア 災害派遣の準備

- （ア）防災関係資料の基礎調査に関する事。
- （イ）自衛隊災害派遣計画の策定に関する事。
- （ウ）防災資材の整備及び点検に関する事。
- （エ）町防災計画、県防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事。

#### イ 災害派遣の実施

- （ア）人命又は財産の保護のため、緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。
- （イ）災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付、譲与等に関する事。

### 5 指定公共機関

#### （1）東日本電信電話（株）千葉支店、（株）NTTドコモ

- ア 電気通信施設の整備に関する事。
- イ 災害時における緊急通話の取扱いに関する事。
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。

#### （2）日本赤十字社千葉県支部

- ア 災害時における救護班の編成並びに医療、助産等の救護の実施に関する事。
- イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事。
- ウ 義援金の募集及び配分に関する事。

#### （3）日本放送協会千葉放送局

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事。



エ 被災者の受信対策に関すること。

(4) 東日本旅客鉄道(株)

ア 鉄道施設の保全に関すること。

イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

ウ 帰宅困難者対策に関すること。

(5) 日本通運(株)千葉支店

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(6) 東京電力(株)木更津支社

ア 災害時における電力供給に関すること。

イ 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(7) KDDI(株)

ア 電気通信施設の整備に関すること。

イ 災害時等における通信サービスの提供に関すること。

ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(8) 日本郵便(株)

ア 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。

イ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

ウ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。

(エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。

(オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。

6 指定地方公共機関

(1) 大多喜ガス(株)、(一社)千葉県LPガス協会

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

(2) (公社)千葉県医師会

ア 医療及び助産活動に関すること。

イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

(3) (一社)千葉県歯科医師会

ア 歯科医療活動に関すること。

イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

(4) (一社)千葉県薬剤師会

ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。

イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。

ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

(5) 千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム

ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。

イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

(6) (社)千葉県トラック協会、(社)千葉県バス協会

災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

7 公共的団体

(1) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部

ア 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること。

イ 人命の救助、救出及び応急救護に関すること。

ウ 消防・水防その他の応急措置に関すること。

エ 災害時の情報の伝達に関すること。

オ 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

(2) 長生郡市広域市町村圏組合消防団(第4支団)

ア 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること。

イ 人命の救助、救出及び応急救護に関すること。

ウ 危険物等の措置に関すること。

エ 災害時における障害物の除去に関すること。

オ 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること。

カ 避難活動及び避難誘導に関すること。

キ 水防作業に関すること。

ク その他消防・水防に関すること。

(3) 長生郡市広域市町村圏組合長生郡市環境衛生センター

ア ごみ処理の施設・設備の維持、管理及び応急対策に関すること。

イ し尿の収集、処理及び計画の策定に関すること。

(4) 長生郡市広域市町村圏組合水道部

ア 上水道施設の施設・設備の維持、管理及び災害予防に関すること。

イ 上水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動に関すること。

ウ 災害時における応急給水に関すること。

(5) 長生農業協同組合

ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。

イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。

ウ 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。

オ 農産物の需給調整に関すること。

(6) 千葉県森林組合長生事務所

- ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- イ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事。

(7) 九十九里漁業協同組合

- ア 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事。
- イ 共同施設等の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関する事。
- ウ 被災組合員に対する融資及びあっせんに関する事。

(8) 一宮町商工会

- ア 関連企業等の被害調査等の協力に関する事。
- イ 商工業者の災害対策及び災害復旧に関する事。

(9) 病院等医療施設

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事。
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
- エ 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事。

(10) (一社) 茂原市長生郡医師会

- ア 医療及び助産活動に関する事。
- イ 県又は他地区医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。

(11) (一社) 茂原市長生郡歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関する事。
- イ 県又は他地区歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。

(12) (一社) 茂原市長生郡薬剤師会

- ア 医薬品の管理、調達及び供給並びに調剤業務に関する事。
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事。
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関する事。

(13) 学校法人

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- イ 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事。
- ウ 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事。
- エ 被災施設の災害復旧に関する事。

(14) 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事。

(15) 社会福祉施設

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。

#### (16) 一宮町社会福祉協議会

- ア 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
- イ 災害時における日本赤十字社千葉県支部、一宮町赤十字奉仕団及び県社会福祉協議会との連絡、調整等に関すること。
- ウ 災害ボランティアセンターに関すること。

#### (17) 危険物取扱施設

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

### 8 住民及び事業所等

#### (1) 住民

- ア 自らの生命、身体及び財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図ること。  
また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い、行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること。
- イ 町、県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

#### (2) 自主防災組織

- ア 避難誘導及び避難所内被災者の支援業務に協力すること。
- イ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場所を町その他関係機関に連絡すること。
- ウ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- エ 災害時における広報広聴活動に関すること。
- オ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- カ 被害状況調査に協力すること。
- キ 被災区域内の秩序維持に協力すること。

#### (3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること。
- イ 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること。
- ウ 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること。

#### (4) ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援・救護活動の実施に寄与すること。

## 第2章 町の防災環境

### 第1節 地勢概要

#### 1 地勢

##### (1) 位置

本町は、房総半島の外洋九十九里浜沿岸の最南端東経140° 22'、北緯35° 21'の位置にある。東方は太平洋、南方はいすみ市、西は睦沢町、北方は長生村に接し、北西を過ぎると茂原市となる。

##### (2) 面積

本町の面積は、23.02km<sup>2</sup>であり、南北の距離約6kmにわたってやや「くの字形」に広がっている。

##### (3) 山地・平野

本町は、千葉県南部一帯を占める上総丘陵の南東部に、また、太平洋側に広がる九十九里平野の南端に当たり、町を南北に横断するJR東日本を境に西側を丘陵地とし、東はおよそ6kmの九十九里浜に沿って標高2m～5mの平坦地となっている。

##### (4) 河川

本町は、北部に二級河川の一宮川が東西に横断している。一宮川は、過去に度々浸水災害を受けており、河川激甚災害対策特別緊急事業等を含めた、河道拡幅などの河川改修工事を実施している。

一宮川以外にも北川尻川、南川尻川、鳴戸川、松子川などがあり、河川は湖沼とともに農業用水として重要であるばかりでなく、雑排水流末としての利用や洪水などの自然災害防止の役割を果たし、住民の生活と深い係りをもっている。

##### (5) 湖沼

本町は、一宮川より南側地域の丘陵地において、農業用のため池が大小合わせ20あまり散在している。その多くは老朽化が著しく、災害発生が危惧されるところである。施設の管理は土地改良区や地元農業団体で行っており、異常がある場合には町と連携をとり対処している。

##### (6) 海岸

本町は、海に近く気候も温暖であり、夏には一宮海水浴場が開設される。また、年間を通じサーフィンやボディボードなどマリンスポーツが盛んであり、世界的な大会も開催されている。

一方で一宮海岸に限らず九十九里浜全域においては、昭和40年代後半より次第に侵食性の高い海岸へと変貌をとげ、約10年間で砂浜が20～70mも後退している。砂浜の減少は、海水浴場としての機能に悪影響を及ぼしていることから、継続的な対策事業を県に依頼し、海岸の保全を図っている。

## 2 地質

### (1) 房総半島全般の地質

房総半島の地質構造は、南部の第三紀層、北部の第四紀層に分類される。

房総丘陵は、平均標高200mで、壮年期の断層山脈を主体とする。丘陵北部の地盤は、鶴舞層・秋元亜層・関亜層など、一般に上総層群とよばれる洪積世・鮮新世の地層によって構成される。

一方、南部は豊岡亜層・保田層・嶺岡層群など中新世の地質に属している。

両総台地は、上総北部から下総一円を占めるところからその名があり、台地の標高は20～30mほどである。その地盤は、成田層群・関東ローム層など、第四紀（洪積世）に属する地層によって構成される。

台地は樹枝状の侵食谷によって複雑に開析され、その周囲は低湿な平地となっている。

台地の東方には、九十九里平野が、広々と連なり、弓状形の海岸線が展開している。平野部の標高は5～10mで、その地盤は砂・れき・シルトなど、沖積世の軟弱な地層によって構成される。

一方、両総台地のはずれを利根川が流れて、茨城県との県境を形作っている。利根川は、上越国境に水源をもち、延長322km、銚子市の東で太平洋に注ぐ。この利根川の下流域に霞ヶ浦・北浦があり、縦横に水路をめぐらす水郷地帯となっている。河口部の銚子付近において、2畳紀層・白亜紀層など、中・古世代の地層が認められる。

以上のように、房総半島は、房総丘陵・両総台地とそれらを刻む沖積平野で特徴づけられる。それぞれの地形のもつ特性や、地盤の地質構成などは、地震災害、とりわけ震度分布・斜面崩壊・液状化現象等と深い関連性がある。

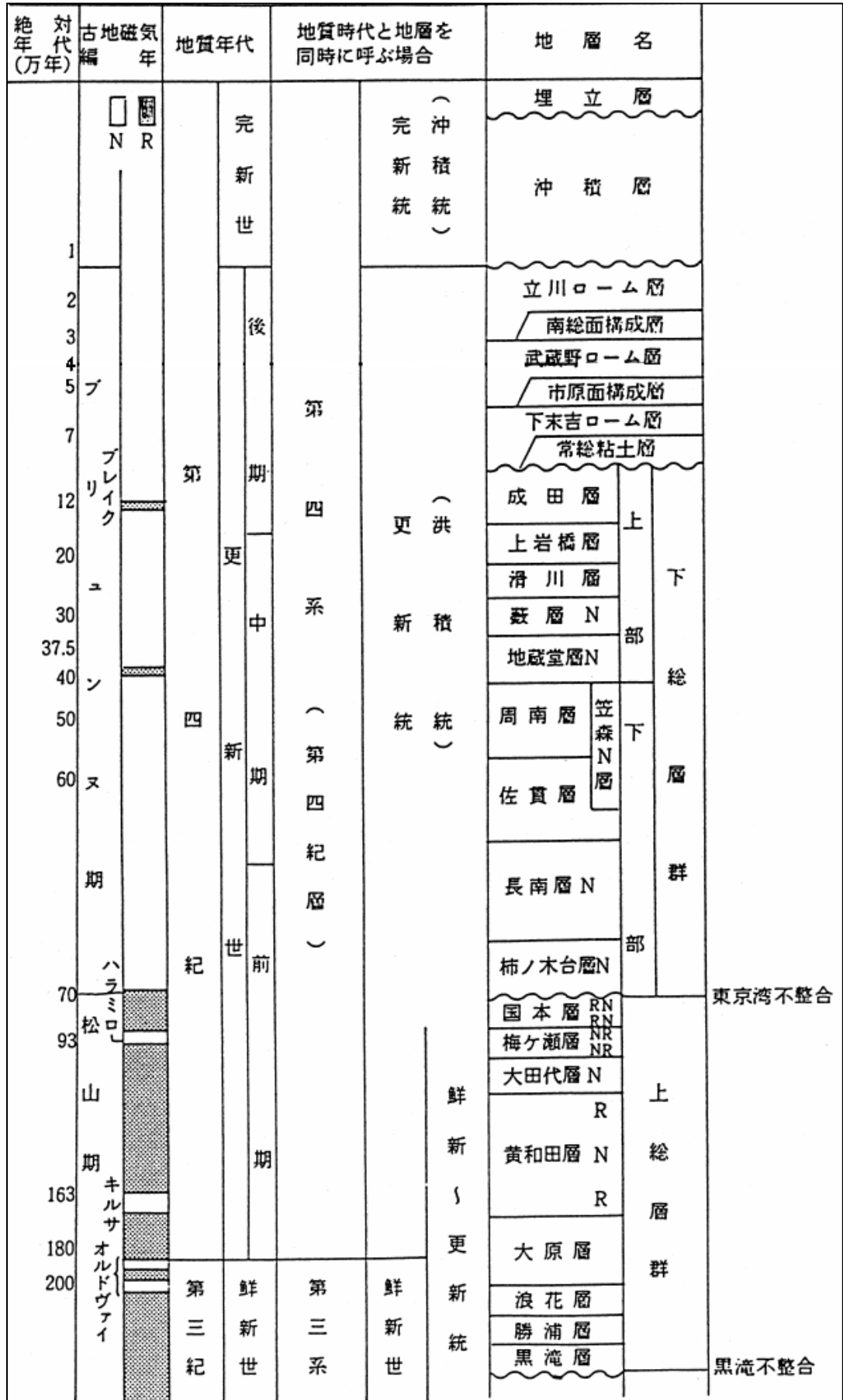
また、低地海岸部の微地形・水系などは、津波による浸水域の広がり大きく影響するものである。

### (2) 町域における地質

一宮町を構成する地質は、概して第四紀新層に属し、その大半は海成沖積の土砂であり、表土には褐色の埴土壌が見られる。砂質土壌、黒泥炭土のところもあるが、その表土は深さ0.15～0.25m程度で、低土は主として埴土壌か砂土壌である。

また、一部に黒泥土や泥炭土もあるが、一般に保水力は良く、地味可良といえるところは約70%である。

千葉県第四紀層







### 3 気象

#### (1) 気温

一宮町の気象は、黒潮と深いかかわりがあり、平均気温は、15.3℃と温暖な海洋性気候で、四季を通して過ごしやすい気候となっている。

#### (2) 降水量

降水量は、年間平均1,691.8mmで、9月から10月は特に降水量が多い。

#### (3) 積雪

積雪は、昭和62年には、年10日もあったが、平成3年の1日を最後に、0日となっている。

#### (4) 風

風については、本町が半島に位置していることから、他の内陸地域に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

#### 気象の概要

	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	日照時間 (時間)
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1986～2010
資料年数	30	30	30	30	25
1月	78.0	5.0	10.4	0.1	159.6
2月	78.9	5.5	10.6	0.7	149.4
3月	144.8	8.6	13.5	3.7	150.2
4月	132.3	13.6	18.7	8.8	168.2
5月	145.6	17.9	22.6	13.5	164.2
6月	178.4	20.9	25.1	17.4	129.9
7月	143.5	24.7	29.1	21.3	158.8
8月	122.3	26.3	31.1	22.7	195.0
9月	229.4	23.0	27.3	19.6	133.4
10月	232.7	17.5	22.2	13.7	122.4
11月	115.2	12.3	17.5	7.8	130.8
12月	62.8	7.4	13.0	2.5	154.4
年	1691.8	15.3	20.1	11.0	1811.9

(気象庁 気象統計情報 (観測地点：茂原))

## 第2節 社会環境

### 1 交通

本町の道路は、町の中央を南北に JR 外房線と並行するように国道 128 号が走っているほか、海岸沿いの主要地方道飯岡一宮線、津波災害時の重要な避難路となる県道 228 号一宮停車場線などが通っている。国道の整備は概ね終わり、県道は、現在、南総一宮線と一宮椎木長者線の 2 路線が整備中で、早期の完成が望まれている。

なお、町道の舗装率は、約 72% で、狭隘道路もまだあり、今後段階的に整備する必要がある。

鉄道は、JR 外房線が、千葉駅から房総半島の東岸（太平洋側）を經由し千葉県鴨川市の安房鴨川駅まで延びている。本町には上総一ノ宮駅及び東浪見駅があり、多くの住民に利用されている。

### 2 産業

産業についてみると、本町は農業を町を支える基幹産業として位置づけており、トマト、メロン、ナン、イチゴなどの農産物が特に有名である。

また、商業についても、上総一ノ宮駅周辺、国道 128 号線沿いに古くからの歴史を踏まえた商店街が展開しているほか、近年では、海岸の主要地方道飯岡一宮線沿いにも多くの商業関係施設が展開している。

その他、九十九里浜の地引網、国際大会が開催される全国有数のサーフスポット、上総一之宮玉前神社の伝統行事などの観光資源を活かして、本町の魅力を紹介する情報の発信にも取り組んでいる。

### 3 人口

人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 12,034 人と 10 年前に比べ 386 人増加している。一般世帯数についても 4,376 世帯と 10 年前に比べ 635 世帯増加しているが、人口の増加割合に比べ、一般世帯数の増加割合の方が大きく、核家族化の進行がうかがえる。

また、それほど顕著ではないものの、65 歳以上の人口割合についても、調査年ごとに増加傾向で推移しており、高齢化の進行を示している。

#### 一宮町の人口推移

調査年	人口	65 歳以上 (割合)	一般世帯数 (平均世帯人員)
平成 22 年	12,034 人	3,305 人	4,376 世帯
		(27.5%)	(2.75 人)
平成 17 年	11,656 人	2,989 人	4,011 世帯
		(25.6%)	(2.90 人)
平成 12 年	11,648 人	2,766 人	3,741 世帯
		(23.7%)	(3.11 人)

(国勢調査 (平成 22 年、平成 17 年、平成 12 年))

### 第3節 過去の災害

#### 1 本町及び本町周辺で影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人 命・ 家屋等の 被 害
	東経 北緯	震央 地名					
1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	南海 トラフ 沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0～7.5m、矢指戸村5.5～7.0m、岩船浦6.5～8.0m、御宿浦4.5～7.0m、沢倉村5.5～7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	VI	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
1855. 11. 11 (安政2年 10月2日)		東京湾 北部	7.2	VI	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
1923. 9. 1 (大正12年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	VI	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は、布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、行方不明者7名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
	東経 北緯	震央 地名					
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	V	山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖崩れの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	VI 弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれのように水平移動を繰り返す、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km <sup>2</sup> に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命及び財産を奪い去った。	平成24年3月1日現在、死者20名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者251名。 建物全壊798棟、半壊9,923棟、一部損壊46,828棟、建物火災15件、床上浸水154棟、床下浸水722棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道12,600戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気35万3千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
2012. 3. 14 (平成 24 年)		千葉県 東方沖	6.1	V 強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
2012. 4. 29 (平成 24 年)		千葉県 北東部	5.8	V 弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

※震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはマグニチュード7.0以上のものを記載

2 本町が影響を受けた主な風水害（平成2年以降）

年 月	雨量	被 害
平成2年 9月	124mm	床下浸水 12戸
平成2年 11月	256mm	床下浸水 47戸
平成3年 9月	158mm	床下浸水 1戸
平成3年 10月		床上浸水 2戸 床下浸水 14戸
平成7年 9月	349mm	床上浸水 38戸 床下浸水 99戸
平成8年 7月	388mm	床下浸水 39戸
平成8年 9月 台風17号	284mm	床上浸水 78戸 床下浸水 180戸 道路被害 39箇所 崖崩れ 7箇所 道路・農林業被害額 約143,840千円 ※町の最高雨量（56mm/時間）



## 第2編 地震・津波編





# 第1章 総論

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく県内においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成25年修正において従来の震災編を改称したものである。

## 第1節 地震・津波対策の基本方針

### 1 基本的視点

この計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たっては、次のような視点で行うものとする。

#### (1) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災等の巨大な津波が発生した場合、本町においても、施設の機能を越えた越流等が発生することが考えられる。

従って、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の高台、一時避難場所、避難所等への避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

#### (2) 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害、対応、教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設等にも大きな被害があった。

また、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道等のライフラインや学校、農業用施設等に被害があった。

これらの被害を受け、県では、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところである。

本町においては、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

### (3) あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのを想定することとする。

また、南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

## 2 基本方針

地震の発生を未然に防ぐことはできないが、対策を行うことで被害を最小限にすることは可能である。

そこで、住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、本町が有する資源を最大限有効に活用して、効果的に被害を軽減させる対策を実施する「減災」が重要となってくる。

町は、この「減災」に向かって、自助・共助・公助が連携して取り組むよう努めるものとする。

## 3 「減災」へ向けた主な施策と目標

次の3つの施策区分で減災対策を展開することにより、想定される地震・津波災害からの人的被害の軽減を図るとともに、直接被害だけでなく、間接被害も含めた経済被害額を軽減させることを目標とする。

### (1) 災害予防対策による減災

#### ア 自分自身の安全確保（自助）、

大きな被害が予想される地震・津波災害において、家屋の倒壊防止、家具の転倒防止等、地震に強い家づくり、家具の転倒防止を強力に促進するとともに、正しい防災知識の習熟、避難経路の確認など、「自らの身の安全は、自らが守る」という原則のもと、住民自らが率先して防災対策に努めるものとする。

#### イ 地域住民による安全確保（共助）

応援がなくても自主避難、初期消火活動及び救出活動ができるよう、各地区の自主防災組織の結成及び強化並びに消防団の充実を促進し、集落ぐるみの防災体制を確立するとともに、要配慮者への支援体制の強化を図るものとする。

#### ウ 町の率先した取組み（公助）

町は、率先して安全対策に努め、地域住民の安全を確保するため、防災活動の中心として活躍できるよう、普段から対策に努めるものとする。

## (2) 災害応急対策による減災

### ア 迅速な津波避難体制

海岸・河川地域における津波警報の伝達体制の整備及び自主防災組織による避難体制の整備並びに津波避難所の整備を行うものとする。

### イ 火災予防と初期消火

人命救助の基本課題として、二次災害（火災等）の発生防止に努めるとともに、初期消火に努めるものとする。

### ウ 人命救助の優先

消火後、倒壊家屋からの人命救助を最優先とする。

また、必要な資機材を確保するとともに、人命救助訓練を行うものとする。

### エ 情報体制の整備

地震・津波情報をいち早く広報するとともに、被害情報を収集して、組織的に的確な初期活動を行えるようにする。

## (3) 復旧・復興対策による減災

### ア 都市基盤施設等の復興対策の検討

被災した市街地、都市基盤施設等を迅速に復興するための対策の検討を行うものとする。

### イ 復興本部の体制づくり

復興本部の設置や運営を明確化するとともに、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

## 第2節 被害想定

### 1 地震・津波災害の特徴

元禄地震、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓をもとに、地震・津波災害の特徴をまとめると次のとおりであり、防災活動に際しては、特に留意していくものとする。

- (1) 本町を含む南関東地区は、地震予知連絡会により、観測強化地域に指定され、観測体制がとられているが、千葉県東方沖等の地震の予知は現在のところ困難であり、地震は突然に発生すると予想されること。
- (2) 地震は、津波を伴い、本町の沿岸部全域と一宮河口流域は浸水することが予想されるため、地震発生後、30分を目標にした速やかな避難が必要となること。
- (3) 計測震度6.5以上になると、地域全体にわたって建物の全壊・半壊が起これ、死者が多数出る可能性があるとともに、発生直後の二次災害が発生する可能性があること。
- (4) 夜間に発生した場合には、職員も多数が被災し、町の防災力が大幅に減少する可能性があり、住民による自主的な防災体制の整備が必要となること。
- (5) 家屋の倒壊まで至らないまでも、特に震度5弱以上になると、家具の転倒による被害が大きく、死者が出たり、ガラス等で足を怪我したりするなど、避難や救助活動、復旧活動等に支障が生じる可能性があること。
- (6) ライフライン（道路・橋梁、電気、上下水道、電話等）が寸断され、救助、消火、情報収集・発信、利用活動等、あらゆる面で支障が生じる可能性があること。
- (7) 被害（家屋倒壊、火災等）が同時多発のため、周辺地域からの発生直後の迅速な応援は期待できない可能性が高く、直後には住民の自主的・主体的な取り組みが必要となること。
- (8) 余震が頻発するとともに、関東大震災（相模沖地震）の時のように、関東大震災に続いて、翌日、勝浦沖でマグニチュード7.4の地震が起こるようなケースも考えられ、周辺都県からの応援が期待できない場合も含めて、救助・避難対策や応急復旧活動を想定しておく必要がある。

### 2 想定地震及び想定条件

本町の周辺において、過去に大きな被害を受けた地震は、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは200～300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の可能性が高い状況にある。

そのため、町は、県が平成19年度に実施した、地震被害想定調査をもとに、本町の地震被害の想定を行うものとする。

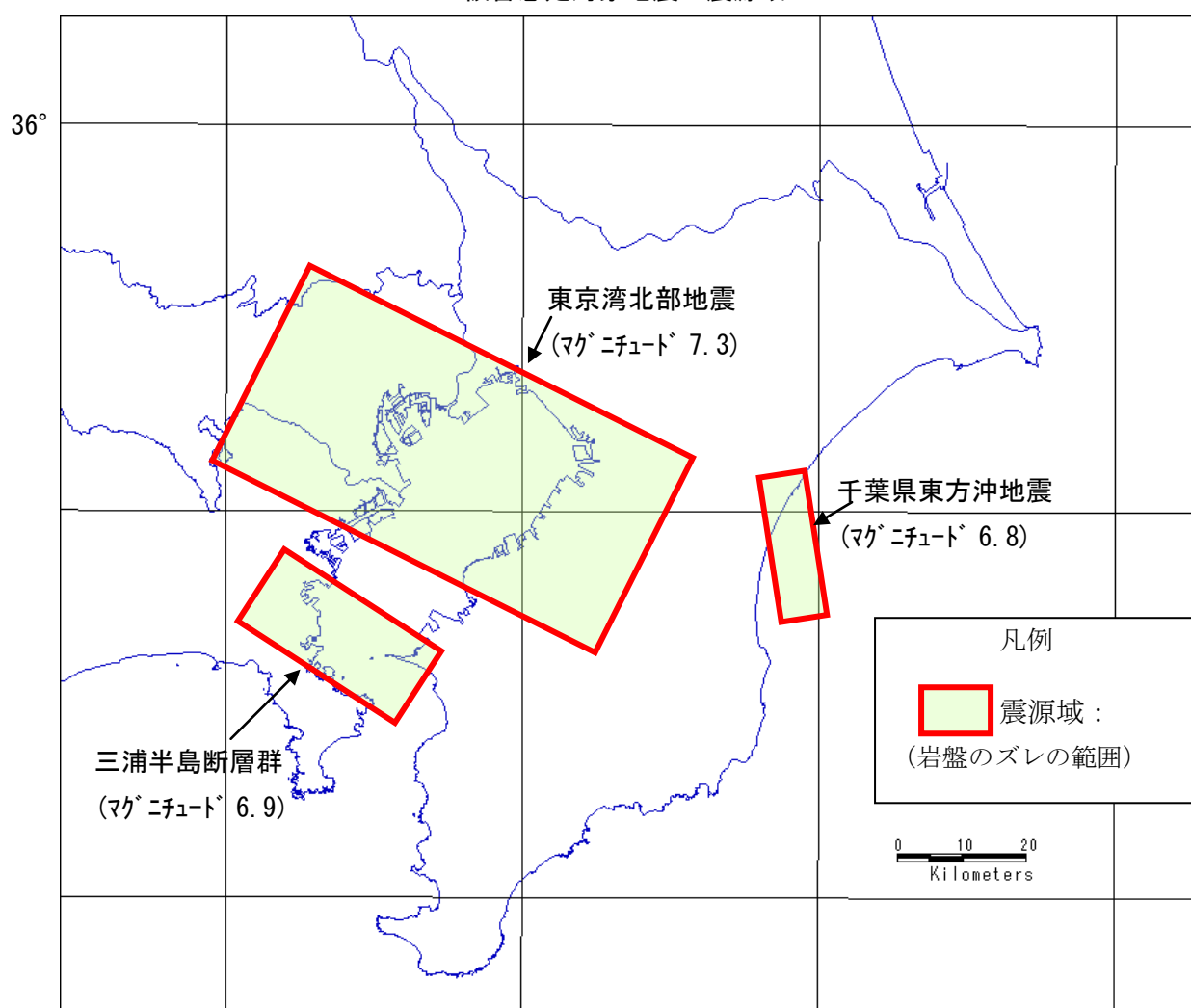
千葉県において、近い将来（今後100年程度以内）大きな影響を及ぼす可能性のある

マグニチュード7クラスの地震は、次の3つが想定されており、これらの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施している。

千葉県における想定地震

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層

被害想定対象地震の震源域



3 地震による被害の概要

「平成 19 年度 千葉県地震被害想定調査報告書」によると、本町における主な被害想定結果の概要は次のとおりである。(詳細については、「平成 19 年度 千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。)

本町における主な被害想定結果総括表

ケース		① 東京湾北部地震 18時・風速 9m	② 千葉県東方沖地震 18時・風速 9m	③ 三浦半島断層群 による地震 18時・風速 9m	
夜間人口 (人)		11,656	11,656	11,656	
昼間人口 (人)		8,881	8,881	8,881	
面積 (km <sup>2</sup> )		23	23	23	
震度別面積率	5弱以下	0%	4%	100%	
	5強	89%	95%	0%	
	6弱	11%	1%	0%	
	6強	0%	0%	0%	
建物棟数	計	7,265	7,265	7,265	
	木造	5,926	5,926	5,926	
	非木造	1,339	1,339	1,339	
原因別建物全 壊棟数	計	33	8	0	
	揺れ	26	4	0	
	液状化	6	4	0	
	急傾斜地 崩壊	1	1	0	
揺れ・液状化 建物全壊棟数	木造	29	6	0	
	非木造	3	1	0	
火災	炎上出火件数	0	0	0	
	焼失 棟数	全壊建物を含む	0	0	0
		全壊建物を含まない	0	0	0
人的被害	死者	計 (人)	0	0	0
		建物被害	0	0	0
		火災	0	0	0
		急傾斜地 崩壊	0	0	0
		ブロック 塀等の転倒	0	0	0
		屋外 落下物	0	0	0
	負傷者	計 (人)	32	17	0
		建物被害	29	10	0
		火災	0	0	0
		急傾斜地 崩壊	1	1	0
		屋内収容物の移動・ 転倒等	1	1	0
		ブロック 塀等の転倒	2	6	0
	うち 重傷者	計 (人)	2	3	0
		建物被害	0	0	0
		火災	0	0	0
		急傾斜地 崩壊	0	0	0
		屋内収容物の移動・ 転倒等	0	0	0
		ブロック 塀等の転倒	1	2	0
屋外 落下物		0	0	0	
避難者 (1日後) (人)		1,440	586	1	
帰宅困難者 (12時) (人)		1,727	1,727	921	
エレベーター閉じ込め台数		1	1	0	
要配慮者死者数 (人)		0	0	0	
自力脱出困難者 (人)		4	1	0	
震災廃棄物 (万t)		0	0	0	

#### 4 津波による被害の概要

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群による地震では、津波が顕著に発生しないため、県は、平成15年度から平成17年度にかけて元禄地震（1703年）及び延宝地震（1677年）を対象に、津波シミュレーションを実施し、津波による被害量を想定している。これに加え、新たな知見を加えた元禄地震の波源モデルで、新津波浸水予測図を作成している。

この津波による被害想定では、住民が避難行動を起こさないという条件で、北海道南西沖地震（1993年）での建物被害率と死傷者率の関係から死者数を算出しており、津波防災施設の効果が無い場合、県全体において、元禄地震では2,771名、延宝地震では1,653名が犠牲になると予測されている。

なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、県内に甚大な津波被害をもたらしたとされている。

新たな知見を踏まえた元禄地震（新元禄地震）の波源モデルでの本町における最大津波高等の予測は、次のとおりである。

沿岸津波高・到達時間・到達範囲表

	代 表 地 点 名	最大津波 高 T.P(m)	津波到達時間（分）		最大津波 浸水深(m)	最大浸水 距離(m)	地 盤 変 動量(m)
			第1波	最大津波高			
一宮町	鳴 山	3.6	34.7	34.7	3.5	70	-0.2
	東 浪 見	6.2	33.5	33.5	7.0	740	-0.2
	新 浜	7.3	34.7	34.7	6.1	270	-0.2
	一 宮 南	7.6	36.1	36.1	7.6	1040	-0.2

(防潮施設が機能しない場合)

#### 5 その他

東日本大震災を受け、平成23年12月27日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

また、国の中央防災会議においては、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、本町においてもこれら国及び県の動向を注視し、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進と併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町及び防災関係機関は、本町に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進めるなど、被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努めるとともに、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災教育の推進及び減災思想の普及・啓発活動を行うものとする。

また、住民の防災及び減災意識の向上を図るほか、各地域の自主防災組織や各事業所の防災体制の充実を図るものとする。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

#### 第1 防災教育

(主担当)	総務課、教育委員会
-------	-----------

##### 1 防災力の向上

###### (1) 町

町は、職員に対し、研修、訓練等を通じて防災知識の普及に努めるものとする。

また、防災関係機関と連携し、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図るものとする。

###### (2) 学校

学校においては、特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもと、適切に対応し避難する力を養うものとする。

また、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、その防災教育の推進に当たっては、平成24年度から県教育委員会が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や



地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

## 2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災意識の向上を図るものとする。

## 第2 防災広報

(主担当)	総務課
-------	-----

### 1 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し、次に掲げる防災広報の充実に努めるものとする。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に行うものとする。

#### (1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策
- イ 3日分の食料、飲料水等の備蓄及び救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得並びに住宅用火災警報器の設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- ケ 帰宅困難者の心得
- コ 地震保険の制度

#### (2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

#### (3) その他一般的な知識

- ア 地震・津波及び液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果等
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

## 2 広報媒体等

媒体	対象	内容
広報紙 講演会・講習会 町防災行政無線 広報車 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット インターネット 等	住民 行政区 自主防災組織 児童生徒・幼児 職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震・津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波・土砂災害） ◇避難所、避難路及び避難地 ◇避難方法及び避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策及び家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 等

## 3 報道機関との協力

町は、報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

また、町が災害広報を行うに当たって必要と認める場合、報道機関に対し協力を依頼する。

なお、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求めるものとする。

## 第3 自主防災体制の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 強化方針

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

### 2 自主防災組織の強化

#### (1) 自主防災組織の育成及び地域防災ネットワークづくりへの支援

町は、地震による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主防災組織の活性化を図るとともに、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努めるもの

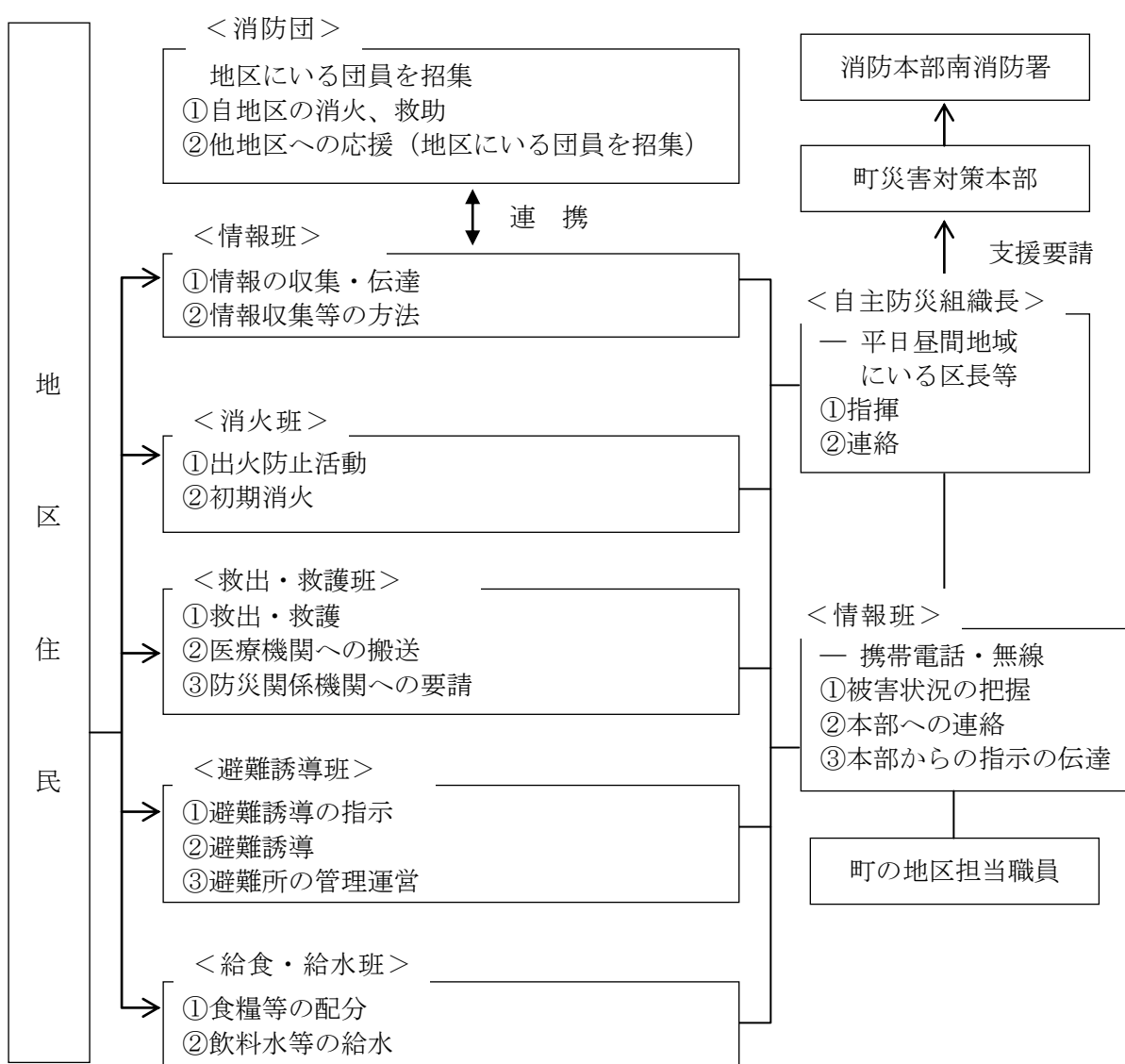
とする。

なお、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要となるため、県と協力してこれを促進する。

## (2) 自主防災組織の活動形態

自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

### 自主防災組織のモデル



### 自主防災組織の活動

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成や家庭内の安全対策）</li> <li>(2) 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ）</li> <li>(3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練）</li> <li>(4) 家庭の安全点検（家具等の転倒及び落下防止並びに火気器具、危険物品及び木造建物の点検）</li> <li>(5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品及び消火・救助用防災資機材等の整備）</li> <li>(6) 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理等）</li> <li>(7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織、消防団、福祉団体、企業等との合同訓練及び学校等との避難所運営訓練）</li> </ul>
発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等）</li> <li>(2) 出火防止及び初期消火</li> <li>(3) 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>(4) 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>(5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）</li> </ul>

#### (3) 自主防災組織連絡会議

町は、自主防災組織の強化を図るため、各自主防災組織の責任者により自主防災組織連絡会議を結成し、連携体制の整備を図るものとする。

また、要配慮者の救出・救護体制の整備として、住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めるものとする。

さらに、自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害発生時において各組織をとりまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

### 3 事業所防災体制の強化

#### (1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、大型小売店等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の策定、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっている。

消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するほか、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の策定、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

### (2) 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

### (3) 中小企業の事業継続

町は、震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及・啓発と取組みの促進を図るものとする。

## 第4 防災訓練の充実

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 訓練実施方針

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり適宜実施する。

実施に当たっては、想定地震や被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断を求めるものとするなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、平時から防災センター等を活用して、職員や自主防災組織のほか、地域住民等の防災技術の向上及び防災知識の普及に努め、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。

### 2 防災訓練

#### (1) 総合防災訓練

災害時における防災関係機関との連携や地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

#### (2) 水防訓練

町は、水防に関する訓練を、単独あるいは必要に応じて広域洪水等を想定し、広域的に合同して訓練を実施する。

### (3) 消防訓練

町及び消防関係機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村と合同で実施する。

### (4) 災害情報収集等の訓練

町及び関係機関は、災害発生時の体制の確立を迅速に行うため、災害情報収集、情報伝達、動員等について訓練を実施する。

### (5) 避難等救助訓練

町及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

### (6) 消防大学校や県消防学校における訓練

町及び消防本部は、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防団員等への消防大学校や県消防学校での必要な教育訓練の実施を促進する。

### (7) 自主防災組織、事業所等の訓練等

自主防災組織、事業所等は、自主的に総合訓練や防災センターを活用した部分訓練を実施し、防災技術、防災知識の習得に努めるとともに、町等の訓練に参加する。

町は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとする。

## 第5 調査・研究

(主担当)	総務課
-------	-----

### 1 地震観測

町は、平成9年度に県が一宮町役場敷地内に設置した計測震度計を活用し、地震観測結果の集積を図るものとする。

### 2 地下地質構造の資料収集

町は、各公共施設の建設調査時におけるボーリングデータ等を収集し、地盤構造の把握に努め、耐震検討の基礎資料としての集積を図るほか、民間施設にも協力を依頼する。

### 3 震災関係資料の収集

町は、本町の過去における震災被害の状況に関する資料収集に努めるものとする。

## 第2節 津波災害予防対策

本町は、海岸沿いに位置しており、津波の発生に際しては、被害を受けやすい地理的環境にある。

2011年3月の東日本大震災（M9.0）では、一宮川と南川尻川で堤防を乗り越え、周辺の住宅に浸水被害があったほか、過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（マグニチュード8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（マグニチュード8.2）や1923年9月（大正12年9月）の大正関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、大正関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような津波が発生するかはわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

### 第1 総合的な津波対策

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 基本的な考え方

町は、津波に対して、減災と多重防御に重点を置き、人命を最優先とした対策を講じるものとする。

対策としては、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」を連携させ、津波避難を軸としたソフト対策を講じることにより津波対策を推進する。

#### 2 津波広報、教育及び訓練計画

##### (1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

###### ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、自主防災組織等の自主的な避難体制や要配慮者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛ける。

###### イ 町等の取組み

町等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避

難行動を住民等が取ることができよう、次の内容について、広報紙、パンフレット、報道機関、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用して周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取組み、津波防災意識の向上を図るものとする。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること。
- b 津波は繰り返し襲ってくること。
- c 第一波が最大とは限らないこと。
- d 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること。
- e 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること。

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や地盤標高図及び津波高と被害の関係及び町が作成した津波ハザードマップを利用し、わかりやすく情報発信するとともに、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、町の津波ハザードマップは、県が作成した津波避難のための津波浸水予測図及び気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があることなどを周知する。

(ウ) 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報・津波警報・大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること。
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること。
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること。
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること。

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- b 過去の経験や想定にとらわれず、各自が最善を尽くすこと。
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとり、地域住民の避難を促すこと。
- d 津波は河川を遡上するため河川から離れること。

(オ) 地震・津波への備え

いつ地震・津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日頃から3日以上以上の食料・飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、避難場所の確認、家族間での避難方法や連絡方法の確認等に



ついて広報・啓発すること。

## (2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発し、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く住民に伝承されていくよう努めるものとする。

## (3) 津波防災訓練の実施

町、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努めるものとする。

また、訓練は県及び町単位の訓練、自主防災組織単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。

なお、実施に際しては、自主防災組織のほか、近隣住民等や要配慮者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求めるものとする。

## (4) 防災知識の普及及び訓練時における要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

## 第2 津波避難対策

(主担当)	総務課
-------	-----

### 1 津波ハザードマップの見直し及び周知

県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示され、県が津波浸水予測図の作成又は見直しを行った場合、町は、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づき、津波ハザードマップの見直しを行うとともに、住民等への周知を図るものとする。

また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

### 2 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、町の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することできるよう津波避難計画の策定に努め

るものとする。

また、津波避難訓練等を通じて、より実践的な計画にするよう見直しを進めるものとする。

### (1) 避難勧告・避難指示

町は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示ができる組織体制の整備を図るものとする。

なお、避難勧告・避難指示に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難勧告・避難指示の内容について周知を図るものとする。

ア 気象庁から津波警報等が発表された場合、町長は、海浜にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、海浜にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示をする。

### (2) 住民等の避難誘導體制

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、各地域の実情や要配慮者の存在等を踏まえて自動車の利用を検討するなど、安全かつ確実な避難方法を選択する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、職員等防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動マニュアルを作成する。避難誘導に当たる者は、この行動マニュアルに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導を行うものとする。

ウ 要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記イの行動マニュアルを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

エ 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努めるものとする。

オ 行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努めるものとする。

## 3 津波避難体制確立のための県への支援要請

町は、津波が発生した際に津波への対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、県に対し、津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供及び町の津波ハザードマップや津波避難計画の策定、見直しへの支援を求め、津波避難体制の確立に務める。

#### 4 町の津波情報受伝達体制の確立

##### (1) 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び関係職員の早期参集体制の確立に努めるものとする。

##### (2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、町は、あらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波注意報・警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

###### ア 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、同報無線の整備・拡充及び更新に努めるものとする。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設等を検討する。

###### イ 多様な伝達手段の確保

J-A-L-E-R-Tの受信機と町防災行政無線の自動起動機の運用や緊急速報メール、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

###### ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれたときに、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導・育成に努めるものとする。

###### エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対し、迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努めるものとする。

また、夏季の観光客に対しては、海水浴場の放送施設やオレンジフラッグ（避難合図旗）を利用し、迅速な情報伝達に努めるとともに、避難誘導対策として、沿岸部を中心に避難誘導看板の整備を推進する。

### 第3 津波防護施設等の整備

(主担当)	都市環境課、産業観光課
-------	-------------

#### 1 海岸保全施設及び河川堤防の整備

##### (1) 津波の想定レベル

国の中央防災会議による「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に次の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻

度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行  
う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は  
低いものの大きな被害をもたらす津波

### (2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

海岸保全施設は、今まで侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、そ  
の規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年  
3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に  
甚大な被害が発生したことから、県においては、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」  
を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の  
利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施することとしている。

本町においては、一宮海岸が県から海岸保全区域に指定されており、町は、特に  
建設年次の古い施設について、老朽度及び天端高の点検並びに設置地盤の液状化を  
含む耐震性診断の実施や護岸、防波堤等の整備水準を高めるよう、県に対し要請す  
る。

### (3) 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生  
時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速かつ確実な操作が行えるよう水門  
の規模や地域の状況に対応した「操作指針」に基づき、必要に応じて水門を遠隔操  
作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被  
害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図るものとする。

### (4) 防災林の設置

海岸線に所在する県有保安林について、病虫害、台風や津波などの災害にも強い  
保安林となるよう整備・育成を要請する。

また、松くい虫、湿地化等による被害地だけでなく、健全地についても、保安林  
の機能が十分に発揮できるように併せて要請するものとする。

## 2 避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン  
(平成17年度)」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避  
難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成23年度)」などをもとに、地域の実情を  
踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、各地区における避難場所の指  
定や沿岸部に位置する中高層マンション等との津波発生時における一時避難に関する協  
定等の締結を推進する。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時  
的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図  
るものとする。

## 第3節 火災等予防対策

大正関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

また、都市化の進展した市街地では、可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵・取扱量の増大、木造密集市街地の拡大など、大正関東地震時以上に危険要因が増えている。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

### 第1 地震火災の防止

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

#### 1 出火の防止

##### (1) 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、一般家庭に対し、行政区、自主防災組織等各種団体を通じて火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱方法について啓発を行うものとする。

なお、火気使用設備器具等については、販売店にも協力を求め、耐震安全装置の設置促進を図るものとする。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である、住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及・促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

##### (2) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図るものとする。

##### (3) 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を強化し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全を期する。

##### (4) 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせる

とともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例の規定に基づく、少量危険物及び指定可燃物の管理並びに取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行うものとする。

#### (5) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可及び確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図るものとする。

### 2 初期消火

#### (1) 消火器具の設置

町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

#### (2) 住民防火行動の向上

町及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識及び技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

## 第2 建築物不燃化及び防災空間整備の促進

(主担当)	都市環境課
-------	-------

### 1 建築物の不燃化の促進

町は、県と連携のもと、市街地における延焼防止を次により促進する。

- (1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域に指定しており、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。
- (2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

### 2 防災空間の整備

市街地における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設や拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

町は、市街地の構造、交通、防災等の状況を総合的に検討し、必要なものから整備に努めるものとする。

### 第3 消防力の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

#### 1 基本方針

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術や資機材など消防体制及び消防施設の整備・拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練及び消防思想の普及並びに市町村相互間の応援体制等の推進を図るものとする。

#### 2 消防組織

町及び消防本部は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ県へ情報提供等の支援を要請する。

消防団員の確保に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

#### 3 消防施設等の整備充実

##### (1) 現況の把握

町及び消防本部は、消防ポンプ車、水利等消防施設の現況を把握する。

##### (2) 消防団の施設・設備

町及び消防本部は、地域における消防力の強化を図るために、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等町の実情を勘案しつつ、必要に応じて県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

##### (3) 消防水利の整備

町は、震災時において、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、広域水道部と連携して水道管の耐震化、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図るものとする。

##### (4) 市街地における空中消火の検討

町及び消防本部は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」に基づき、市街地における空中消火について検討する。

#### 4 消防団員の教育訓練

町及び消防本部は、消防団員に対し、県消防学校において、概ね次のとおり教育訓練を行うものとする。（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

- (1) 基礎教育（新任科）
- (2) 専科教育（警防科）

- (3) 幹部教育（初・中級幹部科）
- (4) 特別教育（指導員科・訓練指導科・女性消防団員科・一日入校及び現地教育）

#### 5 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図るものとする。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) （公財）千葉県消防協会長生支部が開催する消防操法大会に参加して、消防団員の士気の高揚を図るものとする。
- (4) 各種行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図るものとする。

#### 第4 応援体制の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

##### 1 市町村相互の応援体制

町及び消防本部は、消防組織法第39条の規定により締結された千葉県広域消防相互応援協定の運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行うものとする。

##### 2 広域航空消防応援体制

町及び消防本部は、消防組織法第44条の3の規定により、大規模特殊災害発生時に他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図るものとする。



## 第4節 建築物の耐震化等の推進

市街地の中には、道路、公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

これらの地域においては、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物等、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災では水道、電気、ガスなどライフライン等の一部が寸断したことから、本町においても各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとする。

### 第1 市街地の整備

(主担当)	都市環境課
-------	-------

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新などが図られる土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図るものとする。

### 第2 建築物等の耐震対策

(主担当)	総務課、都市環境課、産業観光課、教育課
-------	---------------------

#### 1 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、町は、県と調整の上、計画的かつ総合的に町内全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図るものとする。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

本町においては、「木造住宅耐震診断」及び「木造住宅耐震改修」についての補助金を交付しており、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」等に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努めるものとする。

なお、緊急性の高い施設とは、次の既存建築物とする。

##### (1) 用途や規模等の特性によって設定する建築物

ア 被災時にその機能確保が求められる建築物

庁舎、避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

イ 高齢者、身体障害者等要配慮者が利用する建築物

社会福祉施設等

ウ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物等

(2) 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

## 2 教育施設等の耐震化

### (1) 町立小中学校の耐震化の推進

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、町は、町立学校について、計画的に耐震化を進めるものとする。

### (2) 体育施設の耐震化

町は、地域住民の応急的な避難場所となる町有体育施設について、耐震性能の向上を図るものとする。

## 3 ブロック塀等の安全対策

### (1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

ア 町は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、適正な築造方法の普及・啓発に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するための必要な助言又は指導に努めるものとする。

イ 町は、「千葉県屋外広告物条例」（昭和44年千葉県条例第5号）に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努めるものとする。

## 4 落下物防止対策

町は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努めるものとする。

また、商業地域など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下の危険性があるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行うものとする。

## 5 家具・大型家電の転倒防止

町は、ホームページ、広報紙及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

## 6 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

町は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、地震に関する安全対策の普及・啓発に努めるものとする。

### (1) 連絡協議会の運用

町は、県と連携のもと、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努めるものとする。

## （2）安全対策の啓発

町は、県の協力のもと、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の普及・啓発に努めるものとする。

## 第3 ライフライン等の耐震対策

(主担当)	広域水道部、東京電力（株）木更津支社、大多喜ガス（株）、東日本電信電話（株）
-------	--

地下には水道管が、また、地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においてもライフライン等の施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりを行うものとする。

### 1 水道施設（広域水道部）

本町を含む長生郡市7市町村の上水道は広域水道部の管理のもと、茂原市及び長南町の地下水並びに九十九里地域水道企業団からの受水によって賄われており、普及率は95%以上である。

水道施設は、住民の生活に欠くことのできない施設であるため、災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、維持、管理及び改修に努めるものとする。

#### （1）耐震化の指標作成

広域水道施設の耐震化について、目標年度を定め、耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を策定する。

#### （2）緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

#### （3）速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備等施設の整備補強、複数系統化等、水道システムとしての耐震性の向上を図るものとする。

#### (4) 広域的バックアップ体制の整備等

千葉県水道災害相互応援協定による緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を整備する。

#### 2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、東京電力（株）木更津支社は、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

また、各電気施設の耐震化、保守点検等に努めるものとする。

#### 3 ガス施設（大多喜ガス（株））

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、大多喜ガス（株）は、災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

また、各ガス施設の耐震化、保守点検等に努めるものとする。

#### 4 通信施設（東日本電信電話（株））（電話施設）

##### (1) 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

##### (2) 局外設備

###### ア 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

###### イ 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

##### (3) 局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

##### (4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

## 第4 道路及び交通施設の安全化

(主担当)	都市環境課、総務課、長生土木事務所、東日本旅客鉄道（株）
-------	------------------------------

### 1 災害に強い道づくり

本町の道路は、緊急輸送道路に指定されている国道128号、主要地方道飯岡一宮線が南北方向に走っているほか、県道一宮停車場線をはじめとする県道がこの2本を繋ぐように東西方向に走っている。

道路は、震災時において救援・救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、町は、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、多重化による代替性を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備に努めるものとする。

### 2 道路・橋梁防災計画

道路及び橋梁は、社会活動、経済活動及び住民の日常生活に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策及び災害復旧の根幹となるべきものであり、孤立防止対策等についても考慮する必要がある。

#### (1) 災害時道路ネットワーク

町は、県が定める緊急輸送道路のほか、近隣市町間を結ぶ幹線道路その他災害時の重要な機能を有する道路により、次のような道路ネットワーク（災害時道路ネットワーク）を形成し、耐震化その他整備を進めるものとする。

緊急輸送道路（県指定）	(第1次路線) 一般国道128号 (第2次路線) 主要地方道飯岡一宮線
緊急輸送路以外の市町村間を結ぶ主要幹線道路	県道148号南総一宮線 県道150号大多喜一宮線 県道152号一宮椎木長者線 県道274号松丸一宮線 県道228号一宮停車場線

#### (2) 耐震性の向上

町は、道路及び橋梁の耐震性の向上を図るため、前記(1)において災害時道路ネットワークに位置付けられた道路を中心に次の対策を実施する。

##### ア 道路防災点検調査

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。

##### イ 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所は、速やかに安全化対策工事を行うものとする。

##### ウ 橋梁対策

町管理の橋梁については、道路防災点検の結果、必要な耐震措置及び洗掘防止措置を速やかに実施するほか、老朽橋の架け替工事を計画的に実施する。

### 3 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

#### （1）現況

町内の鉄道施設は、次のとおりとなっている。

事業者名	路線名	町内の駅
東日本旅客鉄道（株）	外房線	上総一ノ宮駅、東浪見駅

#### （2）施設の耐震性

東日本旅客鉄道（株）は、新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき、次に掲げる鉄道施設の耐震対策に努めることとしている。

##### ア 耐震列車防護装置の整備

地震発生時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良

##### イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化

## 第5 危険物施設等の安全化

（主担当）	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 液化石油ガス関係

#### （1）消費者の保安対策

県は、販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図ることとしている。

ア 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図る。

イ マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

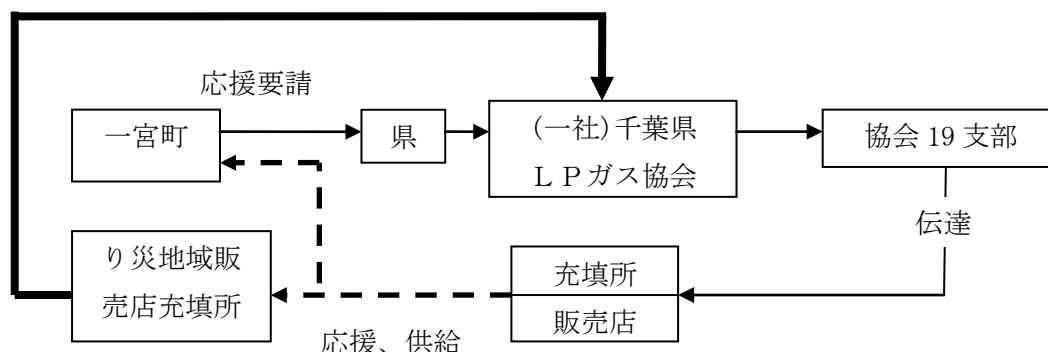
ウ 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

#### （2）情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

町は、大地震発生時、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるため、町等からの供給経路、応援体制等を県及び（一社）千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図るものとする。

(一社)千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制



2 危険物施設関係

町及び消防本部は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮すること。
- イ 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行うこと。
- ウ 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置すること。
- エ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備えること。
- オ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計すること。

(2) 保安体制面の対策

- ア 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育及び訓練を実施すること。
- イ 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに、従業員への周知を徹底すること。
- ウ 夜間・休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図ること。

3 少量危険物及び指定可燃物施設関係

町及び消防本部は、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、消防本部を通じて次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害発生を防止する。

(1) 設備面の対策

- ア 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を指導すること。
- イ 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本

体の転倒及び落下防止構造について配慮すること。

#### (2) 保安体制面の対策

ア タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導すること。

イ 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導すること。

ウ 定期自主検査の完全実施を指導すること。

#### 4 化学薬品等の出火防止

町及び消防本部は、化学薬品を取扱う町内の学校、病院、薬局等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化について指導を行うとともに、事業所に対しても実態調査を行い、個別的、具体的な安全対策を推進していくものとする。

なお、主な指導事項は、次のとおりである。

- (1) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (2) 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- (3) 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- (4) 化学薬品等収納場所の整理整頓
- (5) 初期消火資機材の整備



## 第5節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、本町をはじめ、各地で液状化被害が生じたほか、県内において1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、液状化対策を推進していくものとする。

### 第1 液状化対策

(主担当)	都市環境課、広域水道部、長生土木事務所
-------	---------------------

#### 1 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努めるものとする。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制の整備に努めるものとする。

#### 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

##### (1) 水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

##### (2) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、地盤改良や施設の耐震化の推進等を講じ、落橋や倒壊を防ぐ。

##### (3) 河川・海岸

堤防や護岸等の整備に当たっては、液状化対策等耐震対策を考慮して実施する。

### 第2 液状化対策の広報・周知

(主担当)	総務課
-------	-----

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考える際は、足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう周知する。

### 第3 液状化被害における生活支援

(主担当)	福祉健康課、総務課
-------	-----------

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所、町社会福祉協議会等の地域のネットワークによる取組みを促進する。

なお、本町においては、東日本大震災により、住宅に被害を受けた世帯に、「一宮町液状化等被害住宅再建支援金」を交付することにより被災者の生活の再建を支援している。町は、災害予防と併せて、これら支援事業等の周知を徹底し、被災地域の早期の復旧・復興を図るものとする。

## 第6節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、崖崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じるものとする。

### 第1 土砂災害の防止等

(主担当)	総務課、都市環境課、長生土木事務所
-------	-------------------

#### 1 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともにインターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップ、広報紙及び土砂災害危険箇所マップを公民館等に配付し、一般への周知に努めるものとする。

#### 2 警戒避難体制の整備

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

#### 3 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

町は、県が設定する、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準及び「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に関する情報収集に努め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用を図るものとする。

#### 4 土地利用の適正化

町は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底、開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努めるものとする。

#### 5 急傾斜地崩壊対策

##### (1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「資料編 急傾斜地崩壊危険区域」のとおりで

ある。

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県と協議の上、知事に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図るものとする。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

#### (3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行うものとする。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

#### (4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

#### (5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、次に掲げるような特に施設整備の必要な箇所について、町は、急傾斜地法第3条の規定により、県に対して急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的に施設整備を実施するよう要請する。

- ア 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- イ 避難所や避難路を有する危険箇所
- ウ 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

### 6 宅地造成地災害対策

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は、既成市街地の周辺へと拡大し、崖地や傾斜地にも宅地を造成し、家屋を建築する例が多くなっている。

しかし、これらの人為的な改変地は、地震により、地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起し、予期しない大災害の原因となるおそれ大きい。

昭和53年の「伊豆大島近海地震」及び「宮城県沖地震」は、その最たる例であり、多数の死傷者や建物への被害を発生させた。

本来、これらの安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等及び「一宮町宅地開発事業等指導要綱」に基づき防災等の措置を講じることとする。特に丘陵地及び急傾斜地においては地形や

地質等地域の実情等を考慮し、規制・指導の強化並びに危険区域からの住民移転制度、住環境改善のための貸付及び融資制度を活用し、住民の理解と協力を得ながら、安全性の一層の確保を図るものとする。

なお、町は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意する。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）等については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (2) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じるものとする。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じるものとする。

## 7 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

## 第2 河川、ため池施設の安全化

(主担当)	都市環境課、産業観光課
-------	-------------

### 1 計画方針

地震に伴う河川及びため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講じるものとする。

### 2 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、適正な管理に努めるものとする。

### 3 ため池等災害対策

土地改良区及び地元農業団体と連携し、定期点検や異常気象時の点検を行うとともに、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、必要に応じ県へ支援を要請し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

さらに、農業用ため池台帳の整備を進め、施設の把握に努めるものとする。

## 第7節 要配慮者等の安全確保のための体制の整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。

また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者等災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや避難生活において特別な配慮を必要としたことなどを踏まえ、高齢者や障害者のほか、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図るものとする。

### 第1 在宅の要配慮者に対する対応

(主担当)	福祉健康課、総務課、町社会福祉協議会
-------	--------------------

#### 1 基本方針

##### (1) 支援体制の整備

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下、「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「指針」という。）」に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

##### (2) 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取入れるなど、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

- ア 消防機関
- イ 茂原警察署
- ウ 民生委員児童委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 行政区長
- カ 自主防災組織

- キ 社会福祉事業者
- ク その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

## 2 避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者の把握等を行うものとする。

### (1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

#### ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

#### イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

#### ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることが出来るものとする。

- (ア) 介護保険法に規定する第1号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯の者
- (イ) 介護保険法に規定する第2号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯と同居している者
- (ウ) 身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳所持者で、自力又は家族の協力があっても避難が困難である者
- (エ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (オ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

#### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日

- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 避難支援者名
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

#### エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

#### ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

#### イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「一宮町個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講ずるよう努めるものとする。



- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

### 3 避難行動要支援者避難支援プランの策定

住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成するとともに、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な個別計画の策定に努めるものとする。

### 4 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努めるものとする。

### 5 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースの確保等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努めるものとする。また、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努めるものとする。

さらに、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等について、あらかじめ避難施設等への配備に努めるとともに、関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性等に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるものとする。ただし、個別の事情による医薬品等については、当該個人と連携して支援者で備えることとする。

### 6 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努めるものとする。

## 7 避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等要配慮者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図るものとする。

## 8 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや長生健康福祉センター、町社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 第2 社会福祉施設等における防災対策

(主担当)	福祉健康課、町社会福祉協議会
-------	----------------

### 1 防災対策の指導

町は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努めるものとする。

### 2 施設の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行うものとする。

### 3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに近隣住民、自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 第3 外国人に対する対策

(主担当)	総務課、住民課、町社会福祉協議会
-------	------------------

#### 1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、県と連携のもと、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### 2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から県が行う派遣制度について情報収集を図るものとする。

## 第8節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるものとする。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるものとする。

### 第1 県防災行政無線等の活用

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速かつ確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県防災行政無線を整備し、運用している。

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町は、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努めるものとする。

#### 2 防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報・措置情報の収集及び処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下本編において「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。

町は、防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努めるものとする。

### 第2 町における災害通信施設の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 町防災行政無線等の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等の整備・拡充に努めるとともに、災害時には、緊急の情報伝達の手段及び安全確保のための広報手段として活用する。

また、さらに確実な情報伝達の手段として、個別受信機の普及も推進する。

その他、避難地における情報伝達の手段として、また、被害状況の収集のため、町防災行政無線移動系の車載並びに避難所への設置及び整備を進めるとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 町防災行政無線の状況

(1) 一宮町行政用無線（移動系）
ア 周波数 69.180メガヘルツ
イ 局構成 基地局1（一宮町保健センター） 移動局23（車携帯型8、過般型5、携帯型10）
(2) 一宮町防災行政無線（固定系）
ア 周波数 69.180メガヘルツ
イ 局構成 固定無線局1、屋外放送塔34箇所、個別受信機 3,900台

## 2 全国瞬時警報システムの整備

本町においても整備済みであるJ-A-L-E-R-Tの受信機と町防災行政無線の自動起動機の運用や円滑かつ確実に活用できる体制の整備を検討する。

## 3 非常通信の活用

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努めるものとする。

## 4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、平常時から関係団体との連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

## 5 その他通信網の整備

衛星携帯電話、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努めるものとする。

## 第9節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんな  
で守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄  
を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被  
災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び調達並びに物流に係る体  
制の整備を図るものとする。併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実  
施するために必要な資機材、物資等の計画的な整備を図るものとする。

### 第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料、飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭等に  
おける3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識  
の高揚を図るための普及・啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機  
材や救助用機材等の整備を促進する。

#### 2 備蓄・調達体制の整備

##### (1) 町

町が行う備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的  
で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への  
食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態  
に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営  
に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性、要配慮者、女性の避難生活等に配  
慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構  
築等に努めるものとする。

ウ 消費期限が短いなど備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄す  
ることが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、  
関係事業者等との協定締結の推進を図り、調達による確保に努めるものとする。

エ 備蓄の状況、保管場所等については、備蓄台帳で管理し、定期的な整備更新に努  
めるものとする。

##### (2) 県

県は、町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合な  
どに備え、広域地方公共団体として町を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制  
の整備等を行っている。

町は、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となった場合、県が要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を行うことを想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定して物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報共有を図るものとする。

### 3 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平常時から体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 町

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど、体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 県

県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、県の備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を担っている。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両、機材、ノウハウの提供等について、倉庫業界、トラック業界等の民間物流事業者の協力を受け、官民連携による物流体制を構築する。

## 第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主担当)	福祉健康課、総務課
-------	-----------

### 1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、医療救護活動に必要な災害用医薬品等の備蓄を行うものとする。

### 2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため、医療救護活動に必要な応急医療資機材を備蓄するとともに、迅速に対処できる体制を整備する。

### 3 長生健康福祉センター等との連携

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の円滑な実施を図るため、長生健康福祉センター等と連携し、災害用医薬品、応急医療資機材等の供給を迅速に対処できる体制を整備する。

### 第3 水防資機材等の整備

(主担当)	総務課、消防団
-------	---------

町及び消防団は、町内における水防を十分果たせるよう、一宮町水防倉庫（一宮町一宮2457）、第4支団第3分団第1部消防機庫、第4支団第3分団第2部消防機庫等の維持・管理に努め、水防用資機材及び装備を準備しておくものとする。

さらに、津波、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、町は、水防資機材等の定期点検に努めるとともに、逐次充実強化を図るものとする。

なお、これらの水防用資機材は、堤防損壊や浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努めるものとする。



## 第10節 防災施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設の整備に努めるものとする。

### 第1 防災拠点施設の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 計画方針

町は、平常時における住民の防災知識の普及・啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

なお、役場新庁舎は、防災対策の拠点として災害対策本部や防災研修等の機能を有する防災センター及び地域住民の避難所又は一時避難場所としての機能を有するなど、複合的な施設として利用できるよう建設し、平時からの減災に努める。

#### 2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、既存の町有施設等を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進めるものとする。

施設としては、平常時においては、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発、教育等の施設とし、災害時には、防災資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

### 第2 避難施設の整備

(主担当)	総務課、福祉健康課
-------	-----------

#### 1 避難所等の整備

町は、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、避難場所等の選定を行うものとする。特に、避難場所の整備等については、「災害時における避難所運営の手引き」の記載内容及び次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- (2) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- (3) 避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施する。
- (4) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めるものとする。

- (5) 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (6) 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備並びに避難時の介助員の配置等について検討する。
- (7) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるものとする。

## 2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

## 3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じるものとする。

## 4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、本格的な給水が行えるまでの間の水を確保するため、広域水道部と連携のもと、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行うものとする。

## 5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、町は、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置付けその確保に努めるものとする。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受入れるための進出拠点及び応急対策活動拠点の候補地、「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月）」に対応するための広域物資拠点及び広域医療搬送拠点の候補地を県があらかじめ選定するため、町はこれに協力する。

## 第11節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内においても多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

また、観光地である本町に滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体との連携のもと対策を講じる必要がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、他市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図るものとする。

### 第1 帰宅困難者等

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

#### 2 帰宅困難者の発生予想数

「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、本町において、三浦半島断層群による地震により約900人、東京湾北部地震及び千葉県東方沖地震により約1,700人が帰宅困難者になると推計している。

### 第2 一斉帰宅の抑制

(主担当)	総務課、産業観光課
-------	-----------

#### 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、ホームページ、ポスター等様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るものとする。

#### 2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版（Web171）、ツイッター・Facebook等のソーシャル・ネットワーキングサービス、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業や学校など関係機関においては、従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動を取るために地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

さらに、県、他市町村及び関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、ソーシャル・ネットワーキングサービス、デジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

### 4 観光客への啓発

震災発生直後の町の応急対策活動は、救命・救助、消火及び住民の避難支援を重点的に行うため、観光客に対する支援が手薄になることが予測される。

このため平時において、観光客へ向け、次のことについて普及・啓発を行うものとする。

- (1) 二次災害防止のために「むやみに移動を開始しない」こと。
- (2) 災害用伝言ダイヤルなど、安否確認手段の活用に関すること。
- (3) 防災行政無線など公共機関が提供する情報入手に関すること。
- (4) 帰宅できるまでの自助・共助の重要性に関すること。

## 第3 帰宅困難者等の安全確保対策

(主担当)	総務課、産業観光課、教育課、東日本旅客鉄道（株）
-------	--------------------------

### 1 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設の耐震性等の安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

## 2 大規模集客施設や駅等における利用者保護

### (1) 利用者保護の要請

町は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図るものとする。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

### (2) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努めるものとする。

## 3 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布等の備蓄は、企業については自らの準備を要請し、学校等関係機関については、家庭や地域と連携・協力して準備するよう努めるものとする。

## 4 企業、学校等関係機関における訓練実施の要請

町は、企業、学校等関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認、情報発信訓練等、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

## 5 観光客への支援

町は、交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、宿泊事業者等に対し、災害時における観光客等の一時収容に係る協力体制の構築に努めるものとする。

## 第4 帰宅支援対策

(主担当)	総務課
-------	-----

### 1 災害時帰宅支援ステーションの周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

町は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

### 2 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等、自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努めるものとする。

## 第12節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県、他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平常時から県内他市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部機能の強化など、体制の整備を行うものとする。

### 第1 防災体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

#### 2 業務継続計画策定の検討

町は、被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、町における行政サービスの提供を維持するための業務継続計画の策定を検討する。

### 第2 相互応援体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 長生郡市広域災害対応計画

長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合、「長生郡市広域災害対応計画」に基づき、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに被災者の受け入れ等以下の支援を行うものとする。

- (1) 避難所の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護、要配慮者の支援
- (4) 防災施設、設備の利用
- (5) 仮設住宅用地の提供
- (6) その他

#### 2 市町村間相互の応援体制の整備

県内の市町村間においては、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平常時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

また、町においては、防災関係機関の応援等を効果的に受けるための受援計画の策定について検討する。

### 3 広域避難体制の整備

町は、県内他市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うため、体制の整備に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援・救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

なお、災害対策本部設置前及び解散後における主担当の部班、各部各班の事務分掌等については、各課各係で実施するものとし、以下、同様に読み替えるものとする。

#### 第1 基本方針

(主担当)	関係各部
-------	------

##### 1 災害応急対策の心構え

災害時には、職員、住民、自主防災組織、ボランティア等は、次のような心構えで臨み、応急・復旧対策に当たるものとする。

- (1) 本町の場合、大多数の住民が被害を受ける状況にあり、被災者が同時に支援者であるという事態の中で、最も大きなダメージを受けた人（特に、肉親に死者が出た人やけがをした人、要配慮者等）をお互いに支える意識を持ち、被災者と支援者が共同して救助からまちづくりまで立ち向かえるよう、普段から啓発活動を行うこと。
- (2) 発災初期には、人命に関わるような事項について、迅速かつ的確に方針決定ができるよう、各リーダーは、情報収集に努めるとともに、普段から決断力、行動力及び組織力を養うこと。
- (3) 緊急事態に有効に対処するために、組織的な行動を基本とするとともに、組織が十分に機能しない局面にあっては、個々人が最大限工夫を凝らし、臨機応変に対応すること。  
また、個人の優れた意見、思いつきが全体に反映されるよう、毎回、会議による意見交換を行うこと。
- (4) 刻々と事態が変化する中で、何がその段階での重点課題か考え、決断を後に延ばしたり、他にふったりせず、限られた情報の中で最善を尽くして決断するように努めること。
- (5) 外部からの支援部隊を受入れ、スムーズに生活支援、公共施設の応急修理、復旧工事、住民のまちづくり及び復興工事を行うためには、被害状況の的確な把握、応急修理及び復旧・復興のための計画づくりが重要であり、普段から各課において必要な図面の整理等に努めるとともに、計画立案能力など、必要な技術力の確保に努めること。



- (6) 防災対策を兼ねた地区内幹線道路の整備など、まちづくり型の復旧・復興が課題となるような地区においては、住民参加型の計画づくりが可能となるよう、普段から住民のまちづくり意識の熟成に努めること。
- (7) どのような季節であれ、長期にわたり、職員、被災者及び支援者が肉体的・精神的に活力を持ち、震災に立ち向かうことができるよう、避難所体制など生活支援に力を入れ、生活環境の確保と災害ストレスの軽減を図ること。

## 2 段階的対応

職員及び住民は、次に掲げる災害応急活動の各段階を一応の目安として、その時々々に戦略的な課題を的確に把握し、集中した取組みを進めるものとする。

なお、少ない人員で、最大限の効果をあげられるよう、刻々と変化する状況に対応し、各責任者は組織体制を組み換え（フォーメーションの変更）、対応するものとする。

### 各段階に対応した、戦略的な課題

時間	区分	戦略的課題			
			対策本部	地区	救援隊
初期 発動 期	発生 即時 対応	初動方針	情報収集→津波	津波避難	—
		二次災害防止	避難指示 救助方針→救援要請 (町内外)	初期消火 救助・救急	
	30分	救助・救急	救助チーム 派遣 救命病院確保	救助・救急 被災地区へ応援	— ヘリコプター 搬送
1 日 3 日 1 週間 1 か月 6 か月	緊急 対応	避難誘導	避難方針・広報	避難	ヘリコプター 搬送
		応急修理方針 緊急輸送路確保	応急修理方針 緊急輸送確保	避難所開設・整備	搬送
	応急 対応	道路の応急修理	幹線道路応急修理 救援隊受入れ	避難所整備 (高機能化・維持体制)	応急修理 避難所支援
		避難所の整備 救援隊受入れ	道路の応急修理 情報網の整備 清掃・障害物除去 被害調査 復旧計画	清掃 ガレキの撤去 地区復旧計画	復旧計画づく り支援
		復旧工事	復旧工事 仮設住宅	仮設住宅整備 (個人)	計画づくり支 援
1か月	復旧 対応	復興計画	復旧工事、仮設住宅復 興計画	住宅建設 (個人)	復旧工事
6か月	復興 対応	復興工事	復興工事	住宅建設 (個人)	復興工事

震度5強以上の震災への緊急対応（地震発生時刻別）

項目		発生後の時間経過		1日目		2日目	3日目
				町外からの応援がない体制		町外から応援開始	町外応援体制の充実
日間被災	災害対策本部	主力	町全職員	部長・総務部	災害対策本部担当職員		
		救援作業	本部設置 調査員の派遣 情報窓口の設置 ①自主防災情報班 ②調査員 ③一般住民	会議 自衛隊派遣 広報 (動員要請・避難指示) 救助・救急・救命派遣 (部長・総務部以外)	県の支援等の要	ボランティア支援等の受入れ	
	地域(被災地)	主力	自主防災組織の一部	消防団・自主防災組織・職員・消防隊	消防団・自主防災組織	消防団・自主防災組織・ボランティア	
		救援作業	<行政区内活動> 初期消火 情報収集・連絡 救助・救急・救命	<大被災地区支援活動> 消火 連絡・救助依頼 救助・救急・救命	転送	広報・情報提供 給水・給食 1次避難避難所開設 単身・夫婦のみ高齢者、障害者等の安全確保 保育・教育体制の整備	
夜間被災	災害対策本部	主力	職員一部	町全職員	部長・総務部	災害対策本部担当職員	
		救援作業	臨時 本部設置 職員出勤受付 情報窓口の設置 ①自主防災情報班 ②調査員 ③一般住民	会議 自衛隊派遣 広報 (動員要請・避難指示) 救助・救急・救命派遣 (部長・総務部以外)	県の支援等の要	ボランティア支援等の受入れ	
	地域(被災地)	主力	自主防災組織・職員	消防団・自主防災組織・職員・消防隊	消防団・自主防災組織・職員	消防団・自主防災・ボランティア	
		救援作業	<行政区内活動> 初期消火 情報収集・連絡 救助・救急・救命	<大被災地区支援活動> 消火 連絡・救助依頼 救助・救急・救命	転送	広報・情報提供 給水・給食 1次避難避難所開設 単身・夫婦のみ高齢者、障害者等の安全確保 保育・教育体制の整備	

ライフライン復旧にかかった日数

ライフライン		電気	電話	水道	ガス
地震名					
新潟地震(1964)	新潟市	3日	20日	40日	5か月
十勝沖地震(1968)		2日	2日	10日	20日
宮城県沖地震(1978)	仙台市	2日	4日	10日	15日
日本海中部地震(1983)		1日	2日	20日	30日
阪神淡路大震災(1995)	西宮市	5日	15日	71日	85日
	芦屋市	74日	6日	74日	84日

(資料:「地震は必ずくる」、「阪神・淡路大震災の記録」)

### 3 行政と住民の役割分担

地震発生直後の救援体制は、震度の大きさと被害規模によって大きく異なる。

被害が軽微であれば、町、消防機関、警察等の組織力で対応可能であるが、被害が極めて大きい場合には、住民自身による初期活動が決定的に重要となる。

町は、房総沖地震（元禄地震）のような被害の大きいケースを想定して必要な対策を考え、自主防災組織等と連携のもと、初期の救援活動を行うものとする。

災害対策本部と住民組織との役割分担は、次のとおりである。

#### (1) 町と住民が連携して行う活動

住民－自主防災組織の活動	町災害対策本部の活動
(1) 津波からの避難	← 津波注意報・警報等の伝達と避難の指示
(2) 被害状況の把握と通報	← 調査員の派遣及び情報機器の整備
(3) 二次災害（火災等）の防止	← 被災地区への他地区からの応援指示
(4) 救助・救急活動	← 消防団、救助・救急チーム等の派遣
(5) 避難所への避難	← 避難所の開設、水食料等の確保

#### (2) 主として町が関係機関等と協力して行う活動

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、次に掲げる災害応急対策を実施する。

- ア 被害情報のとりまとめ並びに救助・救援方針及び応急修理方針の確立
- イ 消防本部及び消防団による初期消火活動
- ウ 救命体制の整備（医療体制の整備、病院への搬送・転送体制の確立等）
- エ 災害救助法の適用申請
- オ 避難所の整備（寝具、暖冷房、トイレ、風呂等）
- カ 保育・教育体制の整備（避難誘導、施設の点検・整備）
- キ 高齢者、障害者、病弱者、外国人、観光客等要配慮者対策の推進（避難誘導、避難所等での介護・医療体制の確保）
- ク 給水・給食体制の確保（飲料水、食料、生活用品等の確保、炊き出し、防疫等）
- ケ 義援金品、弔慰金等の集積・管理・配分
- コ ライフラインの緊急維持及び応急復旧活動（道路・上水道・電気・通信等）
- サ 緊急輸送の確保（交通規制、迂回交通路の表示・誘導、ヘリコプターの要請等）
- シ 夜間警備体制
- ス 環境の整備（道路等からの障害物の除去、ごみの収集・処理、衛生対策等）
- セ 県、自衛隊、ボランティア等への応援要請と受入体制の整備（救助・緊急維持工事等の方針、ボランティアコーディネーターの配置、宿舎・食料等の確保等）



平常時の活動体制



(2) 注意配備体制

ア 配備基準

町長は、地震・津波による災害に迅速に対応する初動体制を確立するため、次の基準により注意配備体制をとるものとする。

なお、配備基準、配備内容等は、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

- (ア) 気象庁において町の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備）。
- (イ) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報を発表したとき（自動配備）。

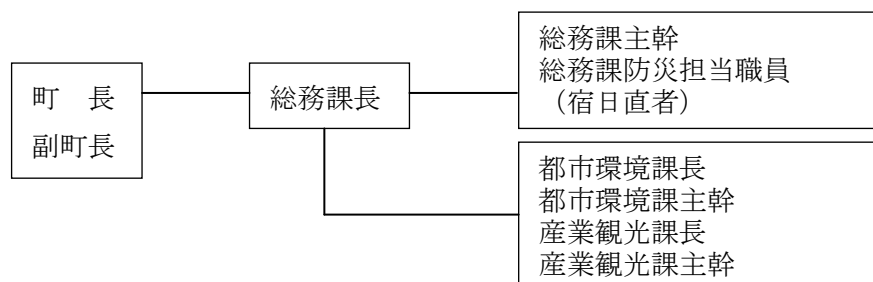
イ 配備内容

注意配備体制をとったときは、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告

総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。

注意配備の活動体制



### (3) 警戒配備体制

#### ア 配備基準

町長は、地震・津波による災害に迅速に対応する応急体制を確立するため、次の基準により警戒配備体制をとるものとする。

なお、配備基準、配備内容等は、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(ア) 気象庁において町の震度観測点で震度を5弱と発表したとき（自動配備）。

(イ) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）。

(ウ) 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。（自動配備）

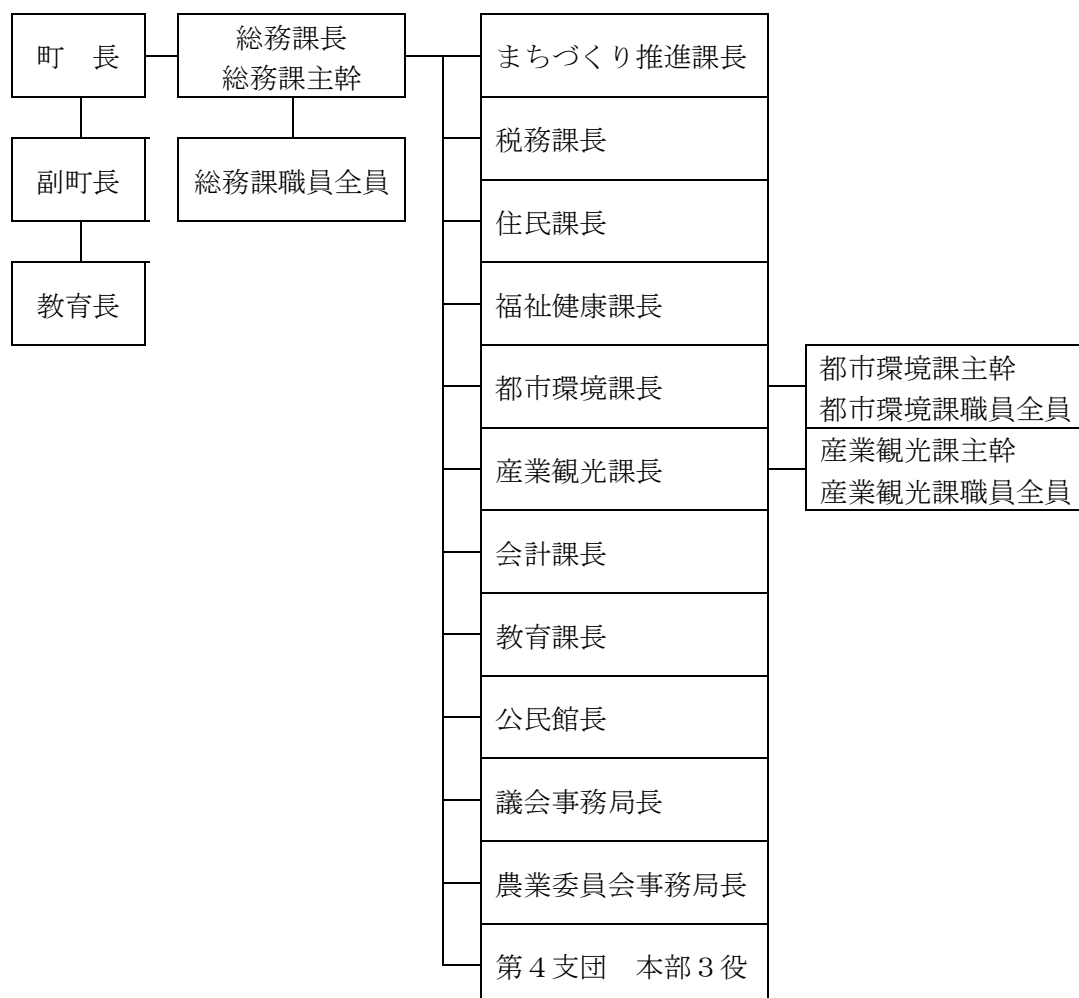
(エ) 町の震度が4以下であっても被害が生じた場合で、町長が必要と認めたとき。

#### イ 配備内容

警戒配備体制は、次に掲げる体制とし、注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行うものとする。

#### 警戒配備の活動体制



#### (4) 非常配備体制（災害対策本部）

##### ア 災害対策本部の設置

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部（以下、本編において「町本部」という。）を設置する。

- (ア) 気象庁において町の震度を5強以上と発表したとき（自動配備）。
- (イ) 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）。
- (ウ) 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）。
- (エ) 町の地域に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで、町長が、必要があると認めたとき。

##### イ 災害対策本部の廃止

町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、町本部を設置しておく必要がないと認めたときは、町本部を廃止する。

##### ウ 一宮町水防本部の吸収

災害対策本部設置時において、既に水防本部が設置されている場合には、組織の一元化を図るものとする。

##### エ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部の名称、設置場所、設置理由等を公示するとともに、直ちにその旨を次の表の区分により通知・公表する。  
また、町本部を設置したときは、直ちに町本部の標識を町役場正面玄関に掲示する。

災害対策本部の設置・廃止の通知・公表方法

通知・公表先	通知の方法	責任者
職員	口頭、庁内放送、電話	総務部長 (総務課長)
区長	電話、町防災行政無線一斉放送	
一般住民	町防災行政無線一斉放送	
県	県防災行政無線、防災情報システム	
報道機関	電話、FAX等	
防災関係機関	電話、FAX等	

##### オ 町本部の設置場所

町本部は、原則として庁舎内に設置する。

なお、庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、一宮町保健センターに設置するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

##### カ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、この計画に定める事項のほか、「資料編 一宮町災害対策本部条例」によるものとする。





一宮町災害対策本部の事務分掌

部	班	所掌事務
総務部	庶務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部の庶務に関する事。</li> <li>(2) 本部会議その他関係機関との連絡に関する事。</li> <li>(3) 県との連絡、自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>(4) 職員の動員に関する事。</li> <li>(5) 消防団、自主防災組織等の動員に関する事。</li> <li>(6) その他災害対策の連絡調整に関する事。</li> <li>(7) 災害救助法に関する事。</li> <li>(8) 車両等輸送機関の調達及び確保並びに緊急輸送に関する事。</li> <li>(9) 義援金品の配分に関する事。</li> <li>(10) 被害状況のとりまとめに関する事。</li> <li>(11) り災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。</li> <li>(12) 米穀等主要食料の確保に関する事。</li> <li>(13) 災害に関する通信情報の総括に関する事。</li> <li>(14) 町庁舎の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>(15) 民間協力機関への協力要請及び労務の調達に関する事。</li> <li>(16) 消防・水防活動の連絡調整に関する事。</li> <li>(17) 他に属しないこと。</li> </ul>
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する広報及び広聴に関する事。</li> <li>(2) 住民及び報道機関に対する災害広報に関する事。</li> <li>(3) 防災行政無線施設に関する事。</li> </ul>
	情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 気象情報の収集伝達に関する事。</li> <li>(2) 被害情報の収集報告に関する事。</li> </ul>
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策関係予算に関する事。</li> <li>(2) 災害対策用物資及び資材の購入等に係る契約に関する事。</li> </ul>
	協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 他の部、他班の応援に関する事。</li> </ul>
経済部	税務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 町税の減免、徴収猶予に関する事。</li> </ul>
	会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 義援金品の受領及び保管に関する事。</li> <li>(2) 災害対策に必要な現金の出納に関する事。</li> </ul>
厚生部	厚生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民の被害状況の調査に関する事。</li> <li>(2) り災者に対する収容施設の確保、支援に関する事。</li> <li>(3) り災者に対する災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。</li> <li>(4) 生活必需品等災害救助物資の保管及び支給に関する事。</li> <li>(5) 日本赤十字千葉県支部及び社会福祉団体並びにボランティアとの連絡協力に関する事。</li> <li>(6) 災害時における要配慮者対策に関する事。</li> <li>(7) 保育所の災害対策に関する事。</li> </ul>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時の防疫及び清掃に関する事。</li> <li>(2) 伝染病予防に関する事。</li> <li>(3) 医療品、衛生材料及び防疫薬品等の調達及び配分に関する事。</li> <li>(4) 飲料水の確保及び浄化並びに拠点給水及び応急給水に関する事。</li> <li>(5) 被災者及び応接者に対する炊き出しに関する事。</li> <li>(6) 食料の確保及び配給に関する事。</li> <li>(7) 死体の処理、埋火葬に関する事。</li> <li>(8) 動物（ペット）の対応に関する事。</li> </ul>

部	班	所掌事務
厚生部	医 務 班	(1) 医療協力機関との連絡に関する事。 (2) 災害時の負傷者等の応援救護に関する事。 (3) 救護所の設置に関する事。
産業部	農 林 班	(1) 農林水産物の被害状況の調査に関する事。 (2) 農作物及び農業用施設の災害対策に関する事。 (3) 農地林業の災害対策に関する事。 (4) 湛水防除に関する事。 (5) 家畜及び施設の災害対策に関する事。
	商 工 班	(1) 商工業関係の被害状況の調査に関する事。 (2) 商工業の災害対策に関する事。 (3) 観光施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (4) 中小企業の応急対策に関する事。 (5) 帰宅困難者対策に関する事。
土木部	土 木 班	(1) 公共土木施設の被災状況調査及び報告に関する事。 (2) 公共土木施設の災害対策に関する事。 (3) 災害対策用資材の確保及び配分に関する事。 (4) 土木業者との連絡調整及び資材調達に関する事。
	建 設 班	(1) 公共土木施設の障害物の撤去に関する事。 (2) 水防活動に関する事。 (3) 被災住宅の応急措置、調査に関する事。 (4) 応急仮設住宅の建設に関する事。 (5) その他災害復旧対策に係る土木建設工事に関する事。
教育部	学校教育班	(1) 学校施設の被災状況調査及び報告に関する事。 (2) 学校施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (3) 被災児童生徒の救護及び応急手当に関する事。 (4) 学校教職員と連携した児童生徒の避難に関する事。 (5) 被災児童生徒の教材及び学用品の供給に関する事。
	社会教育班	(1) 公共施設及び文化財施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 (2) 社会教育団体との連絡調整に関する事。 (3) 公共施設及び文化財施設の災害対策に関する事。
消防部	水 防 班	(1) 水防活動に関する事。 (2) 津波、高潮、洪水等の災害救助に関する事。 (3) 災害監視及び情報の収集に関する事。
	消 防 班 救 助 班	(1) 消防並びに救急及び救助に関する事。 (2) 火災その他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (3) 行方不明者の搜索及び死体の収容に関する事。 (4) 危険物等の措置に関する事。 (5) 災害等の情報収集に関する事。 (6) 災害等の救助・救急に関する事。
	誘 導 班	(1) 避難誘導に関する事。 (2) 災害時における交通規制の協力に関する事。

※必要に応じて本部長の指示した事項を担当する。

(ア) 本部長、副本部長

- a 災害対策本部長には、町長が当たり、町本部の事業を総括し、各部各班の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- b 副本部長には、副町長が当たり、本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは本部長の職務を代行する。
- c 本部長、副本部長が不在のときは、町本部の指揮は総務部長がとるものとし、総務部長が不在のときは、土木部長又は産業部長がとるものとする。

(イ) 本部付

本部付に、教育長及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部南消防署長又は副署長を置き、本部長並びに副本部長の相談相手となり、防災に係る企画等の業務を掌るものとする。

(ウ) 各部各班

- a 町本部に前記「一宮町災害対策本部の構成」に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。
- b 各部に置かれる部長のほか、各部に副部長及び本部連絡員を、各班に班長及び班員を置く。
- c 各部の部長、副部長及び班長は、前記「一宮町災害対策本部の構成」に掲げる者を、本部連絡員は部長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する組織の職員をもって充てる。
- d 各部各班は、前記「一宮町災害対策本部の事務分掌」に掲げる事務を行うものとする。
- e 各部長は、各部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。
- f 各部の副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- g 各班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- h 各班の班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(エ) 本部連絡員

本部連絡員は、各部長が指名し、上司の命を受け、部相互間及び部内各班の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。

(オ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、発災当初の24時間以内で必要があると認めたとき又は災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施

(カ) 本部会議

- a 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部付及び本部長員で構成する本部会議を開催し、本部長が議長を務める。
- b 本部会議は、本部長が必要に応じて招集するものとし、招集の通知は、庁内放送、電話等により総務部長が行うものとする。
- c 本部会議は、災害予防・災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。

本部会議で決定すべき事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 非常配備体制に関する事。</li><li>(2) 避難勧告又は指示に関する事。</li><li>(3) 職員の応援に関する事。</li><li>(4) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入に関する事。</li><li>(5) 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入に関する事。</li><li>(6) 民間団体等の受入に関する事。</li><li>(7) 緊急輸送道路の指定に関する事。</li><li>(8) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関する事。</li><li>(9) 激甚災害の指定の要請に関する事。</li><li>(10) 応急対策に要する予算及び資金に関する事。</li><li>(11) 応急公用負担に関する事。</li><li>(12) 義援金品の募集及び配分に関する事。</li><li>(13) 職員の給食・寝具等の厚生に関する事。</li><li>(14) 国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関する事。</li><li>(15) その他、各部長から特に申し出があった事項</li></ul> |
|---|

(キ) 本部会議と各部各班の連絡方法

- a 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各部各班に連絡する。
- b 各部各班で聴取した情報、あるいは各部各班で決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各部各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員が、総務部長を経由して本部長に報告する。

(5) 臨時災害対策本部体制（勤務時間外）

休日・夜間等勤務時間外において、町本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、徒歩5分以内の職員からあらかじめ選抜された職員又は速やかに参集した職員が、当初の30分間の対応を目途に臨時災害対策本部体制をとるものとする。

なお、本部員出勤後は直ちに災害対策本部体制に移行する。

臨時災害対策本部の構成と任務

業務	任務
責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部設置場所の確認 (庁舎が使用不可能な場合には、一宮保健センターを使用)</li> <li>○ 玄関等の鍵開け、庁内の被害状況の確認</li> <li>○ 各班の活動全体の指揮</li> </ul>
地震情報班	○ 地震、津波情報の収集と記録（県及び報道機関からの収集）
防災放送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震の震源、町の震度の放送</li> <li>○ 津波情報と避難指示の放送</li> <li>○ 住民に消火、救助の徹底</li> <li>○ 職員、消防団員及び自主防災組織の招集</li> </ul>
被害受付班	○ 電話、無線等による被害通報の受け付け及び記録
出勤受付班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出勤者リスト記入と腕章の手渡し（玄関）</li> <li>○ 被害状況の簡単な聞き取りと記録</li> </ul>

(6) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努めるものとする。

(7) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

(8) 市町村間での応援体制

本部長（町長）は、町域で災害が発生した場合において、応急措置を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や「長生郡市広域災害対応計画」により、他市町村に対し応援を要請し、円滑な協力体制を構築する。

2 職員の動員

(1) 動員体制

各部各班（各課）の所属長は動員種別ごとの動員計画（動員系統連絡の方法等を

含む。)を作成し、平常時から職員に周知徹底しておくとともに、見直しを行った場合は総務課長に報告する。

#### ア 配備の特例措置

(ア) 本部長(町長)は、災害の状況その他により、必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

(イ) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、総務部長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

#### イ 職員の相互協力等

災害対策本部を設置した場合、災害対策を総合的に実施するため、本部長は災害時の状況及び応急措置の推移により、各部各班の業務の実態に応じて、人的余裕のある部・班に所属する職員を、応援を必要とする他の部・班に配置する。

なお、注意配備体制、警戒配備体制をとる場合も同様とする。

また、各部各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して総務部庶務班に要請する。

(ア) 応援の場所

(イ) 応援に必要な人員

(ウ) 作業内容及び携帯品その他必要事項

要請を受けた総務部庶務班は、各班の協力を得て動員派遣を行うものとする。

#### ウ 非常配備体制に基づく措置

(ア) 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。

(イ) 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、上記アにより所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

町本部設置前の配備基準等

動員種別	配備基準	配備内容	動 員
注意配備制	<p>(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を4と発表したとき。[自動配備]</p> <p>(2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意」の津波注意報を発表したとき。[自動配備]</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長</li> <li>・副町長</li> <li>・総務課長</li> <li>・総務課主幹</li> <li>・都市環境課長</li> <li>・都市環境課主幹</li> <li>・産業観光課長</li> <li>・産業観光課主幹</li> <li>・総務課防災担当職員</li> </ul>
警戒配備制	<p>(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を5弱と発表したとき。[自動配備]</p> <p>(2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波」の津波警報を発表したとき。[自動配備]</p> <p>(3) 気象庁において町の震度観測点で震度を4以下と発表し、被害が生じた場合で町長が必要と認められたとき。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[東海地震] 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。[自動配備]</p>	<p>注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。</p>	<p>注意配備に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長</li> <li>・総務課職員全員</li> <li>・まちづくり推進課長</li> <li>・都市環境課職員全員</li> <li>・産業観光課職員全員</li> <li>・税務課長</li> <li>・住民課長</li> <li>・福祉健康課長</li> <li>・会計課長</li> <li>・公民館長</li> <li>・教育課長</li> <li>・議会事務局長</li> <li>・農業委員会事務局長</li> <li>・第4支団 本部3役</li> </ul>

町本部設置後の配備基準等

動員種別	配備基準	配備内容	動員
非常配備体制 (災害対策本部)	(1) 気象庁において町の震度観測点で震度5強以上を発表したとき。[自動配備] (2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき。[自動配備] (3) 地震又は津波により災害が発生したとき。 (4) 地震・津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長(町長)が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて、災害発生を防御するための措置及び災害の拡大防止、救助等の応急対策が行える体制	町本部を構成するすべての町の機関
	[東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき [自動配備]		

配備動員表

通常組織の部局	災害対策本部設置前の配備		災害対策本部の部	災害対策本部設置後の配備
	注意配備	警戒配備		
町長	1	1	本部長	1
副町長	1	1	副本部長	1
教育長		1	本部付	1
南消防署長又は副署長			本部付	1
総務課	5	全員	総務部	全員
まちづくり推進課		1	総務部	全員
税務課		1	経済部	全員
住民課		1	厚生部	全員
福祉健康課		1	厚生部	全員
都市環境課	3	全員	土木部	全員
産業観光課	2	全員	産業部	全員
会計課		1	経済部	全員
教育課		1	教育部	全員
議会事務局		1	総務部	全員
農業委員会		1	産業部	全員
第4支団本部		3	消防部	全員



## (2) 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため、次の方法で伝達を行うものとする。

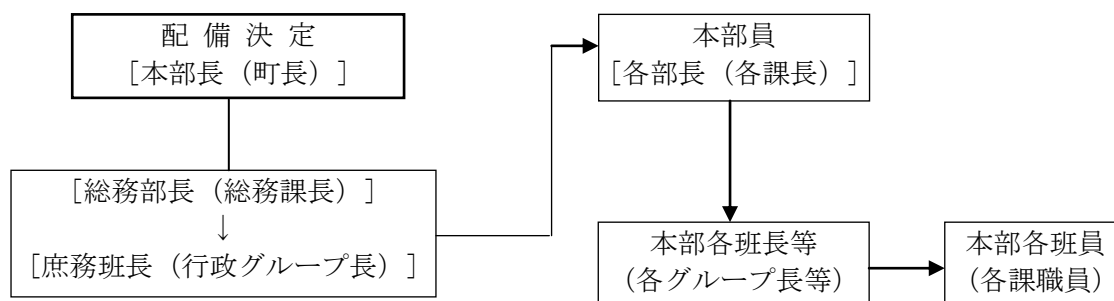
### ア 勤務時間内

(ア) 勤務時間内は、総務部庶務班長（総務課行政グループ長）が担当職員に庁内放送、電話等で伝達する。

(イ) 担当職員は、平常の体制から直ちに注意配備体制若しくは警戒配備体制又は非常配備体制がとれるよう配置につく。

(ウ) 庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

### 勤務時間内における伝達系統



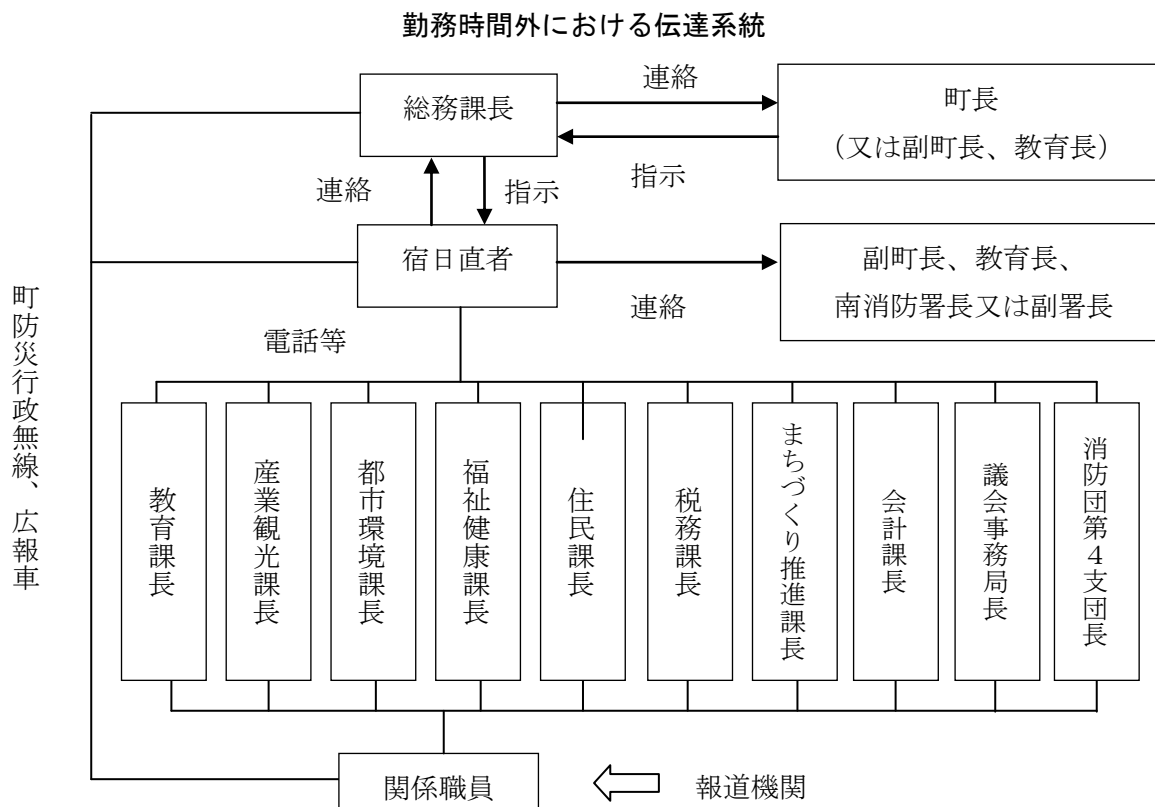
- (注) 1 本部長をはじめ、担当者が負傷した場合等には、他に代理を設ける。  
2 職員の出勤状況を判断し、本部長及び各部長は、段階的に必要な体制を組む。  
3 災害の防除及び事務処理等の段階的以降により、最も適した配備体制にその都度変更する。

### イ 勤務時間外

(ア) 宿日直者は、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に電話で伝達する。さらに各課長は関係職員に電話で伝達する。

(イ) 必要に応じて町防災行政無線により伝達する。

(ウ) 防災担当職員は連絡を受けた後、速やかに一斉メール送信システム、電話により伝達する。



### (3) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、町防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町本部設置（非常配備体制）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

### (4) 動員対象から除外する職員

次に掲げる職員については、動員対象から除外する。

- ア 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが無理な者
- イ その他、やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者

### (5) 初動対応職員以外の職員

原則として庁舎へ登庁する。

### (6) 職員参集状況の記録と報告

災害対策本部設置の場合は、町本部入口に窓口を設け、参集してきた職員に腕章を渡すとともに、名簿に印をつける。

### (7) 参集時の職員の心得

- ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配置体制と自己の任務を十分習熟しておく。
- イ 職員は、ラジオ、テレビ、その他の手段により、自ら工夫して災害の状況、配置命令等を知るようにする。
- ウ 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、配置命令がない場合であっても、状況により所属長と連絡を取りあって、進んでその指揮下に入るよう努め、また、自らの判断で速やかに所属部署に参集し、防災活動に従事する。

- エ 参集に当たっては、消火の確認後、怪我をしないよう注意し、行動する。
- オ 参集途上に、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの消防団、警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。
- カ 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後、直ちに臨時災害対策本部出勤受付班に報告する。

#### (8) 職員の参集手段等

- ア 参集は交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法とする。ただし、災害状況によっては、徒歩、自転車又はオートバイ等危険の少ない方法により登庁する。  
なお、夜間の場合は、懐中電灯（ヘッドランプ型等）を持参することとする。
- イ 所属長は、あらかじめ所属職員の居住地から参集する部署までの所要時間を調査・把握しておく。

### 第3 指定行政機関等の活動体制

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

#### 1 責務

##### (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

##### (2) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

#### 2 活動体制

##### (1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

##### (2) 職員派遣

本部長（町長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

#### 第4 防災関係機関及び県災害対策本部等との連絡

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

##### 1 防災関係機関及び県災害対策本部等と連携

###### (1) 防災会議の招集

本町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、町防災会議を招集する。

###### (2) 状況に応じた防災組織の形成

災害の予防、応急対策及び復旧などに即応できる体制をとるため、県、他市町村その他公共機関との連携を図るとともに、状況に応じ、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制をとるものとする。

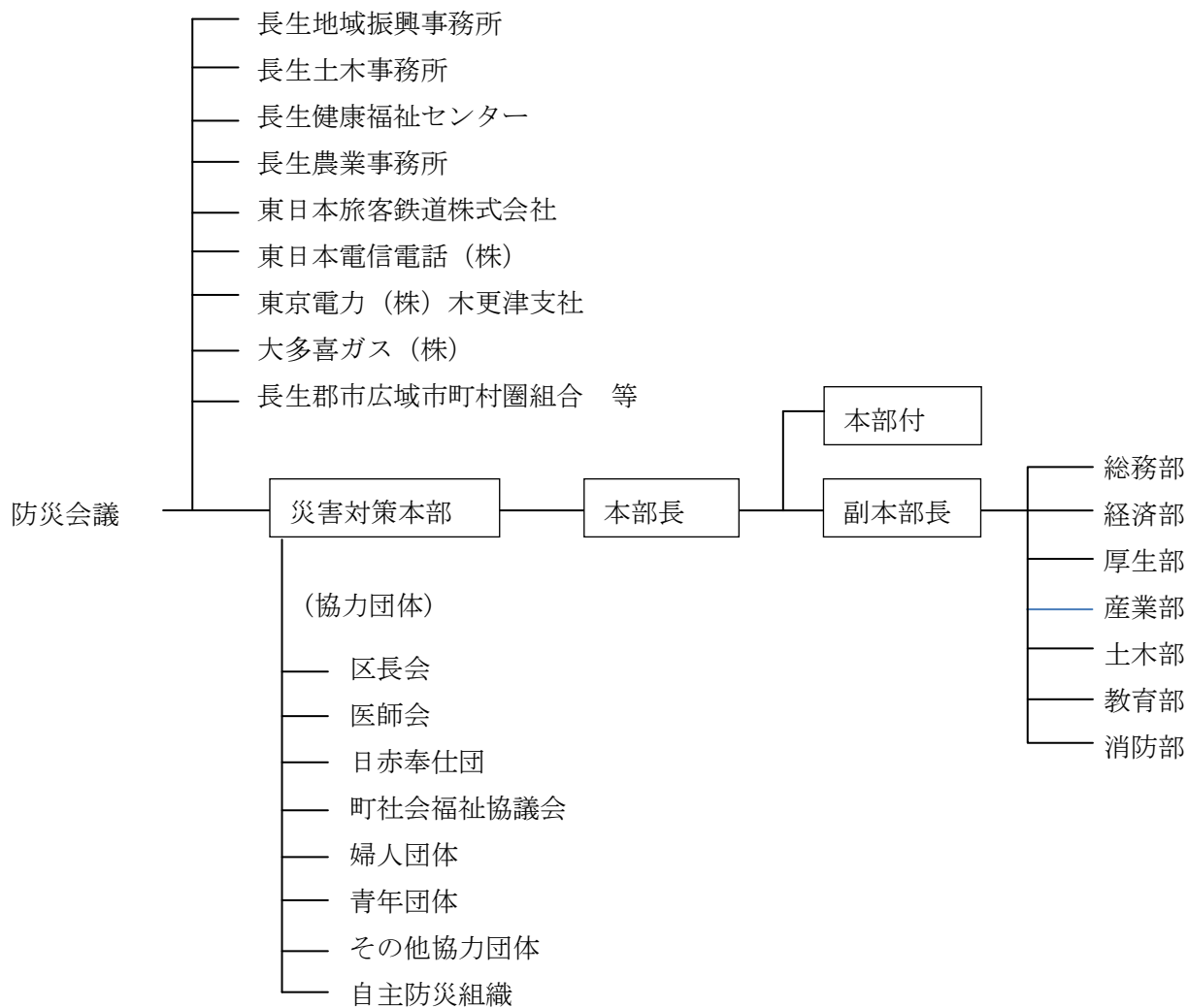
##### 2 県災害対策本部との連絡

町は、災害の状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員とともに県本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行うものとする。

##### 3 県への支援要請

災害等により、町限りでは、被害状況を把握できなくなった場合、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

防災関係機関との連携系統図



## 第5 災害救助法の適用手続き等

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### 2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

### 3 救助の実施機関

- (1) 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。
- (3) 本部長（町長）は、上記（2）により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

### 4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行うものとする。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

## 5 被災世帯の算定基準

### (1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

### (2) 住家の滅失等の認定

#### ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

#### イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

#### ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 世帯及び住家の単位

#### ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活の単位をいう。

#### イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

## 6 災害救助法の適用手続等

### (1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記2に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事（県本部事務局経由）に報告する。

ウ 知事は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び県各一部局に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告する。

なお、災害救助法が適用されたときは、次により告示されることとなっている。

<p>告 示</p> <p>平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 〇〇〇〇</p>
--

## （2）適用の要請の手続き

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

## 7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとするが、救助期間については、やむを得ない特別の事業があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

## 8 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施期間は、法に基づく救助の実施状況を日毎とに記録整理するとともに、その状況を県に報告する。



## 第2節 情報収集・伝達計画

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等要配慮者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えるものとする。

### 第1 通信連絡体制

(主担当)	総務部庶務班・広報班・情報収集班
-------	------------------

#### 1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における次の通信連絡手段を確保し、機能確認を行うものとする。

機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行うものとする。

##### (1) 町防災行政無線

移動系及び固定系無線を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行うものとする。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行うものとする。

##### (2) 県防災行政無線

非常災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

##### (3) 防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等の間で被害情報、指示情報等の収集及び処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

##### (4) 電話・FAX

###### ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町各部及び防災関係機関と連絡等の通信を行うものとする。

なお、各機関相互における通信連絡は、「資料編 防災関係機関一覧表」のとおりとする。指定電話等に変更があった場合は、速やかに一宮町防災会議に修正報告をしなければならない。

###### イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、指定した電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受ける。電話の輻輳により通信が規制される場合は、優先電話の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号（原則的に指定電話とする。）から102番をダイヤルし、「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

エ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げるものとする。

2 通信の統制

町各部及び防災関係機関は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たる。

なお、町防災行政無線を中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休祭日においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

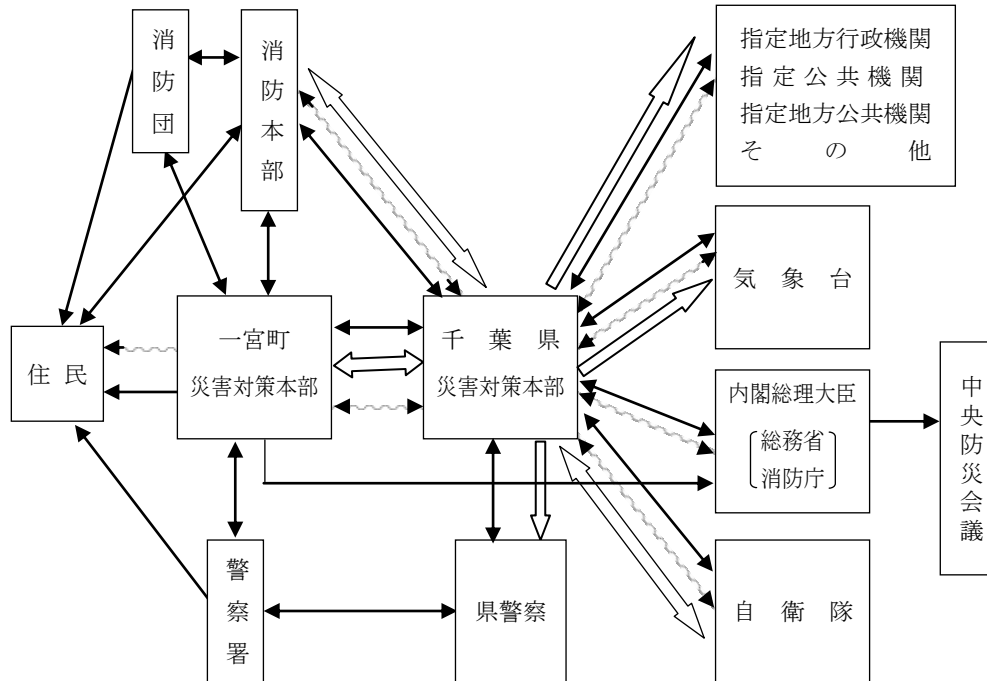
(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

本計画における通信連絡は、特に定める場合を除き、町本部において処理する。町本部においては、町防災行政無線、県防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課行政グループ長	総務部庶務班長
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 総務課行政グループ (通常勤務時間外の夜間及び休祭日) 宿直室	災害対策本部

### 3 通信連絡系統

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



千葉県防災情報システム	⇔
有線又は口頭	↔
無線	⇔

区分	方法
町	<p>(1) 県防災行政無線又は県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行うものとする。</p> <p>(2) 県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 保有する同報無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>(4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておくこととする。</p>

区 分	方 法
県	<p>(1) 県防災行政無線及び防災情報システムを主体に、東日本電信電話（株）の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。</p> <p>なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
警 察 署	無線等を活用し、千葉県警察本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。
消 防 本 部	<p>(1) 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の防災機関	<p>(1) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

#### 4 通信施設が使用不能となった場合における措置

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図るものとする。（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）

##### (1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
  - (ア) 警察通信施設
  - (イ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設
  - (ウ) 東京電力（株）通信施設
- ウ 上記ア、イ以外の機関又は個人の無線通信施設

##### (2) 非常無線通信の利用方法（電波法第52条第4号に定める非常通信）

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

なお、アマチュア無線（一宮アマチュア無線クラブ等）を活用する場合は、県が（一社）日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマ

チュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

(3) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等に当たっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長が任命した連絡員により県と連絡を行うものとする。
防災関係機関との連絡	主要防災機関は、町本部に本部派遣員を派遣し、連絡に当たるものとする。
町各部との連絡	各部は、町本部に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるものとする。

他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

1 情報等の種類



## 2 情報等の発表

### (1) 地震情報

#### ア 震度速報

地震発生から約2分後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻が発表される。  
千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表され、本町は北東部に位置する。

#### イ 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表される。

#### ウ 震源・震度に関する情報

県内で震度3以上が観測されたとき、震源位置・規模、震度3以上が観測された地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられるが震度が入手できない震度計のある市町村名を発表する。

#### エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

#### オ その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表する。

#### カ 緊急地震速報の実施基準等について

##### (ア) 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報を発表する。

また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らされる警報であるが、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があることに留意する。

#### 緊急地震速報の発表条件、発表内容

発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合に震度4以上が推定される地域を発表。
発表内容	○ 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ○ 全国を約200地域に分割した、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名（本町は、千葉県北東部に該当）

### 緊急地震速報で続報を発表する場合

- 緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合に、続報を発表する。
- 続報では、新たに震度5弱以上が予測された地域及び新たに震度4が予測された地域を発表する。
- 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予測していた地域が震度3以下との予測となった場合などは取り消さない。

#### （イ）緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報は、気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

なお、警報と予報の区別については次のとおりである。

#### 緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係

区 分	震度等	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	震度6弱以上	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報	震度5弱以上		
地震動予報	震度3以上、又はマグニチュード3.5以上	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

#### キ 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（16ヶ所）、（独）防災科学研究所（11ヶ所）、千葉市（6ヶ所：計107ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている。

#### （2）津波情報

##### ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波・津波）又は津波注意報が発表される。

なお、一宮町は、津波予報区の千葉県九十九里・外房に属している。

津波警報・注意報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

警報・注意報の分類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値表現	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆するため、直ちに海から上がって、海岸から離れる。

- 注) 1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 特別警報とは、気象庁が平成25年8月30日から、警報の発表基準をはるかに超え、内陸まで影響が及ぶ大津波や大規模な地震（地震動）が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、大津波警報を特別警報と位置づけ、最大限の警戒を呼びかける。特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波等が該当する。

イ 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。



種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（注）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表 （注）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報（特別警報）を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表されない。大津波警報又

は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報（特別警報）を 発 表 中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を 発 表 中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を 発 表 中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容が津波予報で発表される。

津波予報

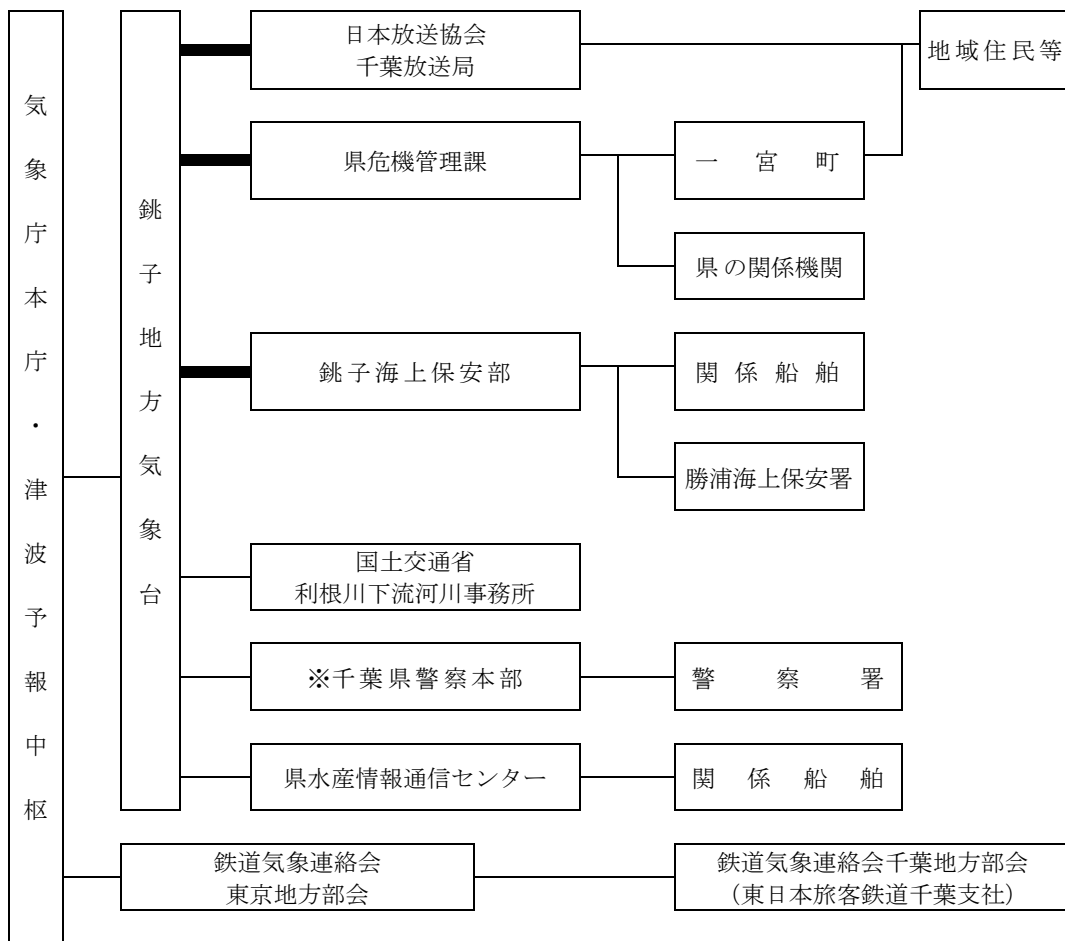
実施基準	内容
津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないとき、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

4 受伝達系統等

津波予報伝達系統図



(地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。)

(注) 東日本電信電話(株)千葉支店については、東日本NWオペレーションセンタ (ENC) 経由で銚子地方気象台から伝達される。

—— 法令 (気象業務法等) による通知

—— 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 ※は気象業務支援センターを經由

## 5 関係機関における措置

区分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知するとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警察署	（1）警察は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報するとともに、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話（株）	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

## 第3 被害情報等収集・報告

（主担当）	総務部庶務班・情報収集班、関係各部
-------	-------------------

### 1 地震・津波情報の提供

本町に被害が及び震度4以上の地震が発生した場合、総務部広報班は、町防災行政無線により、直ちに、地震・津波情報を放送する。勤務時間外の場合には、宿直又は臨時災害対策本部員が行うものとする。

なお、放送する内容は、次のとおりである。

- （1）地震発生時刻、場所、震源の震度、本町の震度、津波発生予測
- （2）住民への消火等の注意事項（震度に対応して行う。）
- （3）職員、消防団員、自主防災組織の招集等

### 2 被害情報等の収集

#### （1）通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底する。

## (2) 被害調査

### ア 調査班の編成

地震発生後、30分以内を目標に被害状況の調査を行うものとするが、調査に当たっては、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑を期するため、各部において、調査班を編成する。班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。調査班の編成は、3名1組、調査地区は、1～2行政区とする。

また、災害の状況によって各部が合同で調査を実施した方が有効である場合は各部長が協議し、合同調査班を編成する。

### イ 各部調査班の任務

各部の調査班は、本部長（町長）の特命により、総務部情報収集班に集合し、担当地区の地図、被害状況調査票を受取り、バイク、自転車（道路が通行可能であることが判明している場合には無線車）で調査担当地区に順次出動する。

調査は、総務部情報収集班に次の要領で直ちに報告するほか、帰庁後調査票の提出・報告を行うものとする。

#### (ア) 勤務時間内

- a 自主防災組織の情報班による地域住民の安否確認の開始
- b 調査員（調査班の地区担当者）の派遣（携帯電話又は町防災行政無線）
- c 調査班と自主防災組織の情報班との協力による調査・通報（携帯電話又は町防災行政無線）

#### (イ) 勤務時間外

- a 調査班と自主防災組織の情報班との協力による調査・通報（携帯電話又は町防災行政無線）
- b 出勤する職員の被害状況の把握と報告

### ウ 調査事項

調査事項は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 災害原因（二次的原因）
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 災害地住民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動のあい路
- (カ) その他必要な事項

### エ 実施要領

- (ア) 調査は、警察官、消防団員、住民等の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一、情報収集班に報告する。
- (ウ) 調査の際（特命事項以外で）重要な情報を得たときは、直ちに報告する。
- (エ) 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

## (3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地

の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに町関係部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努めるものとする。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決める。

なお、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

#### (4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

### 3 町本部への被害状況等の報告

各部の調査班長は、災害の推移に応じ時間を区切って、被害状況等の調査結果を次の要領により総務部情報収集班に報告する。

#### (1) 報告すべき事項

- ア 災害が発生した日時
- イ 報告者氏名
- ウ 調査範囲
- エ 全壊住宅、半壊家屋の棟数等
- オ 被害を受けた公共公益施設の状況
- カ 火災発生状況
- キ 道路・橋梁被害（車両通行不可能箇所等を具体的に。）
- ク 救助要請
- ケ その他必要な事項

#### (2) 報告区分

町各部における、報告区分及び報告内容は次のとおりとする。

報告区分	報告内容	
発生報告 (即報)	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

### (3) 報告要領

「資料編 (様式) 被害状況報告票」により報告する。

### (4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、町防災行政無線、口頭又は電話で他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 必要に応じ、被害状況の写真を被害状況が明瞭にわかるように撮影し、写真には撮影年月日、撮影時刻、撮影場所、被害者氏名等を記入する。

エ り災世帯、り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

### (5) 被害の確定

総務部庶務班は、災害応急対策を終了した時点で、総務部情報収集班からの被害状況報告に基づき、関係各班と協議の上、最終のとりまとめを行う。

## 4 県への被害状況等の報告

町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、防災情報システム及び電話・FAX、又は県防災行政無線により県本部事務局に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」により被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて消防庁に報告する。

また、同時多発の火災等により消防本部へ通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

### (1) 報告すべき事項

県への報告の種別、時期及び方法は「資料編 被害情報報告一覧」のとおりとし、報告すべき事項は次のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度等は「資料編 被害の認定基準」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

(ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

(イ) 主な応急措置の実施状況

(ウ) その他必要事項

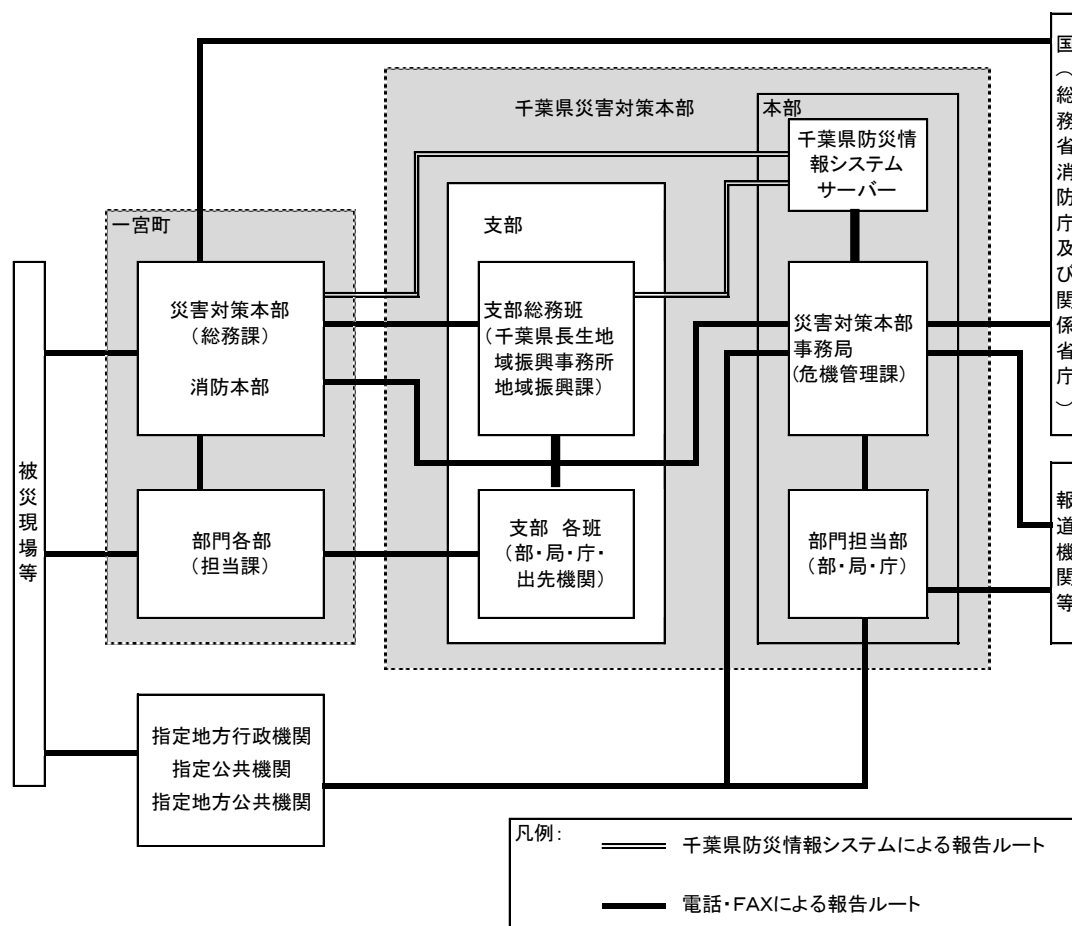
カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要な事項

## (2) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



## (3) 報告責任者の選任

町は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	総務部情報収集班長

## (4) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「資料編 千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。



(5) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 消防庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 県本庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7320	012-500-7320	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-5208		〃

ウ 長生地域振興事務所

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	507-721	012-507-721	地域振興課
	F A X	507-722	012-507-722	〃
一般加入電話	電話	0475-22-1711		〃
	F A X	0475-24-0459		〃

(6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 消防庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 県本庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県情報通信管理室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

ウ 長生地域振興事務所

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	507-721	012-507-721	地域振興課
	F A X	507-722	012-507-722	〃
一般加入電話	電話	0475-22-1711		〃
	F A X	0475-24-0459		〃

(7) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。
- エ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図るものとする。特に発災初期の情報は、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- オ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- カ 町は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

第4 災害時の広報

(主担当)	総務部広報班
-------	--------

1 広報活動要領

町は、県及び防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安

全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努めるものとする。

災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

なお、県提供のテレビ、ラジオの広報番組、県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行うものとする。

## 2 広報内容

- (1) 避難に関する情報
- (2) 交通規制等に関する情報
- (3) 被害に関する情報
  - ア 人及び家屋関係
  - イ 公益事業関係
  - ウ 交通施設関係
  - エ 土木港湾施設関係
  - オ 農林水産施設関係
  - カ 商工業関係
  - キ 教育関係
  - ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
  - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
  - イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
  - ウ 食料物資等の配給状況
  - エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報
- (7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意

## 3 広報方法

### (1) 一般広報活動

#### ア 広報手段

町は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車（車が通行不可能な地区についてはハンドスピーカーとバイク）を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底を図る。

- (ア) 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- (イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- (ウ) 県提供のテレビ、ラジオ等の広報番組を活用した広報
- (エ) インターネット、メール等を活用した広報

#### イ 経路の確認

総務部広報班は、広報の経路をあらかじめ計画しておくとともに、道路状況を総務部情報収集班に確認し、広報経路を決定する。

#### ウ 広報車の準備

(ア) 広報用の車は、「資料編 広報車による広報チーム」のとおりとし、常時、所定の位置に駐車して合鍵は担当者が保管する。

(イ) 広報車は、「一宮町災害広報車」のステッカー・旗を掲示する。

## (2) 消防団の広報活動

災害現地においては、消防車、広報車その他あらゆる広報手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難命令等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行うものとする。

## (3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部広報班とする。そのため、総務部広報班は、各部の報道機関発表事項を総合調整し、総務部長が、事項の軽重、緊急性等を検討した上で報道機関へ発表する。

## (4) 放送機関への放送要請

町は、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

### 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	FAX	電話	FAX
日本放送協会千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395

## (5) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、各防災業務計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するものとし、特に次の機関は、それぞれの措置をとるとともに、広報事項は、町本部に通知する。

### ア 日本放送協会千葉放送局（NHK）

町その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

### イ 東京電力（株）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電障害の防止、避難の際のブレーカースイッチを切るなど、住民への周知に努める。

### ウ 大多喜ガス（株）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガスの元栓を閉め、ガス漏れによる事故防止を図るなど、住民への周知に努める。

エ 東日本電信電話（株）（NTT）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

オ 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）

被害箇所や復旧の見通しについて駅内の掲示板、案内所等に掲示して一般周知を図る。

なお、災害時に町から災害広報資料の貼付を依頼されたときは、これに協力する。

## 第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命又は身体の安全の確保に努めるものとする。中でも高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難については特に留意する。

### 第1 避難計画

(主担当)	総務部庶務班、消防部誘導班、広域消防本部、茂原警察署
-------	----------------------------

#### 1 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（昭和48年8月30日千葉県防災会議決定）に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

#### 2 避難の勧告又は指示等

##### (1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められている。地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
本部長 (町長)	・火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。	・災害対策基本法第60条
知事	・知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施する。 ・津波等により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	・災害対策基本法第60条 ・水防法第29条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
警察官 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う災害の発生により住民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、本部長（町長）が措置をとることができないと認めるとき、又は本部長（町長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。</li> <li>住民等の生命又は身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第61条</li> <li>警察官職務執行法第4条</li> </ul>
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊法第94条</li> </ul>
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法第29条</li> </ul>
知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法第29条</li> <li>地すべり等防止法第25条</li> </ul>

## （2）避難の勧告又は指示の内容

本部長（町長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難の勧告又は指示の理由
- エ その他必要な事項

## （3）避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

### ア 住民等への周知

避難の措置を実施した場合、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図るものとする。

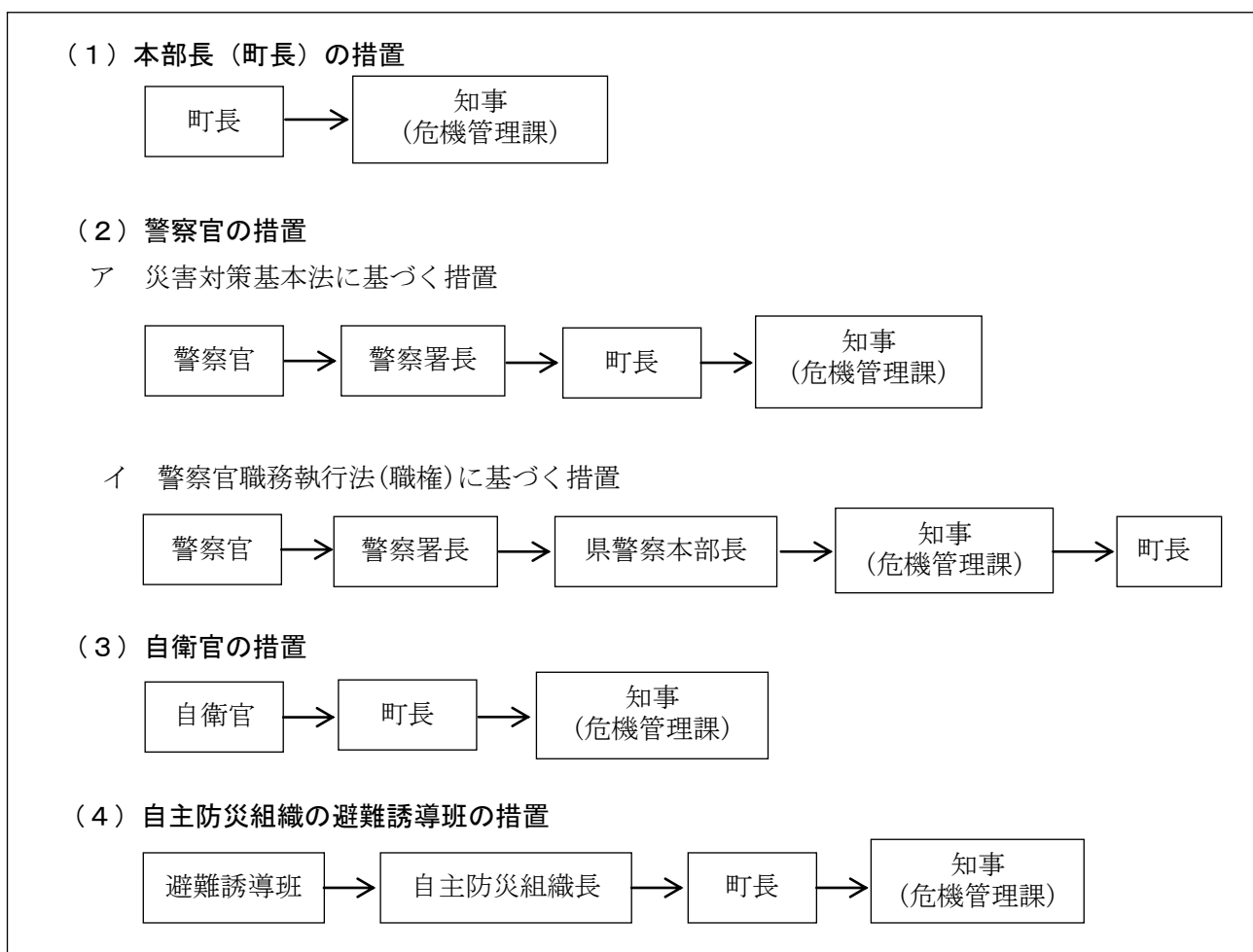
### イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察、自衛隊及び海上保安部（署）は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

## （4）解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

避難の勧告又は指示の関係機関への通知



3 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
本部長 (町長)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策基本法第63条



設定権者	設定の要件・内容	根拠法
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施しなければならない。	・災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第28条
消防本部に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法第21条
警察署長	次の場合、前記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	・消防法第23条の2
警察官	次の場合、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。 ・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
	次の場合、前記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ・消防吏員又は第4支団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	・消防法第28条
	・第4支団長、消防団員若しくは消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	・水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条
海上保安官	・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条

## 第2 避難誘導等

(主担当)	総務部庶務班、消防部誘導班
-------	---------------

### 1 避難誘導計画

職員、警察官、消防職員、自主防災組織その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう一時避難場所等への誘導に努めるものとする。誘導に当たっては、できるだけ行政区等ごとの集団避難を行うものとし、要配慮者の避難を優先して行うものとする。

### 2 事前避難

災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

また、要配慮者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう指導する。

### 3 避難の方法

#### (1) 自助、共助による避難

##### ア 住民の避難対策

(ア) 避難の勧告及び指示の対象となった地域住民は、速やかに安全な場所に避難する。

(イ) 避難に当たっては、ガスの元栓・電気のブレーカーを閉じるなど、火気・危険物の始末を行う。

(ウ) 携帯品は必要最小限とする。

(エ) 隣近所の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者等要配慮者に声を掛け、取り残されることがないように配慮する。

(オ) 指定された避難場所へは、職員、警察署、消防団、自主防災組織等の誘導に従い、原則として徒歩で避難する。

##### イ 自主防災組織の避難対策

(ア) 自主防災組織の避難誘導班は、平常時から地区内の在宅の避難行動要支援者の把握に努め、災害時には、避難行動要支援者の避難を優先して行い、居宅に取り残されることなどがないように配慮する。

(イ) 自主防災組織の避難誘導班は、災害の状況に応じて避難路及び避難場所を検討・決定し、町本部へ連絡するとともに、職員や警察と連携して、避難路及び避難場所の周知を行うものとする。

なお、避難路は2箇所以上設定することとする。

(ウ) 各地区の一時集合場所にまず避難させた後、避難人員の確認を行い、要配慮者を保護しながら小単位行政区ごとに、集団で避難場所に避難する。

(エ) 避難終了後、自主防災組織の救出班は、関係機関などとともに巡視を行い、立ち退きに遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

#### (2) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある

場所を避け、安全な場所を選定する。特に過去の水害、津波等の災害履歴をもとに、安全な方向、安全な建物を目標として避難誘導する。

なお、避難経路について、現場警察官又は職員が特定の経路を指示した場合は、これに従わなければならない。

#### 避難に当たっての応急対策

発生時期	発生時期別の応急対策
夜間	(1) 家族単位で避難する。 (2) 暗くて危険であるため、指示された避難路により避難する。
平日昼間	(1) 隣近所単位で避難する。 (2) 保育所、学校等、町の施設へ出かけている子供や高齢者は、施設で保護する。 (3) 外出中の家族へ避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。
休日昼間	(1) 家族単位で避難する。 (2) 外出中の家族へ避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。

#### 4 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導措置

ア 消防団は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路、消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難勧告又は指示が出された場合、警察署等の協力を得て、なるべく行政区又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。

イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たる。

ウ 大震火災時における消火活動は、避難の安全を確保するため、要消火範囲の防護を主眼とするものとし、避難の勧告又は指示が出された時点以降は、避難路の安全確保に努めるものとする。

##### (2) 避難誘導後の措置

ア 負傷者等の実態を把握し、厚生部医務班に連絡の上、救護措置を講じるものとする。

イ 防災関係機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求めるものとする。

ウ 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取締りに当たる。

エ 避難場所の運営は、自主防災組織を中心とした住民の自主的な運営を尊重し、町は、必要な支援を行うものとする。

##### (3) 避難誘導上の留意事項

避難誘導は、次の事項について留意して行うものとする。

- ア 住民の避難が開始された場合は、町防災行政無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たること。
- イ 危険な場所には、表示及び縄張りを行うほか、状況により誘導員を配慮すること。
- ウ 浸水地域にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。
- エ 高齢者、障害者等の要配慮者については、避難を優先して行うこと。
- オ 要配慮者の避難誘導に当たっては、職員及び自主防災組織の隊員、民生委員児童委員等により、その状態や特性に応じて適切に行い、避難所、避難場所での避難確認を行うこと。  
なお、状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うことを検討する。
- カ 土地勘のない観光客（特に宿泊客）に対しては、パニックにならないよう（特に夜間の場合）、適切な誘導に努めること。
- キ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めること。
- ク 収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。

## 5 避難所への移送

災害等による人命の危険が終息した場合、本部長（町長）及び町本部は、関係機関と協議し、避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、避難所へ移送し、収容するものとする。

## 第3 避難所の開設、運営

(主担当)	関係各部
-------	------

### 1 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、学校や公民館等の避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

#### (1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行うものとし、避難所へ職員を派遣してその措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行き、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

## (2) 避難所の設置等

ア 本部長（町長）は、避難場所に避難した被災者のうち、引き続き避難を必要とする者を一時的に収容し、保護するため、公共建物等を避難所として開設するほか、当該施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。

避難所予定施設及び収容可能人員等は、「資料編 一時避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地」のとおりとし、避難所の収容基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

イ 避難所の開設が予定される施設については、耐震性に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努めるものとする。

ウ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にある者も含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

エ 学校等の避難所を使用する必要がある場合は、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努めるものとする。

オ 災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

## (3) 開設措置

ア 本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、避難所に避難者の把握及び支給品等の配布のための職員を派遣し、開設に必要な準備をする。

イ 本部長（町長）は、避難所の開設状況を速やかに警察署等関係機関に連絡する。

ウ 野外収容施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

エ 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、本部長（町長）は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けなければならない。

## (4) 避難者の受入れ

避難所の地区割当は、原則として避難場所の地区割当に準ずることとし、努めて行政区又は自主防災組織別に収容するよう配慮する。

また、長期収容を必要とする者については、努めて体育館に収容するよう配慮する。

## 2 避難所の管理運営

避難所の運営は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」及び県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」により行うものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」も参考とする。

#### (1) 避難所の運営組織

避難所の運営組織は、避難所ごとに設置する避難所運営委員会と避難所内で発生する様々な業務を行うための避難者による活動班及び地区割当ごとの居住グループで構成する。

なお、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れることとする。

また、女性用更衣室やトイレなど施設の利用場の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など、女性が利用する施設に対して配慮する。

#### (2) 諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所運営委員会と連携し、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、避難所開設日誌、物品出納簿、り災者救助証明書等）を行い、町本部へ報告する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

避難者名簿については、できるだけ速やかに作成し、避難所ごとに名簿の掲示を行うものとするが、避難者情報の広報については、個人情報の取扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努めるものとする。

#### (3) 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努めるものとする。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努めるものとする。

#### (4) 医療・防疫措置等

避難所を開設したときは、県の指導のもとに、衛生に関する協力組織を作り、その協力を得て、クレゾールせっけん液等の配置、手洗いの励行等防疫の徹底を図るとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする者については、救護所等への移送を行うものとする。

また、被災者の健康維持に努めるとともに、特に要配慮者について配慮する。

#### (5) ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努めるものとする。

### 3 避難者の集約及び避難場所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図るものとする。

- (1) 本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合あるいは避難者を避難所に収容できない場合、非被災地若しくは小被災地の避難所に移送を行うものとする。
- (2) 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うとともに、職員を移送に添乗させるほか、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

#### 第4 広域避難

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

##### 1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

##### (1) 県内市町村間における広域避難

本部長（町長）は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長と協議する。

協議を受けた他の市町村は、同時被災など、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹介などの調整を行うこととしている。

##### (2) 都道府県域を越える広域避難

県は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援することとしている。

協議先の都道府県の選定に際し、県は、必要に応じ、国を通じて相手方都道府県の紹介を受ける。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

##### 2 広域避難者の受入れ

県では、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者の支援を行うものとしている。

町においては、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げなどにより、広域避難者の受入れに対する滞在施設の提供に努めるものとする。

## 第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。町は、住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

### 第1 津波避難情報の伝達

(主担当)	総務部各班
-------	-------

#### 1 津波警報等の伝達

##### (1) 住民への伝達

町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた時、又は気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、「本計画書又は一宮町津波避難計画」において、あらかじめ定めてある避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難勧告等を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。

- ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や自主防災組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。
- ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。
- エ 県及び放送事業者と連携し、走行中の車両、運行中の列車、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難勧告等の伝達に努めるものとする。

##### (2) 観光客への伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等の施設管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行うものとする。



## 2 関係機関における相互連絡

河川・海岸地域では、町、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努めるものとする。

## 第2 住民等の避難及び避難誘導

(主担当)	総務部各班、消防部誘導班、厚生部厚生班
-------	---------------------

### 1 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

#### (1) 避難の呼びかけ

避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

#### (2) 避難方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、要配慮者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行うものとする。

### 2 住民等の避難誘導

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などに基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。

#### (1) 要配慮者への支援

住民等の避難誘導に当たっては、要配慮者の支援も考慮し行うものとする。

#### (2) 安全の確保

住民等の避難誘導に当たる職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で行うものとする。

また、行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

## 第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命又は身体の安全の確保に努めるものとする。特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、町が策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努めるものとする。

### 第1 避難誘導等

(主担当)	厚生部厚生班・医務班、町社会福祉協議会
-------	---------------------

#### 1 情報伝達

##### (1) 避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が次の事項に留意しつつ、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

##### (2) 多様な手段の活用による情報伝達

視覚・聴覚障害者、知的障害者、外国人等が二次災害を防止し、安全に避難し救助を受けられるよう、災害予報、避難指示等の広報に当たっては、緊急通報装置、FAX、手話通訳、外国語による案内、近所の人々による声掛け、ボランティア派遣等多様な手段により、必要な情報を確実に届けるものとする。

#### 2 救助・避難

##### (1) 救助・避難の実施要領

厚生部厚生班は、普段から、幼児、一人暮らし高齢者、傷病者、障害者の把握に努め、各地区の自主防災組織、消防団等の協力のもとに、優先的に安否・被害確認、救助、避難等を行うものとする。

また、平常時から在宅福祉サービスを利用している要配慮者を中心に、一人暮らし等の高齢者、傷病者、障害者等の安否を確認し、医療援助、避難所・福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所などの措置をとるものとする。

## (2) 避難誘導の優先順位

避難の誘導に当たっては、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 幼児・児童

## (3) 避難行動要支援者の避難支援

### ア 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命又は身体の安全を守ることが大前提となるため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

### イ 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要に応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。

ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しない。

### ウ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

#### (ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

#### (イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

#### (ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、町は、本編 第2章「第7節 第1 2 (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」で記載した町が講ずる措置例のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- ア 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

#### (5) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

## 第2 避難所の開設、要配慮者への対応

(主担当)	厚生部厚生班、町社会福祉協議会
-------	-----------------

### 1 避難所の開設及び避難行動要支援者の引継ぎ

避難所の開設は、本章「第3節 地震・火災避難計画」によるものとするが、要配慮者の避難については、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努めるものとする。

また、避難行動要支援者については、避難場所等において、避難行動要支援者本人及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

- (1) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員児童委員等による実態調査の実施
- (2) 専門的な介護を要する要配慮者の一時入所措置
- (3) 避難者の障害や身体の状況に応じた保健師、ホームヘルパー等の派遣
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等身体の状況を配慮した食料の支給

### 2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努めるものとする。

### 3 福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡を取り、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

### 4 要配慮者の移送

#### (1) 避難場所から避難所への移送

要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

#### (2) 避難場所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行うものとする。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努めるものとする。

また、町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけるものとする。

### 5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、町は、県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談のほか、次の措置をとるものとする。

(1) 要配慮者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第6節 消防・水防、救助・救急及び医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防本部、水防機関、危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期する。

### 第1 消防活動

(主担当)	総務部庶務班、消防部消防班、広域消防本部
-------	----------------------

#### 1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防衛活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

#### 2 活動方針

震災時には、住民の生命又は身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含む消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

#### 3 活動の基本

##### (1) 消防団

消防団は、平常時から地域に密着した防災活動を行うほか、震災時には、住民に対する出火防止、初期消火等の指導を行う任務と消火活動を行う任務とがある。

このため、地域住民の中核的存在として、住民への指導及び消火活動を行えるよう、住民指導力の向上に努めるものとする。

##### ア 情報の収集等

余震による建物倒壊に備えるため、消防ポンプ等を屋外に搬出するとともに、ホースの増強及び必要資機材を積載して出動準備を行うものとする。

また、高所見張りを実施し、分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害の状況、特異救助事象の収集報告及び第4支団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行うものとする。

第4支団長は、各地区別の火災延焼状況を収集分析し、地域住民に避難指示又は勧告をすることが必要であると認められる場合、火災の延焼予測及び避難すべき地域等を本部長（町長）及び警察署長に通報する。

イ 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

ウ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

消防力に比べて火災件数が少ない場合は、積極的に一挙鎮圧を図るものとし、火災件数が消防力を上回ると判断した場合は、重要地域に消防力を集中する。

なお、火災が多発し、あるいは津波による住民の生命の危険が予想されるときは、避難活動に切り替えるものとする。

消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、消防対象物及び土地等を使用し、処分又はその使用を制限する。

エ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

消防団による応急対策

発生時期	発生時期別応急対策
夜間	(1) 津波が予想される場合は、地域住民の避難誘導を優先して行う。 (2) 全員出動体制で出火防止に全力を挙げる。 (3) 初期消火を徹底する。
平日・休日昼間	(1) 消火活動は自主防災組織と連携して行う。 (2) 自主防災組織による初期消火の指揮及び指導と自主防災組織では、困難な消火活動を行う。

(2) 住民（自主防災組織）等による初期消火等

ア 初動活動

(ア) 在宅の家族が手分けをして、ガスコンロ、ストーブ、こたつ等火災発生源となるガス・電気器具を消し、ガスボンベの元栓、電気のブレーカーを閉じる。

(イ) ガラス破片等による負傷を防ぐため、靴を履いて行動し、足に怪我をしないようにする。

(ウ) 危険区域、危険建物、ブロック塀等に接近しないようにする。

イ 自宅が出火した場合

(ア) 一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行うものとする。ただし、消火が困難な場合は、直ちに通報を行

うものとする。

また、天井に火が移ったら、部屋のドアや窓を閉め、空気を遮断して避難する。

(イ) 避難の際は、要配慮者を優先する。

ウ 自宅が出火しなかった場合

(ア) 近隣家庭に火の始末を呼びかける。

(イ) 周辺で火災が発生した場合は、大声で隣近所に応援を求めながら、消火器等を持ち寄り、初期消火を行うとともに、119番へ通報する。

(ウ) 周辺の火災が拡大して危険になった場合は、消火活動を中止して避難する。

#### 住民（自主防災組織）による応急対策

発生時期	発生時期別応急対策
夜間	(1) 消防団を中心に消防活動を行う。 (2) 就寝中で逃げ遅れた人の救出・救急に人手を多く割り振る。
平日・休日昼間	(1) 消防団を中心に、地域にいる自主防災組織員が力を合わせて消防活動を行う。 (2) 高齢者のみの家庭への防火の呼びかけと安否確認を行う。

#### 4 県内消防本部相互の応援

県内消防本部による広域的な応援を実施する必要がある場合、本部長（町長）は、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」の運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

### 第2 水防活動

(主担当)	総務部庶務班、消防部水防班
-------	---------------

#### 1 水防管理団体の措置

震災発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防御体制を強化する。

また、水防活動に当たっては、消防本部、堤防等の施設管理者、警察及び他の防災関係機関との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおくものとする。

#### 2 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

#### 3 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、本章「第2節 情報収集・伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。



### 第3 救助・救急活動

(主担当)	総務部庶務班、消防部消防班、広域消防本部、茂原警察署
-------	----------------------------

#### 1 救助・救急方針

クラッシュ・シンドローム（筋肉組織が挫滅し、遊離した物質が血液中に流れ込み急性肝不全を起こす症状で、挫滅症候群という。）により被災者が重症化しないようにするには、1～2時間以内に治療を受ける必要があるため、でき得る限り被災者を救出し、3時間以内に必要な治療を受けられるようにする必要があります。

この発災当初数時間の救助・救急活動は、自主防災組織をはじめとする住民及び消防団が中心となり、町の救助チーム及び消防本部と相互に協力し、行うものとする。

#### 2 活動体制

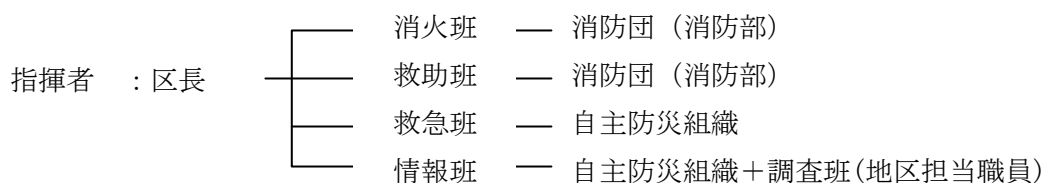
##### (1) 消防団、自主防災組織及び住民による活動体制

ア 救助・救急体制は、地区ごとに発災当初の30分間、消防団と自主防災組織が中心となり、住民の協力のもと、救助・救急活動を行える体制を整備する。

イ 被害を受けなかった地区及び救助・救急活動を終えた地区の消防団、自主防災組織及び住民は、町本部の指示を受け、直ちに被害の大きい地区の救援に向かうものとする。

なお、本部と連絡が取れない場合には、隣接地区に向かうものとする。

##### 活動体制



##### (2) 町本部の救助・救急体制

各地区の職員は、調査班員を除き、直ちに町本部に集合し、30分～1時間以内に職員による救助チームを被害の大きい地区に派遣するとともに、応援可能な消防団、自主防災組織及び住民を集中し、救助・救急活動を行うものとする。

また、消防本部及び警察署並びに県、茂原市長生郡医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署等関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとるものとする。

#### 2 救助・救急活動

災害による傷病者救護の適正を期するため、多数の傷病者が発生した地域及び避難場所を重点的に可能な範囲で現場に救護所を設置し、救急・救護活動に当たるとともに、医療機関等の傷病者の受入体制を確認する。特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

##### (1) 情報収集

ア 町

町は、現地へ派遣した調査班が中心となって、要援護事象に対する情報及び傷病者の収容施設等救急・救助活動に必要な情報の収集を行うものとする。

なお、被災者の把握に当たっては、普段から避難行動要支援者を把握しておき、特に注意して確認を行うものとする。

イ 消防団、自主防災組織及び住民による措置

(ア) 昼間の場合、出勤・野外農作業・通学等により、家屋内にいる人は比較的少ないと考えられ、区長（区長が不在若しくは被災した場合は、あらかじめ各地区で決めた担当者）は直ちに、倒壊家屋で被災した人を把握し、調査班に連絡する。

(イ) 夜間の場合、倒壊した家屋のほとんどに被災者がいると考えられるため、照明の確保を図り（大型懐中電灯、発電機、自動車・バイクのライト等）、無事な住民全員が力を合わせ、倒壊家屋で被災した人を把握し、調査班に連絡する。

(2) 救助・救急資機材の調達

ア 救助用資機材

各地区において、消防団車庫から次の救助用資機材を確保する。

また、自主防災組織においては、あらかじめ各家庭・作業所等にある救助用資機材を把握し、消防団車庫の分かりやすい場所に掲示しておくとともに、災害時には、所有する救助用資機材を直ちに自主防災組織に供与する。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れなどにより、救助・救急に万全を期する。

確保する救助用資機材

・照明器具	・チェーンソー	・鋸	・バール	・ジャッキ
・かけや	・防塵メガネ	・梯子	・ロープ	・ヘルメット
・革手袋	・防塵マスク	・斧	・カラビナ	・安全靴 等

イ 救急用品

各地区において次の救急用品の確保に努めるとともに、併せて負傷者の応急手当ができる人材の確保（看護師経験者、訓練経験者）に努めるものとする。

確保する救急用品

・救急薬品箱	・担架	・毛布 等
--------	-----	-------

(3) 関係機関の措置

本部長（町長）は、関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助・救急活動に当たるものとする。

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉県消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行うものとする。</p> <p>(2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行うものとする。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行うものとする。</p>
県警察		<p>(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、等多人数の集合する場所等を重点に行うものとする。</p> <p>(2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安署		<p>(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行うものとする。</p> <p>(2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行うものとする。</p> <p>(3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

## 第4 危険物等の対策

(主担当)	総務部庶務班、消防部消防班、広域消防本部
-------	----------------------

### 1 活動方針

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震・津波による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

### 2 応急措置

#### (1) 石油類等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

#### (2) 高圧ガス施設

##### ア 関係機関等の連携

町は、災害の規模、様態、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件等を考慮し、県、施設の管理者、茂原警察署、消防本部等と連絡を密にして迅速かつ適切な措置をとるものとする。

##### イ 災害時の措置

爆発火災又は可燃性、毒性のガス漏えいに際しては、状況に応じて次の措置をとるものとする。

- (ア) 千葉県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請
- (イ) 負傷者の救出・救護
- (ウ) 立入り禁止区域の設定及び交通規制
- (エ) 避難誘導及び群衆整理
- (オ) 遺体の処理
- (カ) 消火、防火及び防爆活動並びに広報活動
- (キ) 緊急輸送路の確保
- (ク) 引火性、発火性及び爆発性物質の移動

### (3) 毒物・劇物施設

#### ア 取扱責任者の措置

災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、長生健康福祉センター、消防本部又は茂原警察署に届け出るものとする。

#### イ 緊急措置

毒物・劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、町、県等が協力し、周辺住民の人命安全措置を講じるとともに、中毒防止等の広報活動を行う。

### (4) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関へ次の措置を行うよう要請する。

なお、職員、警察、消防、消防団は周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ輸送中の車両を移動するようにさせる。

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>(2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。</li> <li>(3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。</li> </ul>
海 上 保 安 署	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止並びに施設の応急点検及び出火等の防止措置</li> <li>(2) 危険物の海上への流出防止措置及び応急対策</li> <li>(3) 危険物搭載船舶への必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止</li> </ul>

## 第5 医療救護活動

(主担当)	厚生部医務班
-------	--------

### 1 活動方針

震災時に傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、医療、助産及び救急・救護を迅速かつ的確に行い、被災者救護の万全を図るものとする。

なお、保健師が救護所で行う保健活動については、「災害時保健活動マニュアル」に基づき実施する。

## 2 実施機関

- (1) 医療救護は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部医務班が関係機関と連携してその措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

- (2) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 上記（1）により本部長（町長）が行う場合は、茂原市長生郡医師会の長と締結した協定に基づき茂原市長生郡医師会が組織する救護班により実施する。

## 3 救護班の編成

厚生部医務班は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会及び茂原市長生郡薬剤師会に対し、救護所への救護班の編成・派遣を要請する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会及び茂原市長生郡薬剤師会その他関係機関との協議により決定する。

## 4 情報の収集・提供

町は、平常時から関係機関との連携を緊密に保ち、次の事項について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行うものとする。

- (1) 医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況
- (2) 避難所及び救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

## 5 救護班等出動の要請

- (1) 厚生部長は、医療救護活動の必要を認めるときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、必要に応じて茂原市長生郡医師会の救護班に出動を命じる。

なお、茂原市長生郡医師会で医師の不足する場合は、茂原市長生郡歯科医師会、その他関係機関にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講じるものとする。

- (2) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班に出動を命じる。

また、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。

さらに、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

- (3) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

## 6 救護班等の業務内容

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 軽症患者等に対する医療
- (4) 避難所等での医療
- (5) 助産救護

## 7 救護所の設置

- (1) 救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、救護場所は被災状況等必要に応じて適切な場所に設置する。
- (2) 救護班による医療救護活動は、原則として災害時救護所で行うものとする。  
ただし、救護班を出動させる上で、やむを得ない事由があるときは、被災地周辺又は長生郡内の診療可能な医療施設において、医療救護活動を行うものとする。

## 8 避難所救護センターの設置

- (1) 町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県と連携のもと、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行うものとする。
- (2) 避難所救護センターの業務は長生健康福祉センター長が統括する。
- (3) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めた、きめ細かな対応を図るものとする。
- (4) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行うものとする。

## 9 後方医療施設の確保

### (1) 災害拠点病院

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の災害拠点病院を確保する。

#### 本町の二次医療圏における災害拠点病院（平成26年4月まで）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
県立東金病院	東金市台方 1229	0475-54-1531	東金市立西中学校

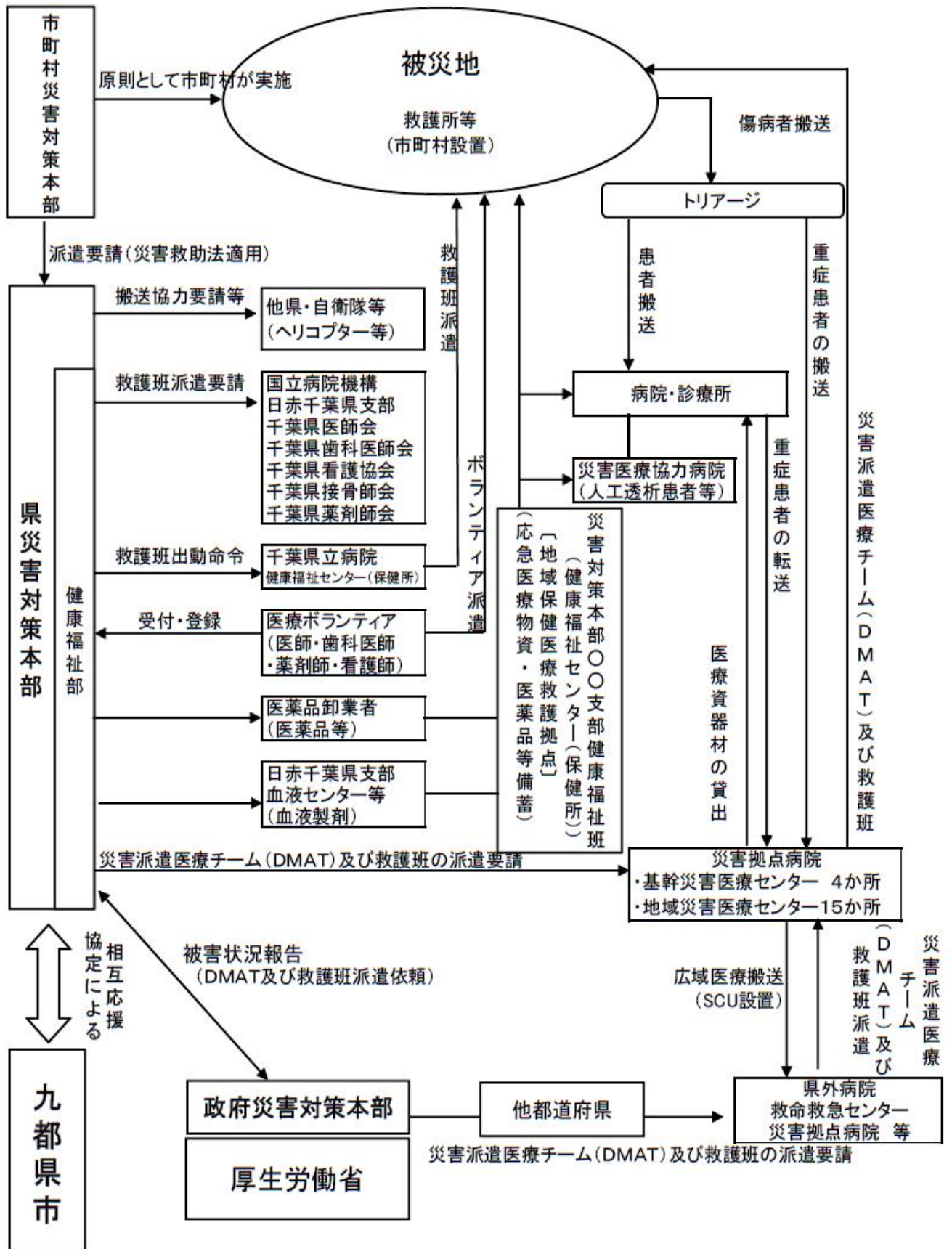
#### 本町の二次医療圏における災害拠点病院（平成26年4月以降）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
東千葉 メディカルセンター	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1253	東金市立西中学校

### (2) 災害医療協力病院等

町は、前記(1)のほか茂原市長生郡医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図るものとする。

広域的な医療救護活動の体系図





## 10 医薬品等の調達

町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、必要に応じ町内医療関係機関（「資料編 医薬品調達先」を参照）の協力を求め、医薬品等、医療資機材等を確保する。

なお、町において確保が不可能な場合は、県及び関係機関に協力を要請し、調達を行うものとする。

## 11 傷病者の搬送体制

町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

搬送体制に不足が生じた場合は、県等に協力を要請し、連携を図り実施する。

なお、原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は、町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

## 12 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

## 13 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

## 第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。

このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

### 第1 交通対策計画

(主担当)	土木部建設班、茂原警察署
-------	--------------

#### 1 基本方針

- (1) 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を本部長（町長）に報告する。
- (2) 隣接市町村に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努めるものとする。
- (3) 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図るものとする。

#### 2 道路、橋梁等の危険箇所の把握

##### (1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

本町の現状における危険箇所は、集中豪雨や台風による高潮に伴う一宮川沿岸の一部地域の浸水によるもの、山間部における山崩れ法面崩壊によるもの、海岸沿いの主要地方道飯岡一宮線や一宮川、南川尻川沿岸の津波による浸水が考えられる。

また、幹線主要路に架橋されている橋梁については、ほとんどコンクリート橋に更新されているが、一部かけ替えあるいは補修等により安全を期するものとする。

##### (2) 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 土木部建設班は、町の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無、その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに関係機関の長に報告するものとする。

#### 3 応急復旧措置

- (1) 災害時には、危険箇所を絶えず巡回調査し、災害発生の早期発見に努めるものとする。

する。

- (2) 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路に通じる交通上重要と認められる道路や民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努めるものとする。

また、応急復旧工事に当たっては、必要に応じ、他の公共機関及び建設業者の応援を得て行うものとする。

#### 本町における交通上重要な道路

緊急輸送道路（県指定）	(第1次路線) 一般国道128号 (第2次路線) 主要地方道飯岡一宮線
緊急輸送路以外の市町間を結ぶ主要幹線道路	県道148号南総一宮線 県道150号大多喜一宮線 県道152号一宮椎木長者線 県道274号松丸一宮線 県道228号一宮停車場線

#### 4 交通規制活動

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

##### (1) 交通情報の収集と交通統制

- ア 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を本部長（町長）に報告する。
- イ 隣接市町村に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努めるものとする。
- ウ 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図るものとする。

##### (2) 交通規制処理

- ア 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行うものとする。
- イ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- ウ 直下の地震に対する交通規制計画  
南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」により行うものとする。
- エ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。

##### (3) 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ア 警察官不在時における措置  
自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記（5）イ

の職務の執行について行うことができる。

イ 措置の通知

自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

(4) 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

5 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書書の交付を受ける。

ウ 災害発生時においては、上記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、「資料編 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 災害時における緊急通行や交通規制区域内へ進入するため、町は、公用車について、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両事前届出を行うものとする。この申請は、警察署を経由し公安委員会に行うものとする。

イ 審査の上、認定を受けた緊急通行車両には、緊急通行車両等事前届出済証が交付されることとなっている。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書書の交付を受ける。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、「資料編 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

6 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図るものとする。

(1) 走行中の車両の運転者がとるべき行動

ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。

ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

#### (2) 通行禁止区域等における運転者がとるべき措置

- ア 車両を道路外の場所に置くこと。
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 第2 輸送計画

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動を実施するに際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達あっせん又は供給等による協力活動を行うものとする。

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

### 2 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総務部庶務班が行い、各班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総務部庶務班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総務部庶務班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

なお、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておくものとする。

また、必要とする車両等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

#### (1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。

### 車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の貨物運送業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

#### (2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

#### (3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

### 3 輸送方法

各班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行うものとする。

#### (1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行うものとする。

#### (2) 鉄道による輸送

災害によって鉄道による輸送がより効果的なきは、県を通じ、東日本旅客鉄道(株)による輸送を要請する。

また、鉄道施設(JR外房線)が被害を受けた場合には、JRの現地復旧責任者の要請を受け、救助活動など、必要な支援を行い、早急な復旧を促進する。

#### (3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機(防災ヘリコプター等)の活用を要請する。

#### (4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なきは、又は人力による輸送が適切なきは、人員等を確保して人力輸送を行うものとする。

### 4 道路情報の収集・伝達

総務部庶務班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整えるものとする。

### 5 輸送経路の確保

総務部庶務班は、土木部建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図るものとする。

## 6 燃料の確保

町は、災害時の燃料不足による応急対策への支障を避けるため、庁舎内の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合等に対し、燃料の供給を要請する。

## 7 災害時用臨時ヘリポートの確保

### (1) 物資投下が可能な地点の整備選定

災害の規模、状況により被災地の近接地で物資投下が可能な地点を選定、整備し、上空からこの地点が確認できるように表示する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、「H」の標示及び警戒人員を準備する。

### (2) 災害時用臨時ヘリポート

本町における災害時用臨時ヘリポートは、「資料編 ヘリコプター発着可能地点」のとおりとし、仰角9度の洗淨30m、幅50mにわたって障害物がなく、地面は堅固で傾斜6度以内の条件を満たすよう維持を図るものとする。

## 第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水、食料及び生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

このため、飲料水、食料及び生活必需品並びに救護物資、要員等について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行うものとする。

### 第1 応急給水計画

(主担当)	広域水道部、厚生部衛生班、総務部広報班
-------	---------------------

#### 1 計画方針

給水計画を樹立し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### 2 応急給水

##### (1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部衛生班が広域水道部等と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本部長（町長）は、水道事業体限りで処理不可能な場合、近接市町村（水道事業体）、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び九十九里地域水道企業団等の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

##### (2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

##### (3) 給水方法

ア 仮設配管による供給

イ 給水車、ポリ容器等による運搬供給

ウ 現地でのろ過器による浄水の供給

エ 井戸等への浄水剤等の投入、又は浄水剤等を住民に配布することによる飲料水の確保



#### (4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点には、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の標示を掲げるなど、災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、町ホームページ等から水道事業体ホームページへリンクを設定する。

#### (5) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法が適用された場合における飲料水の供給基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 3 県営水道の応急給水

町は、県と密接に連携し、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、県営水道による応急給水の実施を要請する。

### 4 千葉県水道災害相互応援協定

町は、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、「千葉県水道災害相互応援協定」による応急給水の実施を要請する。

### 5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

#### (1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「資料編 補給水利及び応急給水用資機材の現況」のとおりである。

#### (2) 応急給水用資機材の保有状況

長生郡市広域市町村圏組合における応急給水用資機材の現況は「広域水道での給水車等の整備状況」のとおりである。

上水道は、長生郡市広域市町村圏組合で管理・運営しているため、広域圏で同時に大規模災害を被った場合には、給水車等が対応できない可能性があり、町においても給水タンクの確保に努めるものとする。

### 6 水道施設の応急復旧

災害時は、各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、水道事業者のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、応援を得て応急復旧を行うものとする。

#### (1) 地震・津波

ア 配電線等に被害が生じたときは、自家発電機の運転士及び電力会社（営業所等）へ施設の早期復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行うものとする。

イ 排水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行うものとする。

## (2) 火災

水道施設の大部分は、地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるため、指定工事店等関係会社の協力を求め、極力漏水を防止するとともに、臨時給水栓を設置する。

## 第2 食料・生活必需品等の供給計画

(主担当)	厚生部厚生班・衛生班、総務部庶務班、経済部会計班
-------	--------------------------

### 1 計画方針

食料及び生活必需品は、常に取扱業者と連絡を取り調達可能数量を把握し、災害時において、住民へ速やかに配給ができるよう、食料の確保及び救援物資の事前配置並びに集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。

なお、県においては、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととしている。

### 2 活動体制

#### (1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部厚生班が中心となって、関係機関と連携のもと、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 本町における救援物資の供給に関する体制は次のとおりである。

活動区分		実施担当
食料・生活必需品等の供給の統括		厚生部厚生班
物資の確保	米穀等主要食料の調達	総務部庶務班
	米穀以外の食料の調達	厚生部衛生班
	生活必需品等の調達	厚生部厚生班
物資の支給	生活必需品等の支給	厚生部厚生班
	食料の支給	厚生部衛生班
	炊き出しの実施	

## (2) 供給物資

### ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料水等

### イ 生活必需品

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

## (3) 給与基準

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の給付・貸与の基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

## 3 救援物資の確保

### (1) 必要数量の把握

厚生部厚生班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握して総務部庶務班に連絡し、米穀の調達を依頼する。

なお、その他の救援物資等の調達については、原則として厚生部厚生班を経由するものとするが、緊急の場合には、出先の各部班において直接調達し、事後その旨を厚生部厚生班に連絡する。

### (2) 備蓄品の活用

厚生部厚生班は、必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図るものとする。

### (3) 協定企業等からの調達

総務部庶務班は、災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

### (4) 関係機関への要請

本町限りで供給不可能な場合、本部長（町長）は近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得る。

### (5) 義援物資の受付

経済部会計班は、必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

### (6) 政府所有米の供給計画

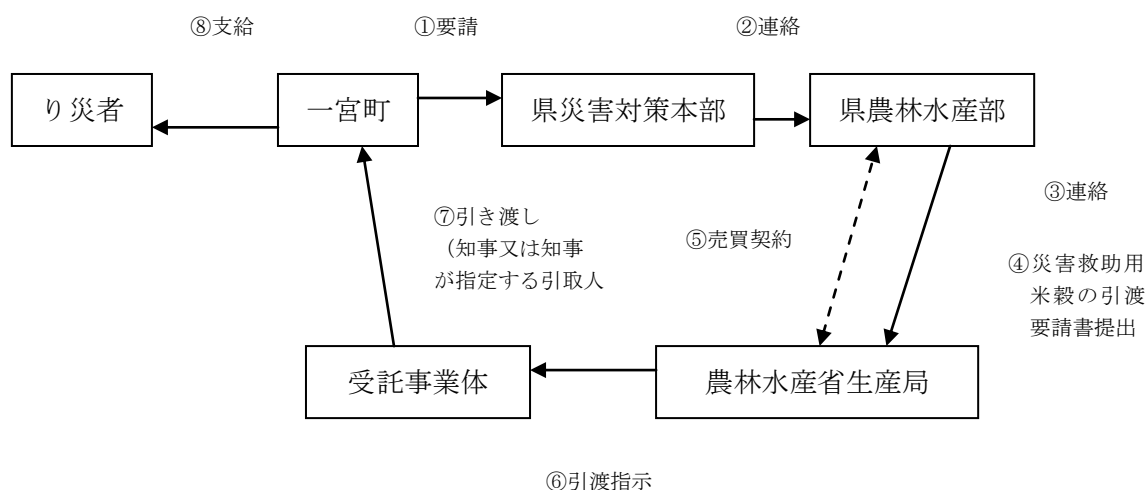
政府所有米の調達を要するときは、本部長（町長）は知事に対し、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接局長に要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、局長と売買契約を締結した上で、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

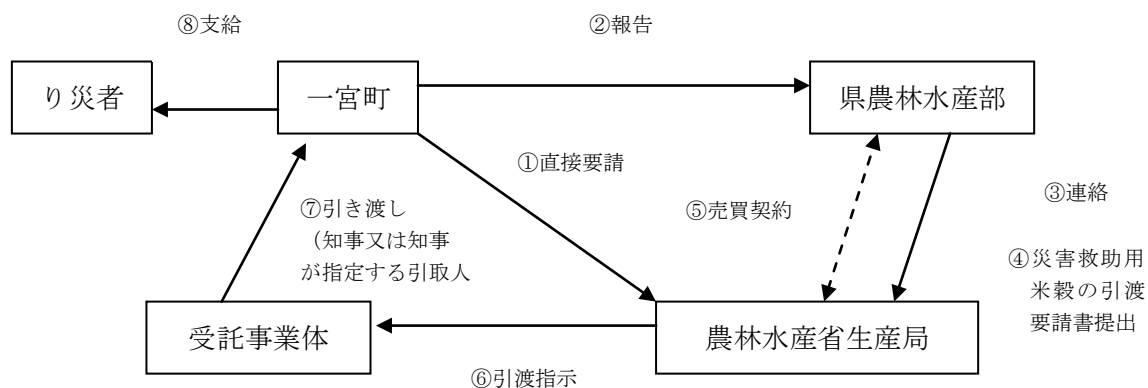
ア 政府所有米穀の受渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約を締結する。



イ 町が直接、要請した場合

町が直接生産局に連絡する場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



#### 4 救援物資の輸送及び集積地

##### (1) 輸送

調達した救援物資は、町有トラック、その他を使用し、あらかじめ定めた集積地へ必要な数量をその都度輸送する。

##### (2) 災害時における救援物資の集積地

救援物資の集積地は、原則として庁舎、又は学校等を充てる。ただし、災害の状況により、適宜交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

## 5 救援物資の配分等

### (1) 炊き出しの実施及び食品の配分

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品等から購入した弁当、パン等により行う。給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給するものとし、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留被災者に対しても及ぶように努めるものとする。
- イ 米穀による炊き出し給与は、厚生部衛生班が日本赤十字社千葉県支部の協力を得て、避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ウ 炊き出し給与のための調味料、副食等は本町の関係業者から調達し、これに充てるものとする。ただし、本町において調達が不可能、若しくは必要数量に満たない場合は、その補給について県に要請する。

### (2) 生活必需品等の配分

- ア 給与する品目等の決定  
被災者に給与する品目、数量等は、被害の実状に応じて「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。
- イ 給与の範囲
  - (ア) 生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。
  - (イ) 被災者のうち他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。
- ウ 配分
  - (ア) 厚生部厚生班長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。
  - (イ) 交付担当者（厚生部厚生班）は、上記（ア）の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。
  - (ウ) 災害救助法適用後は、知事の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受ける暇のないときは、上記（ア）により決定し、被災者に配分後、直ちに知事に報告する。

## 第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模災害発生時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国・県の指導のもと体制の整備に努めるものとする。

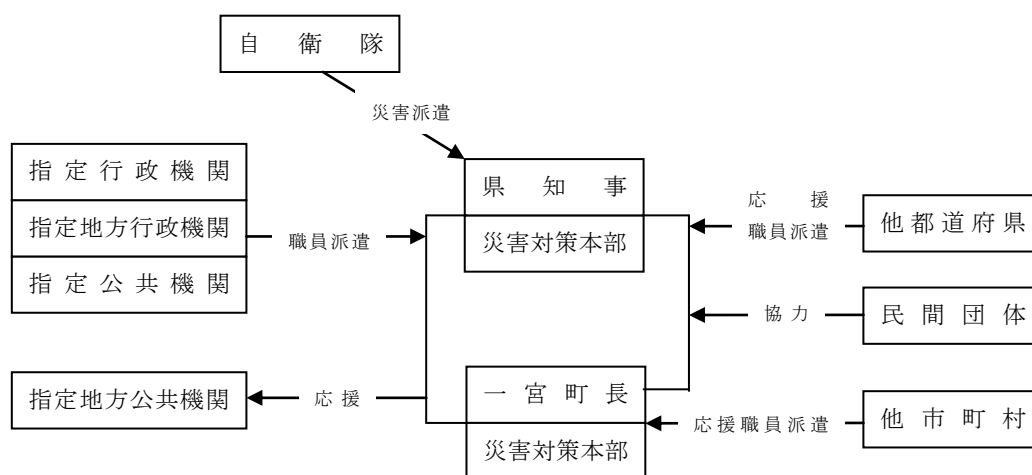
### 第1 広域応援の要請及び相互応援

(主担当)	総務部庶務班、広域消防本部、広域水道部
-------	---------------------

#### 1 広域応援協力体制

各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

なお、災害時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



#### (1) 国等に対する応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

#### (2) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援のあっせんを要請する。特に、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される町に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や要

請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、必要物資の供給場所等について、事前に県と町の間で協議しておく。

### (3) 市町村間の相互応援

#### ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行うものとする。

#### イ 知事による措置

知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

(ア) 応援をすべき市町村名

(イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

#### ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行うものとする。

### (4) 消防機関の相互応援

#### ア 応援要請

本部長（町長）（消防長を含む。）は、県内消防本部による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村の消防本部による応援を要請する。

また、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき応援要請する。

#### イ 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事からの指示があったときは、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### (5) 水道事業者等の相互応援

広域水道部の長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもと、他の事業者等に応援要請を行うものとする。

### (6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及び消防本部との調整を行い、その受入れと活動の支援に努めるものとする。

## 2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換するものとする。

## 3 経費の負担

### (1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

### (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

## 4 応急措置等の要請要領

町が県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

本部長(町長)は、県に対し応援又は応援のあっせんを求める場合には、県防災行政無線、災害時優先電話等を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

### (1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

#### ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害対策本部活動 第5 災害救助法の適用手続等」に定めるところによる。

#### イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の収容を要する期間

(オ) その他必要な事項

#### ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

(ア) 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由

(イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援(応急措置)を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)

### (2) 県に關係防災機関、他市町村及び自衛隊等の応援のあっせんを求める場合

#### ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法第83条及び本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」による。

#### イ 他市町村又は關係防災機関の応援要請のあっせんを求める場合

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 応援を希望する機関名



- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

ウ 関係防災機関の職員の派遣のあつせんを求める場合

- (ア) 派遣のあつせんを求める理由
- (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

(3) 県以外の機関に対する要請

他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

第2 民間団体等との協力体制の確立等

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、災害応急対策の実施に当たって、職員のみでは労力的に不足するとき又は特殊な作業技術者が必要なときは、町内建設業者の協力を得るとともに、民間団体の協力及び労務者の雇上げなどにより、労力の確保を図るものとする。

(1) 災害対策要員の動員順序

災害対策要員の動員は、次の順で行うものとする。

災害応急対策作業の内容によっては、必要に応じて他の種別要員を先に動員する。

- ア 災害対策本部の部員（消防団員を含む。）
- イ 関係地区の自主防災組織
- ウ 上記イ以外の自衛消防隊（事業所等）
- エ 民間協力団体又は庁内協力建設業者等
- オ ボランティアの動員（本章「第16節 ボランティア活動支援計画」による。）
- カ 作業員の雇上げ、関係会社等への依頼
- キ 自衛隊員（本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」による。）
- ク 県職員の派遣要請（本章「第9節 広域応援の要請及び相互応援」による。）
- ケ 他市町村職員の派遣要請（本章「第9節 広域応援の要請及び相互応援」による。）

る。)

## (2) 協力団体

本町における協力団体は、概ね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 一宮町商工会
- エ 九十九里漁業協同組合
- オ 長生農業協同組合
- カ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- キ 行政区長会
- ク 一宮町社会福祉協議会
- ケ その他これに類する団体

## (3) 民間団体等の協力業務

各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の協力業務及び協力方法を定めるなど、協力体制の確立に努めるものとする。

なお、町各部は、各々の所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておくものとする。

## (4) 動員等の実施者

災害対策要員の動員は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

## 2 工作協力の要請

本部長（町長）は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進するものとする。

工作活動は、概ね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- (1) 水防活動に関する活動
- (2) 障害物の除去等に関する活動
- (3) 施設等の応急復旧に関する活動
- (4) その他応急対策に関する活動

## 3 作業員等の雇上げ、関係会社等への依頼

災害応急対策の実施に当たって、人員が不足し、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施期間において作業員等の雇上げ、関係会社等への依頼を行い、動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行うものとする。

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

本部長（町長）は、町の地域にかかる災害の防除及び救護活動等が町の体制では、十分行い得ないと認めた場合は、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

### 第1 災害派遣の要請

（主担当）	総務部庶務班
-------	--------

#### 1 災害派遣の方法

##### （1）知事の要請による災害派遣

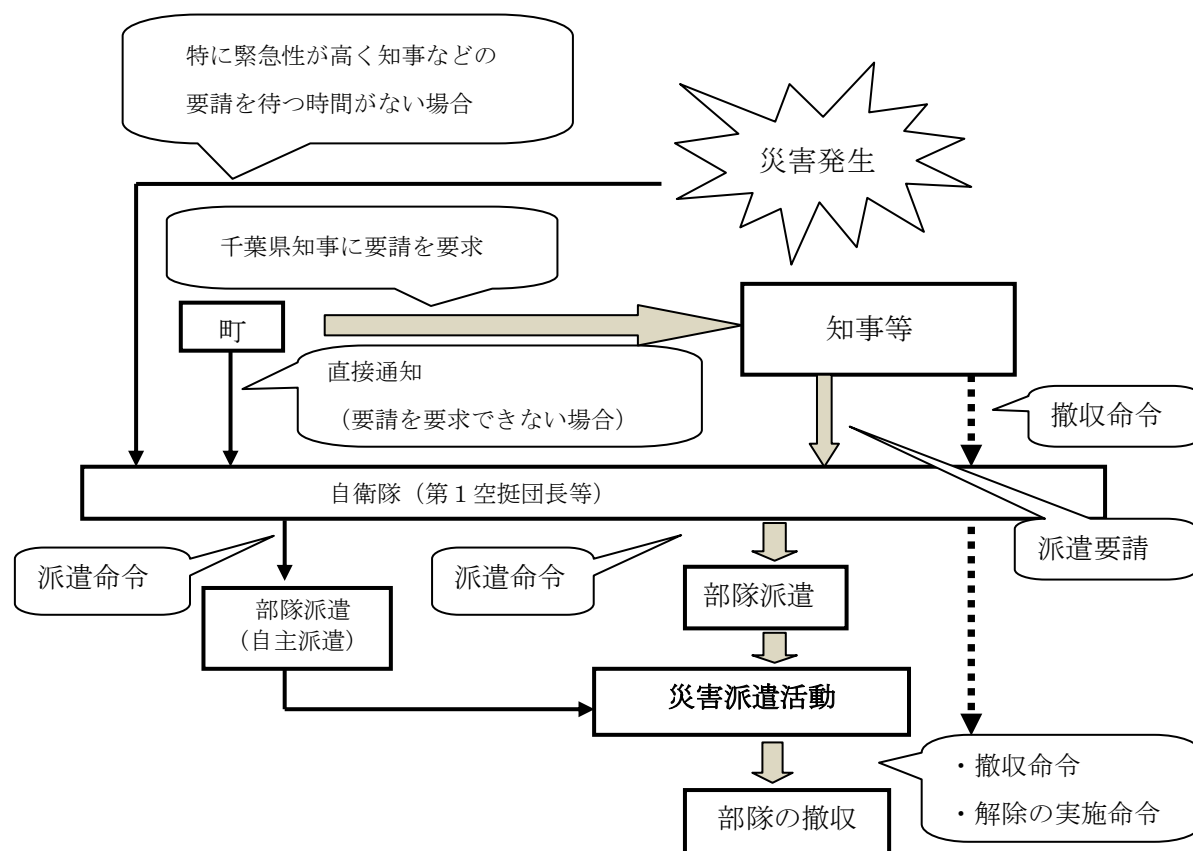
- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。
- イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

##### （2）知事に要請する暇がない場合等における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は、直接自衛隊の災害派遣を要請する。  
自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、災害派遣が実施される。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

## 2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。



## 3 災害派遣要請の手続等

知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼する暇がないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

#### 4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）及び知事、派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行うものとする。

## 第2 災害派遣部隊の受入れ

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 災害派遣部隊の受入体制

#### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

#### (2) 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、住民との連絡調整を実施する。

#### (3) 連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間及び連絡員を配置する。

#### (4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（町長）及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備（本部事務室、宿舎、材料置場、炊事場、駐車場、指揮連絡用ヘリコプター発着場等）について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

#### (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

項目	活動内容
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

町が負担すべき派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

## 第11節 学校等における児童生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行うものとする。

### 第1 防災体制の確立

(主担当)	教育部学校教育班
-------	----------

#### 1 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### 2 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行うものとする。

##### (1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上で学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

##### (2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じるものとする。

ア 計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図るものとする。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討する。

ウ 県、町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知させておく。

#### 3 災害時の体制

災害時において、次のとおり応急対策を実施する。

##### (1) 学校長

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 学校が災害救助施設（避難所等）に使用された場合は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、教職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な人員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致する

よう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童生徒等に周知徹底を図るものとする。

#### (2) 町（町教育委員会）

町本部の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともにあらゆる危機に対応するための学校危機マニュアルを、町教育委員会の指導のもと作成し、このマニュアルに則り対応させることとしている。

### 4 災害復旧時の体制

#### (1) 学校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行う。

また、児童生徒等の被災状況を調査して町教育委員会へ連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努めるものとする。

イ 学校施設の災害による損壊や避難所等への提供などにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努めるものとする。

#### (2) 町（町教育委員会）

ア 被災学校ごとに担当者を定め、校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

## 第2 学用品の調達及び支給

(主担当)	教育部学校教育班
-------	----------

### 1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

### 2 実施機関

教材・学用品の給与は、町長（本部長）が行うものとし、教育部学校教育班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うことができる。

### 3 学用品の給与

#### (1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

イ 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）



- ウ 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- エ 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- オ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

#### （2）学用品給与の方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行うものとする。
- イ 被害別・学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行うものとする。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具及び通学用品はできるだけ同一規格・同一価格のもので行うものとする。

#### （3）学用品の品目

##### ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

##### イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

##### ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

#### （4）費用の限度額

学用品の給付基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

（主担当）	教育部学校教育班、経済部税務班
-------	-----------------

#### 1 授業料等の減免等

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

#### 2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するに当たっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達並びに指導及び助言を要請する。

## 第4 文化財の保護

(主担当)	教育部社会教育班
-------	----------

### 1 町の実施措置

文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握する。

#### (1) 町が管理する文化財

応急対策を行うものとする。

#### (2) 県指定の文化財

調査結果について町教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。

### 2 所有者、管理者の実施措置

直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

### 3 関係機関の実施措置

被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じるものとする。

## 第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

### 第1 一斉帰宅抑制対策

(主担当)	総務部庶務班、産業部商工班、教育部学校教育班
-------	------------------------

#### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、国、県、周辺都県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行うものとする。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災情報メール、ソーシャル・ネットワーキングサービス等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

#### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客及び児童生徒並びに施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客及び児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努めるものとする。

#### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努めるものとする。

## 第2 帰宅困難者等の把握と情報提供

(主担当)	総務部庶務班・情報収集班・広報班
-------	------------------

### 1 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅及び観光地等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通り、徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者及び交通手段の途絶等で移動できない観光客等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行うものとする。

### 2 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、情報提供を行うものとする。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行うものとする。

さらに、県や関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、ソーシャル・ネットワークサービス、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

## 第3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主担当)	総務部庶務班、産業部商工班、消防部誘導班
-------	----------------------

### 1 一時滞在施設の開設

町及び県は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時収容についての協力を要請する。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行うものとする。

県は、県内の一時滞在施設の開設状況をホームページ等に掲載するなどして情報を提供する。

### 2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

### 3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れる。その際、町及び県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

## 第4 徒歩帰宅支援

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市において災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、県を通じて支援の要請を行うものとする。

### 2 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始する。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などホームページ等を活用し提供する。

### 3 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努めるものとする。

## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがあるときは、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行うものとする。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図るものとする。

### 第1 保健衛生活動等

(主担当)	厚生部衛生班・医務班、長生健康福祉センター
-------	-----------------------

#### 1 活動体制

町は、平常時から、長生健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチームを編成するなど、体制の整備を行い、長生健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うものとする。

#### 2 保健活動

##### (1) 巡回健康相談の実施

町は、長生健康福祉センターの支援のもと、健康相談においては被災者の健康管理及び心のケアと併せ、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行うものとする。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

##### (2) 要配慮者の情報共有

町は災害発生時、把握している避難行動要支援者の健康状態の把握を行い、長生健康福祉センターが把握する要配慮者等に関する情報の共有・交換を行うものとする。

##### (3) 食品衛生知識の普及

町は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、長生健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。

##### (4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて長生健康福祉センターに対し、保健師等の派遣を要請する。

#### 3 飲料水の安全確保

町は、長生健康福祉センターと連携し、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行うものとする。

## 第2 防疫活動

(主担当)	厚生部衛生班、長生健康福祉センター
-------	-------------------

### 1 防疫体制の確立

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、長生健康福祉センター、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て、体制の確立を図り、適切な措置を講じるものとする。

町においては、厚生部衛生班に医師、保健師又は看護師、その他職員により防疫班を編成し、県と相互に連絡を取りながら防疫活動を実施する。

### 2 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

なお、被害が激甚であり、又機能が著しく阻害されたため、知事の指示、命令により本部長（町長）が行うべき事務を実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、感染症法第27条又は予防接種法第25条により県が代執行を行うものとする。

### 3 災害防疫の実施方法

#### （1）検病調査及び健康診断

防疫班は、災害の規模に応じ、健康福祉センターの協力を得て、浸水地域、滞水地域、避難所等を重点に、検病調査及び必要に応じて感染症法に基づく健康診断を実施する。

#### （2）広報活動

ア 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努めるものとする。

イ 町は、検病調査に並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行うものとする。

#### （3）消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備・拡充を図るものとする。

#### （4）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、速やかに、薬剤供給の支援を要請する。

### 4 患者の入院

防疫班は、感染症患者について県に報告し、感染症法第19条の規定に基づき、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

### 5 防疫用薬剤の確保

#### （1）必要な資材

動力ミスト及び電力噴霧器等の器材とクレゾール、ダイヤジノンその他の薬品を

使用する。

## (2) 輸送方法

人員、資材（薬剤、器材など）の輸送は、厚生部衛生班の車両又は他班車両の協力を得て行うものとする。

## (3) 県への要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

## 6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生健康福祉センターに報告する。

## 第3 死体の搜索・処理等

(主担当)	厚生部衛生班、茂原警察署、海上保安署
-------	--------------------

### 1 基本方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

### 2 実施機関

#### (1) 死体の搜索、收容、処理及び埋葬

ア 死体の搜索、收容、処理及び埋葬は、町長（本部長）が行うものとし、厚生部医務班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

#### (2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体收容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、町及び県が場所の選定を行うものとする。

### 3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、本部長（町長）は、検案医師等について、必要に応じて茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。



なお、具体的な現場指揮については、災害の様態、現場の状況に応じて関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

#### 4 救助の基準等

##### (1) 死体の搜索

死体の搜索は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

ア 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。

イ 死亡した原因は問わないこと。

##### (2) 死体の処理

ア 死体を処理する場合

(ア) 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ) 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行うものとする。

(ウ) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、警察から遺族又は町等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

##### (3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など）

イ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

#### 5 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

## 6 死体収容所の収容等

### (1) 死体収容所（安置所）の開設

- ア 死体収容所は、被害現場付近の寺院、公共建物、公園等を利用して死体収容所を開設し、収容する。
- イ 上記アの収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

### (2) 死体の収容

- ア 町は身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- イ 死体収容所において、町は埋葬許可証を発行する。
- ウ 家族その他から死体の引き取りを希望するものがあるときは、死体処理票により整理の上、引き渡す。

## 7 死体の埋火葬

### (1) 埋火葬の手続き

- ア 死体を火葬に付する場合、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 遺骨及び遺留品に遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。
- ウ 家族その他から遺骨及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理の上、引き渡す。

### (2) 火葬場

火葬は、原則として一宮聖苑組合の火葬場で実施するものとするが、災害の規模・程度に応じ、近隣市町村設置の火葬場に協力を依頼する。

#### 一宮聖苑組合の火葬処理能力

名称	所在地	火葬炉	一日の処理能力	電話
一宮聖苑	一宮町一宮7459-4	3基	6体	42-5445

### (3) 埋葬場所

町内各地に所在する寺院の協力を得て埋葬する。

### (4) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内共同墓地その他別に定める場所に保管する。

## 8 災害救助法による救助の基準等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用にいたらない場合における応急救助対策も、これに準じて実施する

ものとする。

#### 9 その他（海上保安署における計画）

- (1) 災害により町周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。
- (2) 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。
- (3) 収容した死体は、知事又は本部長（町長）と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は本部長（町長）の行う措置に協力する。

#### 第4 動物対策

(主担当)	長生健康福祉センター、動物愛護センター
-------	---------------------

長生健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

## 第5 障害物の除去計画

(主担当)	土木部土木班・建設班、厚生部衛生班、消防部
-------	-----------------------

### 1 震災廃棄物処理計画

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図るものとする。

また、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、町における震災廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図るものとする。

### 2 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(1) 震災時における被害地帯の障害物の除去は、町長（本部長）が行い、土木部建設班が消防部（消防団）と連携し、その措置に当たるものとする。

(2) 震災等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内他市町村へ協力を要請するとともに、県内他市町村においては相互に援助協力を行うものとする。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(3) 町は、県に対し、震災廃棄物処理計画策定に関する助言及び震災廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

### 3 道路関係障害物除去計画

#### (1) 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、「道路法第3章第1節 道路管理者」に規定する道路管理者が行うものとする。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。特に、緊急輸送道路一次路線及び二次路線については最優先に実施する。

#### (2) 実施方法

ア 県道の障害物については、直ちに長生土木事務所に連絡し、除去を要請する。

イ 町道については、土木部建設班が消防部（消防団）と連携して実施するほか、一宮町建設業協力会、一宮町建設業業者5社との協定により町内の土木業者等に必要な資機材の調達等の協力を求める。

ウ 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

#### 4 河川・海岸関係障害物除去計画

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

#### 5 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次の要領で行うものとする。

##### (1) 障害物の除去の対象となる者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

##### (2) 実施方法

- ア 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、土木部建設班が消防部（消防団）の協力を得て行うほか、必要に応じ一宮町建設業協会、一宮町建設業者5社等町内の土木業者の協力を要請し、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。
- イ 災害救助法適用後においては、上記アに基づき除去対象戸数及び所在を調査し、県へ報告するとともに、除去活動を要請する。
- ウ 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行うものとする。（応急的救助に限る。）

##### (3) 障害物の集積場所

交通に支障のない国・県・町有地とするが、適当な場所がない場合は、民有地等を一時使用する。民有地の場合、所有者に事前に速やかに連絡し、承諾を受けるものとする。

##### (4) 経費の限度額及び実施期日等

経費の限度額及び実施期日等は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

#### 6 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図るものとする。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行うものとする。

#### 7 健康被害の防止対策

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しており、災害後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めるものとする。

## 第6 清掃計画

(主担当)	厚生部衛生班、広域環境衛生センター
-------	-------------------

### 1 廃棄物の処理方針

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図るものとする。

### 2 実施機関

(1) 被災時における被害地帯の廃棄物処理は、町長（本部長）が行うものとし、厚生部衛生班が広域環境衛生センター等と連携し、その措置に当たる。

(2) 風水害等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、近隣他市町村へ協力を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(3) 町は、県に対し、廃棄物処理に関する助言及び情報提供を要請する。

### 3 廃棄物の収集と処理

#### (1) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

#### (2) 廃棄物の処理方針

##### ア がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

##### イ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

##### ウ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮して災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

##### エ 適正処理が困難な廃棄物

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

##### オ し尿

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正

に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

### (3) 発生量の推計方法

町は、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下、本節において「策定指針」という。）で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

### (4) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには、仮置場を使用することが有効であることから、町は、前記（3）で推計した発生量に応じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行うものとする。

### (5) 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

### (6) 収集処分の方法等

ア 食物の残廃物は、衛生、防疫に十分配慮してできるだけ土の中へ埋めるなど自家処理を行うことを基本とする。

イ 倒壊・焼失家屋からの廃棄物等については、原則として被災者自らが、町が指定する場所に搬入するものとし、困難な場合は、町が収集処理を行うものとする。

ウ ごみの処分は、焼却場のほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

### (7) ごみ処理施設及びし尿処理施設

本町におけるごみ処理施設及びし尿処理施設の処理能力等は、次のとおりである。

#### ごみ処理施設の概要

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
環境衛生センター ごみ処理場	茂原市長	長生郡長生村藪塚 1115 番地	可燃ごみ 粗大ごみ	81 t / 日 36 t / 5 時間	23-4944

#### し尿処理施設の概要

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
環境衛生センター し尿処理場	茂原市長	長生郡長生村藪塚 1115 番地	し尿	122kℓ / 日	23-4944

## 第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を行うものとする。

### 第1 応急仮設住宅の提供等

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

#### 1 応急仮設住宅の建設

災害により住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行うものとする。

##### (1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、本部長（町長）が行うものとし、土木部建設班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

#### 2 町営住宅の提供及び民間賃貸住宅の空き家の活用

##### (1) 町営住宅の提供

町営住宅は、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め、入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

##### (2) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町及び県は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げることにより民間賃貸住宅を提供するよう努めるものとする。



### 3 住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

#### (1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行うものとし、土木部建設班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 住宅事業者団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

#### (3) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の修理基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 4 建設資材の確保

(1) 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

(2) 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

## 第2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定等の実施

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

町は、大規模な地震により被災した建築物及び宅地について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、使用者、利用者等の安全を確保するため、県の支援のもと、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施に努めるものとする。

なお、県においては、被災建築物応急危険度判定体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の養成・登録、被災宅地危険度判定支援体制の整備、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行っている。

### 1 被災建築物応急危険度判定の実施

#### (1) 判定士の確保

次の方法により、建築物応急危険度判定の有資格者を確保する。

ア 町内建築関係団体への要請

- イ 県及び他市町村への応援の要請
- ウ ボランティア（判定士）の募集のための広報の実施

#### （2）受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行うものとする。

#### （3）応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、応急危険度判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行うものとする。

- ア 活動拠点の準備
- イ 受入判定士のとりまとめと割り振り、指示
- ウ 判定に必要な用具の準備
- エ 調査表、結果表の準備
- オ 情報収集

#### （4）判定作業の概要

- ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分する。
- ウ 判定は目視にて行う。
- エ 判定結果表を目立つ場所に貼る。
- オ 判定結果について必要に応じて使用者らに説明する。

#### （5）判定後の措置

判定実施本部解散後、必要に応じて相談窓口の設置や建築関係団体への協力要請を行う。

## 2 被災宅地危険度判定の実施

#### （1）判定士の確保

次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内の土木、建築及び宅地開発関係団体への要請
- イ 県及び他市町村への応援の要請
- ウ ボランティア（判定士）の募集のための広報の実施

#### （2）受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行うものとする。

#### （3）被災宅地危険度判定実施本部（窓口）の設置

多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、被災宅地危険度判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行うものとする。

- ア 受入判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備

- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備
- オ 判定統一のための打ち合わせの実施

#### (4) 判定作業の概要

- ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行うものとする。
- イ 判定の結果は、「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」に区分する。

#### (5) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立入禁止の措置をとる。

### 3 り災証明書の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に、り災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

### 4 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行うものとする。ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

## 第15節 ライフライン関連施設等の応急対策計画

上水道、電気、ガス、通信、交通等の生活関連施設が大震災により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれ強いことは阪神・淡路大震災や東日本大震災等で明らかになったところである。従って、これらの施設の応急・復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うものとする。

### 第1 水道施設

(主担当)	広域水道部
-------	-------

#### 1 震災時の活動体制

震災時においては、施設の被害状況を的確に把握して、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、施設の確保について万全を期するとともに早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急・復旧体制を確立する。

なお、水道事業体限りで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体の応援を得て、復旧を行うものとする。

#### 2 応急復旧

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努めるものとする。

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### (1) 復旧の優先順位

ア 取水・導水・浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

##### (2) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に必要な材料を要請するほか、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努めるものとする。

##### (3) 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行うものとする。

#### 3 広報対策

排水処理施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努めるものとする。

## 第2 電気施設

(主担当)	東京電力(株)木更津支社
-------	--------------

### 1 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、システム班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておくものとする。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておくものとする。

### 2 震災時の応急措置

#### (1) 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 第一線機関等相互の流用

ウ 支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努めるものとする。

#### (2) 人員の動員、連絡の徹底

ア 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておくものとする。

イ 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

#### (3) 震災時における危険予防措置

ア 非常災害が発生した場合においても、電力供給は可能な限り継続する。

イ 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講ずる。ただし、緊急ややむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、速やかに連絡する。

### 3 応急復旧対策

#### (1) 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

#### (2) 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

ア 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 1回線送電不能の重要線路
- (エ) 1回線送電不能のその他の線路

イ 変電設備

- (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- (イ) 都心部に送電する系統の送電用変電所
- (ウ) 重要施設に供給する配電用変電所

ウ 通信設備

- (ア) 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- (イ) 保守用回線
- (ウ) 業務用回線

エ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

(3) 広報

ア 感電事故並びに漏電による出火の防止

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- (ア) 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。
- (イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- (ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- (オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

イ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

第3 ガス施設

(主担当)	大多喜ガス(株)
-------	----------

1 震災時の活動体制

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

### (1) 非常災害体制の確立

#### ア 地震発生時の出動

- (ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡によりあらかじめ指定された箇所に出動する。
- (イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ、ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

#### イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

- (ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。
- (イ) 勤務時間外の場合は、津波の高さ・到達時間をテレビ、ラジオ等の情報より判断し、あらかじめ指定された箇所に出動する。ただし、津波からの避難を優先とする。

### (2) 災害対策本部、各現对本部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発令された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に災害対策本部を設置するとともに、各事業所に現对本部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

## 2 応急対策

### (1) 震災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
- イ 事業所設備等の点検を行う。
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- エ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- オ その他、状況に応じた措置を行う。

### (2) 応急措置

- ア 災害対策本部の指示に基づき、各現对本部は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替えなどを行い、速やかなガス供給再開に努める。
- エ その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

### (3) 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

### (4) 車両の確保

本社地区に工作車及び広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。  
また、主要な車両には、無線を搭載している。

### 3 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

#### (1) 地震発生時

- ア 身の安全を確保すること。
- イ ガス栓を全部閉め、ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。  
この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。
- エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

#### (2) マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合

- ア マイコンメータの左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認したら、手を放す。
- イ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。

#### (3) 供給を停止した場合

- ア ガス栓を開いてもガスがでない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- イ ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

### 4 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておくものとする。

また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、町等が指定する臨時場所がある場合は、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

## 第4 通信施設

(主担当)	東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）
-------	------------------------------

### 1 東日本電信電話（株）

#### (1) 震災時の活動体制

- ア 災害対策本部の設置  
震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとるものとする。  
この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図るものとする。
- イ 情報連絡体制  
震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たるものとする。



## (2) 発災時の応急措置

### ア 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行うものとする。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備
- (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備
- (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (オ) 局舎建築物の防災設備の点検
- (カ) 工事用車両、工具等の点検
- (キ) 保有資材、物資の点検
- (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

### イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

### ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

## (3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

## 2 (株)NTTドコモ

### (1) 震災時の活動体制

#### ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の

収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県等の防災関係機関と緊密な連絡を図るものとする。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たるものとする。

(2) 発災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行うものとする。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備
- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材、物資の点検
- (カ) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難な場合や、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

ウ 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

3 KDDI (株)

KDDI (株) は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努めるものとする。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源

車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

## 第5 日本郵便（株）

（主担当）	日本郵便（株）
-------	---------

### 1 郵便の運送及び集配の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じるものとする。

### 2 郵便窓口業務

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じるものとする。

また、日本郵便（株）の災害特別事務取扱、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱うものとする。

## 第6 道路・橋梁・交通施設

（主担当）	土木部土木班・建設班、長生土木事務所、東日本旅客鉄道（株）
-------	-------------------------------

### 1 道路・橋梁

#### （1）震災時の活動体制

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う体制をとるものとする。

#### （2）災害時の応急措置

- ア 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を把握するため、パトロールを実施する。
- イ 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、本部長（町長）へ報告するとともに、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努めるものとする。
- ウ 本部長（町長）は本章「第2節 情報収集・伝達計画」に準じて県へ報告する。
- エ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。

なお、緊急のため、その暇がないときは、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

### (3) 応急復旧対策

災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施する。

特に、「緊急輸送道路一次路線及び二次路線」等交通上重要と認められるものについては、最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努めるものとする。

## 2 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

### (1) 災害時の活動体制

#### ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

#### イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

### (2) 発災時の初動措置

各機関の初動措置は次のとおりである。

#### ア 運転規制

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次によるものとする。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。

(イ) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35 km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

#### イ 乗務員の対応

(ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

#### ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送

(イ) 駅員の配置手配

(ウ) 救出、救護手配

(エ) 出火防止

(オ) 防災機器の操作

(カ) 情報の収集

### (3) 乗客の避難誘導

#### ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。
- (イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

#### イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- (ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次によるものとする。
  - a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
  - b 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
  - c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図るものとする。

### (4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急・救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部又は復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たるものとする。

## 第7 その他公共施設

(主担当)	土木部土木班・建設班、長生土木事務所
-------	--------------------

### 1 河川、海岸保全施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等

地震、津波等により堤防、護岸等の河川、海岸保全施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等が被害を受けた時、又はそのおそれのあるときは状況を速やかに把握し、関係機関と協議して施設の応急措置を行うものとする。

### 2 災害時の応急措置

水防活動と併行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに、県に報告するとともに、関係機関と協議して技術的援助及び総合調整の指示を受け、必要な措置を実施する。

### 3 応急復旧対策

県の総合的判断のもとに必要な対策を実施する。

## 第16節 ボランティア活動支援計画

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

### 第1 ボランティアの活動分野

(主担当)	厚生部厚生班、町社会福祉協議会
-------	-----------------

#### 1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

##### (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳及び情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

##### (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け及び輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

#### 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

##### (1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

## (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

### 3 ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要なため、県及び日本赤十字社千葉県支部で実施する研修会や講習会を通じて、災害ボランティアリーダーの養成を進めるものとする。

## 第2 ボランティア受入体制

(主担当)	厚生部厚生班、総務部庶務班、町社会福祉協議会
-------	------------------------

### 1 平時におけるボランティア意識の啓発

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴える。特に、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図るものとする。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図るものとする。

### 2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を活用するとともに、町及び県に加え、町災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに県社会福祉協議会、近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

### 3 災害時におけるボランティアの登録・派遣

災害の状況に応じた、より実的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

### (1) 町災害ボランティアセンター窓口の設置

周辺地域において、大規模な災害が発生した際、町社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関として、町と連携し、町災害ボランティアセンターを設置する。

なお、建築物及び周辺地域の被災状況等により機能が維持できない場合は、本部長（町長）等の判断において適切な場所に設置することができる。

### (2) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※ 平時に登録を行っている。

### (3) 町災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターによる登録

#### ア 町災害ボランティアセンター

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、町の要請に基づき、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

また、被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者についても、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口において受付を行い、災害現地での災害対策活動に従事する。

#### イ 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行うものとする。

### (4) ボランティアの派遣

県及び県災害ボランティアセンターで受入れた専門分野での活動を希望する個人及び団体のボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。



なお、周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地にボランティアを派遣することとなっている。

#### 4 ボランティアニーズの把握

町は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努めるものとする。

なお、県災害ボランティアセンターにおいては、町との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努めることとしている。

#### 5 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援・救護策を進めるものとする。

#### 6 ボランティアへの支援

##### (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

##### (2) 活動拠点の提供

ボランティアの活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

##### (3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる町が負担する。ボランティア活動に必要な資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うよう努めるものとする。

#### 7 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは町内で活動するボランティアの把握に努めるとともに、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 基本方針

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、地域の復旧・復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復旧・復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成している。

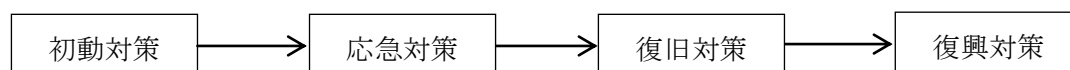
町は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復旧・復興の理念、事業内容に関する研究に努めるとともに、関係機関と調整しながら円滑かつ迅速に復旧・復興計画を策定し、計画的に復旧・復興を推進する。

#### 1 災害防止に配慮した復旧・復興

災害からの復旧・復興に当たっては、再度、同様の被害を被ることがないように、災害防止に十分配慮した計画的な復旧・復興とする。

#### 2 復旧段階への計画的な移行

初動対策から、応急対応策、復旧・復興対策へと、計画的・段階的にスムーズな移行を図るものとする。



#### 3 総合的・全体的な復旧・復興

住民の高齢化・単身化に配慮しながら、メンタルヘルスケア（精神的な支援）を含めて、被災者生活安定のための支援、公共施設等の総合的な復旧・復興の取組みを進めるものとする。

#### 4 迅速な復旧・復興

普及・復興が長引き、住民や地域産業の活力が失われることのないよう、できるだけ速やかな復旧・復興を行うものとする。

#### 5 情報・相談活動の充実

住民が希望と自信を持って復旧・復興に当たることができるよう、町は、疎開先の住民を含めて十分な広報活動を行うものとする。

また、総合窓口による相談体制の確立を図るとともに、職員・地域ボランティア等の協力のもとに、一人暮らし高齢者等への訪問活動等の充実を図り、り災者の精神的な

バックアップに努めるものとする。

## 6 機動的・弾力的な取組み

町は、迅速な復旧・復興に向けて、特に必要な場合には、町の実情にあった町独自の支援事業等を検討し、機動的、弾力的な方法を採用する。

## 7 広域的な連携

町は、防災の観点だけでなく、将来の地域環境や景観、観光・レクリエーション資源の保全・回復、地域産業の発展等を考慮に入れ、関係各課が連携して復旧・復興に当たるとともに、迅速な復旧・復興に向けて、道路事業やごみの処理等広域的な連携を図るものとする。

## 第2節 激甚災害の指定

町は、激甚災害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 第1 激甚災害指定の手続き

(主担当)	関係各部
-------	------

激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われる。

- (1) 町長は、町内において大規模な災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、内閣総理大臣に報告するなど、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるものとする。この場合において、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた場合、中央防災会議の意見を聞いて、原人災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され政令として公布される。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行うものとする。

### 第2 特別財政援助額の交付手続き

(主担当)	関係各部
-------	------

#### 1 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続き等を実施する。

#### 2 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。

## 第3節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

### 第1 かり災証明書の交付

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

#### 1 活動体制

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にかり災証明書の交付体制を確立し、被災者にかり災証明書を交付する。

本町におけるかり災証明書の発行事務は、総務部庶務班が担当する。

なお、本部が設置されない場合、又は廃止された以降については、総務課行政グループが担当する。

#### 2 発行手続き

総務部庶務班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「かり災者台帳」を作成し、被災者の「かり災証明書」発行申請に対して、この「かり災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「かり災者台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに、客観的に判断できるときは、「かり災証明書」を発行するものとする。

#### 3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、次の事項について証明する。

##### (1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

##### (2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

#### 4 証明手数料

証明手数料は免除する。

#### 5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

## 第2 被災者生活への支援制度

(主担当)	関係各部
-------	------

### 1 被災者生活再建支援金

#### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象 災害	<p>暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>(4) 上記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害</p> <p>(5) 上記(3)又は(4)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、前記(1)～(3)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(6) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害</p>																		
対象 世帯	<p>対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>																		
支 給 限度額	<p>支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額とする。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

支給 条件	経費	不問
	年齢・年収	制限なし
申請 方法	申請窓口	関係各部又は担当課にてとりまとめの上、県へ提出
	添付書面	(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
	申請期間	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内

### (3) 被災者生活再建支援法人の指定

県は、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館を指定しており、県が行う支給事務に関して支援法人へ委託している。

なお、町が提出した申請書類は、県が当該書類を委託先である支援法人へ提出し、申請書を受理した支援法人にて交付決定等を行うこととなっている。

## 2 生活福祉資金

### (1) 目的

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

貸付 対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付 金額	一世帯 150万円以内	
貸付 条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利 率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	(1) 連帯保証人となること (2) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 (3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む	

### 3 災害援護資金

#### (1) 目的

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

#### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象 災害	(1) 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合 (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合																	
貸付 限度額	<table border="1"> <tr> <td>①世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>150万円</td> <td rowspan="2">} 250万円</td> <td rowspan="4">} 270万円 (350)</td> <td rowspan="4">} 350万円</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td> <td>170万円(250)</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td> <td>250万円(350)</td> </tr> <tr> <td>⑤住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>350万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円	②家財の1/3以上の損害	150万円	③住居の半壊	170万円(250)	④住居の全壊	250万円(350)	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円				
①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)				} 350万円											
②家財の1/3以上の損害	150万円																	
③住居の半壊	170万円(250)																	
④住居の全壊	250万円(350)																	
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円																	
(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額																		
支給 限度額	所得制限	<table border="1"> <tr> <td>(世帯人員)</td> <td>(町民税における総所得金額)</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </table> <p>ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</p>	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額				
(世帯人員)	(町民税における総所得金額)																	
1人	220万円																	
2人	430万円																	
3人	620万円																	
4人	730万円																	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																	
	利率	年3% (据置期間は無利子)																
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)																
	償還期限	10年 (据置期間を含む)																
	保証人	連帯保証人になること																
	償還方法	年賦又は半年賦																
	申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、福祉健康課へ申請																



#### 4 災害弔慰金

##### (1) 目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母

#### 5 災害障害見舞金

##### (1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円

障害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両目が失明した者</li> <li>(2) 咀嚼及び言語の機能を廃した者</li> <li>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</li> <li>(5) 両上肢をひじ関節以上で失った者</li> <li>(6) 両上肢の用を全廃した者</li> <li>(7) 両下肢をひざ関節以上で失った者</li> <li>(8) 両下肢の用を全廃した者</li> <li>(9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</li> </ul>
-------	---

### 第3 公営住宅の建設等

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

#### 1 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者に対し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するために借上げることにより、被災者の居住の安定を図るものとする。

#### 2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じるものとする。

#### 3 一宮町液状化等被害住宅再建支援事業

大規模な地震により、住宅に液状化等の被害を受けた世帯に対し、一宮町液状化等被害住宅再建支援金を交付することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図るものとする。

#### 4 住宅復興資金

##### (1) 目的

暴風雨、水害等の大災害により、住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (2) 災害復興住宅資金

災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るものとする。

### (3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合、本部長（町長）は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

## 第4 義援金品の配分

(主担当)	総務部庶務班、経済部会計班
-------	---------------

### 1 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び町の三者で総合的な計画を樹立する。

### 2 義援金品の受付

#### (1) 義援金品の受付

受付窓口は、経済部会計班に設置し、義援金品の受付を行うものとする。ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

経済部会計班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

#### (2) 領収書の発行

義援金品を受領したときは、寄託者に領収書を発行する。

### 3 義援金品の保管

(1) 寄託された義援金については、被災者に配布するまでの間、一宮町会計管理者名義の普通口座で、町指定金融機関に保管する。

(2) 義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を併せて、災害物資集積場所（状況に応じて指定する。）に保管する。

### 4 義援金品の配分及び輸送

#### (1) 義援金品の配分

ア 義援金品の配分は、総務部庶務班が被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、配分計画を立て、災害対策本部において決定する。

イ 被災者に対する支給に当たっては、総務部庶務班が担当し、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、必要に応じ行政区、自主防災組織、民生委員児童委員、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

#### (2) 義援品の輸送

義援品は、第3章「第8節 救援物資供給活動」に準じて輸送する。

## 第5 租税の徴収猶予及び減免等

(主担当)	経済部税務班
-------	--------

### 1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図るものとする。

### 2 実施措置

#### (1) 期限の延長

町長は、災害のため地方税法又は町条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

#### (2) 納入義務の減免等

町長は、町条例に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予又は減免する。

## 第6 生活相談

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 相談所の設置

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

また、被災により他に就職を希望する者に対しては、本人の希望を把握した上、公共職業安定所へ連絡し、就職のあっせんを要請する。

### 2 県との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合窓口を利用する等、県と緊密な連携を図るものとする。

## 第7 事業主等への支援制度

(主担当)	産業部農林班・商工班
-------	------------

### 1 雇用の維持に向けた事業主への支援

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努めるものとする。

### 2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じるものとする。

(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	(1) 激甚災害により被害を受けた者 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者	
	融資使途	設備資金、運転資金	
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内	
	融資期間	設備資金	10年以内
		運転資金	7年以内
融資利率	年1.4%～2.0% (融資期間により異なる。)		
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの	
	融資使途	設備資金、運転資金	
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内	
	融資期間	設備資金	10年以内
		運転資金	7年以内
融資利率	年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)		

(2) 利子補給

前記(1)の資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行うものとする。  
(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)



(3) 県漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫による資金貸付

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	変動 (毎月見直し)	25年 (据置10年以内)	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等		600万円 (特認年間経営費等の3/12以内)	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧		80~90%以内 80%以内 80%以内	30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧		80%以内	20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等		1隻当たり4億5千万円 (特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植		1施設当たり300万円(特認600万円、特々認800万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧		80%以内	20年 (据置3年以内)

## 第8 その他の生活確保

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便 (株)	<p>災害救助法が発動された場合は、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱、(株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>



## 第4節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

### 第1 津波災害被災施設の復旧

(主担当)	土木部土木班・建設班、長生土木事務所
-------	--------------------

#### 1 方針

各施設の管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

#### 2 河川管理施設

- (1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- (4) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (5) 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

#### 3 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの。
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- (3) 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### 第2 津波災害廃棄物処理

(主担当)	土木部土木班・建設班、厚生部衛生班、消防部、広域環境衛生センター
-------	----------------------------------

#### 1 方針

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

## 2 実施措置

町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

なお、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じ県へ支援の要請を行うものとする。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

## 第5節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設及び農業用施設、また、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 第1 ライフライン施設の復旧

(主担当)	広域水道部、東京電力（株）木更津支社、東日本電信電話（株）、 大多喜ガス（株）
-------	--

#### 1 水道施設（広域水道部）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行うものとする。

##### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行うものとする。
- イ 施設の耐震化を図るものとする。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図るものとする。

##### (2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行うものとする。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。  
この場合は次の点に留意する。
  - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行うものとする。
  - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報及び保安対策に万全を期する。

##### (3) 復旧対策

- ア 震災復旧の基本方針  
被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努めるものとする。
- イ 水道施設の復旧  
取水場、浄水場、給水場、管路等の重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図るものとする。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

(ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図るものとする。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。

また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

## 2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うものとする。

### (1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

### (2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ         〃         のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ         〃         のその他の線路

### (3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

### (4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

### (5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

### 3 通信施設（東日本電信電話（株））

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電気通信サービスの復旧効果の大きいものより、復旧を行う。

#### 復旧を優先する電気通信サービス

- |                                  |
|----------------------------------|
| (1) 電話サービス（固定系・移動系）              |
| (2) 総合デジタル通信サービス                 |
| (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）  |
| (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む） |
| (5) 衛星電話サービス                     |

#### 重要通信を確保する機関の順位

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく。）
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

### 4 ガス施設（大多喜ガス（株））

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再

開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

## (2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

## (3) 復旧作業

### ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

### イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

### ウ 高・中圧導管の復旧作業

#### (ア) 区間遮断

#### (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）

#### (ウ) 漏えい箇所の修理

### エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

#### (ア) 閉栓確認作業

#### (イ) 被災地域の復旧ブロック化

#### (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業

#### (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査

#### (オ) 本支管・管内管漏えい箇所の修理

#### (カ) 本支管混入空気除去

#### (キ) 管内管検査及び管内の修理

#### (ク) 点火・燃焼試験

#### (ケ) 開栓

## 第2 公共土木施設等の復旧

(主担当)	土木部土木班・建設班、産業部農林班、長生土木事務所
-------	---------------------------

### 1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

### 2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公

共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### (1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- イ 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

#### (2) 海岸保全施設

- ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

#### (3) 砂防施設

- ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。
- エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの。

#### (4) 急傾斜地崩壊防止施設

- ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの。
- イ その他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### 3 農業施設

農業用施設管理者は、管理する施設が地震・津波により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

#### (1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊又は決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

#### (2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### (3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

### (4) 排水施設

ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。



## 第6節 改良復旧及び災害復興

災害からの復旧は、施設の原型復旧にとどまらず、将来の災害に備え、関係機関と連携の上、必要な基準を満たすよう改良復旧・復興事業計画を立て、早期に実施を図るものとする。

なお、計画の実施に当たっては、迅速な復旧を目指し、復旧・復興計画の周知徹底を図り、住民の協力を得るとともに、関係機関の連携を強化する。

### 第1 災害復旧事業

(主担当)	総務部、経済部、厚生部、土木部、産業部、教育部
-------	-------------------------

#### 1 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（河川、砂防、道路、急傾斜地崩壊防止施設等）
- (2) 農林水産業施設災害復旧計画
- (3) 上下水道住宅災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (6) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (7) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (8) その他の計画

#### 2 復旧事業の方針

##### (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

##### (2) 災害復旧事業計画

町は、復旧事業計画を速やかに作成し、国及び県の補助事業について、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定実施が速やかに行われるよう努めるものとする。

##### (3) 緊急調査の促進

町は、緊急の場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

##### (4) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに、事業期間の短縮を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努めるものとする。

##### (5) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、道路等）の取扱い手続き

#### ア 国庫負担災害

国庫負担による公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、道路等）の取扱い手続きは、次のとおりである。

災害報告 → 応急工事工法協議 → 現地調査及び設計図書作成 → 国庫負担申請 → 現地査定 → 事業費決定 → 事業費決定通知 → 工事の実施（設計変更及び合併施行） → 災害発生の年を含めて3か年（緊急工事は2か年）

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要領、公共土木施設災害復旧事業査定方針による。

#### イ 小災害

前記ア以外の小災害で、将来再び被害の因をなすと認められるものは、町単事業又は県単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

### 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費は、町長及び知事の報告並びに資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

#### （1）法律により一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「公共土木負担法」という。）
- イ 効率学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「効率学校負担法」という。）
- ウ 土地区画整理法
- エ 伝染病予防法
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- カ 予防接種法
- キ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（以下「暫定措定法」という。）

#### （2）激甚災害に係る財政援助措置

町は、激甚災害が発生した場合、災害と状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 4 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じるものとする。

- （1）災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- （2）歳入欠陥債、災害対策債、災害普及事業債について調査し、事業執行に万全を期す。

- (3) 普通交付税の繰り上げ交付及び特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係経費を確保する。

## 第2 計画的な復興

(主担当)	総務部庶務班、土木部建設班
-------	---------------

### 1 復興計画の作成等

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのための計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

- (1) 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、復興事業の円滑な遂行を図るものとする。
- (2) 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

### 2 復興の方法等

- (1) 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという考えのもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- (2) 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- (3) 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図るものとする。



# 地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画



# 第1章 総論

---

## 第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下、本編において「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

強化地域の指定は、東海地震が発生した場合、木造建築物等に一般的に著しい被害が生じるおそれのある震度6に相当する地域を基準としており、千葉県下の全市町村はこの地域には含まれていない。

しかしながら、千葉県下の全市町村は、これら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、大きな被害が想定されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところであるため、国、県その他防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策と一体となった体制を確立の上、各対策を実施するものとする。

## 第2節 地震・津波編の附編としての位置付け

### 1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の措置を定めることによって、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした。

なお、本附編は、町が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本とする。

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生時においても被害を最小限にとどめるために必要な措置

### 2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含めるものとする。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、第2編 地震・津波編で対処する。

### 3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとする。

- (1) 東海地震が発生した場合の本町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

### 4 計画の実施

本町は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導及び協力要請によって対処する。

### 5 計画の位置付け

本附編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方、並びに「第2編 地震・津波編」の附編として位置付け、大規模地震対策特別措置法に基づいて指定された強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。



## 第2章 事前の措置

### 第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。第2編 地震・津波編においても、各防災関係機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、特に緊急に促進すべき事項について定める。

区分	主管部署	内 容
情報伝達手段の整備	総務課	<p>(1) 町防災行政無線の整備 住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する町防災行政無線の整備を進めるとともに、整備事業については、必要に応じ、県に対し指導及び助成を要請する。</p> <p>(2) 他の通信施設の利用 非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう、平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・災害危険箇所等の対策	総務課 都市環境課 産業観光課 教育課	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 庁舎、学校、病院、防災上重要な町有建築物等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 民有建築物に対しては、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行うものとする。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行うものとする。 ウ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行うものとする。</p> <p>(5) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川及び道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。</p>

区分	主管部署	内 容
被害 想定 の 把 握	総 務 課	<p>[被害想定 の把握]</p> <p>国・県が発信する東海地震情報について広く入手し、地域別影響度震度分布、被害予想等を把握する。</p>
食 料 確保 の 計 画 化	総 務 課	<p>[災害食料の 精米計画]</p> <p>発災時における応急食料の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と精米計画を策定するよう努めるものとする。</p>
学 校 ・ 病 院 ・ 社 会 福 祉 施 設 の 耐 震 性 の 強 化	教 育 課	<p>[公立学校 に対する 指導事項]</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かないよう留意する。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(5) 万年塀、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。</p>
	福 祉 健 康 課	<p>[一般病院、診療所、助産所等 に対する 指導事項]</p> <p>(1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策</p> <p>(2) 医薬品及び危険物等の安全対策</p> <p>(3) 飲料水、薬品等の備蓄</p> <p>(4) 発電機の整備</p> <p>(5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施</p> <p>[精神障害者社会復帰施設等 に対する 指導事項]</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p> <p>[社会福祉施設 に対する 指導事項]</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>

## 第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定める。

### 1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

主管部署	指 導 事 項
総務課	<p>町は、消防本部に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう要請する。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項</p> <p>ア 消防計画</p> <p>(ア) 火気の手扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検手扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規程</p> <p>(ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の手扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、手扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法</p> <p>(ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>

## 2 生活関連事業所に対する指導、要請

### (1) 食料、生活物資等を扱う事業所

主管部署	指 導 事 項
産 業 観 光 課	<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者等に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導及び要請を行うものとする。</p> <p>(2) 生活必需品等、防災関係物資の適正な価格による円滑な供給を図る観点から、これらを取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、極力営業活動に努めるよう指導するとともに、売り惜しみの防止、物資確保、買いだめの防止等についての要請を行うものとする。</p> <p>また、生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p> <p>(3) 加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。</p>
総 務 課	<p>熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(一社)千葉県LPガス協会に要請する。</p>

### (2) 金融機関

機関名	指 導 事 項
総 務 課	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じるものとする。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じるものとする。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。</p>

## 第3節 広報及び教育並びに地震防災訓練

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するため、職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、町は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

### 1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、町、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、町は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

#### (1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施に当たっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、

- ア 平常時
  - イ 東海地震に関連する調査情報発表時
  - ウ 東海地震注意情報発表時
  - エ 警戒宣言発令時
- 等の区分を明示し、情報の混乱防止を図るものとする。

#### (2) 広報の内容

広報すべき事項は、概ね次のとおりである。

なお、広報の実施に当たっては、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

- ア 東海地震に関する一般的知識
  - (ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等
  - (イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等
  - (ウ) 地震が発生した場合の本町域への影響度等
- イ 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措置

- ウ 住民、事業所等が具体的にとるべき行動基準
- エ その他必要な事項

### (3) 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災研修会、町防災行政無線、広報紙等の印刷により実施する。

## 2 教育

### (1) 職員に対する教育

町は、町本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発せられた場合等において、地震防災応急対策が、円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

#### ア 教育事項

防災教育の内容については、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

#### イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、マニュアル、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図るものとする。

### (2) 児童生徒等に対する教育

教育委員会は公立学校、保育所は保育所の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体的安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

#### ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

#### イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たっては、地域及び学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度及び能力の養成を図るものとする。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努めるものとする。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

### 3 地震防災訓練

#### (1) 防災訓練

町は、県が実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図るものとする。

#### (2) 住民及び事業所が実施する訓練

町は、各防災関係機関、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言及び指導に努めるものとする。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

## 第3章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じて実施すべき措置について定める。

### 第1節 東海地震に関連する情報の種類

気象庁は、毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果及び東海地震に関連する情報を異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類で発表する。

また、各情報については、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示している。

東海地震に関連する情報の種類と対応

情報 [カラーレベル]	発表の基準	町の防災対応
東海地震に関連する調査情報（定例） [青]	判定会で評価した調査結果が発表される。	特に対応はしない。
東海地震に関連する調査情報（臨時） [青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報で、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡活動が円滑に行える体制をとる。 (注意配備体制)
東海地震注意情報 [黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制をとる。 (警戒配備体制)
東海地震予知情報 [赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制をとる。 (非常配備体制)

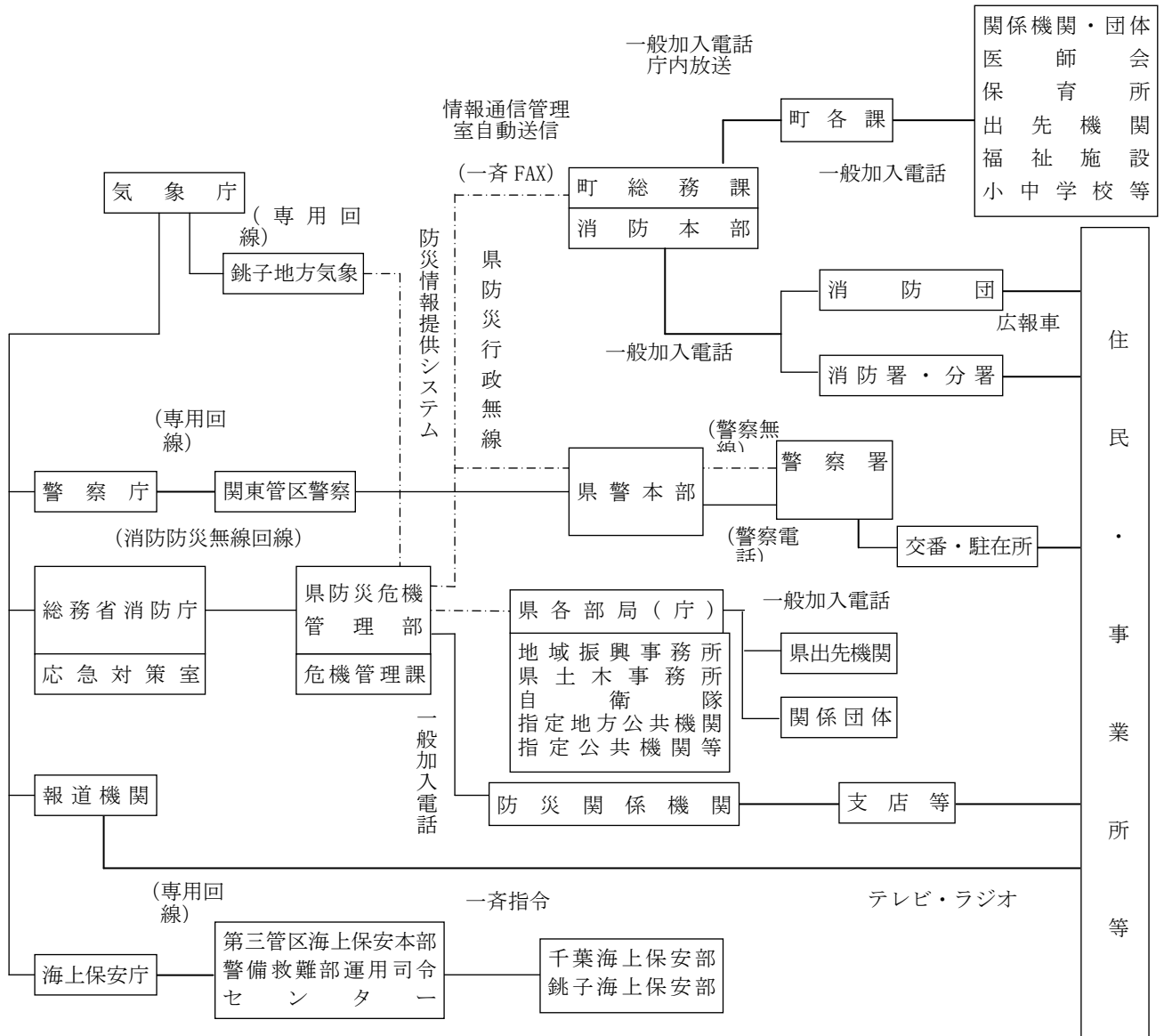


## 第2節 東海地震注意情報の伝達

### 1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は次のとおりである。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



### 2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

### 3 伝達事項

- (1) 町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

## 第3節 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、職員の招集を行い、情報の収集、町本部の設置準備等必要な措置を講じ、社会的混乱の発生に備えるものとする。

### 1 町本部設置準備

町本部設置準備段階における、町の配備体制は、第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本部活動」に定める警戒配備体制とする。

### 2 職員の参集

職員の参集は、警戒配備体制とし、町本部設置準備に入るものとする。

### 3 東海地震注意情報時の所掌事務

町本部が設置されるまでの間、総務課が各防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 各防災関係機関との連絡調整

## 第4節 広報及び混乱防止の措置

### 1 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等からの情報収集を行うよう広報するほか、住民に対して冷静な対応を呼びかけるものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（総務課、県等）へ緊急連絡を行うものとする。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

### 2 混乱防止の措置

総務課は、各課、各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。

- (1) 混乱防止に必要な情報の住民への広報
- (2) その他必要な事項の実施

## 第4章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、町が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

### 第1節 活動体制

町は、警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに町本部を設置する。

#### 1 本部の設置場所

- (1) 町本部は、原則として庁舎内に設置する。
- (2) 庁舎が被害を受けるなどのおそれがあり、機能しないと判断される場合は、原則として一宮町保健センターに設置するものとするが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

#### 2 本部の組織運営、所掌事務

災害対策本部の組織運営、所掌事務等は、第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本部活動」によるものとする。

#### 3 配備体制

災害対策本部の配備体制は、第2編 地震・津波編 第3章「第2節 災害対策本部活動」に定める非常配備体制とする。



## 2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

住民に対しては、各消防署（消防団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警戒宣言発令に伴う警鐘、サイレン

警鐘	(5点) ●●●●● ●●●●●
サイレン	(約45秒) (約45秒) ●——— ●——— (間隔約15秒)
備考	(1) 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること (2) 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること

## 3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言等の内容
- (2) 一宮町への影響予想
- (3) その他の必要事項

## 4 警戒宣言時の広報

### (1) 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による情報収集を呼びかけるほか、町の所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

また、各現場において、混乱発生のおそれが見込まれる場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、町本部、県本部及び必要な機関へ緊急連絡を行い、緊急連絡を受けた機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

なお、県提供のテレビ、ラジオ、県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行うものとする。

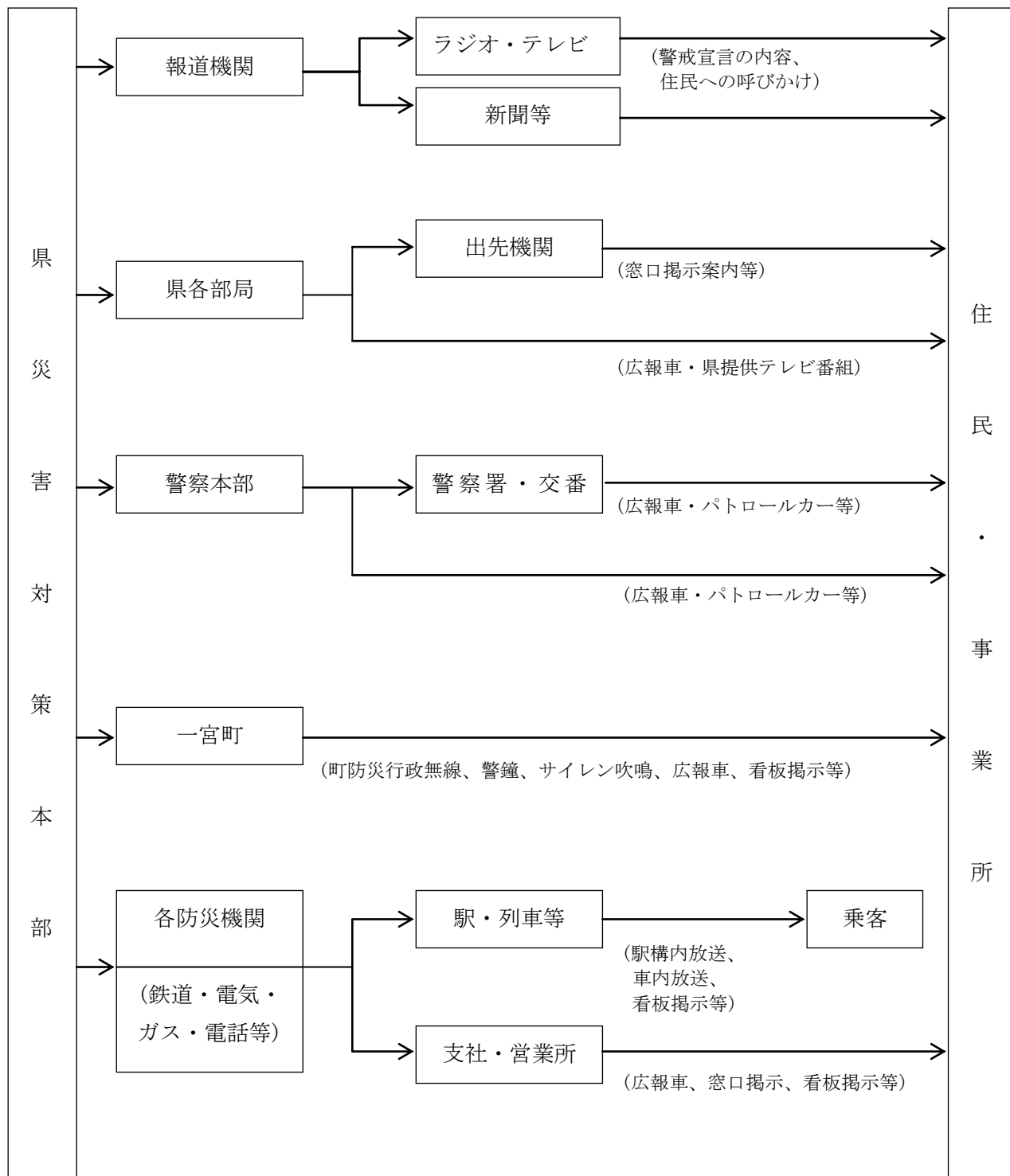
### (2) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

### (3) 広報の実施方法

町防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行うものとする。

住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



### 第3節 水防・消防等対策

町及び消防団は、警戒宣言が発せられた場合、水防及び消防並びに混乱防止等に関して次の対応措置を講じるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施
- (7) 消防機関と協議し、水防要員を確保するとともに、管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所(point)の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。



## 第4節 交通対策

### 1 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る駅等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、各機関において次のとおり対応措置を講じるものとする。

#### (1) 東日本旅客鉄道（株）の措置

##### ア 警戒宣言の伝達

(ア) 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

(イ) 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

(ウ) 旅客等への伝達は次による。

a 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努めるものとする。

b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努めるものとする。

##### イ 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

(ア) 東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

(イ) 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

##### ウ 列車の運転規制

(ア) 警戒宣言が発令された場合、外房線の列車は次のように運転規制を行うこととなっている。

規制速度	路線名	区 間	距離
45km/h	外房	御宿～安房鴨川	27.9km
65km/h	外房	千葉～御宿（上総一ノ宮駅、東浪見駅を含む。）	65.4km

(イ) 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

##### エ 主要駅の対応措置

(ア) 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

- (イ) 旅客の安全を図るため、次の措置を講じるものとする。
  - a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努めるものとする。
  - b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行うものとする。
  - c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

#### オ 乗車券の取扱い

- (ア) 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- (イ) 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- (ウ) 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

#### カ 現業機関の長のとるべき措置

##### (ア) 出火防止措置

- a 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じるものとする。
- b 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱いの停止、制限等具体的措置をとる。

##### (イ) 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じるものとする。

##### (ウ) 食料及び飲料水の確保

- a あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。
- b 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

#### (2) バス、タクシー等の措置

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

## 2 道路交通対策

### (1) 町のとる措置

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努めるものとする。

#### ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

#### イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図るものとする。

ウ 道路交通対策

- (ア) 強化地域への一般車両流入抑制広報
- (イ) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (ウ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務
- (エ) 上記（ア）～（ウ）の道路交通対策の実施等によって生じる町内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行うものとする。

(2) 運転者等の取るべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとるものとする。

- (ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。
- (ウ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- (ア) 車両を道路外の場所に置くこと。
- (イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
- (ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 第5節 上水道、電気、通信等対策

### 1 上水道対策

広域水道部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じるものとする。

#### (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

#### (2) 人員の確保、資機材の点検整備等

##### ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図るものとする。

また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

##### イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図るものとする。

#### (3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努めるものとする。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行うものとする。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じるものとする。

#### (4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること (2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。 イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。 (3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
------------------	--

広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示 (4) ホームページによる広報等
------------------	--

## 2 電気対策

東京電力（株）木更津支社は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた計画に基づき対策を講じるものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続することとなっている。

## 3 ガス対策

大多喜ガス（株）は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた計画に基づき対策を講じるものとする。

## 4 通信対策

東日本電信電話（株）千葉支店等通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ定めた計画に基づき対策を講じるものとする。

## 第6節 学校・病院・社会福祉施設等対策

### 1 学校及び保育所対策

#### (1) 基本方針

教育委員会は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

#### (2) 実施措置

ア 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関及び団体との連携を密にし、対応する。

### 2 病院対策

#### (1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、町は、民間医療機関に対しては医師会等を通じて県立病院に準じた対応をとるよう要請する。

#### (2) 県立病院の具体的な対応

県立病院の具体的な対応は次のとおりとなっている。

##### ア 診療方針

(ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行うものとする。  
このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行うものとする。

(イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

(ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。

(エ) 救急患者の受入体制を講じるものとする。

(オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じるものとする。

(カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を

講じるものとする。

- イ 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示
  - (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
  - (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外の者の受診の自粛を事前に呼びかける。
- ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等
  - (ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じるものとする。  
また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
  - (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じるものとする。
  - (ウ) 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

### 3 社会福祉施設等対策

#### (1) 基本方針

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本としてあらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画については、通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

#### (2) 計画の具体的措置内容

- ア 情報の受伝達  
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等
- イ 施設の防災点検  
応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等
- ウ 出火防止  
消火器等の点検、緊急貯水等
- エ 通所（園）者、入所者等の安全確保  
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保
- オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- キ その他必要な事項

## 第7節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難をする必要はないが、地震の発生により、崖崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあつては、住民の生命又は身体を保護するため、町長は、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

### 1 警戒宣言時の措置

#### (1) 避難勧告・指示

本部長（町長）は、消防署等関係機関と協力して、町防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行うものとする。

#### (2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

#### (3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

#### (4) 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防本部等関係機関に通知する。

#### (5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

#### (6) 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行うものとする。

#### (7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行うものとする。

#### (8) 生活必需物資の給与

#### (9) その他

避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行うものとする。

### 2 事前の措置

町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。



(1) 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、崖崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておくものとする。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告、指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておくものとする。

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておくものとする。

(5) 要配慮者に対する介護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておくものとする。

(6) 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておくものとする。

## 第8節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

### 1 救護救援対策

町は、医療関係機関に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

### 2 防疫対策

町は、県の指導及び指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ並びにその組織化等の準備に関すること。
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

### 3 保健活動対策

町は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時から管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、避難行動要支援者の健康状態の把握等情報収集を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の把握についてはプライバシー保護に十分注意する。

- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行うものとする。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要なときは長生健康福祉センターを通じて県に派遣を依頼する。
- (4) 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

## 第9節 その他の対策

### 1 食料、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料や医薬品を確保するため、次の措置を講じるものとする。

#### (1) 食料の確保

発災後の応急救護に必要な食料確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

#### (2) 医薬品の確保

発災後の応急救護に必要な医薬品確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

### 2 緊急輸送の実施準備

町は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講じるものとする。

#### (1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

#### (2) 緊急輸送車両の確認

第2編 地震・津波編 第3章「第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策」によるものとする。

### 3 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する次の施設については、原則として開館、開催及び供用を自粛するものとする。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検及び危険物の保安措置を講じるものとする。

### 4 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免、申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講じるものとする。

### 5 その他（特定動物の逸走防止）

町は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

(1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。

(2) 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲その他必要な措置を講じるものとする。

## 第5章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されていることから、ところによっては、

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石どうろうが倒れる
- (3) 煙突・石垣などが破損する
- (4) 軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする
- (5) ブロック塀が倒壊する

等の被害の発生が予想される。

町は、各防災関係機関と一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、住民及び自主防災組織並びに事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民及び自主防災組織並びに事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 第1節 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。</p> <p>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</p> <p>イ ブロック塀、石塀及び門柱を点検し、不適格なものは改築・補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。</p> <p>ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具や倒れやすい家具は壁に固定などする。</p> <p>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</p> <p>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。</p> <p>ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。</p> <p>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</p> <p>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整とんする。</p> <p>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かないよう配慮する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の準備をする。</p> <p>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</p> <p>イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</p>

区分	と る べ き 措 置
平常時	<p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。            ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。            イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、インスタント食料、漬物、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。            傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等に入れて準備しておくほか、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。            下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。            ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会及び訓練へ参加する。            町、消防団及び自主防災組織が行う防災講習会及び訓練に積極的に参加し、防災に対する知識や行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。            ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。            イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。            ウ 発災した場合の避難場所、避難経路及び安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

区分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。            ア 町等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオ等で正しい警戒宣言情報を入手する。            イ 県、町、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。            ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。            イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。            ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。            ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。            イ ガス器具等の安全設備を確認する。            ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。            エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀及び門柱を点検する。            危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。</p> <p>(6) 非常用飲料水及び食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。            県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。            ア 路上に駐車中の車両は、空地又は駐車場に移動する。            イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童生徒、高齢者、病人等の安全を確認する。            ア 幼児、児童生徒、高齢者、病人（臨床者）等が安全な場所にいるか確認する。            イ 幼児及び児童生徒が登園・登校している場合は、定められた園・学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用を避ける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

## 第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止及び倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出・救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対して火気使用器具及び使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>(3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>(4) 防災資機材等を確認する。</p> <p>(5) 幼児、児童生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>

### 第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で防火管理者に当たる者）を定め、防災計画を作成する。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出・救護訓練及び顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設・設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利及び機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、又は確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、又は確認する。</p> <p>(4) その他、顧客及び従業員に対する安全対策措置など、必要に応じて防災措置をとる。</p>



区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。            ア 自衛防災組織の編成を確認する。            イ 自衛防災本部を設置する。            ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集・伝達体制をとる。            町、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客及び従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。            ア 施設・設備を確認する。            イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。            ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限として、いつでも消火できる体制をとる。            イ 火気使用場所及び周辺を確認する。            ウ 消防水利、機材を確認する。            エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。            情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する施設及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所及び道路の混雑状況並びに警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。            なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。            県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>



## 第3編 風水害等編



# 第1章 総論

---

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものである。

## 第1節 風水害等対策の基本方針

本町の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害を最小限にとどめてきているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上水道、電気等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

風水害への対策については、台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないことを認識した上で、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

## 第2節 町土の保全

### 1 治水

河川の流域が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地での浸水被害や耕地での農作物被害など大災害を発生する原因となり得る。

そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

町内を東西に貫流する一宮川は、昭和40年代の初めまでに一次改修を終了していたが、昭和45年7月、千葉県南部を襲った大雨により水害が発生した。

この水害を契機に治水安全度をより向上させるため、広域河川改修事業により、河口から瑞沢川合流点までの7,040m区間について、全面的に改修を進め、川幅を約2倍に拡げ、流下能力の増大を図ることとしている。

このような状況の中、平成7年の台風12号、平成8年の台風17号と続けて水害を被った。特に台風17号では一宮川流域において観測史上過去にない豪雨（時間最大雨量56mm）が記録され、その被害は浸水面積450ha、床上浸水78世帯、避難世帯29世帯、道路被害39箇所、崖崩れ7箇所、農林被害等総額1億5千万円に及ぶ大災害となった。

これらの災害を受け、一宮川流域は、国指定の河川激甚災害対策特別緊急事業により、平成8年度から12年度までの5箇年で、堤防のかさ上げ（延べ延長17km）、河道掘削（一宮川枠13万㎡・瑞沢川枠13万㎡）、橋梁改修（新一宮橋・中之橋・新生橋・北川橋）、調整池建設（阿久川調整池31万㎡・瑞沢川調整池19万㎡）を実施しているほか、内水対策事業として地盤沈下対策事業や県営湛水防除事業により、既存の排水機場の能力の増強、及び新設並びに排水路の整備を実施している。

このように各種事業が実施され、水害の危険性は軽減されているものの、災害が発生した場合、本町に大きな影響があることから、引き続き治水事業の推進に努める必要がある。

#### 一宮川の概要

地域区分	九十九里河川
概要	<p>一宮川はその源を長柄町刑部の権現森に発し、途中三途川、豊田川、阿久川、鶴枝川、瑞沢川などの支川を合わせ、長生村一松地先で太平洋に注ぐ河川指定延長 30.3 キロメートル、流域面積 203 km<sup>2</sup>の二級河川である。</p> <p>その流域は、本町のほか、大多喜町、長柄町、長南町、茂原市、長生村、睦沢町の7市町村にまたがり、古くから上総の国の社会・経済・文化の中心となってきたところである。</p>

<p><b>防災上の 留意点</b></p>	<p>(1) 河川は、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。</p> <p>(2) 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。</p> <p>(3) 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。</p> <p>(4) はん濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。</p> <p>(5) 平成元年と平成8年の洪水により未曾有の浸水被害が発生したことから、二度の河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、これまで調節池の建設や河道の掘削及び堤防の嵩上げ等を行ってきた。</p> <p>(6) 激特事業完了後も、未改修となっている一宮川下流部の瑞沢川合流点から河口までの区間について、引き続き河川改修を進めている。</p>
----------------------------	--

## 2 治山

本町には、目立って高い山はなく、高度も約80m程度であるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱な地域では崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水はん濫、土砂流出など、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害の危険性をはらんでいる。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

## 3 海岸

本町の海岸の被害の様相は、強風及び波浪による侵食が多い。

一宮海岸は、昭和40年代半ば頃までは十分な漂砂の供給があったため、100m前後の砂浜が形成され、夏場は海水浴客で賑わっていたが、近年においては、漂砂の著しい減少などにより、汀線が約20mから70m前後後退し、急勾配の侵食海岸に変貌した。

このため、昭和63年度より、県の海岸基盤整備事業により、ヘッドランド（人工岬群）の縦堤の整備を実施したほか、平成20年度には、8号ヘッドランドの横堤に着手し、除々に砂浜の復元が見られてきている。

これらの海岸事業を活用することにより、本町の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきているなか、引き続きヘッドランド建設を推進するとともに、養浜についても併せて実施し、早期に砂浜の復元を図る必要がある。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進と併せて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期を狙い、多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織及び各事業所の防災体制の充実を図るものとする。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

#### 第1 防災教育

(主担当)	総務課、教育委員会
-------	-----------

##### 1 防災力の向上

町は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及・促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図るものとする。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもと、適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災教育の推進に当たっては、平成24年度から県教育委員会が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

##### 2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段



を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災意識の向上を図るものとする。

## 第2 防災広報

(主担当)	総務課
-------	-----

### 1 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し次に掲げる防災広報の充実に努めるものとする。

### 2 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び災害関係者に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

#### (1) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- ア 気象警報や注意報、気象情報等の種別と対策
- イ 避難する場合の携帯品
- ウ 避難予定場所と経路等
- エ 被災世帯の心得ておくべき事項

#### (2) 災害危険箇所等

県が公表している水害、土砂災害等の災害危険箇所等の結果をもとに、ハザードマップ等を活用し、住民及び防災関係者に対して土砂災害に関する知識を重点的に広報する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として町内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

#### (3) 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項（例えば台風時における家屋の保全方法等）については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

#### (4) 町防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づく町防災計画の要旨の公表は、一宮町防災会議が町防災計画を修正したときに行うものとする。

### 3 実施方法

#### (1) 町防災行政無線の利用

町防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行うものとする。

## (2) 広報紙

防災に関する知識を深めるため、「広報いちのみや」に防災知識に関する事項を掲載する。

## (3) 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民及び職員その他関係者を対象として実施する。

## (4) 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図るものとする。

## (5) インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図るものとする。

## 4 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

なお、町は、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、県を通じ報道機関に対し協力を依頼する。

## 第3 自主防災体制の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 強化方針

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

### 2 自主防災組織の強化

#### (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出・救護体制を整備することが必要である。

このため、町は、地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実を努めるものとする。

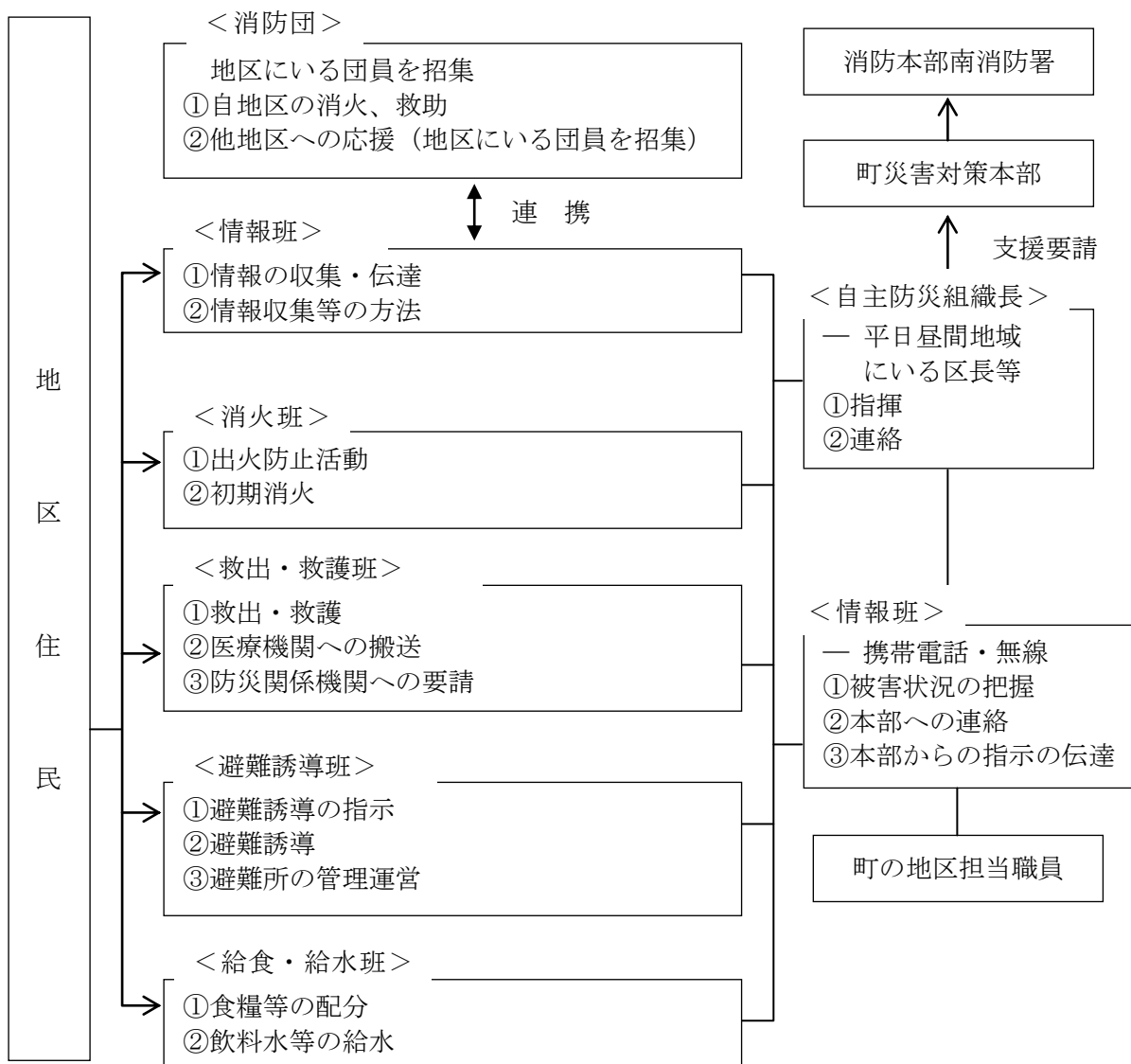
なお、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため

には、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と協力してこれを促進する。

(2) 自主防災組織の活動形態

自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織のモデル



### 自主防災組織の活動

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成や家庭内の安全対策）</li> <li>(2) 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ）</li> <li>(3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練）</li> <li>(4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止及び火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>(5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品及び消火用・救助用・防災資機材等の整備）</li> <li>(6) 要配慮者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理等）</li> <li>(7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練及び学校等との避難所運営訓練）</li> </ul>
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等）</li> <li>(2) 出火防止、初期消火</li> <li>(3) 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>(4) 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>(5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）</li> </ul>

#### (3) 自主防災組織連絡会議

町は、自主防災組織の強化を図るため、各自主防災組織の責任者により自主防災組織連絡会議を結成し、連携体制の整備を図るものとする。

また、要配慮者の救出・救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めるものとする。

### 3 事業所防災体制の強化

#### (1) 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、スーパー等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うこととなっている。

消防本部は、当該施設の管理権原者に出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するほか、高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

#### (2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等

に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

### (3) 中小企業の事業継続

町は、災害時における危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及・啓発と取組みの促進を図るものとする。

## 第4 防災訓練の充実

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 訓練の実施方針

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努めるものとする。

### 2 防災訓練

#### (1) 総合防災訓練

災害時における防災関係機関との連携や地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、教育機関等と連携し、総合防災訓練を実施する。

#### (2) 水防訓練

町は、地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して近隣の水防管理団体と連合し、関係団体が合同して実施する。

##### ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

##### イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

##### ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡を取り、必要に応じて他の関連する訓練と併せて実施する。

#### (3) 消防訓練

町及び消防関係機関は、町域の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

#### (4) 災害情報収集等の訓練

町及び関係機関は、災害発生時の体制の確立を迅速に行うため、災害情報収集、情報伝達、動員等について訓練を実施する。

#### (5) 避難等救助訓練

町及び関係機関は、計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

また、急傾斜地等の危険箇所においては、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、急傾斜地の崩壊等の土砂災害に対する防災訓練を毎年梅雨時期及び台風期に実施する。

#### (6) 消防大学校や県消防学校における訓練

町は、災害時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防団員等への消防大学校や県消防学校での必要な教育訓練の実施を促進する。

#### (7) 自主防災組織、事業所等の訓練等

自主防災組織、事業所等は、自主的に総合訓練及び部分訓練を実施するとともに、町等の訓練に参加する。

町及び消防本部は、自主防災組織、事業所等が行う訓練に対し、必要な助言と指導を行うものとする。

## 第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

### 第1 水害予防計画

(主担当)	総務課、都市環境課、産業観光課
-------	-----------------

#### 1 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、町は、森林の保全に努め、水源かん養機能を高め、洪水等の発生を抑えるほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めるものとする。

また、地下水かん養機能の維持に向け啓発を行っていくものとする。

#### 2 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して2つに分けられる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

##### (1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には、次の3つのタイプがある。

##### ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・崖崩れなどが多発する。

##### イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・崖崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### ウ 一様な降り方の大雨

雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕があるものの、前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつくことが多い。

## (2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

とりわけ、一宮川沿いにおいては積年の地盤沈下により、川の水位より耕地が低くなっていることから水害の多発地域となっている。このため、川沿いには強制的に降水を排除する排水機場が設けられており、緊急時には町が排水機場の運転操作を行い、農作物の湛水被害の防止に努めている。

いつどんな状況においても稼働できるよう点検管理を行っているものの、施設は老朽化が著しく、機械・電気の修理や施設の修繕が頻繁に行われている状況となっている。

近年、多発するゲリラ豪雨などに迅速に対応するためにも、今後は施設の能力アップや自動運転化の実現に向け検討する。

## (3) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つに分けることができる。

第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

### ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどのほか、ポンプ排水やため池の放流などを行い、洪水の調節に努めるものとする。

また、被災物を外に移動することも行うものとする。

しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能であるため、水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備及び避難の準備をしておくことなども重要である。

### イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去したりすること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要であるが、また逆に、窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから控えるといった注意も必要である。

## (4) 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

## 3 河川改修等の治水事業

本町の河川は、一宮川をはじめ、これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水はん濫よりは、排水能力を超える雨水が河川に排水されないことに起因する内水はん濫がみられる。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまいうことに起因しており、引き続き治水安全度を高め



るための施策の実施が必要である。

#### (1) 洪水ハザードマップの整備

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として町が作成及び公表して地域住民への周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

なお、浸水想定区域は、水防法第14条第1項に基づき、知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものである。

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定め、その施設については洪水予報等の伝達方法を町防災計画に定めることとなっている。

#### (2) 雨水排水の流出抑制

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、県では、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定している。

町は、同手引き及び「一宮町宅地開発指導要綱」に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

### 4 浸水予想区域等の調査及び周知

#### (1) 浸水予想区域の調査

町は、河川周辺地域での外水及び内水のはん濫や海岸近くにおける高潮及び津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

#### (2) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮及び津波に対し、河川沿いの土地では洪水に対して、危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

町は、県が毎年行っている地盤沈下の調査情報の把握に努めるものとする。

#### (3) 浸水予想区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく認識してもらうため、各種ハザードマップや広報紙等により、住民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

## 5 道路災害による事故防止

### (1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努めるものとする。

### (2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」に基づき、パトロールの実施の徹底を図るものとする。

### (3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、崖崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行うものとする。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

## 6 通信施設水害防止対策

### (1) 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

### (2) 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

### (3) 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講じるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にすよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図るものとする。

## 第2 高潮予防計画

(主担当)	総務課、都市環境課、産業観光課
-------	-----------------

### 1 基本方針

町は、県と連携のもと、次の対策及び各種事業を推進することにより、高潮等による被害の防止、又は軽減を図るものとする。

### 2 海岸高潮対策

既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

### 3 地盤沈下対策

前記「第1 水害予防計画」に準じて地盤沈下対策を進めるものとする。

#### 4 海岸浸食対策

本町においては、国土交通省、農林水産省の浸食対策として、「一宮海岸侵食対策事業」が実施されている。

##### 一宮海岸侵食対策事業の概要

沿岸名	海岸名	事業延長	施設等
千葉東	一宮	6,870m	ヘッドランド (10基) 離岸堤 150m (1基)

#### 5 保安林の整備

千葉県海岸県有保安林整備指針に基づき、病虫害、台風及び津波など災害にも強い海岸県有保安林の整備・育成を目指し、工事が実施されている。

#### 6 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定して高潮等について防止対策を実施することとなった。

本町においては、水管理・国土保全局（国土交通省）所管海岸において、次の区域が指定されている。

##### 海岸保全区域（国土交通省所管海岸）

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
千葉東	九十九里	南九十九里一号（一宮海岸）	15,962	千第437号 平成7.3.31

#### 7 通信設備高潮災害予防対策

水害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡及び情報収集並びに復旧に対処する。

## 第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図るものとする。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

### 第1 土砂災害の防止等

(主担当)	総務課、都市環境課、長生土木事務所
-------	-------------------

#### 1 山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命及び財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本町の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる地区で実施するほか、県が実施する海岸防災林造成工事等により、治山対策を進めるものとする。

#### 2 防災知識の普及・啓発

町は、県から指定された土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域が土砂災害発生のおそれのある地域であることをインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により周知することで住民への防災知識の普及・啓発と防災意識の向上に努めるものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努めるものとする。

#### 3 急傾斜地崩壊対策

##### (1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「資料編 急傾斜地崩壊危険区域」のとおりとなっている。

##### (2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県と協議の上、知事に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図るものとする。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

### (3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行うものとする。

### (4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成等を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者及び管理者並びに被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

### (5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について、県に対し急傾斜地崩壊危険区域への指定を要請するとともに、次のような危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

- ア 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- イ 避難所や避難路を有する危険箇所
- ウ 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

## 4 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家、又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいい、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区を指定している。

本町においては、山腹崩壊危険地区に8箇所指定されており、町は、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

## 5 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊及び土石流）から住民の生命又は身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月から施行された。

町は、この法律の趣旨に則り次の手続きを推進する。

### (1) 土砂災害危険箇所の把握と危険箇所の公表

町は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して当該地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともに、インターネッ

トを活用しない高齢者等にも周知するため、土砂災害危険箇所マップや広報紙等を公民館等に配付し、一般への周知に努めるものとする。

## (2) 基礎調査の推進

町は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。

## (3) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定するよう県に要請する。

### ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定するものである。

### イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定するものである。

## (4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

町は、土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策を次のとおり実施する。

- ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図ること。
- イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行うこと。
- ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可すること。
- エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図ること。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はそのあっせんに努めること。

## (5) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにすることとしている。

町長は、緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大

な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、県から通知を受けるとともに、住民に周知させるために必要な措置を講じるものとする。

## 6 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

### (1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

### (2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として次の項目に留意して、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。  
ア 土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集、伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生 of 切迫性や危険度の推移が分かる補足情報及び前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生 of 危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。特に避難準備情報は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

## 7 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等及び「一宮町宅地開発指導要綱」に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形・地質等地域の実情を考慮し、規制及び指導の強化並びに危険区域からの住民移転制度や住環境改善のための貸付・融資の制度を活用し、住民の理解と協力を得ながら、安全性の一層の確保を図るものとする。

なお、工事の許可又は確認に際しては、次の事項に留意する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）等については、原則として宅地造成

の工事区域から除外し、工事を規制すること。

- (2) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じること。
- (3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じること。

## 8 孤立集落対策の推進

町は、土砂災害の発生に伴い、孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

## 第2 河川、ため池施設の安全化

(主担当)	都市環境課、産業観光課
-------	-------------

### 1 河川施設の整備

大雨、台風等による河川護岸等の損壊を防止するため、適正な管理に努めるものとする。

### 2 ため池等災害対策

町は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」の整備を進めるとともに、必要に応じ県へ支援を要請し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。



## 第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害や建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及・啓発を図るものとする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、風害被害の予防対策を推進する。

### 第1 台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 基本方針

町及び県は、台風、竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対し、次に掲げる事項について普及・啓発を図るものとする。

#### 2 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等、防災気象情報については、平常時から、テレビ、ラジオ等により確認することを心掛けること。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷 注 意 報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜 巻 注 意 情 報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと思われる場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

気象情報	内 容
竜巻発生確度 ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性がある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

### 3 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難することとともに、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めるものとする。

#### （1）竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

#### （2）発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

#### （3）発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 第2 農作物の風害防止対策

(主担当)	産業観光課
-------	-------

### 1 基本方針

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

### 2 風害の恒久的対策

#### （1）防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、また、できるだけ長く連続して

設置する。

なお、林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

また、防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましく、一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

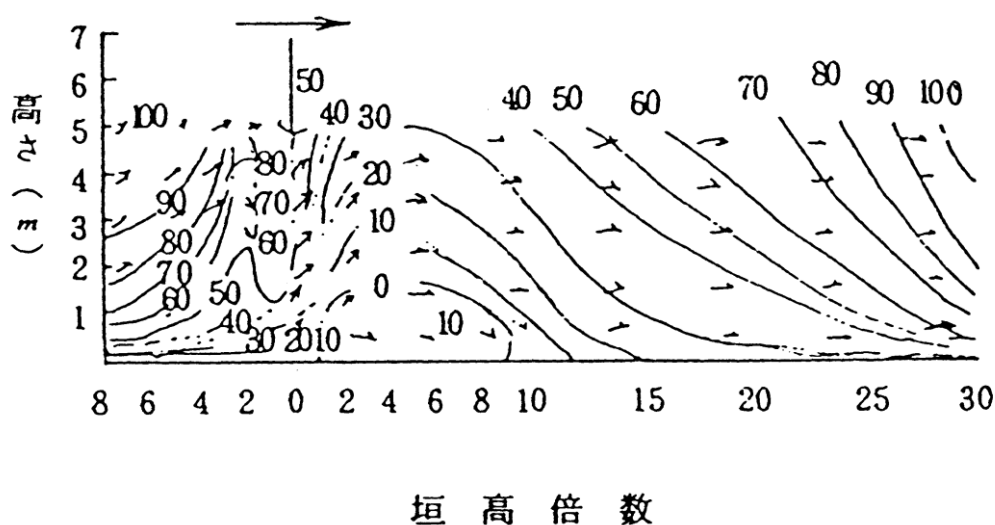
## (2) 防風垣の設置

防風垣は、果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶことに留意する。

また、幅員は1～1.5m幅で一列植とし、高さは一定しないが3～9m位とする。さらに、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理を行うものとする。

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）



## (3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

## 第5節 雪害予防対策

本町は、年間積雪量は極めて少なく、特別な施設や事業はないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行うものとする。

### 第1 道路雪害防止対策

(主担当)	総務課、都市環境課、長生土木事務所
-------	-------------------

#### 1 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- (1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- (2) 除雪委託業者との連絡系統の確立
- (3) 路面凍結防止剤の備蓄
- (4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両及び器具の把握
- (5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- (6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### 2 除雪作業等

##### (1) 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想されるときは、気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間及び量の凍結防止剤を散布する。

##### (2) 除雪作業

消防団及び除雪委託業者の協力を得て除雪を実施する。

また、除雪の実施に当たっては、長生土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施する。

##### ア 主要幹線の指定確保

異常降雪のあったときは、路線の性格と地域や気象条件により率先し交通の確保に努めるものとする。

歩道については、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。

歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は除雪に努めるものとする。

なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置する。

##### イ 消防団員の出動と住民の除雪協力

町長は、主要幹線道路を確保するため、また、緊急に除雪作業を行うため、第4支団長に次の事項を内容とした応援要請をする。

要請を受けた第4支団長は、要請内容について団員の出動を行うほか、住民や各種団体に対し協力を要請する。

- (ア) 応援出動を要する期間
- (イ) 応援出動を要する人員
- (ウ) 担当路線名及び区間
- (エ) 作業機械器具の種別数量
- (オ) 作業内容等

### (3) 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

## 第2 農作物の雪害防止対策

(主担当)	産業観光課
-------	-------

### 1 基本方針

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの及び積雪の崩壊によるものの5つに分けることができる。

なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

### 2 雪害防止対策

#### (1) 野菜について

##### ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努めるものとする。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意するとともに、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行うものとする。

##### イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるよう配慮する。

#### (2) 果樹について

##### ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるため、支柱を立てるものとする。また、降雪中に竹竿等を利用して枝をゆきぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切となる。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林・防風網の設置及び整備を行うものとする。(防風対策の項参照)

また「寒冷紗(かんれいしゃ)」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

なお、幼木の被覆は、1樹1束とする。

#### イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れや裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害を受けるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

### (3) 花きについて

#### ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努めるものとする。

(ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断やたき過ぎに特に注意する。

(エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

#### イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は、湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

### 第3 通信施設雪害防止対策

(主担当)	総務課
-------	-----

水害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、可搬型無線機を配備など移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集及び復旧に対処する。

## 第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章「第1節 大規模火災対策計画」に、林野火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章「第2節 林野火災対策計画」によるものとする。

### 第1 火災の予防

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

#### 1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図るものとする。

なお、立入検査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われるとともに、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置及び維持・管理されていること。
- (2) 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例で定める基準どおり確保されていること。
- (3) こんろ、火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例どおり確保されていること。
- (4) 大規模集客施設での裸火の使用等について、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないこと。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないこと。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

#### 2 住宅防火対策

町内の火災による死者（放火自殺者を除く）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及・啓発等を行うものとする。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及・促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進す

る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 3 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため、町内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動期間中の町防災行政無線による啓発や消防本部、署等によるサイレンの吹鳴及び警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会及び防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

## 第2 消防力の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 基本方針

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術や資機材など消防体制及び消防施設の整備・拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練及び消防思想の普及並びに市町村相互間の応援体制等の推進を図るものとする。

### 2 消防組織

町及び消防本部は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ県へ情報提供等の支援を要請する。

消防団員の確保に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

### 3 消防施設等の整備充実

#### (1) 現況の把握

町及び消防本部は、小型動力ポンプ付積載車、水利等消防施設の現況を把握する。

#### (2) 消防団の施設・設備

町及び消防本部は、地域における消防力の強化を図るために、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等町の実情を勘案しつつ、必要に応じて県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。



### (3) 消防水利の整備

町は、震災時において、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、広域水道部と連携して水道管の耐震化、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図るものとする。

### (4) 市街地における空中消火の検討

町及び消防本部は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」に基づき、市街地における空中消火について検討する。

## 4 消防団員の教育訓練

町及び消防本部は、消防団員に対し、県消防学校において、概ね次のとおり教育訓練を行うものとする。（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

- (1) 基礎教育（新任科）
- (2) 専科教育（警防科）
- (3) 幹部教育（初・中級幹部科）
- (4) 特別教育（指導員科・訓練指導科・女性消防団員科・一日入校及び現地教育）

## 5 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図るものとする。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) （公財）千葉県消防協会長生支部が開催する消防操法大会に参加して、消防団員の士気の高揚を図るものとする。
- (4) 各種行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図るものとする。

## 第3 応援体制の強化

(主担当)	総務課、広域消防本部
-------	------------

### 1 市町村相互の応援体制

町及び消防本部は、消防組織法第39条の規定により締結された千葉県広域消防相互応援協定の運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行うものとする。

### 2 広域航空消防応援体制

町及び消防本部は、消防組織法第44条の3の規定により、大規模特殊災害発生時に他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図るものとする。

## 第7節 要配慮者等の安全確保のための体制の整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。

また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたことなどについては、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた要配慮者の安全確保体制の整備を図る必要がある。

### 第1 在宅の要配慮者に対する対応

(主担当)	福祉健康課、総務課、町社会福祉協議会
-------	--------------------

#### 1 基本方針

##### (1) 支援体制の整備

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

また、平成25年の災害対策基本の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

##### (2) 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取入れるなど、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

- ア 消防機関
- イ 県警察（茂原警察署）
- ウ 民生委員児童委員
- エ 町社会福祉協議会
- オ 行政区長
- カ 自主防災組織
- キ 社会福祉事業者
- ク その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

## 2 避難行動要支援者の把握

町は、発災時に迅速な対応がとれるよう、次の事項に留意し、避難行動要支援者の把握等を行うものとする。

### (1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

#### ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

#### イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

#### ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (ア) 介護保険法に規定する第1号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯の者
- (イ) 介護保険法に規定する第2号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯と同居している者
- (ウ) 身体障害者手帳、療育手帳精神障害者保健福祉手帳所持者で、自力又は家族の協力があっても避難が困難である者
- (エ) 町の生活支援を受けている難病患者
- (オ) 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

#### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
  - (カ) 避難支援等を必要とする事由
  - (キ) 避難支援者名
  - (ク) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

#### エ 町における情報の適正管理

町において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

#### ア 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

#### イ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「一宮町個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- エ 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
- キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

### 3 避難行動要支援者避難支援プランの策定

住民及び町は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を作成するとともに、地域社会全体で避難行動要支援者に対して複数の避難支援等関係者を定めるなど、具体的な個別計画の策定に努めるものとする。

### 4 防災設備等の整備

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努めるものとする。

### 5 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースの確保等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努めるものとする。また、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受入れる拠点の整備に努めるものとする。

さらに、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等について、あらかじめ避難施設等への配備に努めるとともに、関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性等に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるものとする。ただし、個別の事情による医薬品等については、当該個人と連携して支援者で備えることとする。

### 6 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努めるものとする。

### 7 避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等要配慮者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制

の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図るものとする。

## 8 在宅避難者等への支援

町は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや長生健康福祉センター、町社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 第2 社会福祉施設等における防災対策

(主担当)	福祉健康課、町社会福祉協議会
-------	----------------

### 1 防災対策の指導

町は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努めるものとする。

### 2 施設の安全対策

社会福祉施設等の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行うものとする。

### 3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設等の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 第3 外国人に対する対策

(主担当)	総務課、住民課、町社会福祉協議会
-------	------------------

#### 1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、県と連携のもと、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### 2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から県が行う派遣制度について情報収集を図るものとする。

## 第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるものとする。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるものとする。

### 第1 県防災行政無線等の活用

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速かつ確実な受伝達と通信の高度化を図るため、県防災行政無線を整備し、運用している。

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町は、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努めるものとする。

#### 2 防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報・措置情報の収集及び処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」(以下本編において「防災情報システム」という。)を整備し、運用している。

町は、防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努めるものとする。

### 第2 町における災害通信施設の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 町防災行政無線等の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等の整備・拡充に努めるとともに、災害時には、緊急の情報伝達の手段及び安全確保のための広報手段として活用する。

また、さらに確実な情報伝達の手段として、個別受信機の普及も推進する。

その他、避難地における情報伝達の手段として、また、被害状況の収集のため、町防災行政無線移動系の車載並びに避難所への設置及び整備を進めるとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速かつ的確な情報伝達体制の整備に努めるものとする。



### 町防災行政無線の状況

(1) 一宮町行政用無線（移動系）
ア 周波数 69.180メガヘルツ
イ 局構成 基地局1（一宮町保健センター） 移動局23（車携帯型8、過般型5、携帯型10）
(2) 一宮町防災行政無線（固定系）
ア 周波数 69.180メガヘルツ
イ 局構成 固定無線局1、屋外放送塔34箇所、個別受信機 3,900台

## 2 全国瞬時警報システムの整備

本町においても整備済みであるJ-A-L-E-R-Tの受信機と町防災行政無線の自動起動機の運用や円滑かつ確実に活用できる体制の整備を検討する。

## 3 非常通信の活用

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努めるものとする。

## 4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう、平常時から関係団体との連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

## 5 その他通信網の整備

衛星携帯電話、CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努めるものとする。

## 第9節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんな  
で守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄  
を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被  
災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄及び調達並びに物流に係る体  
制の整備を図るものとする。併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実  
施するために必要な資機材、物資等の計画的な整備を図るものとする。

### 第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料、飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭等に  
おける3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識  
の高揚を図るための普及・啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機  
材や救助用機材等の整備を促進する。

#### 2 備蓄・調達体制の整備

##### (1) 町

町が行う備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的  
で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への  
食料、飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態  
に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努めるものとする。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資や避難所運営  
に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性、要配慮者、女性の避難生活等に配  
慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構  
築等に努めるものとする。

ウ 消費期限が短いなど備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄す  
ることが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、  
関係事業者等との協定締結の推進を図り、調達による確保に努めるものとする。

エ 備蓄の状況、保管場所等については、備蓄台帳で管理し、定期的な整備更新に努  
めるものとする。

##### (2) 県

県は、町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合な  
どに備え、広域地方公共団体として町を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制  
の整備等を行っている。

町は、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となった場合、県が要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を行うことを想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定して物資の備蓄状況や集積拠点等について、県との間での情報共有を図るものとする。

### 3 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平常時から体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 町

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど、体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 県

県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、県の備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を担っている。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両、機材、ノウハウの提供等について、倉庫業界、トラック業界等の民間物流事業者の協力を受け、官民連携による物流体制を構築する。

## 第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主担当)	福祉健康課、総務課
-------	-----------

### 1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、医療救護活動に必要な災害用医薬品等の備蓄を行うものとする。

### 2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため、医療救護活動に必要な応急医療資機材を備蓄するとともに、迅速に対処できる体制を整備する。

### 3 長生健康福祉センター等との連携

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の円滑な実施を図るため、長生健康福祉センター等と連携し、災害用医薬品、応急医療資機材等の供給を迅速に対処できる体制を整備する。

### 第3 水防資機材等の整備

(主担当)	総務課、消防団
-------	---------

町及び消防団は、町内における水防を十分果たせるよう、一宮町水防倉庫（一宮町一宮2457）、第4支団第3分団第1部消防機庫、第4支団第3分団第2部消防機庫等の維持・管理に努め、水防用資機材及び装備を準備しておくものとする。

さらに、津波、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、町は、水防資機材等の定期点検に努めるとともに、逐次充実強化を図るものとする。

なお、これらの水防用資機材は、堤防損壊や浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

## 第10節 防災施設の整備

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

### 第1 防災拠点施設の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 計画方針

町は、平常時における住民の防災知識の普及・啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

なお、役場新庁舎は、防災対策の拠点として災害対策本部や防災研修等の機能を有する防災センター及び地域住民の避難所又は一時避難場所としての機能を有するなど、複合的な施設として利用できるよう建設し、平時からの減災に努める。

#### 2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やか、かつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、既存の町有施設等を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進めるものとする。

施設としては、平常時においては、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした防災に対する知識・体験を深めるための啓発、教育等の施設とし、災害時においては、防災資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

### 第2 避難施設の整備

(主担当)	総務課、福祉健康課
-------	-----------

#### 1 避難所等の整備

町は、避難場所等の選定・整備を行う。特に避難場所等の整備に当たっては、「災害時における避難所運営の手引き」の記載内容及び次の点に留意する。

- (1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- (2) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
- (3) 避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施する。
- (4) 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めるものとする。
- (5) 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等

避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(6) 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備並びに避難時の介助員の配置等について検討する。

(7) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるものとする。

## 2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

## 3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じるものとする。

## 4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、本格的な給水が行えるまでの間の水を確保するため、広域水道部と連携のもと、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行うものとする。

## 5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、町は、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置付けその確保に努めるものとする。特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受入れるための進出拠点及び応急対策活動拠点の候補地、広域物資拠点及び広域医療搬送拠点の候補地を県があらかじめ選定するため、町はこれに協力する。

## 第11節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることを目的とし、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制の整備を図るものとする。

### 第1 一斉帰宅の抑制

(主担当)	総務課、産業観光課
-------	-----------

#### 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのものが困難な状況となることから、想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

#### 2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版（Web171）、ツイッター・Facebook等のソーシャル・ネットワーキングサービス、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

#### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において、従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、県、他市町村及び関係機関と連携して防災情報メール、ポータル

サイト、ソーシャル・ネットワーキングサービスなどの情報発信手段についても検討する。

#### 4 観光客への啓発

災害発生直後の町の応急対策活動は、救命・救助、消火、住民の避難支援を重点的に行うため、観光客に対する支援が手薄になることが予測される。

このため平時において、観光客へ向け次のことについて普及・啓発を行うものとする。

- (1) 二次災害防止のために「むやみに移動を開始しない」こと。
- (2) 災害用伝言ダイヤルなど、安否確認手段の活用に関すること。
- (3) 防災行政無線など公共機関が提供する情報入手に関すること。
- (4) 帰宅できるまでの自助・共助の重要性に関すること。

## 第2 帰宅困難者等の安全確保対策

(主担当)	総務課、産業観光課
-------	-----------

### 1 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

町は、暴風雨が続いている状況下により、屋外での行動が制約されることや交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立に努めるものとする。

### 2 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についても、あらかじめ検討しておくよう努めるものとする。



## 第12節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平常時から県内他市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制の整備を行うものとする。

### 第1 防災体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

#### 2 業務継続計画策定の検討

町は、被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、町における行政サービスの提供を維持するための業務継続計画の策定を検討する。

### 第2 相互応援体制の整備

(主担当)	総務課
-------	-----

#### 1 長生郡市広域災害対応計画

長生郡市の地域において広域的な大規模災害が発生した場合、「長生郡市広域災害対応計画」に基づき、長生郡市の各市町村が協力して、住民、観光客等を迅速かつ安全に避難させるとともに被災者の受け入れ等以下の支援を行うものとする。

- (1) 避難所の提供
- (2) 備蓄食料、資機材等の提供
- (3) 医療救護、要配慮者の支援
- (4) 防災施設、設備の利用
- (5) 仮設住宅用地の提供
- (6) その他

#### 2 市町村間相互の応援体制の整備

県内の市町村間においては、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平常時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

また、町においては、防災関係機関の応援等を効果的に受けるための受援計画の策定について検討する。

### 3 広域避難体制の整備

町は、県内他市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うため、体制の整備に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害応急活動体制

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、崖崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援・救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

なお、災害対策本部設置前及び解散後における主担当の部班、各部各班の事務分掌等については、各課各係で実施するものとし、以下、同様に読み替えるものとする。

#### 第1 町の活動体制

(主担当)	関係各部
-------	------

##### 1 責務

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

##### 2 活動体制

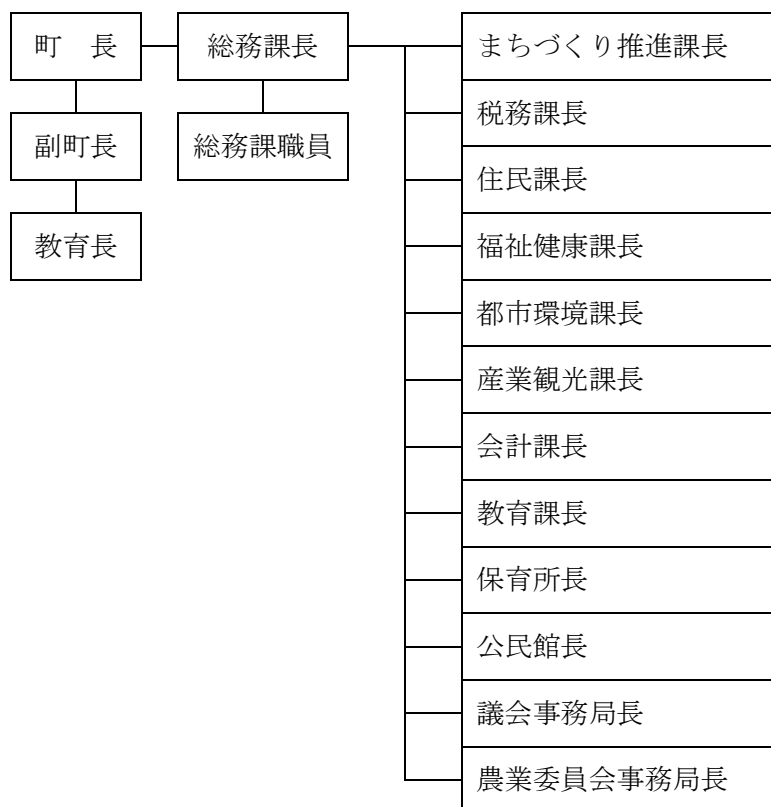
町は、災害応急対策を遂行するため、平常時の活動体制、災害対策本部設置前の初動対応（注意配備体制）、警戒配備体制及び災害対策本部の設置体制等あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。その際、町、県が一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るものとする。

##### (1) 平常時の活動体制

町は、平常時において、本編「第2章 災害予防計画」で定めた、各種災害予防対策を実施するとともに、災害応急対策に係る体制を整備し、災害予防の推進に努めるものとする。

また、発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、庁舎及びその周辺に常時防災担当職員が待機して迅速な初動体制の確立に努めるものとする。

平常時の活動体制



(2) 注意配備体制

ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が町に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、次の措置を講じるものとする。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

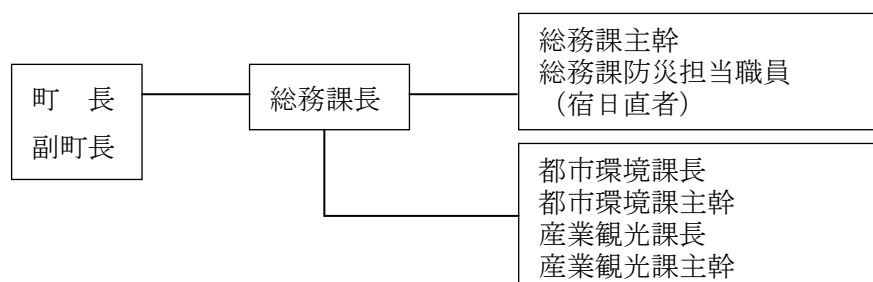
(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに町長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行うものとする。

ウ 前記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

注意配備の活動体制



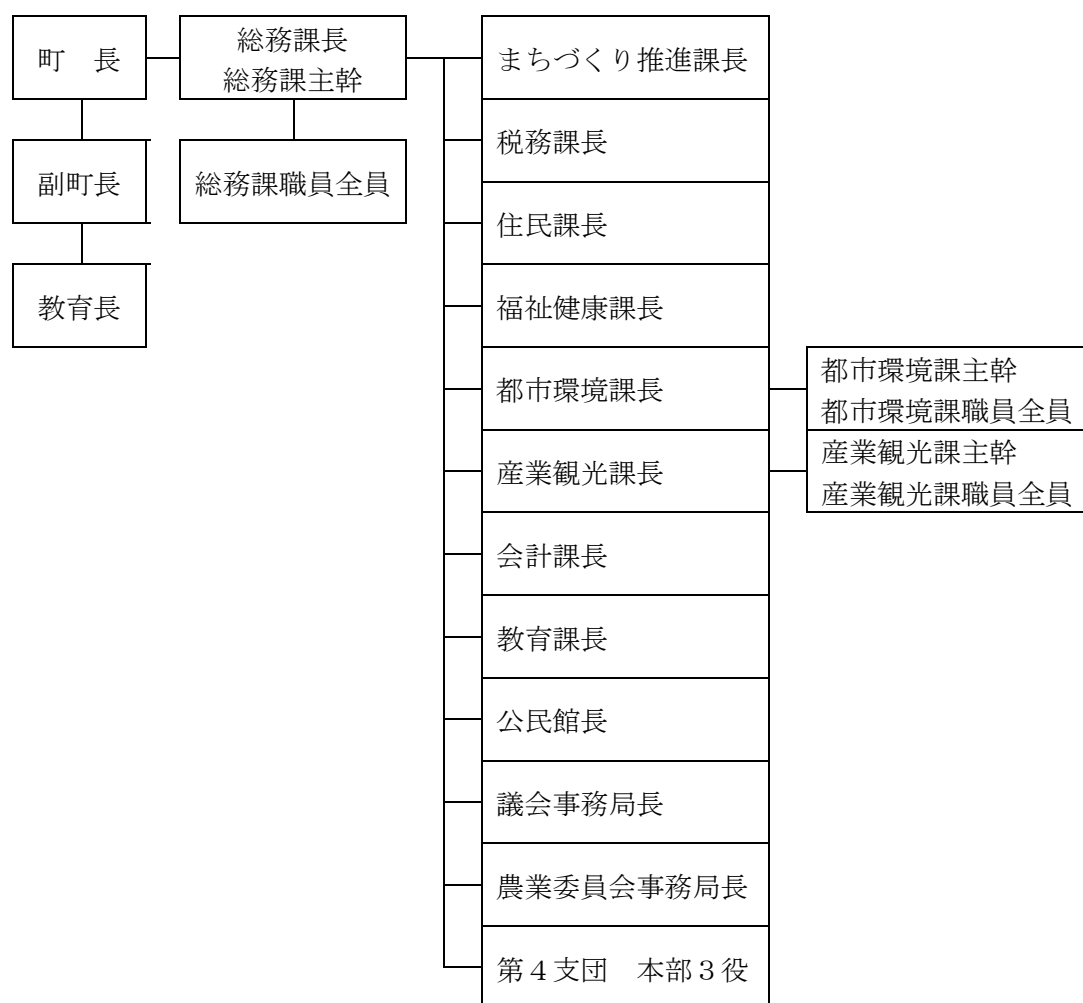
### (3) 警戒配備体制

ア 町長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(2)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じて警戒配備体制に移行する。

イ 警戒配備体制は、次に掲げる体制とし、注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。

ウ 上記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

#### 警戒配備の活動体制



### (4) 非常配備体制（災害対策本部）

ア 災害対策本部の設置

町内において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたときは、災害対策本部（以下、本編において「町本部」という。）を設置する。

また、町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、町本部を廃止する。

イ 災害対策本部の廃止

町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、町本部を設置しておく必要がないと認めるときは、町本部を廃止する。

ウ 一宮町水防本部の吸収

災害対策本部設置時において、既に水防本部が設置されている場合には、組織の一元化を図るものとする。

エ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部の名称、設置場所、設置理由等を公示するとともに、直ちにその旨を次の表の区分により通知・公表する。

また、町本部を設置したときは、直ちに町本部の標識を町役場正面玄関に掲示する。

災害対策本部の設置・廃止の通知・公表方法

通知・公表先	通知の方法	責任者
職員	口頭、庁内放送、電話	総務部長 (総務課長)
区長	電話、町防災行政無線一斉放送	
一般住民	町防災行政無線一斉放送	
県	県防災行政無線・防災情報システム	
報道機関	電話、FAX等	
防災関係機関	電話、FAX等	

オ 町本部の設置場所

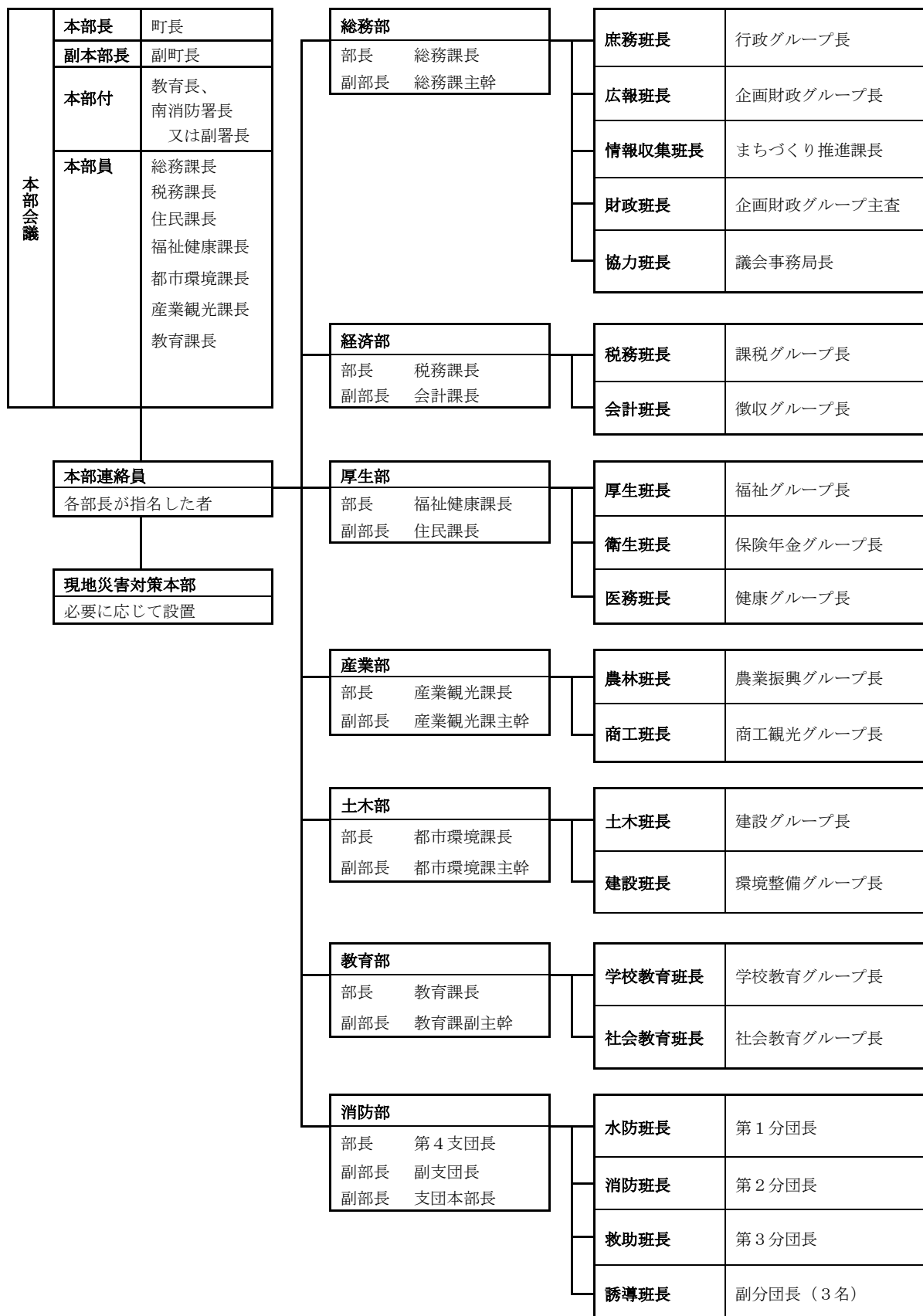
町本部は、原則として庁舎内に設置する。

なお、庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、一宮町保健センターに設置するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

カ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、この計画に定める事項のほか、「資料編 一宮町災害対策本部条例」によるものとする。

一宮町災害対策本部の構成



※班員は職員マニュアルによる。

一宮町災害対策本部の事務分掌

部	班	所掌事務
総務部	庶務班	(1) 災害対策本部の庶務に関する事。 (2) 本部会議その他関係機関との連絡に関する事。 (3) 県との連絡、自衛隊派遣要請に関する事。 (4) 職員の動員に関する事。 (5) 消防団、自主防災組織等の動員に関する事。 (6) その他災害対策の連絡調整に関する事。 (7) 災害救助法に関する事。 (8) 車両等輸送機関の調達及び確保並びに緊急輸送に関する事。 (9) 義援金品の配分に関する事。 (10) 被害状況のとりまとめに関する事。 (11) り災証明書の交付及び被災者生活再建制度に関する事。 (12) 米穀等主要食料の確保に関する事。 (13) 災害に関する通信情報の総括に関する事。 (14) 町庁舎の点検、整備及び復旧に関する事。 (15) 民間協力機関への協力要請及び労務の調達に関する事。 (16) 消防・水防活動の連絡調整に関する事。 (17) 他に属しないこと。
	広報班	(1) 災害に関する広報及び広聴に関する事。 (2) 住民及び報道機関に対する災害広報に関する事。 (3) 防災行政無線施設に関する事。
	情報収集班	(1) 気象情報の収集伝達に関する事。 (2) 被害情報の収集報告に関する事。
	財政班	(1) 災害対策関係予算に関する事。 (2) 災害対策用物資及び資材の購入等に係る契約に関する事。
	協力班	(1) 議会との連絡調整に関する事。 (2) 他の部、他班の応援に関する事。
経済部	税務班	(1) 町税の減免、徴収猶予に関する事。
	会計班	(1) 義援金品の受領及び保管に関する事。 (2) 災害対策に必要な現金の出納に関する事。
厚生部	厚生班	(1) 住民の被害状況の調査に関する事。 (2) り災者に対する収容施設の確保、支援に関する事。 (3) り災者に対する災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 (4) 生活必需品等災害救助物資の保管及び支給に関する事。 (5) 日本赤十字千葉県支部及び社会福祉団体並びにボランティアとの連絡協力に関する事。 (6) 災害時における要配慮者対策に関する事。 (7) 保育所の災害対策に関する事。
	衛生班	(1) 災害時の防疫及び清掃に関する事。 (2) 伝染病予防に関する事。 (3) 医療品、衛生材料及び防疫薬品等の調達及び配分に関する事。 (4) 飲料水の確保及び浄化並びに拠点給水及び応急給水に関する事。 (5) 被災者及び応接者に対する炊き出しに関する事。 (6) 食料の確保及び配給に関する事。 (7) 死体の処理、埋火葬に関する事。 (8) 動物(ペット)の対応に関する事。



部	班	所掌事務
厚生部	医 務 班	(1) 医療協力機関との連絡に関する事。 (2) 災害時の負傷者等の応援救護に関する事。 (3) 救護所の設置に関する事。
産業部	農 林 班	(1) 農林水産物の被害状況の調査に関する事。 (2) 農作物及び農業用施設の災害対策に関する事。 (3) 農地林業の災害対策に関する事。 (4) 湛水防除に関する事。 (5) 家畜及び施設の災害対策に関する事。
	商 工 班	(1) 商工業関係の被害状況の調査に関する事。 (2) 商工業の災害対策に関する事。 (3) 観光施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (4) 中小企業の応急対策に関する事。 (5) 帰宅困難者対策に関する事。
土木部	土 木 班	(1) 公共土木施設の被災状況調査及び報告に関する事。 (2) 公共土木施設の災害対策に関する事。 (3) 災害対策用資材の確保及び配分に関する事。 (4) 土木業者との連絡調整及び資材調達に関する事。
	建 設 班	(1) 公共土木施設の障害物の撤去に関する事。 (2) 水防活動に関する事。 (3) 被災住宅の応急措置、調査に関する事。 (4) 応急仮設住宅の建設に関する事。 (5) その他災害復旧対策に係る土木建設工事に関する事。
教育部	学校教育班	(1) 学校施設の被災状況調査及び報告に関する事。 (2) 学校施設の点検、整備及び復旧に関する事。 (3) 被災児童生徒の救護及び応急手当に関する事。 (4) 学校教職員と連携した児童生徒の避難に関する事。 (5) 被災児童生徒の教材及び学用品の供給に関する事。
	社会教育班	(1) 公共施設及び文化財施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 (2) 社会教育団体との連絡調整に関する事。 (3) 公共施設及び文化財施設の災害対策に関する事。
消防部	水 防 班	(1) 水防活動に関する事。 (2) 津波、高潮、洪水等の災害救助に関する事。 (3) 災害監視及び情報の収集に関する事。
	消 防 班 救 助 班	(1) 消防並びに救急及び救助に関する事。 (2) 火災その他災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 (3) 行方不明者の搜索及び死体の収容に関する事。 (4) 危険物等の措置に関する事。 (5) 災害等の情報収集に関する事。 (6) 災害等の救助・救急に関する事。
	誘 導 班	(1) 避難誘導に関する事。 (2) 災害時における交通規制の協力に関する事。

※必要に応じて本部長の指示した事項を担当する。

(ア) 本部長、副本部長

- a 災害対策本部長には、町長が当たり、町本部の事業を総括し、各部各班の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- b 副本部長には、副町長が当たり、本部長を補佐し、本部長に事故等あるときは本部長の職務を代行する。
- c 本部長、副本部長が不在のときは、町本部の指揮は総務部長がとるものとし、総務部長が不在のときは、土木部長又は産業部長がとるものとする。

(イ) 本部付

本部付に、教育長及び長生郡市広域市町村圏組合消防本部南消防署長又は副署長を置き、本部長並びに副本部長の相談相手となり、防災に係る企画等の業務を掌るものとする。

(ウ) 各部各班

- a 町本部に前記「一宮町災害対策本部の構成」に掲げる部を置き、当該部に同表に掲げる班を置く。
- b 各部に置かれる部長のほか、各部に副部長及び本部連絡員を、各班に班長及び班員を置く。
- c 各部の部長、副部長及び班長は、前記「一宮町災害対策本部の構成」に掲げる者を、本部連絡員は部長となる者があらかじめ指名した職員を、班員は同表に掲げる部及び班に対応する組織の職員をもって充てる。
- d 各部各班は、前記「一宮町災害対策本部の事務分掌」に掲げる事務を行うものとする。
- e 各部長は、各部の事務を掌理し、部に属する職員を指揮監督する。
- f 各部の副部長は、部長を助け、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- g 各班長は、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- h 各班の班員は、上司の命を受け、災害対策に従事する。

(エ) 本部連絡員

本部連絡員は、各部長が指名し、上司の命を受け、部相互間及び部内各班の連絡調整及び情報収集の事務に従事する。

(オ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、発災当初の24時間以内で必要があると認めたとき又は災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施

(カ) 本部会議

- a 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長、本部付及び本部長員で構成する本部会議を開催し、本部長が議長を務める。
- b 本部会議は、本部長が必要に応じて招集するものとし、招集の通知は、庁内放送、電話等により総務部長が行うものとする。
- c 本部会議は、災害予防・災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。

本部会議で決定すべき事項

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 非常配備体制に関する事。</li><li>(2) 避難勧告又は指示に関する事。</li><li>(3) 職員の応援に関する事。</li><li>(4) 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入に関する事。</li><li>(5) 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入に関する事。</li><li>(6) 民間団体等の受入に関する事。</li><li>(7) 緊急輸送道路の指定に関する事。</li><li>(8) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関する事。</li><li>(9) 激甚災害の指定の要請に関する事。</li><li>(10) 応急対策に要する予算及び資金に関する事。</li><li>(11) 応急公用負担に関する事。</li><li>(12) 義援金品の募集及び配分に関する事。</li><li>(13) 職員の給食・寝具等の厚生に関する事。</li><li>(14) 国会・政府関係に対する要望及び陳情等に関する事。</li><li>(15) その他、各部長から特に申し出があった事項</li></ul> |
|---|

(キ) 本部会議と各部各班の連絡方法

- a 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項等は、本部連絡員を通じて各部各班に連絡する。
- b 各部各班で聴取した情報、あるいは各部各班で決定処理した事項のうち、本部会議あるいは他の各部各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員が、総務部長を経由して本部長に報告する。

#### (5) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努めるものとする。

#### (6) 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

#### (7) 市町村間での応援体制

本部長（町長）は、町域で災害が発生した場合において、応急措置を行うため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定に基づき、県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や「長生郡市広域災害対応計画」により、他市町村に対し応援を要請し、円滑な協力体制を構築する。

### 3 職員の動員

#### (1) 動員体制

各部各班（各課）の所属長は動員種別ごとの動員計画（動員系統連絡の方法等を含む。）を作成し、平常時から職員に周知徹底しておくとともに、見直しを行った場合は総務課長に報告する。

##### ア 配備の特例措置

(ア) 本部長（町長）は、災害の状況その他により、必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

(イ) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、総務部長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

##### イ 職員の相互協力等

災害対策本部を設置した場合、災害対策を総合的に実施するため、本部長は災害時の状況及び応急措置の推移により、各部各班の業務の実態に応じて、人的余裕のある部・班に所属する職員を、応援を必要とする他の部・班に配置する。

なお、注意配備体制、警戒配備体制をとる場合も同様とする。

また、各部各班で職員の応援を受けようとするときは、次の応援条件を明示して総務部庶務班に要請する。

(ア) 応援の場所

(イ) 応援に必要な人員

(ウ) 作業内容及び携帯品その他必要事項

要請を受けた総務部庶務班は、各班の協力を得て動員派遣を行うものとする。

##### ウ 非常配備体制に基づく措置

(ア) 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。

(イ) 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、上記アにより所属職員に対し、

必要な指示をしなければならない。

町本部設置前の配備基準等

動員種別	配備基準	配備内容	動員
注意配備体制	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 次の警報の1以上が千葉県北東部(山武・長生)に発表され、災害の発生が予想されるとき。</p> <p>ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 高潮警報 エ 洪水警報 オ 大雪警報 カ 暴風雪警報</p> <p>(2) 本町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>(4) その他、災害の発生が予想されるとき。</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長</li> <li>・副町長</li> <li>・総務課長</li> <li>・総務課主幹</li> <li>・都市環境課長</li> <li>・都市環境課主幹</li> <li>・産業観光課長</li> <li>・産業観光課主幹</li> <li>・総務課防災担当職員</li> </ul>
警戒配備体制	<p>注意配備体制を強化する必要があると町長が認めたとき。</p>	<p>注意配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。</p>	<p>注意配備に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長</li> <li>・総務課職員全員</li> <li>・まちづくり推進課長</li> <li>・都市環境課職員全員</li> <li>・産業観光課職員全員</li> <li>・税務課長</li> <li>・住民課長</li> <li>・福祉健康課長</li> <li>・会計課長</li> <li>・公民館長</li> <li>・教育課長</li> <li>・議会事務局長</li> <li>・農業委員会事務局長</li> <li>・第4支団 本部3役</li> </ul>

町本部設置後の配備基準等

配備種別	配備基準	配備内容	動員
非常配備体制 (災害対策本部)	災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合、又は、町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれのある場合で、本部長(町長)が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてをあげて、災害発生を防御するための措置及び災害の拡大防止、救助等の応急対策が行える体制	町本部を構成するすべての町の機関

配備動員表

通常組織の部局	災害対策本部設置前の配備		災害対策本部の部	災害対策本部設置後の配備
	注意配備	警戒配備		
町長	1	1	本部長	1
副町長	1	1	副本部長	1
教育長		1	本部付	1
南消防署長又は副署長			本部付	1
総務課	5	全員	総務部	全員
まちづくり推進課		1	総務部	全員
税務課		1	経済部	全員
住民課		1	厚生部	全員
福祉健康課		1	厚生部	全員
都市環境課	3	全員	土木部	全員
産業観光課	2	全員	産業部	全員
会計課		1	経済部	全員
教育課		1	教育部	全員
議会事務局		1	総務部	全員
農業委員会		1	産業部	全員
第4支団本部		3	消防部	全員

(2) 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため、次の方法で伝達を行うものとする。

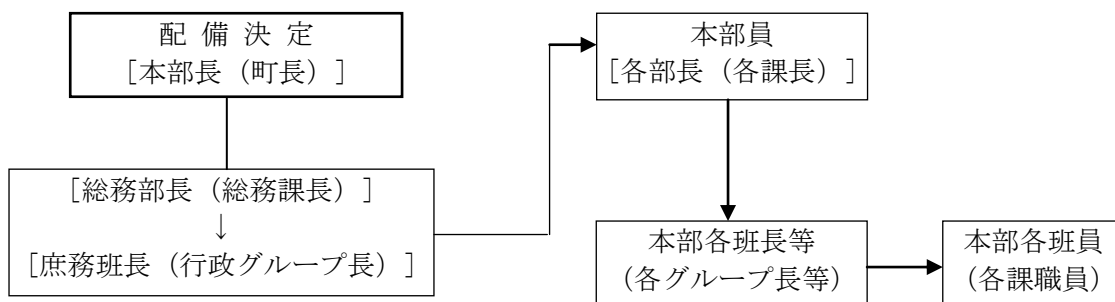
ア 勤務時間内

(ア) 勤務時間内は、総務部庶務班長(総務課行政グループ長)が担当職員に庁内放送、電話等で伝達する。

(イ) 担当職員は、平常の体制から直ちに注意配備体制若しくは警戒配備体制又は非常配備体制がとれるよう配置につく。

(ウ) 庁外で勤務している職員は、直ちに所属部署に帰庁し、所属長の指示を受ける。

勤務時間内における伝達系統

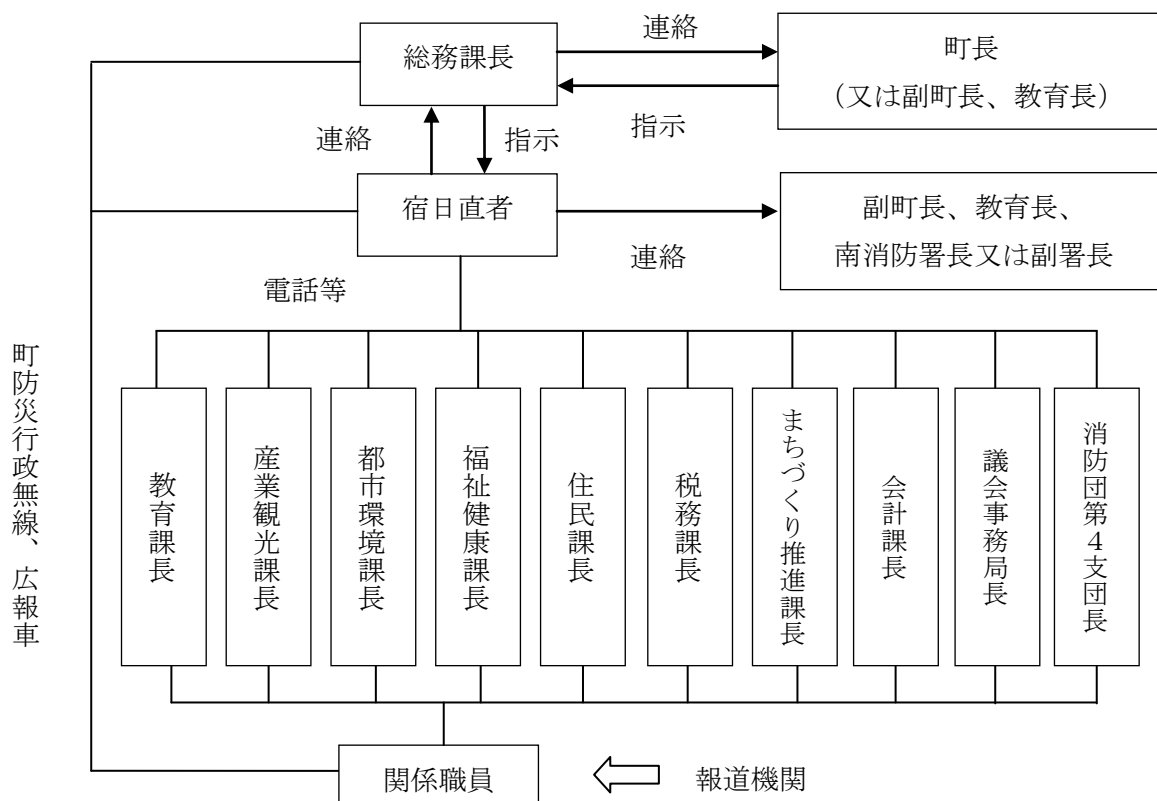


- (注) 1 本部長をはじめ、担当者が負傷した場合等には、他に代理を設ける。  
 2 職員の出勤状況を判断し、本部長及び各部長は、段階的に必要な体制を組む。  
 3 災害の防除及び事務処理等の段階的以降により、最も適した配備体制にその都度変更する。

イ 勤務時間外

- (ア) 宿日直者は、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に電話で伝達する。さらに各課長は関係職員に電話で伝達する。  
 (イ) 必要に応じて町防災行政無線により伝達する。  
 (ウ) 防災担当職員は連絡を受けた後、速やかに一斉メール送信システム、電話により伝達する。

勤務時間外における伝達系統



### (3) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、町防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町本部設置（非常配備体制）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

### (4) 動員対象から除外する職員

次に掲げる職員については、動員対象から除外する。

- ア 病気、負傷等により、応急対策活動に従事することが無理な者
- イ その他、やむを得ない事情により、所属長が除外を相当と認めた者

### (5) 初動対応職員以外の職員

原則として庁舎へ登庁する。

### (6) 職員参集状況の記録と報告

災害対策本部設置の場合は、町本部入口に窓口を設け、参集してきた職員に腕章を渡すとともに、名簿に印をつける。

### (7) 参集時の職員の心得

- ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配置体制と自己の任務を十分習熟しておく。
- イ 職員は、ラジオ、テレビ、その他の手段により、自ら工夫して災害の状況、配置命令等を知るようにする。
- ウ 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、配置命令がない場合であっても、状況により所属長と連絡を取りあって、進んでその指揮下に入るよう努め、また、自らの判断で速やかに所属部署に参集し、防災活動に従事する。
- エ 参集に当たっては、消火の確認後、怪我をしないよう注意し、行動する。
- オ 参集途上に、浸水、人身事故等に遭遇した場合は、最寄りの消防団、警察署等に通報連絡するとともに、適切な処置をとる。
- カ 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後、直ちに臨時災害対策本部出勤受付班に報告する。

### (8) 職員の参集手段等

- ア 参集は交通機関の有無を問わず、最も短時間に登庁できる方法とする。ただし、災害状況によっては、徒歩、自転車又はオートバイ等危険の少ない方法により登庁する。  
なお、夜間の場合は、懐中電灯（ヘッドランプ型等）を持参することとする。
- イ 所属長は、あらかじめ所属職員の居住地から参集する部署までの所要時間を調査・把握しておく。



## 第2 指定行政機関等の活動体制

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 責務

#### (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

#### (2) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

### 2 活動体制

#### (1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

#### (2) 職員派遣

本部長（町長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

## 第3 防災関係機関及び県災害対策本部等との連絡

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 防災関係機関及び県災害対策本部等と連携

#### (1) 防災会議の招集

本町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、町防災会議を招集する。

#### (2) 状況に応じた防災組織の形成

災害の予防、応急対策及び復旧などに即応できる体制をとるため、県、他市町村その他公共機関との連携を図るとともに、状況に応じ、地域住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制をとるものとする。

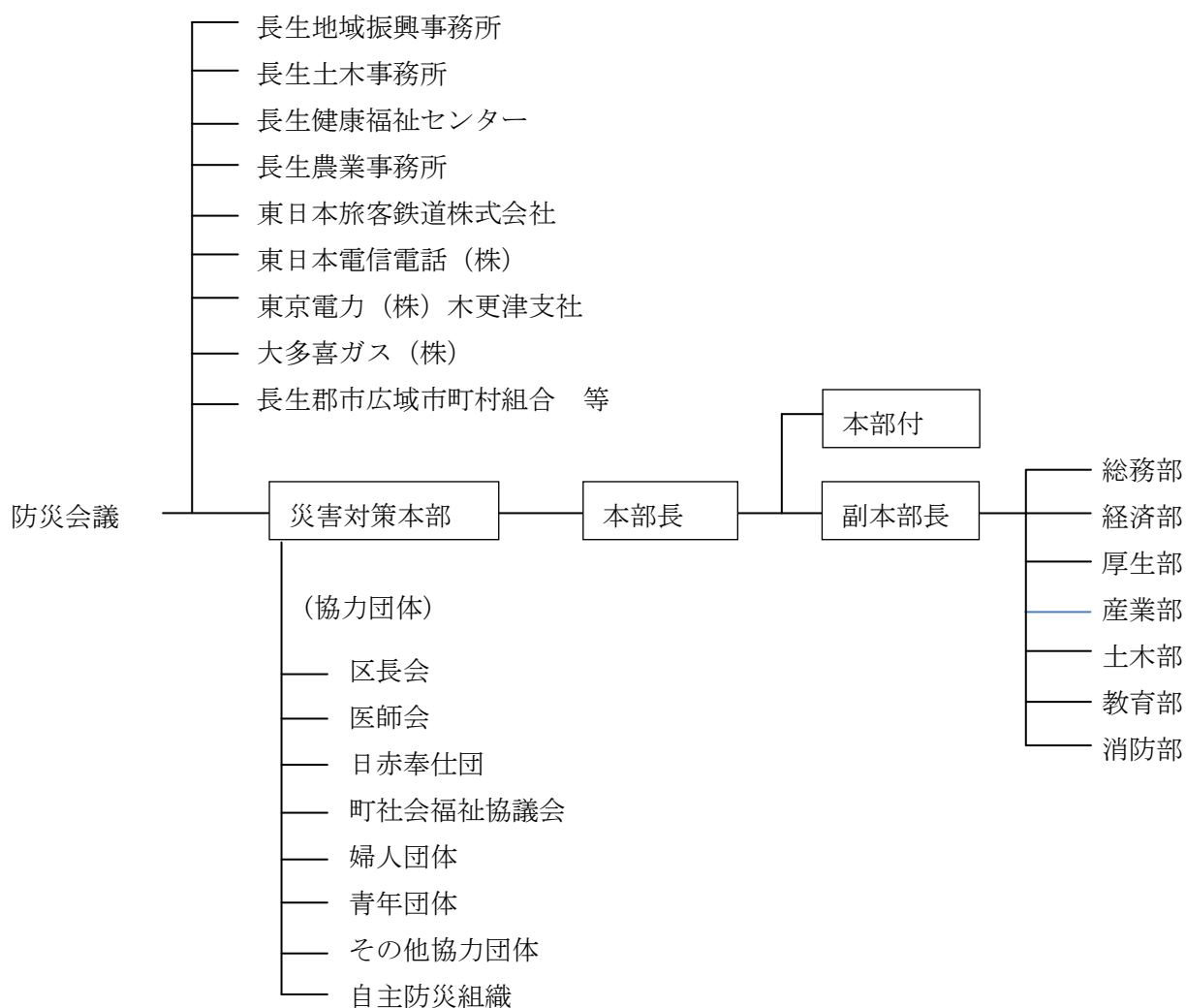
## 2 県災害対策本部との連絡

町は、災害の状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員とともに県本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行うものとする。

## 3 県への支援要請

災害等により、町限りでは、被害状況を把握できなくなった場合、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

防災関係機関との連携系統図



## 第4 災害救助法の適用手続き等

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### 2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- (1) 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- (2) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- (3) 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

### 3 救助の実施機関

- (1) 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。
- (3) 本部長（町長）は、上記（2）により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

### 4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行うものとする。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

## 5 被災世帯の算定基準

### (1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

### (2) 住家の滅失等の認定

#### ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

#### イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

#### ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

### (3) 世帯及び住家の単位

#### ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

#### イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

## 6 災害救助法の適用手続等

### (1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記2に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事（県本部事務局経由）に報告する。

ウ 知事は、町からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び県各部署に指示するとともに、厚生労働大臣及び内閣総理大臣並びに関係行政機関等に通知又は報告する。

なお、災害救助法が適用されたときは、次により告示されることとなっている。

<p>告 示</p> <p>平成〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。</p> <p>〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 〇〇〇〇</p>
--

## （2）適用の要請の手続き

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

## 7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとするが、救助期間については、やむを得ない特別の事業があるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生大臣の承認を得て延長することがある。

## 8 救助の実施状況の記録及び報告

救助の実施期間は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県に報告する。

## 第2節 情報収集・伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等要配慮者への伝達に万全を期するものとする。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災機関と緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整えるものとする。

### 第1 通信連絡体制

(主担当)	総務部庶務班・広報班・情報収集班
-------	------------------

#### 1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における次の通信連絡手段を確保し、機能確認を行うものとする。

機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行うものとする。

##### (1) 町防災行政無線

移動系及び固定系無線を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行うものとする。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行うものとする。

##### (2) 県防災行政無線

非常災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

##### (3) 防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等の間で被害情報、指示情報等の収集及び処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

##### (4) 電話・FAX

###### ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町各部及び防災関係機関と連絡等の通信を行うものとする。

なお、各機関相互における通信連絡は、「資料編 防災関係機関一覧表」のとおりとする。指定電話等に変更があった場合は、速やかに一宮町防災会議に修正報告をしなければならない。

###### イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、指定した電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受ける。電話の輻輳により通信が規制される場合は、優先電話の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号（原則的に指定電話とする。）から102番をダイヤルし、「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

エ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げるものとする。

2 通信の統制

町各部及び防災関係機関は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たる。

なお、町防災行政無線を中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休祭日においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

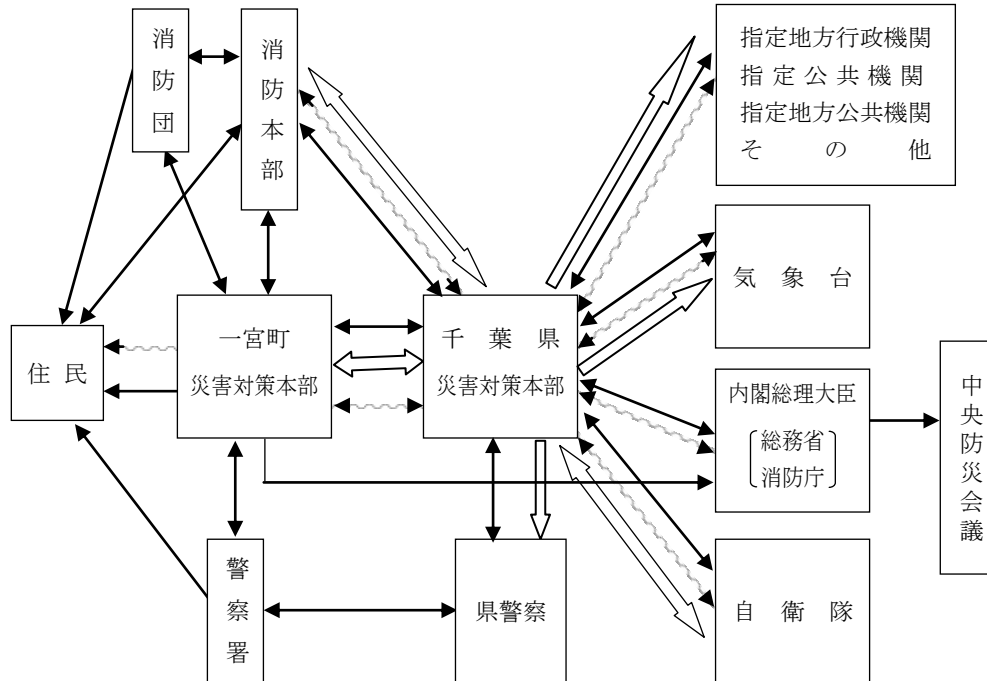
(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

本計画における通信連絡は、特に定める場合を除き、町本部において処理する。町本部においては、町防災行政無線、県防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

	災害対策本部設置前	災害対策本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課行政グループ長	総務部庶務班長
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 総務課行政グループ (通常勤務時間外の夜間及び休祭日) 宿直室	災害対策本部

### 3 通信連絡系統

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



千葉県防災情報システム	⇔
有線又は口頭	⇔
無線	⇔

区分	方 法
町	<p>(1) 県防災行政無線又は県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行うものとする。</p> <p>(2) 県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。</p> <p>(3) 保有する同報無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>(4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておくこととする。</p>



区 分	方 法
県	<p>(1) 県防災行政無線及び防災情報システムを主体に、東日本電信電話（株）の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。</p> <p>なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
警 察	無線等を活用し、千葉県警察本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消 防 本 部	<p>(1) 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の防災機関	<p>(1) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>(2) 県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

#### 4 通信施設が使用不能となった場合における措置

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図るものとする。（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）

##### (1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
  - (ア) 警察通信施設
  - (イ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設
  - (ウ) 東京電力（株）通信施設
- ウ 上記ア、イ以外の機関又は個人の無線通信施設

##### (2) 非常無線通信の利用方法（電波法第52条第4号に定める非常通信）

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

なお、アマチュア無線（一宮アマチュア無線クラブ等）を活用する場合は、県が（一社）日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマ

チュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

(3) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等に当たっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長が任命した連絡員により県と連絡を行うものとする。
防災関係機関との連絡	主要防災機関は、町本部に本部派遣員を派遣し、連絡に当たるものとする。
町各部との連絡	各部は、町本部に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるものとする。

他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象情報等の収集・伝達

(主担当)	総務部庶務班・情報収集班・広報班
-------	------------------

1 気象情報等の収集

町は、電話及び防災情報システム等を通じて、気象庁、銚子地方気象台その他関係機関が発表する気象情報等を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時においては、災害に関する情報をテレビ、ラジオ等を使い入手する。

(1) 注意報・警報

ア 注意報・警報等の種類

注意報	気象、水象等により被害が予想される場合
警報	気象、水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

発表及び解除	府県予報区：千葉県 一次細分区区域：北東部 町村をまとめた地域：山武・長生 二次細分区区域：一宮町
--------	--

注意報の種類			警報の種類		
気象注意報	風雪注意報	強風注意報	気象警報	暴風警報	暴風雪警報
	大雨注意報	大雪注意報		大雨警報	大雪警報
	濃霧注意報	雷注意報			
	乾燥注意報	着水（雪）注意報			
	低温注意報	霜注意報			
高潮注意報	波浪注意報	高潮警報	波浪警報		
洪水注意報	浸水注意報	洪水警報	浸水警報		
地面現象注意報		地面現象警報			

全般海上警報	気象庁本庁が行う
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う

イ 注意報・警報の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるまで継続する。

注意報及び警報の一部を変えるとき、又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとし、注意報及び警報の必要がなくなった場合は、その注意報又は警報を解除する。

(イ) 地面現象注意報・警報及び浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(ウ) 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

(エ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

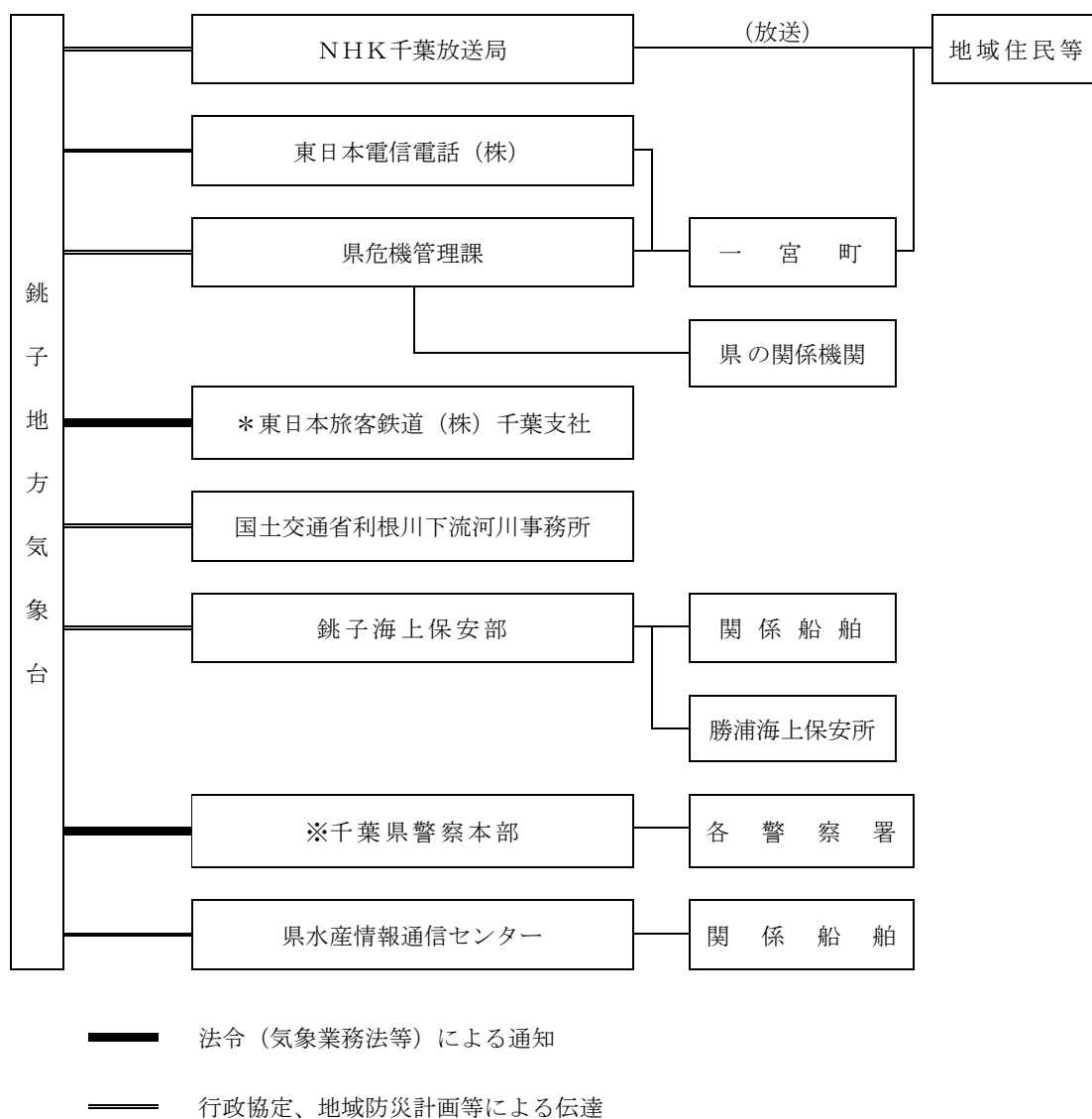
水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

ウ 注意報・警報等の実施基準

一宮町	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		北東部		
	市町村等をまとめた地域		山武・長生		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量 50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144	
	洪水	雨量基準		1時間雨量 50mm	
		流域雨量指数基準		一宮川流域=23	
		複合基準		平坦地：1時間雨量 40mm かつ 流域雨量指数 一宮川流域=15	
		指定河川洪水予報による基準		-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	1.5m		
注意報	大雨	雨量基準		1時間雨量 30mm	
		土壌雨量指数基準		122	
	洪水	雨量基準		1時間雨量 30mm	
		流域雨量指数基準		一宮川流域=17	
		複合基準		平坦地：1時間雨量 25mm かつ 流域雨量指数 一宮川流域=15	
		指定河川洪水予報による基準		-	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	1.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
なだれ					
低温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下				
霜	4月1日～5月31日 最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量		100mm		

エ 注意報・警報等の伝達系統図



- 注) 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行うものとする。
- 2 障害等により前記注) 1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行うものとする。
- 3 \*気象業務支援センターを經由
- 4 \*警報の場合のみ

(2) 特別警報

気象庁は、上記(1)の注意報・警報に加え、平成25年8月30日から、この警報の発基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけることとしている。

特別警報が対象とする現象は、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害を

もたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当する。

ア 発表基準等

発表基準は、地域の災害対策を担う知事及び町長の意見を聴いて決定されることとなっており、その概要は次のとおりである。

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

イ 気象等の特別警報の指標

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

以下 a 又は b いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

a 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 km メッシュが、共に県域程度の広がり範囲内で 50 メッシュ以上出現した場合。

b 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5km メッシュが、共に県域程度の広がり範囲内で 10 メッシュ以上出現した場合。ただし、3 時間降水量が 150mm 以上（1 時間 50mm の雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が 3 時間続くことに相当。）となったメッシュのみをカウント対象とする。

なお、「50 年に一度の値」とは、気象庁が、平成 3 年から 22 年までの 20 年間分の観測データを用いて、50 年に 1 回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値「50 年に一度の値」を求め、これを大雨特別警報に用いており、過去 50 年の間に実際に観測された値の最大値というわけではない。

この「50 年に一度の値」は、日本全国を 5 km 四方に区切ったメッシュごとに算出してあり、予想される大雨により「50 年に一度の値」以上となるメッシュがいくつ出現するかを、大雨特別警報の指標としている。

このため、ひとつのメッシュの「50 年に一度の値」の大小が特別警報の発表

判断に大きく影響するものではないことに留意する必要がある。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

なお、台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を、特別警報として発表し、温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

県域程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

ウ 解除基準

気象特別警報の発表基準に該当しない状況と判断した時に特別警報を解除する。

エ 伝達義務

町長は特別警報の通知を受けた場合、気象業務法第15条の2に基づき、直ちにその通知された事項を住民等に周知する。

(3) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

県内の市町村毎に発表される。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

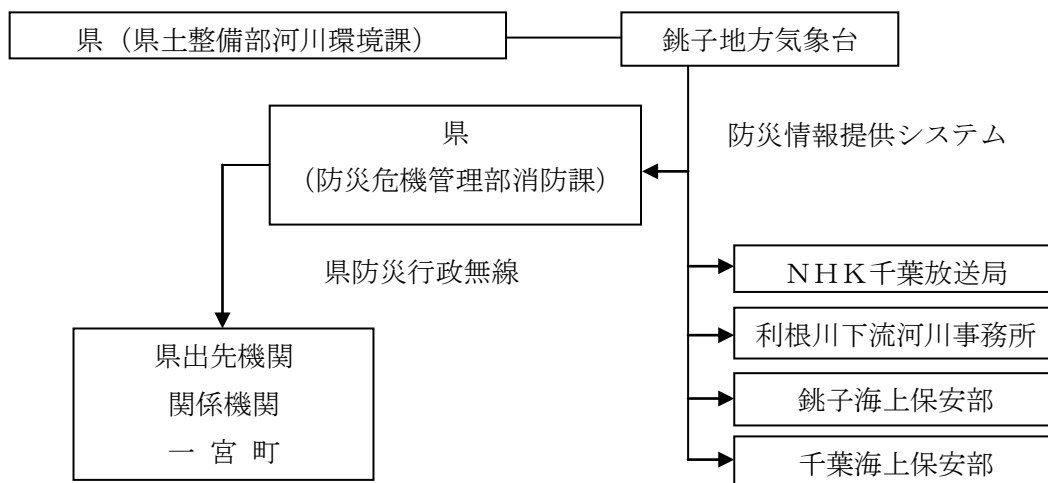
(イ) 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は県と銚子地方気象台が協議の上、解除を行う。

(ウ) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取扱う。

オ 伝達体制



(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報が、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表される。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し及び本文の順序となっている。

(5) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めるときは、銚子地方気象台がその状況を知事に通報するもので、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m以上）

(6) 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台と千葉地方部会の機関で相互に通報を行っている。

(7) 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、



- ア 雷雨に関する情報
- イ 台風、大雨等気象現象に関する情報
- ウ 雨及び雪に関する情報
- エ その他必要とする事項

を通報するものであり、県の通報担当官署は気象庁本庁である。

#### (8) 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

- ア 波浪予防
- イ 気象、波浪、高潮の注意報及び警報
- ウ 地方海上警報
- エ 気象概況及び気象実況
- オ 気象情報及び台風情報
- カ 津波予報及び情報
- キ 漁船からの気象照会に対する応答

#### (9) 大気汚染気象通報

この通報は、県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

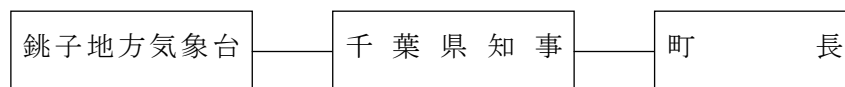
- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

#### (10) 気象警報通報

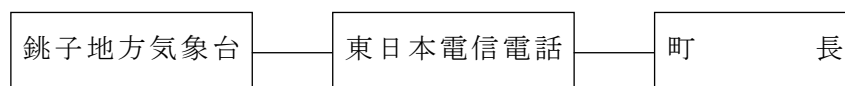
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

##### ア 通報系統

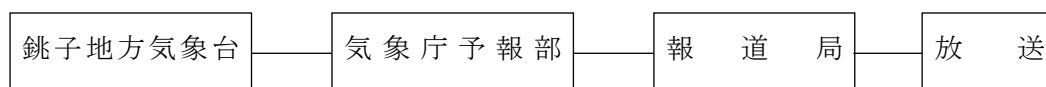
###### (ア) 知事



###### (イ) 東日本電信電話（株）



###### (ウ) 日本放送協会



(エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

イ 東日本電信電話（株）への電文は次のとおりである。

気象警報	暴風警報 暴風警報解除 暴風雪警報 暴風雪警報解除 大雨警報 大雨警報解除 大雪警報 大雪警報解除	ボウフウ ボウフウカイジョ ボウフウセツ ボウフウセツカイジョ オオアメ オオアメカイジョ オオユキ オオユキカイジョ
高潮警報	高潮警報 高潮警報解除	タカシオ タカシオカイジョ
波浪警報	波浪警報 波浪警報解除	ハロウ ハロウカイジョ
洪水警報	洪水警報 洪水警報解除	コウズイ コウズイカイジョ

## 2 気象注意報・警報等の伝達

### (1) 防災関係機関の伝達

県	知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防長等に連絡する。
警察署	警察は津波注意報・警報の通報を認知した際は、町に伝達する。
町	町長は、受領した注意報・警報等を町防災計画の定めるところにより住民への周知を図るものとする。
その他機関	気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

### (2) 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期するものとする。

### (3) 異常現象発見の際の手続き

#### ア 町等への通報

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

#### イ 庁舎内における伝達

(ア) 通報を受けた職員は、直ちに総務課長に伝達する。

(イ) 総務部情報収集班は、消防団、一宮アマチュア無線クラブから被災情報等の収

集を図る。

ウ 町長の各関係機関への通報

前記アにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

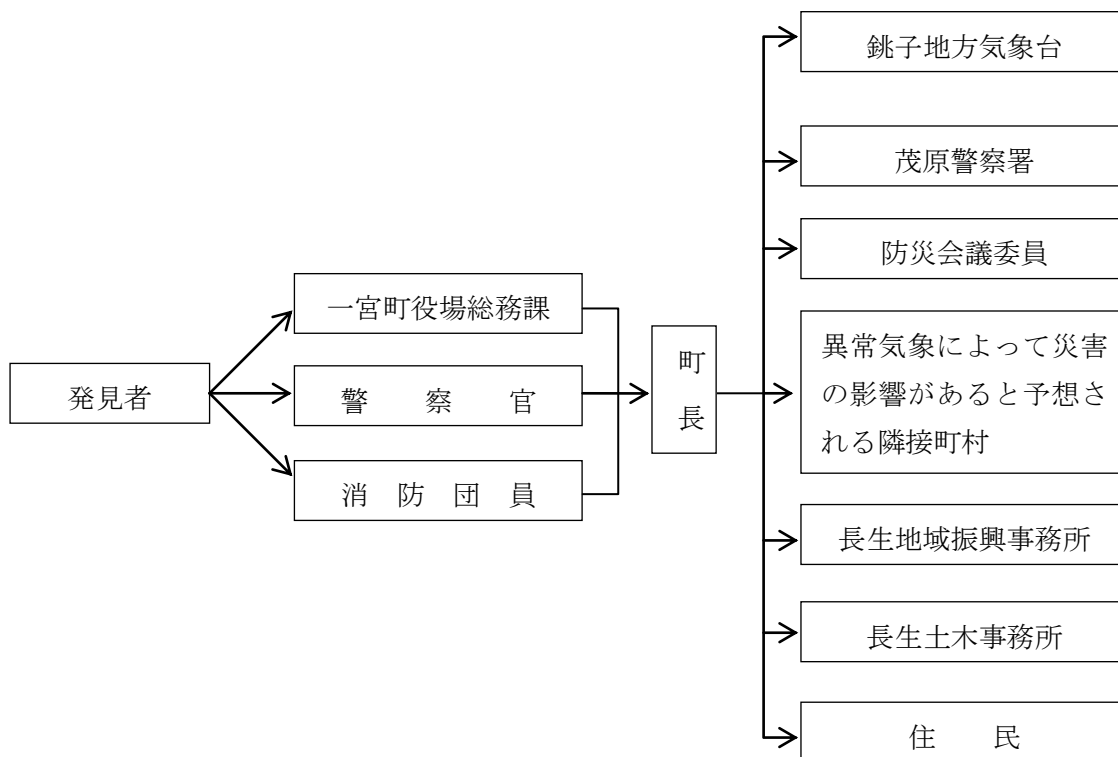
(ウ) 最寄りの県出先機関（長生地域振興事務所、長生土木事務所）及び茂原警察署  
エ 住民等に対する周知徹底

災害の発生が予想される場合には、事前に予想される災害区域の住民に広報を行うとともに、災害発生後には直ちに被災状況と避難・救助方針、職員・関係団体の動員方針の広報を行うものとする。

オ 宿日直者に対する徹底

それぞれに定められた通報責任者は、勤務時間外における警報等の取扱について宿日直者に対し徹底しておくものとする。

異常現象通報系統



### 第3 被害情報等収集・報告

(主担当)	総務部庶務班・情報収集班、関係各部
-------	-------------------

#### 1 被害情報等の収集

##### (1) 通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底する。

##### (2) 被害調査

###### ア 調査班の編成

各部の調査班は、本部長（町長）の特命により、総務部情報収集班に集合し、担当地区の地図、被害状況調査票を受取り、バイク、自転車（道路が通行可能であることが判明している場合には無線車）で調査担当地区に順次出動する。

調査は、総務部情報収集班に次の要領で直ちに報告するほか、帰庁後調査票の提出・報告を行うものとする。

###### (ア) 勤務時間内

- a 自主防災組織の情報班による地域住民の安否確認の開始
- b 調査員（調査班の地区担当者）の派遣（携帯電話又は町防災行政無線）
- c 調査班と自主防災組織の情報班との協力による調査・通報（携帯電話又は町防災行政無線）

###### (イ) 勤務時間外

- a 調査班と自主防災組織の情報班との協力による調査・通報（携帯電話又は町防災行政無線）
- b 出勤する職員の被害状況の把握と報告

###### イ 調査事項

調査事項は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 災害原因（二次的原因）
- (イ) 被害状況
- (ウ) 応急措置状況
- (エ) 災害地住民の動向及び要望事項
- (オ) 現地活動のあい路
- (カ) その他必要な事項

###### ウ 実施要領

- (ア) 調査は、警察官、消防団員、住民等の協力を得て実施する。
- (イ) 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一、情報収集班に報告する。
- (ウ) 調査の際（特命事項以外で）重要な情報を得たときは、直ちに報告する。
- (エ) 被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求める。

### (3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、速やかに町関係部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努めるものとする。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決める。

なお、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

### (4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

## 2 町本部への被害状況等の報告

各部の調査班長は、災害の推移に応じ時間を区切って、被害状況等の調査結果を次の要領により総務部情報収集班に報告する。

### (1) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所及び地域
- エ 被害状況
- オ 「資料編 被害の認定基準」に基づき、報告する。
- カ 応急措置状況

災害応急対策について各部がとった措置を日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助措置について、所定の報告事項を報告する。

- キ 災害地住民の動向及び要望事項
- ク 現地活動のあい路
- ケ その他必要な事項

### (2) 報告区分

町各部における、報告区分及び報告内容は次のとおりとする。

報告区分	報告内容	
発生報告 (即報)	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

### (3) 報告要領

「資料編 (様式) 被害状況報告票」により報告する。

### (4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

- ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生、延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、町防災行政無線、口頭又は電話で他の情報に優先して収集・報告する。
- イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ウ 必要に応じ、被害状況の写真を被害状況が明瞭にわかるように撮影し、写真には撮影年月日、撮影時刻、撮影場所、被害者氏名等を記入する。
- エ り災世帯、り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

### (5) 被害の確定

総務部庶務班は、災害応急対策を終了した時点で、総務部情報収集班からの被害状況報告に基づき、関係各班と協議の上、最終のとりまとめを行う。

## 3 県への被害状況等の報告

町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防本部に通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

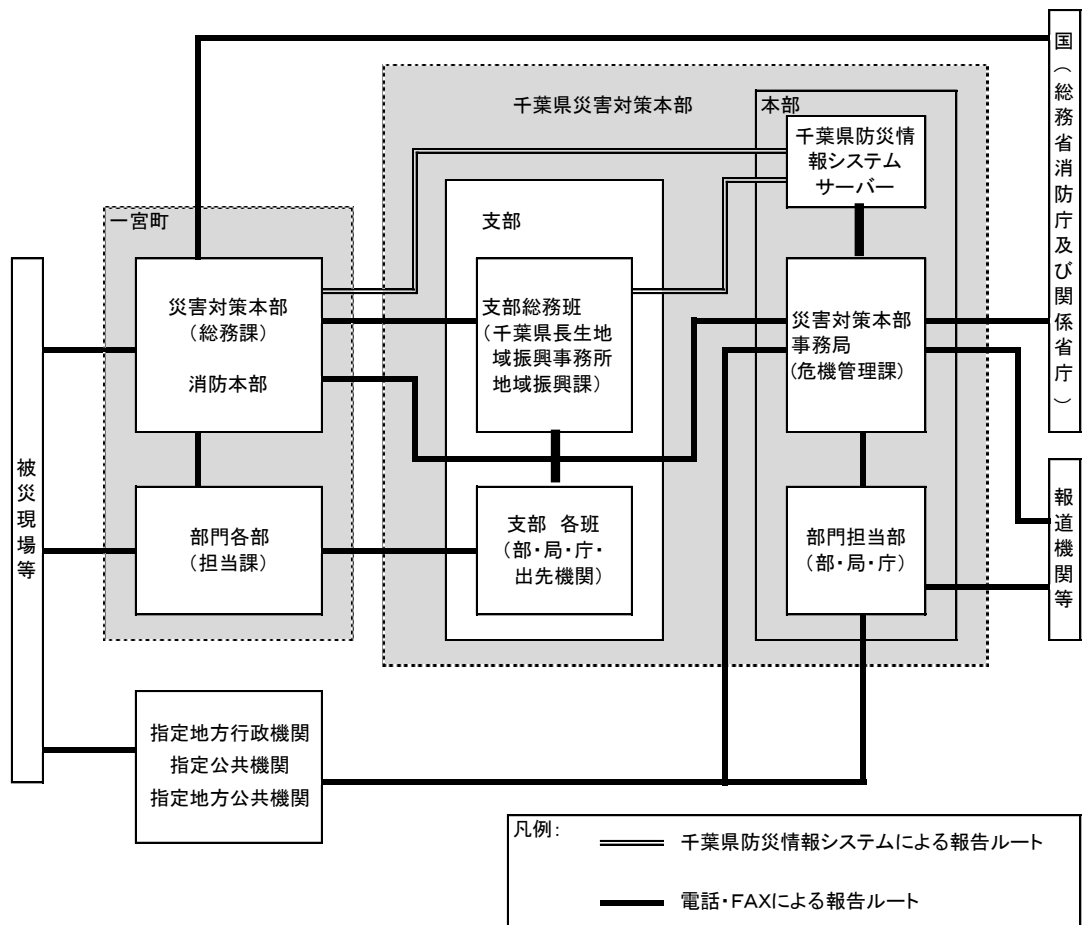
(1) 報告すべき事項

県への報告の種別、時期及び方法は「資料編 被害情報報告一覧」のとおりとし、報告すべき事項は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は「資料編 被害の認定基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - (イ) 主な応急措置の実施状況
  - (ウ) その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(2) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(3) 報告責任者の選任

町は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	総務部情報収集班長

(4) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「資料編 千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

(5) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 消防庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 県本庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7320	012-500-7320	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-5208		〃

ウ 長生地域振興事務所

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	507-721	012-507-721	地域振興課
	F A X	507-722	012-507-722	〃
一般加入電話	電話	0475-22-1711		〃
	F A X	0475-24-0459		〃



(6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 消防庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 県本庁

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県情報通信管理室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

ウ 長生地域振興事務所

区分	連絡形態	連絡先 (地上系)	連絡先 (衛星系)	担当機関
県防災行政無線	電話	507-721	012-507-721	地域振興課
	F A X	507-722	012-507-722	〃
一般加入電話	電話	0475-22-1711		〃
	F A X	0475-24-0459		〃

第4 災害時の広報

(主担当)	総務部広報班
-------	--------

1 広報活動要領

町は、県及び防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努めるものとする。

災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

なお、県提供のテレビ、ラジオの広報番組、県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行うものとする。

## 2 広報内容

- (1) 避難に関する情報
- (2) 交通規制等に関する情報
- (3) 被害に関する情報
  - ア 人及び家屋関係
  - イ 公益事業関係
  - ウ 交通施設関係
  - エ 土木港湾施設関係
  - オ 農林水産施設関係
  - カ 商工業関係
  - キ 教育関係
  - ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
  - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
  - イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
  - ウ 食料物資等の配給状況
  - エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報
- (7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意

## 3 広報方法

### (1) 一般広報活動

#### ア 広報手段

町は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車（車が通行不可能な地区についてはハンドスピーカーとバイク）を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底を図る。

- (ア) 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- (イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- (ウ) 県提供のテレビ、ラジオ等の広報番組を活用した広報
- (エ) インターネット、メール等を活用した広報

#### イ 経路の確認

総務部広報班は、広報の経路をあらかじめ計画しておくとともに、道路状況を総務部情報収集班に確認し、広報経路を決定する。

#### ウ 広報車の準備

- (ア) 広報用の車は、「資料編 広報車による広報チーム」のとおりとし、常時、所定の位置に駐車して合鍵は担当者が保管する。
- (イ) 広報車は、「一宮町災害広報車」のステッカー・旗を掲示する。

### (2) 消防団の広報活動

災害現地においては、消防車、広報車その他あらゆる広報手段により、地域の状

況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難命令等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行うものとする。

### (3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部広報班とする。そのため、総務部広報班は、各部の報道機関発表事項を総合調整し、総務部長が、事項の軽重、緊急性等を検討した上で報道機関へ発表する。

### (4) 放送機関への放送要請

町及び県が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

#### 放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395

### (5) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、各防災業務計画の定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するものとし、特に次の機関は、それぞれの措置をとるとともに、広報事項は、町本部に通知する。

#### ア 日本放送協会千葉放送局（NHK）

町その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

#### イ 東京電力（株）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しや感電障害の防止、避難の際のブレーカースイッチを切るなど、住民への周知に努める。

#### ウ 大多喜ガス（株）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しやガスの元栓を閉め、ガス漏れによる事故防止を図るなど、住民への周知に努める。

#### エ 東日本電信電話（株）（NTT）

広報車、報道機関等により被害箇所の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努める。

#### オ 東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）

被害箇所や復旧の見通しについて駅内の掲示板、案内所等に掲示して一般周知を図る。

なお、災害時に町から災害広報資料の貼付を依頼されたときは、これに協力する。

## 第3節 水防計画

町内の各河川、海岸等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに、水閘門の操作、消防本部等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し、被害の軽減を図るものとする。

なお、水防計画は、「一宮町水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

### 第1 水防体制等

(主担当)	総務部庶務班、消防部、関係各部、長生土木事務所
-------	-------------------------

#### 1 水防の目的

洪水、津波、又は高潮等（地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含む。）による水災を警戒及び防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川、海岸等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡等を行うものとする。

また、町は、水防のための消防団の活動における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

#### 2 水防の責任

##### (1) 水防管理団体（町）

水防管理団体は、水防法に基づき、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### (2) 県

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

なお、知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは、水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

##### (3) 住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

#### 3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、

消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

#### 4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

##### 消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

#### 5 水防組織、配備基準等

(1) 水防管理者は、洪水等について、水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去されるときまでの間、一宮町に水防本部を設置し、水防事務所を処理するものとする。

(2) 水防本部の組織、配備基準等は、「一宮町水防計画」に定めるところによる。

なお、水防管理団員員の配備については、県水防本部員に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備する。

#### 6 水防資機材の調達

水防資材を確保するため、町内の資材業者の手持資材とあらかじめ契約しておくなど、緊急の補給に備えておくものとする。

なお、消防団において、状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、第4支団長は当該地域の業者等から調達する。その場合は、その旨を水防管理者に報告する。

#### 7 観測通報等

町は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、県土整備部河川環境課（県水防本部）と緊密な連絡を取り、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

#### 8 水防警報等

水位到達情報及び水防警報は、水防活動の基準であり、町は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報の目的を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 通知及び指令・報告、情報提供の示す内容

通知	県水防本部から伝達される水防警戒体制以上の水防配備指令を通知という。
指令・報告	県本部指令班又は県現地指導班から伝達される水防配備指令、水防警報発令による配備を指令といい、指令に基づく水防活動人員、巡視結果、被害報告及び避難勧告の発令状況等の伝達を報告という。 浸水被害、避難状況等については、常に情報収集に努め、迅速に報告することとする。
通知・報告	建設業協会及び電業協会については、協力要請のため必要に応じて通知を行うこととしている。
情報提供	水防警報河川・海岸における、水防警報発令情報を提供することを情報提供という。

(2) 本町で知事が水防警報等を行う指定河川

河川名	一宮川
水防警報区域	(左右岸) 自 茂原市茂原(一途川合流点) 至 太平洋
観測所名	早野
所在地	茂原市早野
零点高(m)	TP±0.00
水防待機(通報)水位	4.1m
はん濫注意(警戒)水位	5.25m
避難判断(特別警戒)水位	7.66m
はん濫危険(計画高水位)水位	7.66m
発表者	長生土木事務所長
伝達者	長生土木事務所長
受録者	一宮町長

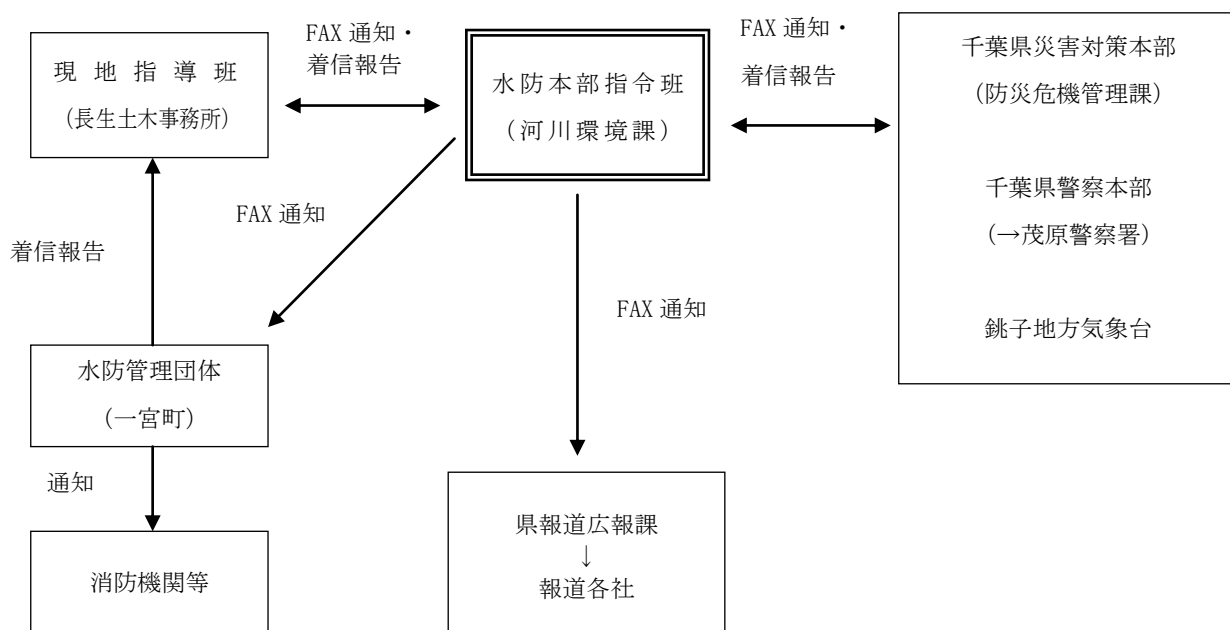
(3) 水位到達情報

水位到達情報の種類及び発表基準並びに伝達系統等は、次のとおりである。

水位到達情報の種類及び発表基準

種類	発表基準
はん濫警戒情報	基準地点の推移が避難判断水位(特別警戒水位)に到達したとき。

はん濫警戒情報の伝達系統図



(4) 水防警報

水防警報の種類及び発表基準並びに伝達系統等は、次のとおりである。

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川）

種類	内容	発表基準
待機	(1) 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 (2) 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、警戒水位を越えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。

種類	内容	発表基準
警戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき。 又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、前記に準じて水防警報を発表する。		

水防警報の種類、内容及び発表基準（高潮時）

種類	内容	発表基準
待機準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努めるものとする。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい越波が起こるおそれがあるとき。
警戒	激しい越波が発生する危険が迫っている、又は発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい越波の発生が迫ってきたとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれがなくなったとともに、さらに水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により超波の発生あるいはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

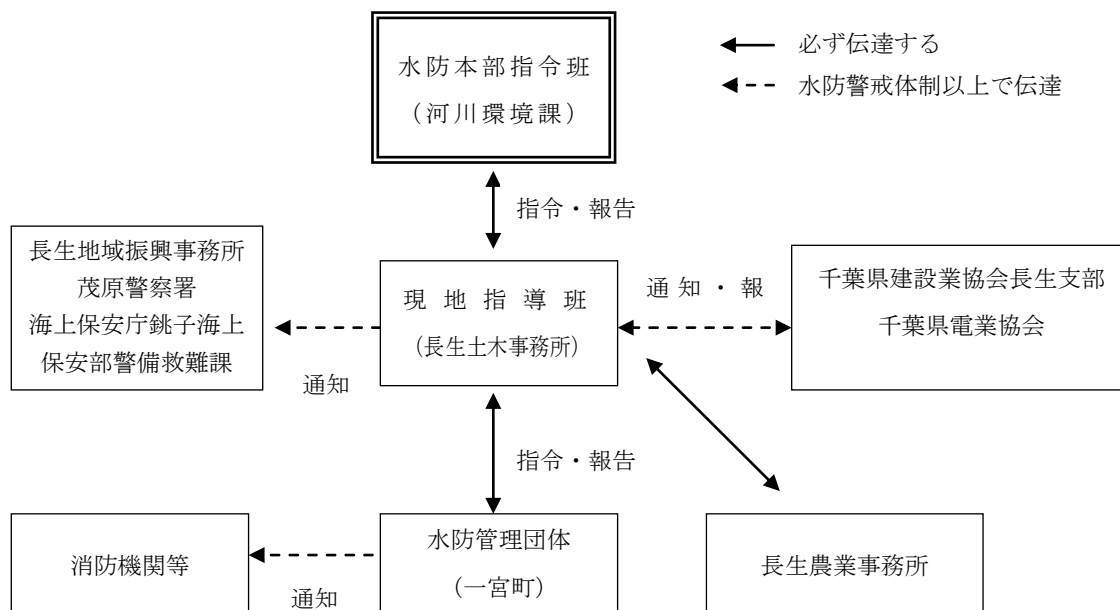


水防警報の種類、内容及び発表基準（津波時）

水防配備体制	(参考) 水防警報種類	内 容	発 表 基 準
水防準備体制	待 機	消防団員等の安全を確保した上で、必要に応じて準備する。情報を把握するとともに、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する。	津波警報等が発表され、必要と認めるとき。
水防注意体制 水防警戒体制	出 動 ① (遠地津波)	消防機関は出動し、消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を行うとともに、重要水防区域の巡視、水門・閘門等の操作・運転状況を確認する。	津波警報等が発表され、必要と認めるとき。
	出 動 ② (近地津波)		津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川・海岸の状況が解消したと認めるとき。

※ 出動する場合において、水防活動に従事する者は常に最新の情報を得られるよう情報機器（ラジオ等）を携帯し、自身の避難時間を確保した上で活動すること。

水防本部水防指令情報伝達系統図（長生土木事務所）



## 9 水防巡視

水防管理者は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに第4支団長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が通報水位又は警戒水位に達した旨の通報があったときは、直ちに第4支団長に通報するとともに、水防信号により周知し、さらに必要な団員を招集して警戒、水防活動に当たらせるものとする。

## 10 水防機関の活動

### (1) 町

水防警報が発せられたとき、水位が知事の定めるはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第17条）

その基準は概ね次のとおりである。

#### ア 出動準備

水防管理者は次の場合、消防団等に対し出動準備をさせるものとする。

- (ア) 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- (イ) 河川の水位が水防待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがある、かつ出動の必要が予測されるとき。
- (ウ) 気象状況等により高潮の危険が予知されるとき。
- (エ) 上記（ア）～（ウ）のほか、水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

#### イ 出動

水防管理者は次の場合直ちに管轄する消防機関等を出動させ警戒配置につかせるものとする。

- (ア) 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- (イ) 河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

- (ウ) 潮位が上昇して被害のおそれのあるとき。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)のほか、水防管理者が水防上必要あると認めたとき。

## (2) 消防団

### ア 洪水

水防管理者の出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに県（現地指導班）に報告するとともに水防活動を開始する。

- (ア) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (イ) 堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれる状況
- (オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

### イ 高潮

水防管理者の出動命令を受けたときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに県（現地指導班）に報告するとともに水防活動を開始する。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂または沈下
- (ウ) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締め具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### ウ 水防受持区域

各分団の水防受持区域は、原則として次のとおりであるが、第4支団長は、必要に応じ部の水防区域を変更し、他の部の水防作業を応援しめることができる。

川名	区域	担当部	人員	集合場所
一宮川	一宮町地先	第2分団 第3分団	105	一宮役場
南川尻川	大村地先	第1分団	59	一宮役場

## (3) 長生土木事務所

### ア 水防の責任

長生土木事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を図る。

### イ 水防資機材

水防資機材を要請する場合は、長生土木事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出す。

## 11 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、第4支団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、第4支団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、第4支団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 12 避難のための立退き

水防法第29条に基づき洪水又は高潮等のはん濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合においては、茂原警察署長にその旨通知しなければならない。

## 13 決壊時の措置並びに決壊後の措置

水防法第25条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）、水防管理者は、直ちにこれを関係者（当該施設管理者並びに県（現地指導班））に通報しなければならない。

## 14 水防配備の解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったときなど、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、県（現地指導班）を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

## 第2 費用負担及び公用負担

(主担当)	総務部庶務班、消防部各班、関係各部、長生土木事務所
-------	---------------------------

### 1 費用負担

町は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、町が当該応援を求めた場合は、町と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。（水防法第32条、第16条第3項及び第4項）

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。（水防法第42条の2）

## 2 公用負担

### (1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、水防管理者（町長）又は消防本部の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の取用
- エ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

### (2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、第4支団長又は消防本部の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

### (3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

### (4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（法第28条）

## 第3 水防実施状況報告

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 緊急報告

水防管理者が現地指導班長（長生土木事務所長）に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 消防機関等を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊、はん濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態の生じたとき。

### 2 水防てん末報告

水防管理者は、水防が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめて決められた様式により長生土木事務所長に報告しなければならない。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解除命令の時刻
- (3) 消防団員又は消防本部に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の援助状況
- (13) 現地指導官公吏氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- (19) その他必要な事項

## 第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るものとする。

この際、高齢者、障害者等の要配慮者の安全避難について、特に留意する。

### 第1 避難計画

(主担当)	総務部庶務班、消防部誘導班、広域消防本部、茂原警察署
-------	----------------------------

#### 1 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

#### 2 避難の勧告又は指示等

##### (1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害の発生に伴う住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは（風水害の場合は、茂原市早野水位観測所若しくは睦沢町金田水位観測所の警戒水位に達したとき、又は防災情報システムによって得られる情報の判断によるものとする。）、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、町防災行政無線、広報車その他の広報設備をもって避難準備情報、避難の勧告又は指示を行うものとする。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
本部長 (町長)	・火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命又は身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。	・災害対策基本法第60条
知事	・知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施する。 ・津波等により著しく危険が切迫しているとき危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	・災害対策基本法第60条 ・水防法第29条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
警察官 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う災害の発生により住民等の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、本部長（町長）が措置をとることができないと認めるとき、又は本部長（町長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。</li> <li>住民等の生命又は身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法第61条</li> <li>警察官職務執行法第4条</li> </ul>
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊法第94条</li> </ul>
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法第29条</li> </ul>
知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水防法第29条</li> <li>地すべり等防止法第25条</li> </ul>

○ 河川水位と避難勧告等の発令基準

避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令は、以下の基準を基に、気象情報や河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断する。

早野	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令基準	早野水位観測所の水位が5.25m（はん濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	早野水位観測所の水位が7.66m（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	早野水位観測所の水位が7.66m（はん濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。

金田	避難準備情報	避難勧告又は避難指示
発令基準	金田水位観測所の水位が2.97m（はん濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	金田水位観測所の水位が4.37m（はん濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。

※避難準備情報（要配慮者避難情報）

- 要配慮者等、避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）
- 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始



(2) 避難の勧告又は指示の内容

本部長（町長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図るものとする。

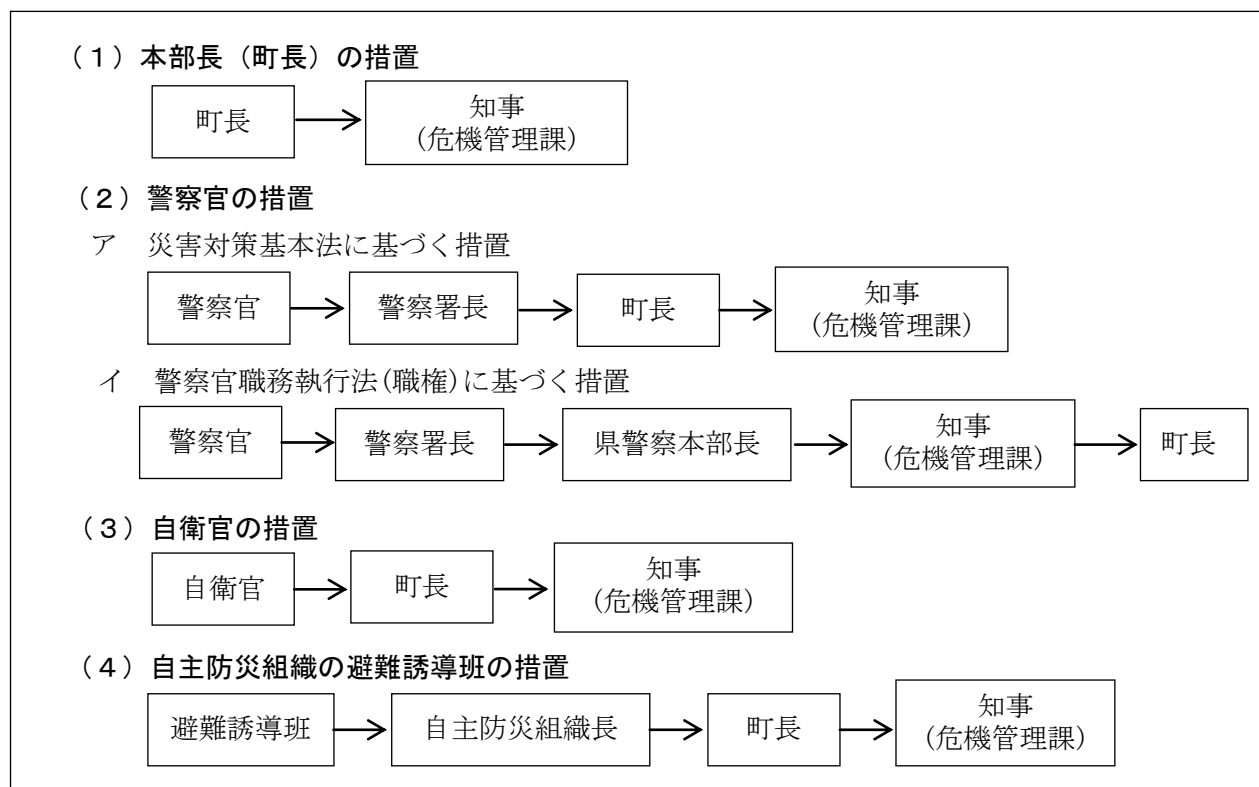
イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部（署）は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

避難の勧告又は指示の関係機関への通知



### 3 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
本部長 （町長）	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策基本法第63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施しなければならない。	・災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第28条
消防本部に属 する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法第21条
警察署長	次の場合、前記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	・消防法第23条の2

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
警察官	次の場合、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。 ・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
	次の場合、前記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ・消防吏員又は第4支団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	・消防法第28条
	・第4支団長、消防団員若しくは消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	・水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条
海上保安官	・本部長（町長）若しくは本部長（町長）の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する本部長（町長）等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条

## 第2 避難誘導等

(主担当)	総務部庶務班、消防部誘導班
-------	---------------

### 1 避難誘導計画

職員、警察官、消防職員、自主防災組織その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう一時避難場所等への誘導に努めるものとする。誘導に当たっては、できるだけ行政区等ごとの集団避難を行うものとし、要配慮者の避難を優先して行うものとする。

### 2 事前避難

災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう指導する。

### 3 避難の方法

#### (1) 自助、共助による避難

##### ア 住民の避難対策

(ア) 避難の勧告及び指示の対象となった地域住民は、速やかに安全な場所に避難する。

(イ) 避難に当たっては、ガスの元栓・電気のブレーカーを閉じるなど、火気・危険物の始末を行う。

- (ウ) 携帯品は必要最小限とする。
- (エ) 隣近所の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者等要配慮者に声を掛け、取り残されることがないように配慮する。
- (オ) 指定された避難場所へは、職員、警察署、消防団、自主防災組織等の誘導に従い、原則として徒歩で避難する。

イ 自主防災組織の避難対策

- (ア) 自主防災組織の避難誘導班は、平常時から地区内の在宅の避難行動要支援者の把握に努め、災害時には、避難行動要支援者の避難を優先して行い、居宅に取り残されることなどがないように配慮する。
- (イ) 自主防災組織の避難誘導班は、災害の状況に応じて避難路及び避難場所を検討・決定し、町本部へ連絡するとともに、職員や警察と連携して、避難路及び避難場所の周知を行うものとする。  
なお、避難路は2箇所以上設定することとする。
- (ウ) 避難の勧告及び指示に従わない者については、説得し、緊急避難させる。説得に応じない場合で、人命救助のために必要があるときは、警察官の措置を要請する。
- (エ) 各地区の一時集合場所にまず避難させた後、避難人員の確認を行い、要配慮者を保護しながら小単位行政区ごとに、集団で避難場所に避難する。
- (オ) 避難終了後、自主防災組織の救出班は、職員や警察などとともに巡視を行い、立ち退きに遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

(2) 避難経路

避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定する。特に過去の水害、津波等の災害履歴をもとに、安全な方向、安全な建物を目標として避難誘導する。

なお、避難経路について、現場警察官又は職員が特定の経路を指示した場合は、これに従わなければならない。

避難に当たっての応急対策

発生時期	発生時期別の応急対策
夜間	(1) 家族単位で避難する。 (2) 暗くて危険であるため、指示された避難路により避難する。
平日昼間	(1) 隣近所単位で避難する。 (2) 保育所、学校等、町の施設へ出かけている子供や高齢者は、施設で保護する。 (3) 外出中の家族へ避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。
休日昼間	(1) 家族単位で避難する。 (2) 外出中の家族へ避難所等を記入した連絡票を玄関に貼る。

## 4 避難誘導の方法

### (1) 避難誘導措置

ア 消防団は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路、消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町及び警察署に通報するとともに、避難勧告又は指示が出された場合、警察署等の協力を得て、なるべく行政区又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。

イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たる。

ウ 大震災火災時における消火活動は、避難の安全を確保するため、要消火範囲の防護を主眼とするものとし、避難の勧告又は指示が出された時点以降は、避難路の安全確保に努めるものとする。

### (2) 避難誘導後の措置

ア 負傷者等の実態を把握し、厚生部医務班に連絡の上、救護措置を講じるものとする。

イ 防災関係機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求めるものとする。

ウ 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取締りに当たる。

エ 避難場所の運営は、自主防災組織を中心とした住民の自主的な運営を尊重し、町は、必要な支援を行うものとする。

### (3) 避難誘導上の留意事項

避難誘導は、次の事項について留意して行うものとする。

ア 住民の避難が開始された場合は、町防災行政無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導に当たること。

イ 危険な場所には、表示及び縄張りを行うほか、状況により誘導員を配慮すること。

ウ 浸水地域にあっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。

エ 高齢者、障害者等の要配慮者については、避難を優先して行うこと。

オ 要配慮者の避難誘導に当たっては、職員及び自主防災組織の隊員、民生委員児童委員等により、その状態や特性に応じて適切に行い、避難所、避難場所での避難確認を行うこと。

なお、状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うことを検討する。

カ 土地勘のない観光客（特に宿泊客）に対しては、パニックにならないよう（特に夜間の場合）、適切な誘導に努めること。

キ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めること。

ク 収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。

## 5 避難所への移送

災害等による人命の危険が終息した場合、本部長（町長）及び町本部は、関係機関と協議し、避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失

等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、避難所へ移送し、収容するものとする。

### 第3 避難所の開設、運営

(主担当)	関係各部
-------	------

#### 1 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、学校や公民館等の避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

##### (1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行うものとし、避難所へ職員を派遣してその措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 避難所の設置等

ア 本部長（町長）は、避難場所に避難した被災者のうち、引き続き避難を必要とする者を一時的に収容し、保護するため、公共建物等を避難所として開設するほか、当該施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。

避難所予定施設及び収容可能人員等は、「資料編 一時避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地」のとおりとし、避難所の収容基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

なお、風水害の場合は、ある程度予測が容易であるため、原則として、中央公民館、GSSセンターを避難所とし、教育委員会と連携をとる。

イ 避難所の開設が予定される施設については、耐震性に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努めるものとする。

ウ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、被災地以外にある者も含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

エ 学校等の避難所を使用する必要がある場合は、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努めるものとする。

オ 災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### (3) 開設措置

ア 本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、避難所に避難者の把握及び支給品等の配布のための職員を派遣し、開設に必要な準備をする。

イ 本部長（町長）は、避難所の開設状況を速やかに警察署等関係機関に連絡する。

ウ 野外収容施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

エ 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、本部長（町長）は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けなければならない。

### (4) 避難者の受入れ

避難所の地区割当は、原則として避難場所の地区割当に準ずることとし、努めて行政区又は自主防災組織別に収容するよう配慮する。

また、長期収容を必要とする者については、努めて体育館に収容するよう配慮する。

## 2 避難所の管理運営

避難所の運営は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」及び県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」により行うものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」も参考とする。

### (1) 避難所の運営組織

避難所の運営組織は、避難所ごとに設置する避難所運営委員会と避難所内で発生する様々な業務を行うための避難者による活動班及び地区割当ごとの居住グループで構成する。

なお、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れることとする。

また、女性用更衣室やトイレなど施設の利用場の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など、女性が利用する施設に対して配慮する。

### (2) 諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所運営委員会と連携し、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、避難所開設日誌、物品出納簿、り災者救助証明書等）を行い、町本部へ報告する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

避難者名簿については、できるだけ速やかに作成し、避難所ごとに名簿の掲示を行うものとするが、避難者情報の広報については、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応す

るよう努めるものとする。

### (3) 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努めるものとする。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努めるものとする。

### (4) 医療・防疫措置等

避難所を開設したときは、県の指導のもとに、衛生に関する協力組織を作り、その協力を得て、クレゾールせっけん液等の配置、手洗いの励行等防疫の徹底を図るとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする者については、救護所等への移送を行うものとする。

また、被災者の健康維持に努めるとともに、特に要配慮者について配慮する。

### (5) ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努めるものとする。

## 3 避難者の集約及び避難場所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図るものとする。

- (1) 本部長（町長）は、避難所の集約及び解消を行う場合あるいは避難者を避難所に収容できない場合、非被災地若しくは小被災地の避難所に移送を行うものとする。
- (2) 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うとともに、職員を移送に添乗させるほか、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

## 第4 広域避難

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

#### (1) 県内市町村間における広域避難

本部長（町長）は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長と協議する。

協議を受けた他の市町村は、同時被災など、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入先市町村の選定や紹



介などの調整を行うこととしている。

## (2) 都道府県域を越える広域避難

県は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援することとしている。

協議先の都道府県の選定に際し、県は、必要に応じ、国を通じて相手方都道府県の紹介を受ける。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援する。

## 2 広域避難者の受入れ

県では、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、広域避難者の支援を行うものとしている。

町においては、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げなどにより、広域避難者の受入れに対する滞在施設の提供に努めるものとする。

## 第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命又は身体の安全の確保に努めるものとする。

特に、災害時に支援を必要とする、避難行動要支援者については、町が策定する「避難行動要支援者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努めるものとする。

### 第1 避難誘導等

(主担当)	厚生部厚生班・医務班、町社会福祉協議会
-------	---------------------

#### 1 情報伝達

##### (1) 避難準備情報等の発令・伝達

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が次の事項に留意しつつ、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

- ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

##### (2) 多様な手段の活用による情報伝達

視覚・聴覚障害者、知的障害者、外国人等が二次災害を防止し、安全に避難し救助を受けられるよう、災害予報、避難指示等の広報に当たっては、緊急通報装置、FAX、手話通訳、外国語による案内、近所の人々による声掛け、ボランティア派遣等多様な手段により、必要な情報を確実に届けるものとする。

#### 2 救助・避難

##### (1) 救助・避難の実施要領

厚生部厚生班は、普段から、幼児、一人暮らし高齢者、傷病者、障害者の把握に努め、各地区の自主防災組織、消防団等の協力のもとに、優先的に安否・被害確認、救助、避難等を行うものとする。

また、平常時から在宅福祉サービスを利用している要配慮者を中心に、一人暮らし等の高齢者、傷病者、障害者等の安否を確認し、医療援助、避難所・福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所などの措置をとるものとする。

## (2) 避難誘導の優先順位

避難の誘導に当たっては、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 幼児・児童

## (3) 避難行動要支援者の避難支援

### ア 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命又は身体の安全を守ることが大前提となるため、町等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

### イ 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反には当たらないものとする。

ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しない。

### ウ 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

#### (ア) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

#### (イ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(ウ) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、町は、本編 第2章「第7節 第1 2 (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」で記載した町が講ずる措置例のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

- ア 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。
- イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

第2 避難所の開設、要配慮者への対応

(主担当)	厚生部厚生班、町社会福祉協議会
-------	-----------------

1 避難所の開設及び避難行動要支援者の引継ぎ

避難所の開設は、本章「第4節 避難計画」によるものとするが、要配慮者の避難については、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努めるものとする。

また、避難行動要支援者については、避難場所等において、避難行動要支援者本人及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

- (1) 担当職員、ホームヘルパー、民生委員児童委員等による実態調査の実施
- (2) 専門的な介護を要する要配慮者の一時入所措置
- (3) 避難者の障害や身体の状態に応じた保健師、ホームヘルパー等の派遣
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等身体の状態を配慮した食料の支給

## 2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努めるものとする。

## 3 福祉避難所の設置

町は、関係機関と連絡を取り、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

## 4 要配慮者の移送

### (1) 避難場所から避難所への移送

要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ移送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

### (2) 避難場所から福祉避難所への移送

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行うものとする。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努めるものとする。

また、町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握するとともに、町社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけるものとする。

## 5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、町は、県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談のほか、次の措置をとるものとする。

(1) 要配慮者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第6節 救助・救急及び医療救護活動

消防本部、危険物施設管理機関及び救助・救急のための関係機関は、災害から住民の生命及び財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響がある場合、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期する。

### 第1 救助・救急活動

(主担当)	総務部庶務班、消防部消防班、広域消防本部、茂原警察署
-------	----------------------------

#### 1 活動体制

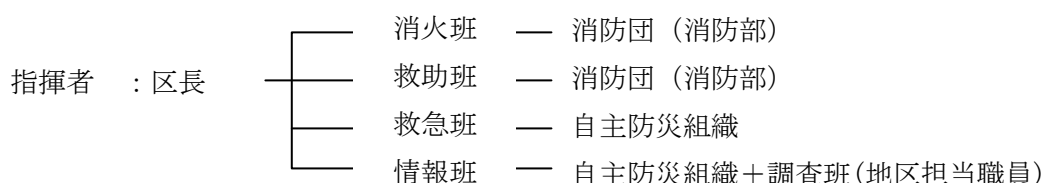
##### (1) 消防団、自主防災組織及び住民による活動体制

ア 救助・救急体制は、消防団と自主防災組織が中心となり、住民の協力のもと、救助・救急活動を行える体制を整備する。

イ 被害を受けなかった地区及び救助・救急活動を終えた地区の消防団、自主防災組織及び住民は、町本部の指示を受け、直ちに被害の大きい地区の救援に向かうものとする。

なお、本部と連絡が取れない場合には、隣接地区に向かうものとする。

#### 活動体制



##### (2) 町本部の救助・救急体制

町は、調査班員を除く職員による救助チームを組織し、消防本部及び警察署並びに県、茂原市長生郡医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとるものとする。

#### 2 救助・救急活動

災害による傷病者救護の適正を期するため、多数の傷病者が発生した地域及び避難場所を重点的に可能な範囲で現場に救護所を設置し、救急・救護活動に当たるとともに、医療機関等の傷病者の受入体制を確認する。特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

##### (1) 情報収集

町は、現地へ派遣した調査班が中心となって、要援護事象に対する情報及び傷病

者の収容施設等救急救助活動に必要な情報の収集を行うものとする。

なお、被災者の把握に当たっては、普段から避難行動要支援者を把握しておき、特に注意して確認を行うものとする。

### (2) 救助・救急資機材の調達

初期における装備資機材の運用については、消防団車庫から救助用資機材を確保する。

また、救急用品の確保に努めるとともに、併せて負傷者の応急手当ができる人材の確保（看護師経験者、訓練経験者）に努めるものとする。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れなどにより、救助・救急に万全を期する。

#### 確保する救助用資機材

・照明器具	・チェーンソー	・鋸	・バール	・ジャッキ
・かけや	・防塵メガネ	・梯子	・ロープ	・ヘルメット
・革手袋	・防塵マスク	・斧	・カラビナ	・安全靴 等

#### 確保する救急用品

・救急薬品箱	・担架	・毛布	等
--------	-----	-----	---

### (3) 関係機関の措置

本部長（町長）は、関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助・救急活動に当たるものとする。

機関名	項目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>

機関名	項目	対応措置
消防本部	救急搬送	(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。 なお、搬送に際しては、消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行うものとする。 (2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行うものとする。
	傷病者多数発生時の活動	(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行うものとする。 (2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行うものとする。
警察		(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校等多人数の集合する場所等を重点に行い、負傷者を発見した場合は、応急措置を施した後、速やかに消防機関等に連絡し、引き継ぐ。 (2) 千葉県警察本部と連携し、救出・救護に必要な部隊の派遣を行う。
海上保安署		(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行うものとする。 (2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行うものとする。 (3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

## 第2 危険物等の対策

(主担当)	総務部庶務班、消防部消防班、広域消防本部
-------	----------------------

### 1 活動方針

危険物施設等は、風水害時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、風水害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

### 2 応急措置

#### (1) 石油類等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置



- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

## (2) 高圧ガス施設

### ア 関係機関等の連携

町は、災害の規模、様態、付近の地形、建築物の構造、ガスの種類、気象条件を考慮し、県、施設の管理者、茂原警察署、消防本部等と連絡を密にして迅速かつ適切な措置をとるものとする。

### イ 災害時の措置

爆発火災又は可燃性、毒性のガス漏洩に際しては、状況に応じて次の措置をとるものとする。

- (ア) 千葉県高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請
- (イ) 負傷者の救出・救護
- (ウ) 立入り禁止区域の設定及び交通規制
- (エ) 避難誘導及び群衆整理
- (オ) 遺体の処理
- (カ) 消火、防火及び防爆活動並びに広報活動
- (キ) 緊急輸送路の確保
- (ク) 引火性、発火性及び爆発性物質の移動

## (3) 毒物・劇物施設

### ア 取扱責任者の措置

災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講じるとともに、長生健康福祉センター、消防本部又は茂原警察署に届け出るものとする。

### イ 緊急措置

毒物・劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、町、県等が協力し、周辺住民の人命安全措置を講じるとともに、中毒防止等の広報活動を行う。

## (4) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関に対し、次の措置を行うよう要請する。

なお、職員、警察、消防、消防団は、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ輸送中の車両を移動するようにさせる。

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警 察	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
海上保安署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止並びに施設の応急点検及び出火等の防止措置 (2) 危険物の海上への流出防止措置及び応急対策 (3) 危険物搭載船舶への必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止

### 第3 医療救護活動

(主担当)	厚生部医務班
-------	--------

#### 1 活動方針

大規模災害時に傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班の派遣等により診療等を行い、被災者救護の万全を図るものとする。

なお、保健師が救護所で行う保健活動については、「災害時保健活動マニュアル」に基づき実施する。

#### 2 実施機関

(1) 医療救護は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部医務班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

(2) 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 上記（1）により本部長（町長）が行う場合は、茂原市長生郡医師会の長と締結した協定に基づき茂原市長生郡医師会が組織する救護班により実施する。

#### 3 救護班の編成

厚生部医務班は、茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会及び茂原市長生郡

薬剤師会に対し、救護所への救護班の編成・派遣を要請する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と茂原市長生郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会及び茂原市長生郡薬剤師会その他関係機関との協議により決定する。

#### 4 情報の収集・提供

町は、平常時から関係機関との連携を緊密に保ち、次の事項について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行うものとする。

- (1) 医療施設の被害状況及び診療機能の確保状況
- (2) 避難所及び救護所の設置状況
- (3) 医薬品等医療資機材の需給状況
- (4) 医療施設、救護所等への交通状況
- (5) その他参考となる事項

#### 5 救護班等出動の要請

- (1) 厚生部長は、医療救護活動の必要を認めるときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、必要に応じて茂原市長生郡医師会の救護班に出動を命じる。

なお、茂原市長生郡医師会で医師の不足する場合は、茂原市長生郡歯科医師会、その他関係機関にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講じるものとする。

- (2) 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請する。

また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

- (3) 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

#### 6 救護班等の業務内容

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 軽症患者等に対する医療
- (4) 避難所等での医療
- (5) 助産救護

#### 7 救護所の設置

- (1) 救護班は救護所において医療救護活動を実施する。

なお、救護場所は被災状況等必要に応じて適切な場所に設置する。

- (2) 救護班による医療救護活動は、原則として災害時救護所で行うものとする。ただし、救護班を出動させる上で、やむを得ない事由があるときは、被災地周辺又は長生郡内の診療可能な医療施設において、医療救護活動を行うものとする。

## 8 避難所救護センターの設置

- (1) 町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県と連携のもと、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行うものとする。
- (2) 避難所救護センターの業務は長生健康福祉センター長が統括する。
- (3) 避難所救護センターでは、精神科、歯科等に加え、ストレスや精神不安への対応を含めた、きめ細かな対応を図るものとする。
- (4) 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行うものとする。

## 9 後方医療施設の確保

### (1) 災害拠点病院

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の災害拠点病院を確保する。

#### 本町の二次医療圏における災害拠点病院（平成26年4月まで）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
県立東金病院	東金市台方 1229	0475-54-1531	東金市立西中学校

#### 本町の二次医療圏における災害拠点病院（平成26年4月以降）

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
東千葉 メディカルセンター	東金市東岩崎 1-1	0475-50-1253	東金市立西中学校

### (2) 災害医療協力病院等

町は、前記(1)のほか茂原市長生郡医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図るものとする。

## 10 医薬品等の調達

町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、必要に応じ町内医療関係機関（「資料編 医薬品調達先」を参照）の協力を求め、医薬品等、医療資機材等を確保する。

なお、町において確保が不可能な場合は、県及び関係機関に協力を要請し、調達を行うものとする。

## 11 傷病者の搬送体制

町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に收容する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

搬送体制に不足が生じた場合は、県等に協力を要請し、連携を図り実施する。

なお、原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は、町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

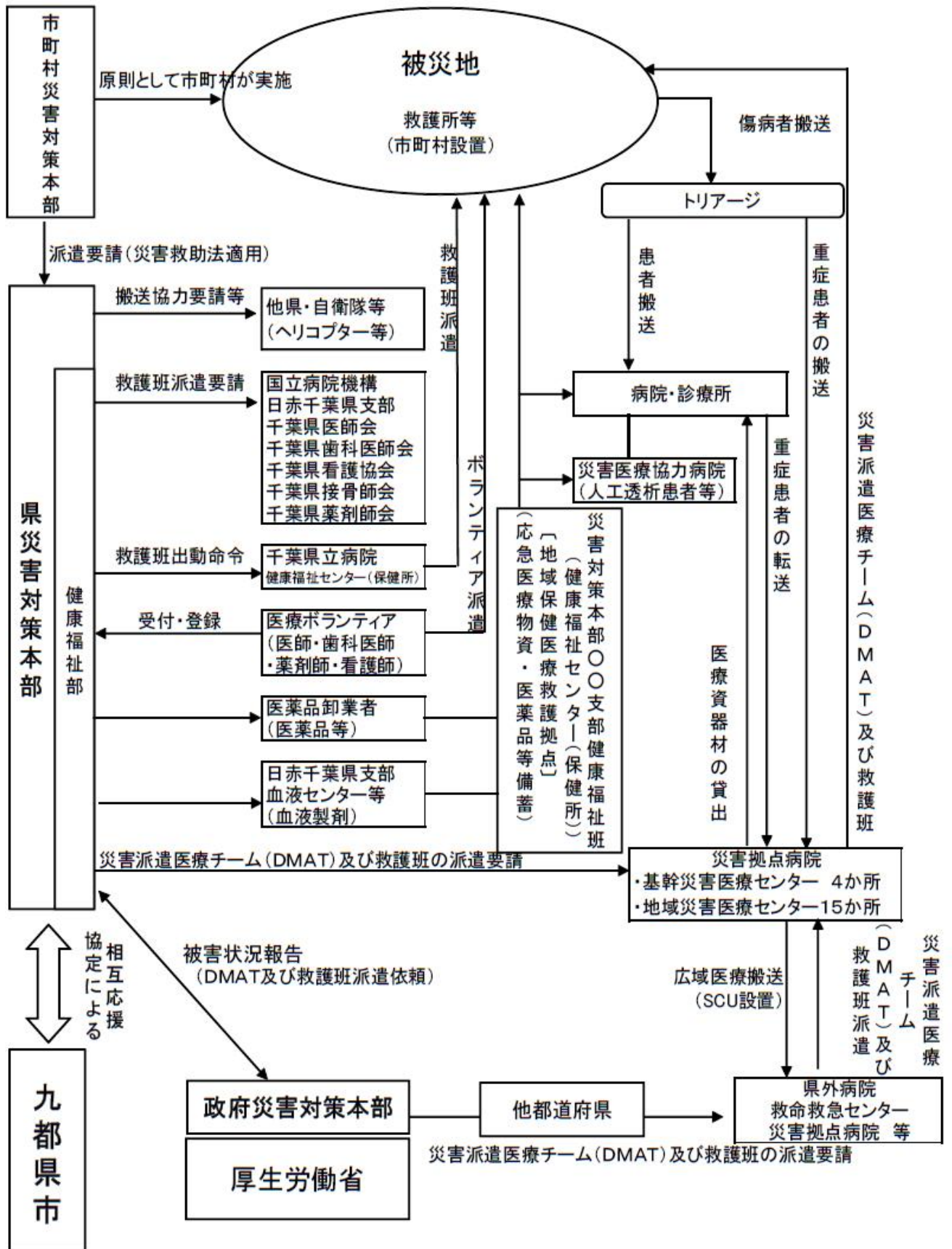
## 12 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

## 13 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

広域的な医療救護活動の体系図



## 第7節 災害警備、交通の確保及び緊急輸送対策

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。

このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

### 第1 災害警備計画

(主担当)	茂原警察署
-------	-------

#### 1 基本方針

警察及び海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

#### 2 警察による災害警備

##### (1) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

##### イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

##### ウ 連絡室

町内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

##### (2) 災害警備活動要領

##### ア 要員の招集及び参集

##### イ 気象情報その他災害情報の収集及び伝達

##### ウ 装備資機材の運用

##### エ 通信の確保

##### オ 負傷者の救出及び救護

##### カ 避難誘導及び避難地区の警戒

##### キ 警戒線の設定

##### ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

##### ケ 報道発表

##### コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

##### サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

## 第2 交通対策計画

(主担当)	土木部建設班、茂原警察署
-------	--------------

### 1 基本方針

- (1) 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を本部長（町長）に報告する。
- (2) 隣接市町村に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努めるものとする。
- (3) 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図るものとする。

### 2 道路、橋梁等の危険箇所の把握

#### (1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

本町の現状における危険箇所は、集中豪雨や台風による高潮に伴う一宮川沿岸の一部地域の浸水によるもの、山間部における山崩れ法面崩壊によるもの、海岸沿いの主要地方道飯岡一宮線や一宮川、南川尻川沿岸の津波による浸水が考えられる。

また、幹線主要路に架橋されている橋梁については、ほとんどコンクリート橋に更新されているが、一部かけ替えあるいは補修等により安全を期するものとする。

#### (2) 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 土木部建設班は、町の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無、その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに関係機関の長に報告するものとする。

### 3 応急復旧措置

- (1) 災害時には、危険箇所を絶えず巡回調査し、災害発生の早期発見に努めるものとする。
- (2) 被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路に通じる交通上重要と認められる道路や民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努めるものとする。



また、応急復旧工事に当たっては、必要に応じ、他の公共機関及び建設業者の応援を得て行うものとする。

#### 本町における交通上重要な道路

緊急輸送道路（県指定）	（第1次路線）一般国道128号 （第2次路線）主要地方道飯岡一宮線
緊急輸送路以外の市町間を結ぶ主要幹線道路	県道148号南総一宮線 県道150号大多喜一宮線 県道152号一宮椎木長者線 県道274号松丸一宮線 県道228号一宮停車場線

#### 4 交通規制活動

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

##### （1）交通情報の収集と交通統制

- ア 交通情報の収集に務め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を本部長（町長）に報告する。
- イ 隣接市町村に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努めるものとする。
- ウ 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図るものとする。

##### （2）交通規制処理

- ア 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行うものとする。
- イ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- ウ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。

##### （3）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ア 警察官不在時における措置  
自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいらない場合に限り、前記（5）イの職務の執行について行うことができる。
- イ 措置の通知  
自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

##### （4）道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

## 5 緊急通行車両の確認等

### (1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受ける。
- ウ 災害発生時においては、上記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ 届出に関する手続きは、「資料編 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

### (2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 災害時における緊急通行や交通規制区域内へ進入するため、町は、公用車について、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両事前届出を行うものとする。この申請は、警察署を経由し公安委員会に行うものとする。
- イ 審査の上、認定を受けた緊急通行車両には、緊急通行車両等事前届出済証が交付されることとなっている。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書の交付を受ける。
- エ 事前届出・確認に関する手続きは、「資料編 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

## 第3 輸送計画

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動を実施するに際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達あっせん又は供給等による協力活動を行うものとする。

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時

の輸送に関する計画を策定しておく。

## 2 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総務部庶務班が行い、各班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総務部庶務班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総務部庶務班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。

なお、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておくものとする。

また、必要とする車両等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

### (1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。

#### 車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の貨物運送業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

### (2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

### (3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

## 3 輸送方法

各班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行うものとする。

### (1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行うものとする。

### (2) 鉄道による輸送

災害によって鉄道による輸送がより効果的なときは、県を通じ、東日本旅客鉄道

(株)による輸送を要請する。

また、鉄道施設（JR外房線）が被害を受けた場合には、JRの現地復旧責任者の要請を受け、救助活動など、必要な支援を行い、早急な復旧を促進する。

### (3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

### (4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行うものとする。

## 4 道路情報の収集・伝達

総務部庶務班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整えるものとする。

## 5 輸送経路の確保

総務部庶務班は、土木部建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図るものとする。

## 6 燃料の確保

町は、災害時の燃料不足による応急対策への支障を避けるため、庁舎内の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合等に対し、燃料の供給を要請する。

## 7 災害時用臨時ヘリポートの確保

### (1) 物資投下が可能な地点の整備選定

災害の規模、状況により被災地の近接地で物資投下が可能な地点を選定、整備し、上空からこの地点が確認できるように表示する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、「H」の標示及び警戒人員を準備する。

### (2) 災害時用臨時ヘリポート

本町における災害時用臨時ヘリポートは、「資料編 ヘリコプター発着可能地点」のとおりとし、仰角9度の洗浄30m、幅50mにわたって障害物がなく、地面は堅固で傾斜6度以内の条件を満たすよう維持を図るものとする。

## 第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

このため、飲料水・食料・生活必需品及び救護物資・要員等について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行うものとする。

### 第1 応急給水計画

(主担当)	広域水道部、厚生部衛生班、総務部広報班
-------	---------------------

#### 1 計画方針

給水計画を樹立し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### 2 応急給水

##### (1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部衛生班が広域水道部等と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本部長（町長）は、水道事業体限りで処理不可能な場合、近接市町村（水道事業体）、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び九十九里地域水道企業団等の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

##### (2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

##### (3) 給水方法

ア 仮設配管による供給

イ 給水車、ポリ容器等による運搬供給

ウ 現地でのろ過器による浄水の供給

エ 井戸等への浄水剤等の投入、又は浄水剤等を住民に配布することによる飲料水の確保

#### (4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点とは、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の標示を掲げるなど、災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、町ホームページ等から水道事業者ホームページへリンクを設定する。

#### (5) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法が適用された場合における飲料水の供給基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 3 県営水道の応急給水

町は、県と密接に連携し、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、県営水道による応急給水の実施を要請する。

### 4 千葉県水道災害相互応援協定

町は、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、「千葉県水道災害相互応援協定」による応急給水の実施を要請する。

### 5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

#### (1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「資料編 補給水利及び応急給水用資機材の現況」のとおりである。

#### (2) 応急給水用資機材の保有状況

長生郡市広域市町村圏組合における応急給水用資機材の現況は「広域水道での給水車等の整備状況」のとおりである。

上水道は、長生郡市広域市町村圏組合で管理・運営しているため、広域圏で同時に大規模災害を被った場合には、給水車等が対応できない可能性があり、町においても給水タンクの確保に努めるものとする。

### 6 水道施設の応急復旧

災害時は、各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、水道事業者のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、応援を得て応急復旧を行うものとする。

#### (1) 風水害

ア 配電線等に被害が生じたときは、自家発電機を運転士、電力会社（営業所等）へ施設の早期復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行うものとする。

イ 排水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行うものとする。

## (2) 火災

水道施設の大部分は、地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定工事店等関係会社の協力を求め、極力漏水を防止するとともに、臨時給水栓を設置する。

## (3) 落雷

落雷により浄水場等の配線及び電気機器に被害が生じたときは、自家発電機を運転し、電力会社（営業所）への施設の早期復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

## 第2 食料・生活必需品等の供給計画

(主担当)	厚生部厚生班・衛生班、総務部庶務班、経済部会計班
-------	--------------------------

### 1 計画方針

食料及び生活必需品は、常に取扱業者と連絡を取り調達可能数量を把握し、災害時において、住民へ速やかに配給ができるよう、食料の確保及び救援物資の事前配置並びに集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。

なお、県においては、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行うこととしている。

### 2 活動体制

#### (1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、本部長（町長）が行うものとし、厚生部厚生班が中心となって、関係機関と連携のもと、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 本町における救援物資の供給に関する体制は次のとおりである。

活動区分		実施担当
食料・生活必需品等の供給の統括		厚生部厚生班
物資の確保	米穀等主要食料の調達	総務部庶務班
	米穀以外の食料の調達	厚生部衛生班
	生活必需品等の調達	厚生部厚生班
物資の支給	生活必需品等の支給	厚生部厚生班
	食料の支給	厚生部衛生班
	炊き出しの実施	

## (2) 供給物資

### ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料水等

### イ 生活必需品

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

## (3) 給与基準

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の給付・貸与の基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

## 3 救援物資の確保

### (1) 必要数量の把握

厚生部厚生班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握して総務部庶務班に連絡し、米穀の調達を依頼する。

なお、その他の救援物資等の調達については、原則として厚生部厚生班を経由するものとするが、緊急の場合には、出先の各部班において直接調達し、事後その旨を厚生部厚生班に連絡する。

### (2) 備蓄品の活用

厚生部厚生班は、必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図るものとする。

### (3) 協定企業等からの調達

総務部庶務班は、災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

### (4) 関係機関への要請

本町限りで供給不可能な場合、本部長（町長）は近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得る。

### (5) 義援物資の受付

経済部会計班は、必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

### (6) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、本部長（町長）は知事に対し、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接局長に要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

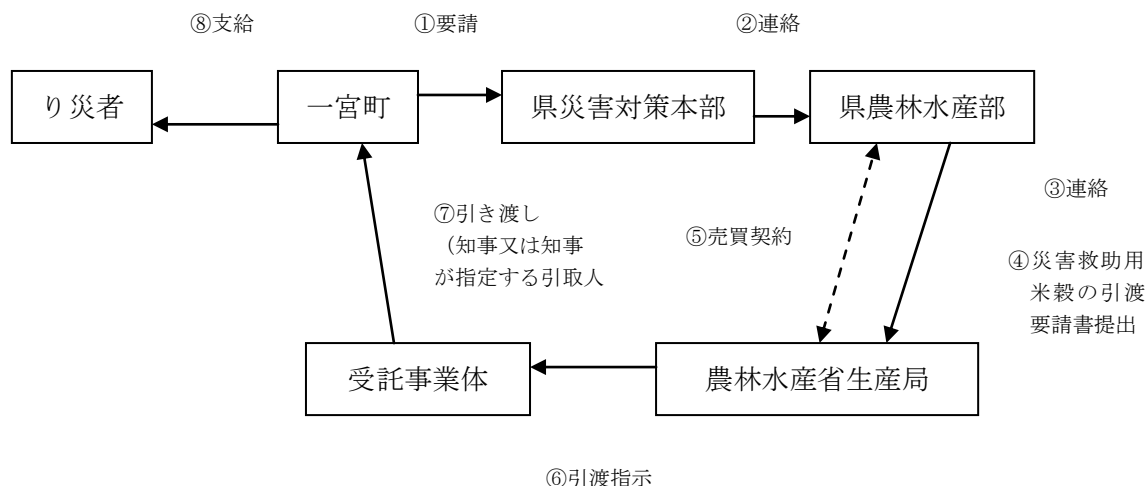
知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、局長と売買契約を締結した上で、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。



なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

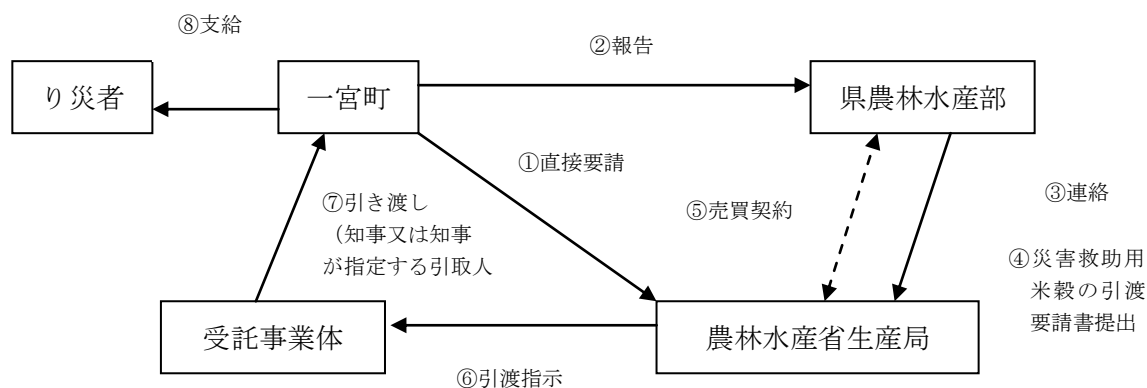
ア 政府所有米穀の受渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約を締結する。



イ 町が直接、要請する場合

町が直接生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



#### 4 救援物資の輸送及び集積地

##### (1) 輸送

調達した救援物資は、町有トラック、その他を使用し、あらかじめ定めた集積地へ必要な数量をその都度輸送する。

##### (2) 災害時における救援物資の集積地

救援物資の集積地は、原則として庁舎、又は学校等を充てる。ただし、災害の状況により、適宜交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

## 5 救援物資の配分等

### (1) 炊き出しの実施及び食品の配分

ア 炊き出しその他による食品の給与は、米穀、乾パン又は一般食料品等から購入した弁当、パン等により行う。給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給するものとし、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留り災者に対しても及ぶように努めるものとする。

イ 米穀による炊き出し給与は、厚生部衛生班が日本赤十字社千葉県支部の協力を得て、避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。

ウ 炊き出し給与のための調味料、副食等は本町の関係業者から調達し、これに充てるものとする。ただし、本町において調達が不可能、若しくは必要数量に満たない場合は、その補給について県に要請する。

### (2) 生活必需品等の配分

ア 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実状に応じて「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。

イ 給与の範囲

(ア) 生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。

(イ) 被災者のうち他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

ウ 配分

(ア) 厚生部厚生班長は、交付対象者を把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

(イ) 交付担当者（厚生部厚生班）は、上記（ア）の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 災害救助法適用後は、知事の指示を受けて実施する。ただし、通信途絶等により指示を受ける暇のないときは、上記（ア）により決定し、被災者に配分後、直ちに知事に報告する。

## 第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模災害発生時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国・県の指導のもと体制の整備に努めるものとする。

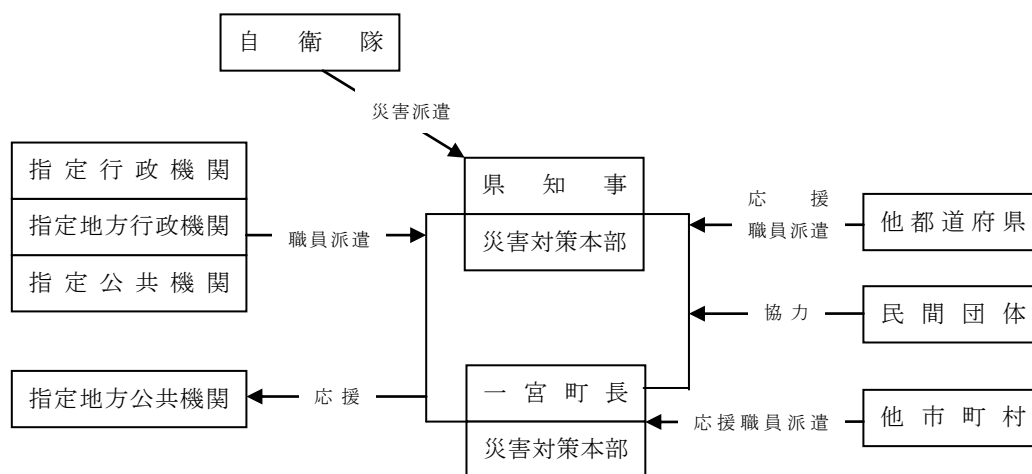
### 第1 広域応援の要請及び相互応援

(主担当)	総務部庶務班、広域消防本部、広域水道部
-------	---------------------

#### 1 広域応援協力体制

各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところに従って関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

なお、災害時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



#### (1) 国等に対する応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

#### (2) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援のあっせんを要請する。特に、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力が

ないと推測される町に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、必要物資の供給場所等について、事前に県と町の間で協議しておく。

### (3) 市町村間の相互応援

#### ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行うものとする。

#### イ 知事による措置

知事は、上記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

(ア) 応援をすべき市町村名

(イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

#### ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行うものとする。

### (4) 消防機関の相互応援

#### ア 応援要請

本部長（町長）（消防長を含む。）は、県内消防本部による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村の消防本部による応援を要請する。

また、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、速やかに「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき応援要請する。

#### イ 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出勤に関して知事からの指示があったときは、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### (5) 水道事業者等の相互応援

広域水道部の長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもと、他の事業者等に応援要請を行うものとする。

### (6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及

び消防本部との調整を行い、その受入れと活動の支援に努めるものとする。

## 2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換するものとする。

## 3 経費の負担

### (1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

### (2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

## 4 応急措置等の要請要領

町が県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

本部長(町長)は、県に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、県防災行政無線、災害時優先電話等を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

### (1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

#### ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害応急活動体制 第4 災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

#### イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の収容を要する期間

(オ) その他必要な事項

#### ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

(ア) 災害の状況及び応援(応急措置の実施)を要請する理由

(イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援(応急措置)を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)

### (2) 県に關係防災機関、他市町村及び自衛隊等の応援のあつせんを求める場合

#### ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法第83条及び本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」による。

#### イ 他市町村又は關係防災機関の応援要請のあつせんを求める場合

(ア) 災害の状況及び要請理由

- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項
- ウ 関係防災機関の職員の派遣のあつせんを求める場合
  - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
  - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
  - (ウ) 派遣を必要とする期間
  - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (オ) その他参考となるべき事項
- エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼のあつせんを求める場合
  - (ア) 放送要請の理由
  - (イ) 放送事項
  - (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
  - (エ) その他必要な事項

### (3) 県以外の機関に対する要請

他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

## 第2 民間団体等との協力体制の確立等

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、災害応急対策の実施に当たって、職員のみでは労力的に不足するとき又は特殊な作業技術者が必要なときは、町内建設業者の協力を得るとともに、民間団体の協力及び労務者の雇上げなどにより、労力の確保を図るものとする。

#### (1) 災害対策要員の動員順序

災害対策要員の動員は、次の順で行うものとする。

災害応急対策作業の内容によっては、必要に応じて他の種別要員を先に動員する。

- ア 災害対策本部の部員（消防団員を含む。）
- イ 関係地区の自主防災組織
- ウ 上記イ以外の自衛消防隊（事業所等）
- エ 民間協力団体又は庁内協力建設業者等
- オ ボランティアの動員（本章「第16節 ボランティア活動支援計画」による。）
- カ 作業員の雇上げ、関係会社等への依頼
- キ 自衛隊員（本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」による。）
- ク 県職員の派遣要請（本章「第9節 広域応援の要請及び相互応援」による。）

ケ 他市町村職員の派遣要請（本章「第9節 広域応援の要請及び相互応援」による。）

## （2）協力団体

本町における協力団体は、概ね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 一宮町商工会
- エ 九十九里漁業協同組合
- オ 長生農業協同組合
- カ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会
- キ 行政区長会
- ク 一宮町社会福祉協議会
- ケ その他これに類する団体

## （3）民間団体等の協力業務

各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の協力業務及び協力方法を定めるなど、協力体制の確立に努めるものとする。

なお、町各部は、各々の所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておくものとする。

## （4）動員等の実施者

災害対策要員の動員は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

## 2 工作協力の要請

本部長（町長）は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進するものとする。

工作活動は、概ね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- （1）水防活動に関する活動
- （2）障害物の除去等に関する活動
- （3）施設等の応急復旧に関する活動
- （4）その他応急対策に関する活動

## 3 作業員等の雇上げ、関係会社等への依頼

災害応急対策の実施に当たって、人員が不足し、又は特殊な技術が必要なときには、それぞれの応急対策実施期間において作業員等の雇上げ、関係会社等への依頼を行い、動員等に要する経費（賃金等）は、災害救助法適用の場合の要領に準じて行うものとする。

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

本部長（町長）は、町の地域にかかる災害の防除及び救護活動等が町の体制では、十分行い得ないと認めた場合は、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

### 第1 災害派遣の要請

（主担当）	総務部庶務班
-------	--------

#### 1 災害派遣の方法

##### （1）知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。
- イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

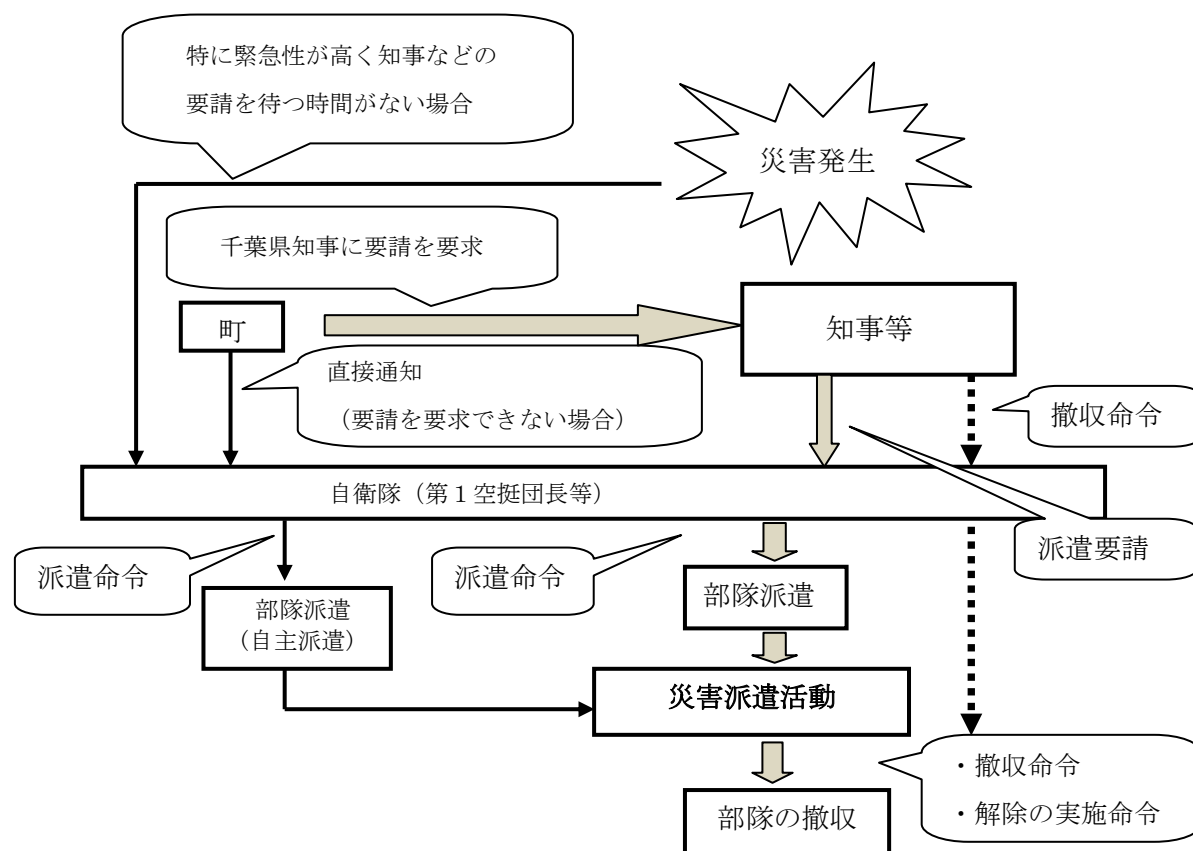
##### （2）知事に要請する暇がない場合等における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は、直接自衛隊の災害派遣を要請する。  
自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、災害派遣が実施される。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。



## 2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。



## 3 災害派遣要請の手続等

知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼する暇がないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行うものとする。

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

#### 4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）及び知事、派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行うものとする。

## 第2 災害派遣部隊の受入れ

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 災害派遣部隊の受入体制

#### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

#### (2) 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、住民との連絡調整を実施する。

#### (3) 連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間及び連絡員を配置する。

#### (4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（町長）及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備（本部事務室、宿舎、材料置場、炊事場、駐車場、指揮連絡用ヘリコプター発着場等）について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

#### (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

項目	活動内容
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

町が負担すべき派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

## 第11節 学校等における児童生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行うものとする。

### 第1 防災体制の確立

(主担当)	教育部学校教育班
-------	----------

#### 1 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### 2 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行うものとする。

##### (1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上で学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

##### (2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じるものとする。

ア 計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図るものとする。

イ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討する。

ウ 県、町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における連絡先や非常招集の方法を定め、教職員に周知させておく。

#### 3 災害時の体制

災害時において、次のとおり応急対策を実施する。

##### (1) 学校長

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 学校が災害救助施設（避難所等）に使用された場合は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、教職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な人員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致する

よう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童生徒等に周知徹底を図るものとする。

#### (2) 町（町教育委員会）

町本部の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに適切な緊急対策を指示する。

### 4 災害復旧時の体制

#### (1) 学校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行う。

また、児童生徒等の被災状況を調査して町教育委員会へ連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努めるものとする。

イ 学校施設の災害による損壊や避難所等への提供などにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努めるものとする。

#### (2) 町（町教育委員会）

ア 被災学校ごとに担当者を定め、校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

## 第2 学用品の調達及び支給

(主担当)	教育部学校教育班
-------	----------

### 1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

### 2 実施機関

教材・学用品の給与は、町長（本部長）が行うものとし、教育部学校教育班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うことができる。

### 3 学用品の給与

#### (1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

イ 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）

ウ 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）

エ 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）

オ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

## （2）学用品給与の方法

ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行うものとする。

イ 被害別・学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行うものとする。

ウ 実施に必要なものに限り支給する。

エ 文房具及び通学用品はできるだけ同一規格・同一価格のもので行うものとする。

## （3）学用品の品目

ア 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

## （4）費用の限度額

学用品の給付基準及び災害救助法適用後において適用される基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

## 第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

（主担当）	教育部学校教育班、経済部税務班
-------	-----------------

### 1 授業料等の減免等

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

### 2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するに当たっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達並びに指導及び助言を要請する。

## 第4 文化財の保護

（主担当）	教育部社会教育班
-------	----------

### 1 町の実施措置

文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握する。

(1) 町が管理する文化財

応急対策を行うものとする。

(2) 県指定の文化財

調査結果について町教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。

2 所有者、管理者の実施措置

直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

3 関係機関の実施措置

被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じるものとする。

## 第12節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

### 第1 一斉帰宅抑制対策

(主担当)	総務部庶務班、産業部商工班、教育部学校教育班
-------	------------------------

#### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。

このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行うものとする。

#### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努めるものとする。

#### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携して保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努めるものとする。

### 第2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主担当)	総務部庶務班・広報班、産業部商工班、教育部学校教育班
-------	----------------------------

#### 1 一時滞在施設の開設

町及び県は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設するとともに、町は、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時収容についての協力を要請する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行うものとする。



## 2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

## 3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れる。その際、町及び県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱するなど、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行うものとする。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図るものとする。

### 第1 保健衛生活動等

(主担当)	厚生部衛生班・医務班、長生健康福祉センター
-------	-----------------------

#### 1 活動体制

町は、平常時から、長生健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチームを編成するなど、体制の整備を行い、長生健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うものとする。

#### 2 保健活動

##### (1) 巡回健康相談の実施

町は、長生健康福祉センターの支援のもと、健康相談においては被災者の健康管理及び心のケアと併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行うものとする。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

##### (2) 避難行動要支援者の情報共有

町は災害発生時、把握している避難行動要支援者の健康状態の把握を行い、長生健康福祉センターが把握する要配慮者に関する情報の共有・交換を行うものとする。

##### (3) 食品衛生知識の普及

町は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、長生健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。

##### (4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて長生健康福祉センターに対し、保健師等の派遣を要請する。

#### 3 飲料水の安全確保

町は、長生健康福祉センターと連携し、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行うものとする。

## 第2 防疫活動

(主担当)	厚生部衛生班、長生健康福祉センター
-------	-------------------

### 1 防疫体制の確立

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、長生健康福祉センター、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て、体制の確立を図り、適切な措置を講じるものとする。

町においては、厚生部衛生班に医師、保健師又は看護師、その他職員により防疫班を編成し、県と相互に連絡を取りながら防疫活動を実施する。

### 2 実施主体

災害時の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

なお、被害が激甚であり、又機能が著しく阻害されたため、知事の指示、命令により本部長（町長）が行うべき事務を実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、感染症法第27条又は予防接種法第25条により県が代執行を行うものとする。

### 3 災害防疫の実施方法

#### （1）検病調査及び健康診断

防疫班は、災害の規模に応じ、健康福祉センターの協力を得て、浸水地域、滞水地域、避難所等を重点に、検病調査及び必要に応じて感染症法に基づく健康診断を実施する。

#### （2）広報活動

- ア 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努めるものとする。
- イ 町は、検病調査に並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行うものとする。

#### （3）消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備・拡充を図るものとする。

#### （4）県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、速やかに、薬剤供給の支援を要請する。

### 4 患者の入院

防疫班は、感染症患者について県に報告し、感染症法第19条の規定に基づき、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

### 5 防疫用薬剤の確保

#### （1）必要な資材

動力ミスト及び電力噴霧器等の器材とクレゾール、ダイヤジノンその他の薬品を

使用する。

## (2) 輸送方法

人員、資材（薬剤、器材など）の輸送は、厚生部衛生班の車両又は他班車両の協力を得て行うものとする。

## (3) 県への要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

## 6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時長生健康福祉センターに報告する。

## 第3 死体の捜索・処理等

(主担当)	厚生部衛生班、茂原警察署、海上保安署
-------	--------------------

### 1 基本方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

### 2 実施機関

#### (1) 死体の捜索、収容、処理及び埋葬

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、町長（本部長）が行うものとし、厚生部医務班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

#### (2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、町及び県が場所の選定を行うものとする。

### 3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、本部長（町長）は、検案医師等について、必要に応じて茂原市長生郡医師会長、茂原市長生郡歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。

なお、具体的な現場指揮については、災害の様態、現場の状況に応じて関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

#### 4 救助の基準等

##### (1) 死体の搜索

死体の搜索は、行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者とする。

ア 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。

イ 死亡した原因は問わないこと。

##### (2) 死体の処理

ア 死体を処理する場合

(ア) 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

(イ) 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行うものとする。

(ウ) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（見分）終了後、警察から遺族又は町等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

イ 死体の処理内容

(ア) 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(イ) 死体の一時保存

(ウ) 検案

##### (3) 埋葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合（遺族等が埋葬できない場合、又は遺族等に引き渡しできない場合など）

イ 埋葬の方法

(ア) 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

(イ) 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

#### 5 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

## 6 死体収容所の収容等

### (1) 死体収容所（安置所）の開設

- ア 死体収容所は、被害現場付近の寺院、公共建物、公園等を利用して死体収容所を開設し、収容する。
- イ 上記アの収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

### (2) 死体の収容

- ア 町は身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。
- イ 死体収容所において、町は埋葬許可証を発行する。
- ウ 家族その他から死体の引き取りを希望するものがあるときは、死体処理票により整理の上、引き渡す。

## 7 死体の埋火葬

### (1) 埋火葬の手続き

- ア 死体を火葬に付する場合、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。
- イ 遺骨及び遺留品に遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。
- ウ 家族その他から遺骨及び遺留品の引き取りを希望する者がある場合は、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理の上、引き渡す。

### (2) 火葬場

火葬は、原則として一宮聖苑組合の火葬場で実施するものとするが、災害の規模・程度に応じ、近隣市町村設置の火葬場に協力を依頼する。

#### 一宮聖苑組合の火葬処理能力

名称	所在地	火葬炉	一日の処理能力	電話
一宮聖苑	一宮町一宮7459-4	3基	6体	42-5445

### (3) 埋葬場所

町内各地に所在する寺院の協力を得て埋葬する。

### (4) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内共同墓地その他別に定める場所に保管する。

## 8 災害救助法による救助の基準等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用にいたらない場合における応急救助対策も、これに準じて実施する

ものとする。

#### 9 その他（海上保安署における計画）

- (1) 災害により町周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。
- (2) 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当たる。
- (3) 収容した死体は、知事又は本部長（町長）と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は本部長（町長）の行う措置に協力する。

### 第4 動物対策

(主担当)	長生健康福祉センター、動物愛護センター
-------	---------------------

長生健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

### 第5 障害物の除去計画

(主担当)	土木部土木班・建設班、消防部
-------	----------------

#### 1 計画方針

復旧作業車両、救援車両の通行路を確保するために必要な道路については、被災者車や倒壊物等の国土交通省が遺物を速やかに処理し、二次災害を防止するとともに、応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。

#### 2 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

- (1) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、本部長（町長）が実施する。

本町においては、土木部建設班が消防部（消防団）と連携し、これに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うことができる。

- (2) 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 3 道路関係障害物除去計画

#### (1) 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、「道路法第3章第1節 道路管理者」に規定する道路管理者が行うものとする。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図る。特に、緊急輸送道路一次路線及び二次路線については最優先に実施する。

#### (2) 実施方法

- ア 県道の障害物については、直ちに長生土木事務所に連絡し、除去を要請する。
- イ 町道については、土木部建設班が消防部（消防団）と連携して実施するほか、一宮町建設業協力会、一宮町建設業業者5社との協定により町内の土木業者等に必要な資機材の調達等の協力を求める。
- ウ 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

### 4 河川・海岸関係障害物除去計画

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

### 5 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

#### (1) 障害物の除去の対象となる者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

#### (2) 実施方法

- ア 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、消防団の協力を得て行うほか、必要に応じ一宮町建設業協力会、一宮町建設業業者5社等町内の土木業者の協力を要請し、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。
- イ 災害救助法適用後においては、前記アに基づき除去対象戸数及び所在を調査し、県へ報告するとともに、除去活動を要請する。
- ウ 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行うものとする。（応急的救助に限る）。

#### (3) 障害物の集積場所

交通に支障のない国・県・町有地とするが、適当な場所がない場合は、民有地等



を一時使用する。

民有地の場合、所有者に事前に速やかに連絡し、承諾を受けるものとする。

#### (4) 経費の限度額及び実施期日等

経費の限度額及び実施期日等は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 6 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図るものとする。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行うものとする。

### 7 健康被害の防止対策

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しており、災害後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めるものとする。

## 第6 清掃計画

(主担当)	厚生部衛生班、広域環境衛生センター
-------	-------------------

### 1 廃棄物の処理方針

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図るものとする。

### 2 実施機関

(1) 被災時における被害地帯の廃棄物処理は、町長（本部長）が行うものとし、厚生部衛生班が広域環境衛生センター等と連携し、その措置に当たる。

(2) 風水害等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、近隣他市町村へ協力を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(3) 町は、県に対し、廃棄物処理に関する助言及び情報提供を要請する。

### 3 廃棄物の収集と処理

#### (1) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処

理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

## (2) 廃棄物の処理方針

### ア がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

### イ 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

### ウ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮して災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

### エ 適正処理が困難な廃棄物

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

### オ し尿

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

## (3) 発生量の推計方法

町は、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下、本節において「策定指針」という。）で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図るものとする。

## (4) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町は、前記（3）で推計した発生量に応じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行うものとする。

## (5) 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

## (6) 収集処分の方法等

ア 食物の残廃物は、衛生、防疫に十分配慮してできるだけ土の中へ埋めるなど自家処理を行うことを基本とする。

イ 倒壊・焼失家屋からの廃棄物等については、原則として被災者自らが、町が指定する場所に搬入するものとし、困難な場合は、町が収集処理を行うものとする。

ウ ごみの処分は、焼却場のほか、必要に応じて埋め立て、露天焼却等環境衛生上支

障のない方法で行うものとする。

(7) ごみ処理施設及びし尿処理施設

本町におけるごみ処理施設及びし尿処理施設の処理能力等は、次のとおりである。

ごみ処理施設の概要

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
環境衛生センター ごみ処理場	茂原市長	長生郡長生村藪 塚 1115 番地	可燃ごみ 粗大ごみ	81 t / 日 36 t / 5 時間	23-4944

し尿処理施設の概要

施設名	管理者	所在地	処理対象	処理能力	電話番号
環境衛生センター し尿処理場	茂原市長	長生郡長生村藪 塚 1115 番地	し尿	122kℓ/日	23-4944

## 第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を行うものとする。

### 第1 応急仮設住宅の提供等

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

#### 1 応急仮設住宅の建設

災害により住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行うものとする。

##### (1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、本部長（町長）が行うものとし、土木部建設班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

#### 2 町営住宅の提供及び民間賃貸住宅の空き家の活用

##### (1) 町営住宅の提供

町営住宅は、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め、入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

##### (2) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町及び県は、関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げることにより民間賃貸住宅を提供するよう努めるものとする。

### 3 住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

#### (1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行うものとし、土木部建設班が関係機関と連携し、その措置に当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 住宅事業者団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

#### (3) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の修理基準は、「資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

### 4 建設資材の確保

(1) 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

(2) 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

## 第2 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定等の実施

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じるものとする。

なお、県においては、被災建築物応急危険度判定体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の養成・登録、被災宅地危険度判定支援体制の整備、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行っている。

### 1 被災建築物応急危険度判定の実施

#### (1) 判定士の確保

次の方法により、建築物応急危険度判定の有資格者を確保する。

ア 町内建築関係団体への要請

イ 県及び他市町村への応援の要請

ウ ボランティア（判定士）の募集のための広報の実施

## （2）受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行うものとする。

## （3）応急危険度判定実施本部（窓口）の設置

多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、応急危険度判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行うものとする。

- ア 活動拠点の準備
- イ 受入判定士のとりまとめと割り振り、指示
- ウ 判定に必要な用具の準備
- エ 調査表、結果表の準備
- オ 情報収集

## （4）判定作業の概要

- ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会）に従って行う。
- イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分する。
- ウ 判定は目視にて行う。
- エ 判定結果表を目立つ場所に貼る。
- オ 判定結果について必要に応じて使用者らに説明する。

## （5）判定後の措置

判定実施本部解散後、必要に応じて相談窓口の設置や建築関係団体への協力要請を行う。

## 2 被災宅地危険度判定の実施

### （1）判定士の確保

次の方法により、宅地の危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内の土木、建築及び宅地開発関係団体への要請
- イ 県及び他市町村への応援の要請
- ウ ボランティア（判定士）の募集のための広報の実施

### （2）受入体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行うものとする。

### （3）被災宅地危険度判定実施本部（窓口）の設置

多数の判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、被災宅地危険度判定実施本部（窓口）を設置し、以下の環境整備を行うものとする。

- ア 受入判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の配分
- ウ 判定基準の資料の準備
- エ 立入禁止などを表示する用紙の準備

オ 判定統一のための打ち合わせの実施

#### (4) 判定作業の概要

ア 判定は、「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に従って行うものとする。

イ 判定の結果は、「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」に区分する。

#### (5) 判定後の措置

判定の結果、「危険宅地」とされた宅地については、立入禁止の措置をとる。

### 3 リ災証明書の交付

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に、り災証明書や被災証明書の交付体制を確立し、被災者に交付する。

### 4 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行うものとする。ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

## 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧計画

災害により被害を受けた、生活施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図るものとする。

### 第1 水道施設

(主担当)	広域水道部
-------	-------

#### 1 計画方針

災害時において、水道事業体は、飲料水及び生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努めるものとする。

このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行うものとする。

なお、水道事業体限りで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体の応援を得て、復旧を行うものとする。

#### 2 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

#### 3 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### (1) 復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

##### (2) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体必要な材料を要請するほか、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努めるものとする。

##### (3) 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行うものとする。

#### 4 広報対策

排水処理施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努めるものとする。



## 第2 電気施設

(主担当)	東京電力(株)木更津支社
-------	--------------

### 1 計画方針

東京電力(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

### 2 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

#### (1) 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

#### (2) 組織の運営

##### ア 発令

(ア) 本(支)部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。

(イ) 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

(ウ) 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

##### イ 運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

##### ウ 縮小・解除

本(支)部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本(支)部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

##### エ その他

発令、解除、その他情報受伝達は、情報班が行うものとする。

#### (3) 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

#### (4) 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

#### (5) 被害復旧対策

##### ア 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

(ア) 復旧応援隊の必要の有無

- (イ) 復旧作業隊の配置状況
- (ウ) 復旧資機材の調達
- (エ) 電力系統の復旧方法の検討
- (オ) 復旧作業の日程
- (カ) 仮復旧の完了見込み
- (キ) 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- (ク) その他必要対策

#### イ 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行うものとする。

##### (ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の重要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

##### (イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

##### (ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

##### (エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

#### (6) 復旧応援隊の運営

被害が多大で、当該非常災害対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業に当たる。

#### (7) 復旧用資機材等の調達及び輸送

- ア 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。
- イ 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。
- ウ 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行うものとする。

#### (8) 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努めるものとする。

### 3 復旧作業上の留意事項

- (1) 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- (2) 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- (3) 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

### 4 非常災害前の対策

#### (1) 情報連絡

- ア 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。
- イ 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、事業用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

#### (2) 各設備の予防強化

##### ア 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

##### (ア) 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

- (イ) 防火、防水、救命用器などの点検整備
- (ウ) 非常持出物品の搬出準備
- (エ) 防火扉の開閉点検
- (オ) 建物の補強
- (カ) 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止
- (キ) 排水設備の点検整備

##### イ その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

- (ア) 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。
- (イ) 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講じるものとする。
- (ウ) その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図るものとする。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

##### ウ 要員の動員、連絡の徹底

(ア) 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

(イ) 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

(ウ) 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

(エ) 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

(オ) 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。

#### エ 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

#### オ 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努めるものとする。

(ア) 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

(イ) 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

(ウ) 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。

また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

## 5 災害発生時の対策

### (1) 各設備の運転保守について

ア 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

イ 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

### (2) 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努めるものとする。

#### ア 被害状況の収集

(ア) 本部

a 電話連絡可能な場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌

握する。

- b 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

(イ) 支部

- a 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努めるものとする。
- b 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努めるものとする。

イ 被害状況の周知

- (ア) 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努めるものとする。
- (イ) 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

### 第3 ガス施設

(主担当)	大多喜ガス(株)
-------	----------

#### 1 計画方針

導管事故又は災害の発生時に速やかに対応するための基準及び組織を定め被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、応急措置又は災害復旧措置等を迅速かつ的確に行い、安全の確保に努めることを目的とする。

#### 2 予防対策

- (1) 台風襲来時にあっては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。
- (2) 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水及び崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視するものとし、特に満潮時刻には警戒を強める。
- (3) 拠点ごとに毎時の気圧、降雨量、河川水位を定点観測し、被害の発生を予測し対応する。
- (4) 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

#### 3 応急対策

##### (1) 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。

## (2) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡に当たるとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡を取り、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

## (3) 消費者に対する広報

経済産業省、県、町、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努めるものとする。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努めるものとする。

## (4) 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、復旧活動を行う上で必要な拠点を確保する。

## 第4 通信施設

(主担当)	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
-------	------------------------------

### 1 東日本電信電話(株)

#### (1) 災害時の活動体制

##### ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図るものとする。

##### イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

#### (2) 発災時の応急措置

##### ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行うものとする。

###### (ア) 電源の確保

###### (イ) 災害対策用無線機装置類の発動準備

###### (ウ) 非常用電話局装置等の発動準備

###### (エ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備

###### (オ) 局舎建築物の防災設備の点検

###### (カ) 工事用車両、工具等の点検

###### (キ) 保有資材、物資の点検

###### (ク) 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

#### イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 特設公衆電話の設置
- (オ) 非常用可搬型電話局装置の設置
- (カ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (キ) 回線の応急復旧
- (ク) 伝言・取次サービスの実施

#### ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項
- (エ) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

### (3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間の維持に必要な補強及び整備工事

## 2 (株)NTTドコモ

### (1) 災害時の活動体制

#### ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図るものとする。

#### イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たるものとする。

### (2) 発災時の応急措置

#### ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行うものとする。

- (ア) 可搬型無線基地局装置の発動準備
- (イ) 移動電源車等の発動準備

- (ウ) 局舎建築物の防災設備等の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有資材及び物資の点検
- (カ) 局内・局外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

#### イ 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難な場合や、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行うものとする。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保
- (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置
- (エ) 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- (オ) 回線の応急復旧

#### ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容
- (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期
- (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

### (3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従い、次の順で工事を実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- ア 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- イ 原状復旧までの間の維持に必要な補強及び整備工事

## 3 KDDI (株)

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努めるものとする。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い、必要な通信の確保をするとともに、一般住民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

## 第5 郵政業務

(主担当)	日本郵便 (株)
-------	----------

### 1 計画方針

日本郵政グループにおいては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を



実施する。

## 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

## 3 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

日本郵便（株）が指定した取扱局（支店）において、被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

## 4 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便（株）が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店とする。

## 5 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

## 6 郵便窓口業務

(1) 災害時における窓口業務の維持を行う。

(2) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

## 第16節 ボランティア活動支援計画

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

### 第1 ボランティアの活動分野

(主担当)	厚生部厚生班、町社会福祉協議会
-------	-----------------

#### 1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

##### (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳及び情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

##### (2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け及び輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

#### 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

##### (1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

## (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

### 3 ボランティアリーダーの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要なため、県及び日本赤十字社千葉県支部で実施する研修会や講習会を通じて、災害ボランティアリーダーの養成を進めるものとする。

## 第2 ボランティア受入体制

(主担当)	厚生部厚生班、総務部庶務班、町社会福祉協議会
-------	------------------------

### 1 平時におけるボランティア意識の啓発

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴える。特に、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図るものとする。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図るものとする。

### 2 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を活用するとともに、町及び県に加え、町災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに県社会福祉協議会、近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

### 3 災害時におけるボランティアの登録・派遣

災害の状況に応じた、より実的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

### (1) 町災害ボランティアセンター窓口の設置

周辺地域において、大規模な災害が発生した際、町社会福祉協議会は、ボランティア活動の調整機関として、町と連携し、町災害ボランティアセンターを設置する。

なお、建築物及び周辺地域の被災状況等により機能が維持できない場合は、本部長(町長)等の判断において適切な場所に設置することができる。

### (2) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、 情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※ 平時に登録を行っている。

### (3) 町災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターによる登録

#### ア 町災害ボランティアセンター

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、町の要請に基づき、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

また、被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者についても、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口において受付を行い、災害現地での災害対策活動に従事する。

#### イ 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行うものとする。

### (4) ボランティアの派遣

県及び県災害ボランティアセンターで受入れた専門分野での活動を希望する個人及び団体のボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

なお、周辺市町村においては、県災害ボランティアセンターの指示により、被災

市町村と連絡調整の上、現地にボランティアを派遣することとなっている。

#### 4 ボランティアニーズの把握

町は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努めるものとする。

なお、県災害ボランティアセンターにおいては、町との連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努めることとしている。

#### 5 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援・救護策を進めるものとする。

#### 6 ボランティアへの支援

##### (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

##### (2) 活動拠点の提供

ボランティアの活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

##### (3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる町が負担する。ボランティア活動に必要な資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うよう努めるものとする。

#### 7 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターは町内で活動するボランティアの把握に努めるとともに、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 基本方針

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、地域の復旧・復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復旧・復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性をとりまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成している。

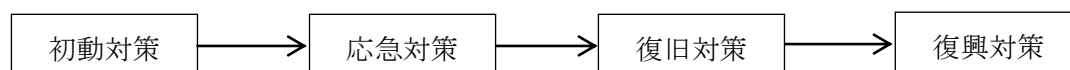
町は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復旧・復興の理念、事業内容に関する研究に努めるとともに、関係機関と調整しながら円滑かつ迅速に復旧・復興計画を策定し、計画的に復旧・復興を推進する。

#### 1 災害防止に配慮した復旧・復興

災害からの復旧・復興に当たっては、再度、同様の被害を被ることがないように、災害防止に十分配慮した計画的な復旧・復興とする。

#### 2 復旧段階への計画的な移行

初動対策から、応急対応策、復旧・復興対策へと、計画的・段階的にスムーズな移行を図るものとする。



#### 3 総合的・全体的な復旧・復興

住民の高齢化・単身化に配慮しながら、メンタルヘルスケア（精神的な支援）を含めて、被災者生活安定のための支援、公共施設等の総合的な復旧・復興の取組みを進めるものとする。

#### 4 迅速な復旧・復興

普及・復興が長引き、住民や地域産業の活力が失われることのないよう、できるだけ速やかな復旧・復興を行うものとする。

#### 5 情報・相談活動の充実

住民が希望と自信を持って復旧・復興に当たることができるよう、町は、疎開先の住民を含めて十分な広報活動を行うものとする。

また、総合窓口による相談体制の確立を図るとともに、職員・地域ボランティア等の協力のもとに、一人暮らし高齢者等への訪問活動等の充実を図り、り災者の精神的な

バックアップに努めるものとする。

## 6 機動的、弾力的な取組み

町は、迅速な復旧・復興に向けて、特に必要な場合には、町の実情にあった町独自の支援事業等を検討し、機動的、弾力的な方法を採用する。

## 7 関係各課、広域的な連携

町は、防災の観点だけでなく、将来の地域環境や景観、観光・レクリエーション資源の保全・回復、地域産業の発展等を考慮に入れ、関係各課が連携して復旧・復興に当たるとともに、迅速な復旧・復興に向けて、道路事業やごみの処理等、関係各課や広域的な連携を図るものとする。

## 第2節 激甚災害の指定

町は、激甚災害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 第1 激甚災害指定の手続き

(主担当)	関係各部
-------	------

激甚災害指定の手続きは、概ね次のとおり行われる。

- (1) 町長は、町内において大規模な災害が発生した場合、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、内閣総理大臣に報告するなど、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるものとする。この場合において、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力するものとする。
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた場合、中央防災会議の意見を聞いて、原人災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され政令として公布される。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行うものとする。

### 第2 特別財政援助額の交付手続き

(主担当)	関係各部
-------	------

#### 1 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続等を実施する。

#### 2 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。



## 第3節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

### 第1 かり災証明書の交付

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

#### 1 活動体制

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にかり災証明書の交付体制を確立し、被災者にかり災証明書を交付する。

本町におけるかり災証明書の発行事務は、総務部庶務班が担当する。

なお、本部が設置されない場合、又は廃止された以降については、総務課行政グループが担当する。

#### 2 発行手続き

総務部庶務班は、本部に集約された個別調査結果に基づき、「かり災者台帳」を作成し、被災者の「かり災証明書」発行申請に対して、この「かり災者台帳」により確認の上、発行する。

なお、「かり災者台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに、客観的に判断できるときは、「かり災証明書」を発行するものとする。

#### 3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、次の事項について証明する。

##### (1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

##### (2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

#### 4 証明手数料

証明手数料は免除する。

#### 5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

## 第2 被災者生活への支援制度

(主担当)	関係各部
-------	------

### 1 被災者生活再建支援金

#### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象 災害	<p>暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>(4) 上記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害</p> <p>(5) 上記(3)又は(4)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、前記(1)～(3)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(6) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害</p>																		
対象 世帯	<p>対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>																		
支 給 限度額	<p>支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額とする。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																

支給 条件	経費	不問
	年齢・年収	制限なし
申請 方法	申請窓口	関係各部又は担当課にてとりまとめの上、県へ提出
	添付書面	(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等
	申請期間	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内

### (3) 被災者生活再建支援法人の指定

県は、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館を指定しており、県が行う支給事務に関して支援法人へ委託している。

なお、町が提出した申請書類は、県が当該書類を委託先である支援法人へ提出し、申請書を受理した支援法人にて交付決定等を行うこととなっている。

## 2 生活福祉資金

### (1) 目的

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

貸付 対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付 金額	一世帯 150万円以内	
貸付 条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利 率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	(1) 連帯保証人となること (2) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 (3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む	

### 3 災害援護資金

#### (1) 目的

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

#### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

<b>対象 災害</b>	(1) 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合 (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合																						
<b>貸付 限度額</b>	<table border="1"> <tr> <td>①世帯主の1か月以上の負傷</td> <td>150万円</td> <td rowspan="2">} 250万円</td> <td rowspan="4">} 270万円 (350)</td> <td rowspan="4">} 350万円</td> </tr> <tr> <td>②家財の1/3以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>③住居の半壊</td> <td>170万円(250)</td> </tr> <tr> <td>④住居の全壊</td> <td>250万円(350)</td> </tr> <tr> <td>⑤住居の全体が滅失若しくは流失</td> <td>350万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円	②家財の1/3以上の損害	150万円	③住居の半壊	170万円(250)	④住居の全壊	250万円(350)	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円									
①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)				} 350万円																
②家財の1/3以上の損害	150万円																						
③住居の半壊	170万円(250)																						
④住居の全壊	250万円(350)																						
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円																						
	(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額																						
<b>支給 限度額</b>	<table border="1"> <tr> <td>所得制限</td> <td>(世帯人員)</td> <td>(町民税における総所得金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主</td> </tr> </table>	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)		1人	220万円		2人	430万円		3人	620万円		4人	730万円		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主		
所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)																					
	1人	220万円																					
	2人	430万円																					
	3人	620万円																					
	4人	730万円																					
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																					
	ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主																						
	利率	年3% (据置期間は無利子)																					
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)																					
	償還期限	10年 (据置期間を含む)																					
	保証人	連帯保証人になること																					
<b>償還方法</b>	年賦又は半年賦																						
<b>申込方法</b>	官公署が発行する被災証明書を添付し、福祉健康課へ申請																						

#### 4 災害弔慰金

##### (1) 目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母

#### 5 災害障害見舞金

##### (1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりである。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円

障害の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両目が失明した者</li> <li>(2) 咀嚼及び言語の機能を廃した者</li> <li>(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</li> <li>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者</li> <li>(5) 両上肢をひじ関節以上で失った者</li> <li>(6) 両上肢の用を全廃した者</li> <li>(7) 両下肢をひざ関節以上で失った者</li> <li>(8) 両下肢の用を全廃した者</li> <li>(9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</li> </ul>
-------	---

### 第3 公営住宅の建設等

(主担当)	土木部建設班、総務部庶務班
-------	---------------

#### 1 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者に対し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するために借上げることにより、被災者の居住の安定を図るものとする。

#### 2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じるものとする。

#### 3 一宮町液状化等被害住宅再建支援事業

大規模な地震により、住宅に液状化等の被害を受けた世帯に対し、一宮町液状化等被害住宅再建支援金を交付することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図るものとする。

#### 4 住宅復興資金

##### (1) 目的

暴風雨、水害等の大災害により、住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### (2) 災害復興住宅資金

災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るものとする。

### (3) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね10戸以上となった場合、本部長（町長）は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

## 第4 義援金品の配分

(主担当)	総務部庶務班、経済部会計班
-------	---------------

### 1 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び町の三者で総合的な計画を樹立する。

### 2 義援金品の受付

#### (1) 義援金品の受付

受付窓口は、経済部会計班に設置し、義援金品の受付を行うものとする。ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

経済部会計班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

#### (2) 領収書の発行

義援金品を受領したときは、寄託者に領収書を発行する。

### 3 義援金品の保管

(1) 寄託された義援金については、被災者に配布するまでの間、一宮町会計管理者名義の普通口座で、町指定金融機関に保管する。

(2) 義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を併せて、災害物資集積場所（状況に応じて指定する。）に保管する。

### 4 義援金品の配分及び輸送

#### (1) 義援金品の配分

ア 義援金品の配分は、総務部庶務班が被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案の上、配分計画を立て、災害対策本部において決定する。

イ 被災者に対する支給に当たっては、総務部庶務班が担当し、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、必要に応じ行政区、自主防災組織、民生委員児童委員、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

#### (2) 義援品の輸送

義援品は、第3章「第8節 救援物資供給活動」に準じて輸送する。

## 第5 租税の徴収猶予及び減免等

(主担当)	経済部税務班
-------	--------

### 1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図るものとする。

### 2 実施措置

#### (1) 期限の延長

町長は、災害のため地方税法又は町条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

#### (2) 納入義務の減免等

町長は、町条例に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予又は減免する。

## 第6 生活相談

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

### 1 相談所の設置

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

また、被災により他に就職を希望する者に対しては、本人の希望を把握した上、公共職業安定所へ連絡し、就職のあっせんを要請する。

### 2 県との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合窓口を利用する等、県と緊密な連携を図るものとする。

## 第7 事業主等への支援制度

(主担当)	産業部農林班・商工班
-------	------------

### 1 雇用の維持に向けた事業主への支援

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努めるものとする。

### 2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じるものとする。



(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	(1) 激甚災害により被害を受けた者 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者	
	融資使途	設備資金、運転資金	
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内	
	融資期間	設備資金	10年以内
		運転資金	7年以内
融資利率	年1.4%～2.0% (融資期間により異なる。)		
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの	
	融資使途	設備資金、運転資金	
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内	
	融資期間	設備資金	10年以内
		運転資金	7年以内
融資利率	年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)		

(2) 利子補給

前記(1)の資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行うものとする。  
(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)



(3) 県漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫による資金貸付

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	変動(毎月見直し)	25年 (据置10年以内)	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等		600万円 (特認年間経営費等の3/12以内)	10年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧		80~90%以内 80%以内 80%以内	30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧		80%以内	20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等		1隻当たり4億5千万円 (特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額	12年 (据置2年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植		1施設当たり300万円(特認600万円、特々認800万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧		80%以内	20年 (据置3年以内)

## 第8 その他の生活確保

(主担当)	総務部庶務班
-------	--------

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便 (株)	<p>災害救助法が発動された場合は、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施する。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱、(株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

## 第4節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等のライフライン施設及び農業用施設、また、道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 第1 ライフライン施設の復旧

(主担当)	広域水道部、東京電力（株）木更津支社、東日本電信電話（株）、 大多喜ガス（株）
-------	--

#### 1 水道施設（広域水道部）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行うものとする。

##### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行うものとする。
- イ 施設の耐震化を図るものとする。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図るものとする。

##### (2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行うものとする。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。  
この場合は次の点に留意する。
  - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行うものとする。
  - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報及び保安対策に万全を期する。

##### (3) 復旧対策

- ア 震災復旧の基本方針  
被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努めるものとする。
- イ 水道施設の復旧  
取水場、浄水場、給水場、管路等の重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図るものとする。

ウ 復旧後の地震対策

復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。

(ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図るものとする。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。

また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図るものとする。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所が発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行うものとする。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ        "      のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ        "      のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

### 3 通信施設（東日本電信電話（株））

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電気通信サービスの復旧効果の大きいものより、復旧を行う。

#### 復旧を優先する電気通信サービス

- |                                  |
|----------------------------------|
| (1) 電話サービス（固定系・移動系）              |
| (2) 総合デジタル通信サービス                 |
| (3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）  |
| (4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む） |
| (5) 衛星電話サービス                     |

#### 重要通信を確保する機関の順位

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく。）
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

### 4 ガス施設（大多喜ガス（株））

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、次の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

## (2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

## (3) 復旧作業

### ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

### イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

### ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

### エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・管内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 管内管検査及び管内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

## 第2 公共土木施設等の復旧

(主担当)	土木部土木班・建設班、産業部農林班、長生土木事務所
-------	---------------------------

### 1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

### 2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。



### (1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- イ 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

### (2) 海岸保全施設

- ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### (3) 砂防施設

- ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの。
- イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。
- エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの。

### (4) 急傾斜地崩壊防止施設

- ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの。
- イ その他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

## 3 農業施設

農業用施設管理者は、管理する施設が地震・津波により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

### (1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊又は決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

### (2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

### (3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与

えるもの。

#### (4) 排水施設

ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

## 第5節 改良復旧及び災害復興

災害からの復旧は、施設の原型復旧にとどまらず、将来の災害に備え、関係機関と連携の上、必要な基準を満たすよう改良復旧・復興事業計画を立て、早期に実施を図るものとする。

なお、計画の実施に当たっては、迅速な復旧を目指し、復旧・復興計画の周知徹底を図り、住民の協力を得るとともに、関係機関の連携を強化する。

### 第1 災害復旧事業

(主担当)	総務部、経済部、厚生部、土木部、産業部、教育部
-------	-------------------------

#### 1 災害復旧事業計画の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（河川、砂防、道路、急傾斜地崩壊防止施設等）
- (2) 農林水産業施設災害復旧計画
- (3) 上下水道住宅災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (6) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (7) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (8) その他の計画

#### 2 復旧事業の方針

##### (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、町は実施に必要な職員の配備、応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

##### (2) 災害復旧事業計画

町は、復旧事業計画を速やかに作成し、国及び県の補助事業について、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定実施が速やかに行われるよう努めるものとする。

##### (3) 緊急調査の促進

町は、緊急の場合には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。

##### (4) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置するとともに、事業期間の短縮を図り、復旧事業の実施効率をあげるよう努めるものとする。

### (5) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、道路等）の取扱い手続き

#### ア 国庫負担災害

国庫負担による公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、道路等）の取扱い手続きは、次のとおりである。

災害報告 → 応急工事工法協議 → 現地調査及び設計図書作成 → 国庫負担申請 → 現地査定 → 事業費決定 → 事業費決定通知 → 工事の実施（設計変更及び合併施行） → 災害発生を含めて3か年（緊急工事は2か年）

なお、災害復旧事業として採択される限度及び範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要領、公共土木施設災害復旧事業査定方針による。

#### イ 小災害

前記ア以外の小災害で、将来再び被害の因をなすと認められるものは、町単事業又は県単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

### 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

災害復旧事業費は、町長及び知事の報告並びに資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて援助される。

#### (1) 法律により一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「公共土木負担法」という。）
- イ 効率学校施設災害復旧費国庫負担法（以下「効率学校負担法」という。）
- ウ 土地区画整理法
- エ 伝染病予防法
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- カ 予防接種法
- キ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（以下「暫定措定法」という。）

#### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

町は、激甚災害が発生した場合、災害と状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

### 4 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じるものとする。

- (1) 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害普及事業債について調査し、事業執行に万全を期

す。

- (3) 普通交付税の繰り上げ交付及び特別交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係経費を確保する。

## 第2 計画的な復興

(主担当)	総務部庶務班、土木部建設班
-------	---------------

### 1 復興計画の作成等

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのための計画的な復興を目指すか検討した上、計画的復興を行う場合は、次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行する。

- (1) 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、復興事業の円滑な遂行を図るものとする。
- (2) 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。

### 2 復興の方法等

- (1) 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという考えのもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- (2) 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。
- (3) 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図るものとする。



## 第4編 大規模事故編





# 第1章 総論

---

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、海難事故、油流出事故、大規模火災、林野火災、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害及び事故の特殊性や影響が甚大な放射性事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

なお、この計画に定めのないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。

## 第1節 大規模事故対策の基本方針

大規模事故については、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、国、県その他防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策と一体となった体制を確立の上、各対策を実施する。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

## 第2節 配備基準等

### 1 配備基準

大規模事故等が発生した場合の本町の配備基準は次のとおりとする。

警戒配備体制	配備基準	対象とする大規模事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	総務課（全員） まちづくり推進課長 税務課長 住民課長 福祉健康課長 都市環境課（全員） 産業観光課（全員） 会計課長 教育課長 公民館長 議会事務局長 農業委員会事務局長 第4支団 本部3役
非常配備体制	設置する本部	災害対策本部（本部長：町長）
	配備基準	対象とする大規模事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	町本部を構成するすべての町の機関
※ 配備の特例措置 (1) 本部長（町長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 (2) 本部長（町長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。		

### 2 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地本部を設置する。現地本部は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

### 3 町本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防本部、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 第2章 大規模火災等対策計画

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 第1 基本方針

本節は、大規模な火災災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

#### 第2 予防計画

##### 1 建築物の不燃化の促進

町は、県と連携のもと、市街地における延焼防止を次により促進する。

- (1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域に指定しており、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。
- (2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

##### 2 防災空間の整備・拡大

都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、必要なものから整備に努めるものとする。

##### 3 市街地の整備

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図るものとする。

##### 4 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図るものとする。

なお、立入検査に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているとともに、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置及び維持・管理されていること。
- (2) 炉・厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例で定める基準どお

り確保されていること。

- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例どおり確保されていること。
- (4) 大規模集客施設での裸火の使用等について、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないこと。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、長生郡市広域市町村圏組合火災予防条例に違反していないこと。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること。

## 5 住宅防火対策

町内の火災による死者（放火自殺者を除く）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及・啓発等を行うものとする。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及・促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

## 6 多数の者を収容する建築物の防火対策

### (1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持・管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

### (2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

## 7 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物にお

ける火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

## 8 文化財の防火対策

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周知な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行うものとする。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行うものとする。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防本部から適切な指導を受ける。

なお、日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と町教育委員会等の協力のもとに適宜、文化財建造物の消火訓練を行うものとする。

## 9 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町及び消防本部は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ、県へ情報提供等の支援を要請する。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防活性化計画に基づき、充足率や財政力等、町の実情を勘案しつつ、必要に応じ県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

### 第3 応急対策計画

#### 1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

#### 2 情報収集・伝達体制

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

#### 3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第3編 風水害等編 第3章「第1節 災害応急活動体制 第4 災害救助法の適用手続き等」に定めるところによるが、大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

#### 4 消防活動

- (1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行うものとする。
- (2) 町長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行うものとする。
- (3) 町は、発災現場の他市町村から応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### 5 救助・救急計画

- (1) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県及び国の各機関並びに地方公共団体等に応援を要請する。
- (2) 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

#### 6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図るものとする。

## 7 避難計画

- (1) 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行うものとする。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

## 8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画及び医療救護に関する計画については、第3編 風水害等編 第3章「第6節 救助・救急及び医療救護活動」及び「第8節 救援物資供給活動」に定めるところによる。

## 第2節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用するなど、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図るものとする。

### 第2 予防計画

#### 1 広報宣伝

##### (1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

町は県の協力のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

##### (2) 学校教育による指導

町は、小、中学校の児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行うものとする。

##### (3) 山火事予防運動の実施

町は、県及び森林組合と連携して、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

##### (4) すいがら入れの保持の徹底

町は、県及び森林組合と連携して、ハイカー及び林業労働者に、携帯用すいがら入れの保持の徹底を図るものとする。

#### 2 法令による規制

##### (1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における長生郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図るものとする。

##### (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町は、林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

##### (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。



### 3 消火施設の設置

町は、森林組合と連携のもと、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽（自然水利の活用）を配備する。

### 4 林野等の整備

#### （1）林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

#### （2）林道

町は、県と連携のもと、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持・管理を図るものとする。

#### （3）防火線

町は、県及び森林所有者と連携し、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実に資するものとする。

### 5 林野火災特別地域対策事業

#### （1）林野火災特別地域の決定

町は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域の場合、県と協議して事業を実施する地域を決定する。

ア 町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 前記ア、イ以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

#### （2）林野火災特別地域対策事業計画の作成

林野火災特別地域に決定した場合、町は、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

## 第3 応急対策計画

### 1 消防計画の樹立

町及び消防本部は、林野火災の発生に備え次の事項に留意した消防計画の樹立を図るものとする。

また、県が作成した地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図をもとに、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

### 2 総合的消防体制の確立

町及び消防本部は、林野火災による被害の拡大を防止するため、次の体制の整備を推進する。

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した町が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図るものとする。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておくものとする。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材、並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て実施するものとする。

町は、必要に応じ、県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努めるものとする。

管 理 委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水 利
自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原 ダム、小向ダム、金山ダ ム、佐久間ダム、長柄ダ ム、東金ダム、勝浦ダム、 荒木根ダム

(8) 救護体制の確立

医療機関が組織する救護班の活動等医療救護体制の確立を図るものとする。

3 避難計画

町及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行うものとする。

#### 4 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

## 第3節 危険物災害対策計画

### 第1 基本方針

本節は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本編 第3章 第3節「道路災害対策計画」の定めるところによる。

#### 1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### 2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### 3 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

### 第2 予防計画

#### 1 危険物

##### (1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

##### (ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

##### (イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

##### (ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行うものとする。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努めるものとする。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行うものとする。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

## (2) 町及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行うものとする。

## 2 高圧ガス

### (1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持・管理に努めるものとする。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図るものとする。

キ 防災訓練の実施

取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めるものとする。

(2) 町及び消防本部

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努めるものとする。

イ 防災訓練の実施

町は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 毒物劇物

(1) 毒物劇物輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取扱う毒物劇物輸入業者等は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物輸入業者等は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

毒物劇物輸入業者等は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

毒物劇物輸入業者等は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努めるものとする。

(2) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、前記(1)により

危害防止に努めるものとする。

#### 4 危険物等による環境汚染の防止対策

町及び消防本部は、県と連携のもと、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図るものとする。

### 第3 応急対策計画

#### 1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

#### 2 危険物

##### (1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

##### ア 通報体制

- (ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

##### イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行うものとする。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

##### ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

##### (2) 町及び消防本部その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと、次の応急対策を実施する。

##### ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県及びその他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

##### イ 救急医療

消防本部は、当該事業所、県、医療機関と連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

なお、県警察、海上保安庁その他関係機関はこれに協力する。

##### ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行うものとする。

エ 避難

町は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行うものとする。

オ 警備

被災地域における警備は、県警察、海上保安庁が関係機関協力のもとに、社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

町は、他の道路管理者、県警察、海上保安庁と連携して、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者とともに、災害の発生原因の究明に当たる。

### 3 高圧ガス

#### (1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じるものとする。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努めるものとする。

#### (2) 町その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図るものとする。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じるものとする。

ウ 防災資機材の調達



消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県、県警察、他の消防機関及び海上保安庁と協力して防災資機材を調達する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ避難の勧告、指示を行うものとする。

オ 原因の究明

消防本部は、県、労働局、学識経験者とともに、災害の発生原因の究明に当たるものとする。

## 4 毒物劇物

### (1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、長生健康福祉センター、県警察又は消防機関へ通報を行うものとする。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じるものとする。

### (2) 町及び消防本部その他関係機関

ア 緊急通報

長生健康福祉センター、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図るものとする。

イ 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努めるものとする。

ウ 救急医療

長生健康福祉センター、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出・救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

長生健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

町は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の勧告・指示を行うものとする。

## 第4節 油等海上流出災害対策計画

### 第1 基本方針

#### 1 計画方針

本町周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

なお、油等海上流出災害については、第三管区海上保安本部及び県が主体となって決定する流出油への対応方針に従い、防災関係機関と一体となった体制を確立の上、対策を実施する。

#### 2 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

#### 3 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

##### （1）第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）等

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命又は身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

## (2) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- エ 国、近隣都県市等関係機関及び各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者及び港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

## (3) 町

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告及び指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

## (4) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

## (5) 九十九里漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策

イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

#### (6) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

#### (7) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制の整備事業の普及啓蒙
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

### 4 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

## 第2 予防計画

### 1 航行の安全確保

- (1) 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備に努めるものとする。
- (2) 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

### 2 広域的な活動体制

町は、平常時から県及び国の各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

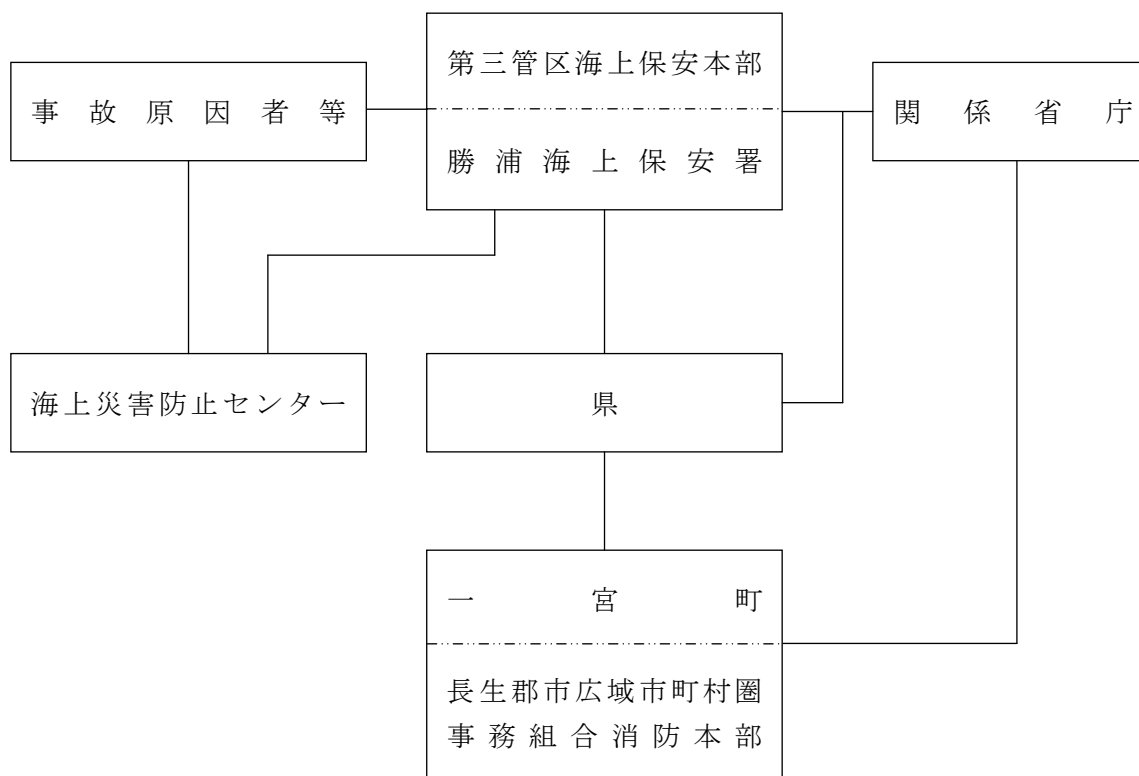
### 3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は、災害応急対策への備えに万全を期す。

#### (1) 情報連絡体制の整備

町は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関と緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

### 油等海上流出災害時の情報連絡系統



#### (2) 油防除作業体制の整備

町は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 油防除資機材等の整備

町は、油防除資機材の整備を図るよう努めるものとする。

### 第3 応急対策計画

#### 1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 油等海上流出災害については、第三管区海上保安本部及び県が主体となって決定する流出油への対応方針に従い、防災関係機関と一体となった体制を確立の上、対策を実施する。
- (3) 町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

#### 2 防除方針

流出した油等は海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、各防災関係機関は、第三管区海上保安本部との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。

### 3 情報連絡活動

#### (1) 町の活動

町は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防本部・消防団等と協力・連携して海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安本部及び県に報告する。

#### (2) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

### 4 流出油の防除措置

#### (1) 町

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努めるものとする。

#### (2) 事故原因者等

ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じるものとする。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。

エ 回収した油の適正な処理を行うものとする。

### 5 広報広聴活動

町は、事故の規模、動向を検討し、次の効果的かつ迅速な広報広聴を行うものとする。

(1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、広報を要請すること

(2) 町防災行政無線等による広報の実施

(3) インターネットの活用

(4) 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

### 6 環境保全等に関する対策

町は、次に掲げる対策を実施し、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

(1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

(2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

(3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努めるものとする。

#### 7 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(一社)茂原市長生郡医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、必要に応じ県に対し協力・実施を要請する。

### 第4 その他

#### 1 補償対策

##### (1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

##### (2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

また、漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

#### 2 事後の監視等の実施

町は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努めるものとする。

## 第3章 公共交通等事故対策計画

### 第1節 海上災害対策計画

#### 第1 基本方針

##### 1 計画方針

本町には、漁港及び港湾がないため、海上災害の危険性は少ないが、周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。ただし、油等の流出事故については本編 第2章「第4節 油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

なお、海上災害については、第三管区海上保安本部が主体となって決定する対応方針に従い、防災関係機関と一体となった体制を確立の上、対策を実施する。

##### 2 対象災害

この計画の対象となる災害は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの。
- (2) 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの。

#### 第2 予防計画

町は、第三管区海上保安本部が実施する海難防止・海上災害防止に係る講習会へ職員を参加させ、海上災害防止思想の習熟に努めるとともに、九十九里漁業協同組合と連携し、海難防止思想の普及に努めるものとする。

また、第三管区海上保安本部及び県を通じて防災関係機関と相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施する。

#### 第3 応急対策計画

##### 1 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。

町は、次のルートにより情報の受伝達を緊急に行うものとする。

なお、県においては、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施する。





### 3 各種活動

町は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

また、第三管区海上保安本部をはじめとする関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

#### (1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

#### (2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防本部の業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づき、消防本部と連携し対処する。

#### (3) 救助・救急

##### ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行うものとする。

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの、並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。

##### イ 町（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した場合、海上保安部・海上保安部及び茂原警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

#### (4) 医療救護

町は、医療機関（（一社）茂原市長生郡医師会、（一社）茂原市長生郡歯科医師会、（一社）茂原市長生郡薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する医療チームは、第3編 風水害等編 第3章「第6節 救助・救急及び医療救護活動」に定めるものとする。

また、町は、医療機関の協力を得、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

#### (5) 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

#### (6) 死体の収容

原則として町は、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第3編 風水害等編 第3章「第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

#### (7) 応援要請

関係機関が相互に密接な協力の上、実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関が相互に密接な協力の上、実施する。

(9) 広報

関係機関が相互に密接な協力の上、実施する。

4 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は、相互に協力し、応援体制を整える。

なお、各機関の応援事項は次の事項を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防本部	人員及び物資の派遣・調達
県	人員及び物資の派遣・調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣・調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣・調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣・調達

## 第2節 鉄道災害対策計画

### 第1 基本方針

#### 1 計画方針

町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、町等のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

#### 2 対象災害

対象とする被害は、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社（上総一ノ宮駅及び東浪見駅周辺）における災害とする。

### 第2 予防計画

#### 1 事業所による予防計画

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものとする。

#### 2 行政等による予防計画

- (1) 町等の地方公共団体、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、鉄道災害について情報収集・連絡が行える体制の整備を図るものとする。
- (2) 町等の地方公共団体及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 町等の地方公共団体、国、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努めるものとする。

### 第3 応急・復旧対策計画

#### 1 応急活動体制

町は、県と連携のもと、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

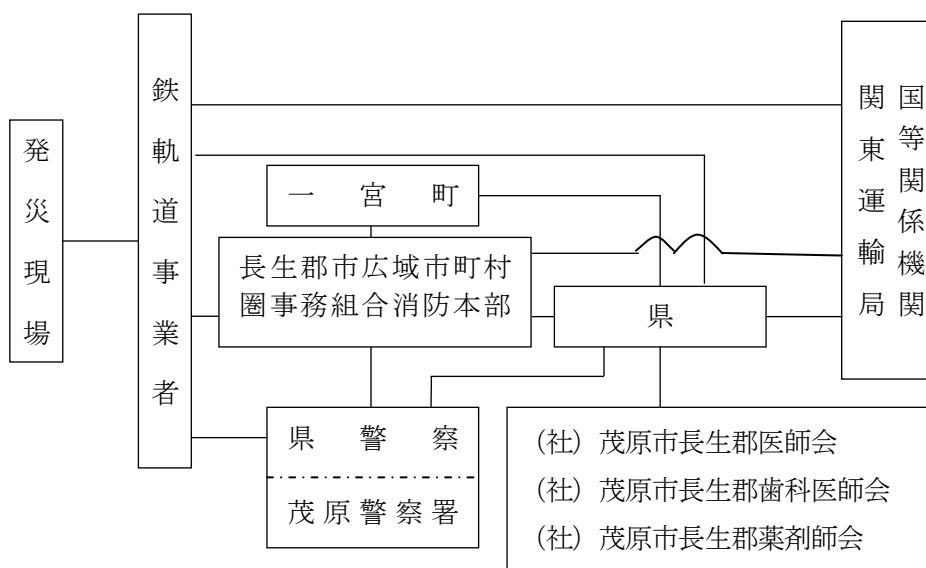
なお、町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

#### 2 情報収集・伝達体制

発見者等からの通報があった場合、消防本部等は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

なお鉄道事故情報等の連絡体制は、次のとおりである。

(1) 鉄道事故情報等連絡系統



(2) 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	一般加入電話	一般加入FAX
総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課  
(一般加入電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線 電 話	防 災 無 線 F A X	一 般 加 入 電 話	一 般 加 入 F A X
東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886

3 相互協力・派遣要請計画

(1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

(2) 町

ア 町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 町は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から応急措置を実施するため必要があると認めるときは、直ちに県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

## 4 消防活動

### (1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

### (2) 消防本部

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行うものとする。

## 5 救助・救急計画

### (1) 鉄軌道事業者

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力を要請する。

### (2) 町

町は、必要に応じて、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助・救急活動のための資器材等を協力等により確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### (3) 医療機関

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

## 6 避難計画

(1) 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行うものとする。

(2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

## 7 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策

### (1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

#### ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図るものとする。

#### イ 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

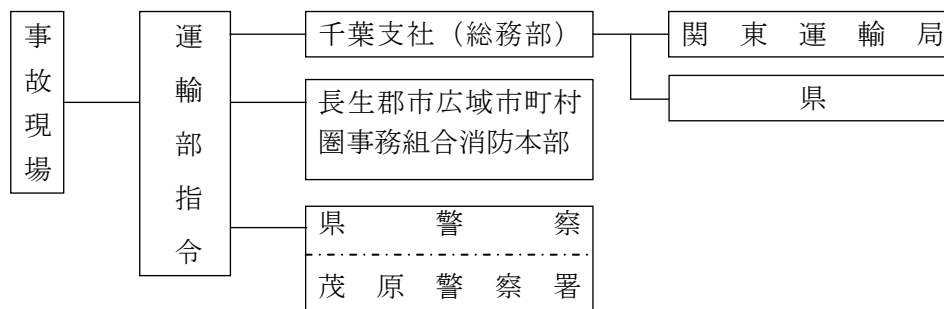
ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(2) 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は次のとおりとし、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防本部に連絡する。

鉄道事故情報等の連絡系統



## 第3節 道路災害対策計画

### 第1 基本方針

#### 1 計画方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

#### 2 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりとする。

- (1) トンネルの崩落
- (2) 橋梁の落下
- (3) 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
- (4) 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

### 第2 予防計画

#### 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講じるものとする。

##### (1) 危険箇所の把握・改修

各道路管理者は、管理する道路について、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図るものとする。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。



実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	町道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行うものとする。 また、土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：県、町等をいい、機関によって実施内容のすべてを行うわけではない。

## (2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

## 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

## 第3 応急対策計画

### 1 応急活動体制

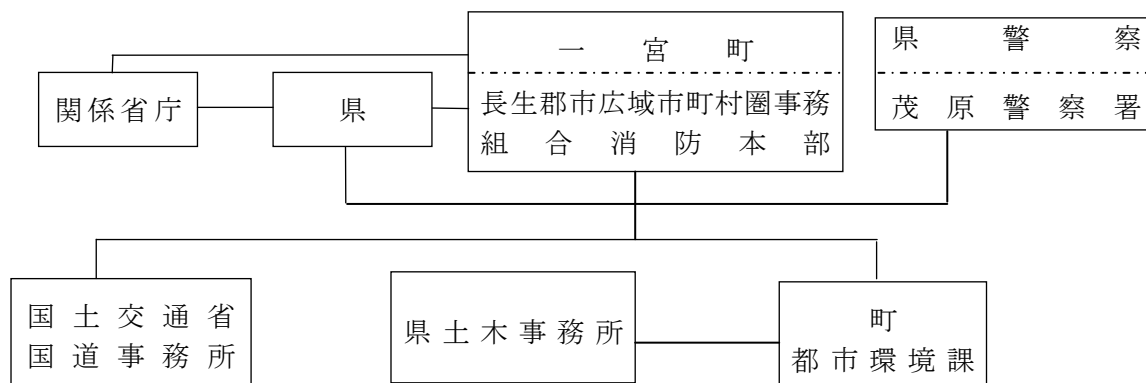
- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

### 2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

#### (1) 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

### 道路災害時の情報連絡系統



#### (2) 応急活動

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は、災害対策本部等の必要な体制をとる。

なお、各機関において実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行うものとする。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行うものとする。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。

実施項目	実施者	実 施 内 容
応急活動	県及び県警察	町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分図れないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行うものとする。
	町及び消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。 なお、災害の規模が大きく災害地の消防本部及び町では十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防本部及び他の市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、次の危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施する。

#### (1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

#### (2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

#### (3) 交通規制

町は、被害の拡大を防止するため、警察、関係機関と協力し、道路の交通を規制する。

#### (4) 避難

町及び警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講じるものとする。

#### (5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

# 第4章 放射性物質事故対策計画

## 第1節 基本方針等

### 第1 計画策定の趣旨

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、防災指針上（「原子力施設等の防災対策について」、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」及び「緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていなければならない区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。これらを受け、町防災計画（大規模事故編）に、防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国及び県の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

※ 核原料物質：	原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
※ 核燃料物質：	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
※ 放射性同位元素：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
※ 原子力事業所：	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
※ 核燃料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
※ 核原料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
※ 放射性同位元素等使用事業所：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
※ 放射性物質取扱事業所：	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取扱う事業所全般をいう。

## 第2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

## 第2節 放射性物質事故予防対策

### 第1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

町は、県と連携のもと、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

### 第2 活動体制の整備

#### 1 情報の収集・連絡体制

町は、国、県、関係市町村、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### 2 通信手段

町は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、町及び県の防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者においては、町等防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

#### 3 応急活動体制

##### (1) 職員の応急活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

##### (2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて、県を通じ専門家の助言が得られるよう連携を図るとともに、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 広域応援体制

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、県及び他市町村との応援協定等により、広域応援体制の整備、充実を図るものとする。

##### (4) 防護資機材等の整備

町は、県、県警察、消防本部及び核燃料物質使用事業者と連携して、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に

努めるものとする。

#### 4 放射線モニタリング体制

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとし、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開することとしている。

町は、県が実施する平常時における環境放射線モニタリング情報の収集に努めるものとする。

#### 5 緊急時被ばく医療体制

##### (1) 被ばく治療可能施設の事前把握

町は、あらかじめ町、県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておく。

##### (2) 傷病者搬送体制

町は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて、広域応援体制の整備に努めるものとする。

##### (3) 緊急時被ばく医療資機材等

町は、県と連携のもと、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努めるものとする。

##### (4) 航空による防災体制

町は、県と連携のもと、独立行政法人放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。

#### 6 退避誘導体制

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時から、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

#### 7 広報相談活動体制

町は、県と連携のもと、放射性物質事故発生時に、住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が行えるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

### 第3 防災教育・防災訓練の実施

#### 1 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放

放射性物質事故に関する教育を実施する。

## 2 住民に対する知識の普及

町は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

## 3 訓練の実施

町は、県と連携のもと、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。



## 第3節 放射性物質事故応急対策

### 第1 情報の収集・連絡

#### 1 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに次の事項について、県、所在市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲、程度等
- (6) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議することとしている。

また、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

#### 2 町内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、本町内において、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに町、県、県警察、消防本部及び国の関係機関に通報する。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報することとしている。

#### 3 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行う。

町は、県が発表する情報の収集に努めるものとする。

#### 4 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合、発見者は、文部科学省に速やかに通報する。

## 第2 事業者による応急対策活動の実施

### 1 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講じるものとする。

### 2 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとする。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。

また、前記に掲げた者以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、前記に準じて必要な対策を行うものとする。

## 第3 町の応急対策活動の実施

### 1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (3) 町における配備の基準は、本編 第1章「第2節 配備基準等」に定めるところによる。

### 2 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握することとしている。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等に協力する。

なお、緊急時における放射線モニタリング等の活動の実施項目は次のとおりである。

- (1) 大気汚染調査（県環境生活部）
- (2) 水質調査（県総合企画部、県健康福祉部、県環境生活部、県水道局）
- (3) 土壌調査（県環境生活部、県農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（県農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（県健康福祉部、県農林水産部）
- (6) 市場流通食品等検査（県健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（県農林水産部）
- (8) 工業製品調査（県商工労働部）
- (9) 廃棄物調査（県総合企画部、県環境生活部、県土整備部、県水道局、県企業庁）

※ この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

### 3 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図ることとしている。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響について把握に努めるものとする。

### 4 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果などから、原子力安全委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請することとしている。

町は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報の提供を受けるとともに、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講じるものとする。

防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

## 5 緊急輸送

町は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、必要に応じて県に支援を要請する。

県は、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じ、航空応援の要請を行うこととしている。

## 6 緊急時被ばく医療対策

町は、緊急時被ばく医療の円滑な実施を図るため、必要に応じて県に支援を要請する。

県は、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て、緊急時被ばく医療対策を行うこととしている。

## 7 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、県と連携のもと、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

なお、県においては、モニタリング結果などの情報をテレビ、ラジオ、県防災行政無線、広報車、県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県ポータルサイト等により迅速かつ的確に広報するとともに、住民等（外国人を含む。）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うこととしている。

## 8 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町は、住民の内部被ばくに対処するため、県を通じて受ける国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限並びに法令に基づく食品の廃棄、回収等の必要な措置を行うものとする。

### 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

## 9 広域避難

### （1）広域避難の調整手続等

広域避難については、県が市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を行うこととなっている。

#### ア 県内市町村間における広域避難等

町は、町の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広

域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長と協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、町からの要請に基づき、受入先市町村の選定や紹介などの調整を行う。

#### イ 都道府県域を越える広域避難等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、町を支援する。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合、県は県内市町村と調整を行い、受入先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援することとしている。

### (2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うこととしている。

#### ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所等）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供してもらい、その情報を避難前の県や市町村へ提供することで、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うこととしている。

#### イ 住宅等の滞在施設の提供

受入先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、町は、県と連携のもと、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努めるものとする。

## 第4節 放射性物質復旧対策

### 1 汚染された土壌等の除去等の措置

町は、県と連携のもと、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

### 2 各種制限措置等の解除

町は、県と連携のもと、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

### 3 被災住民の健康管理

町は、県の協力のもと、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

### 4 風評被害対策

町は、県及び国等と連携のもと、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

### 5 廃棄物等の適正な処理

町は、県及び国等との連携のもと、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じるものとする。